包括外部監査の結果報告書

公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について

令和６年２月

姫路市包括外部監査人　　合田　幹孝

目　　次

第１章　外部監査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　第１節　外部監査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　第２節　報告書における留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
第２章　監査対象の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　第１節　姫路市の市立公園等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　第２節　姫路市の公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等の施策・　24
　第３節　公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関連する姫路市の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
　第４節　公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関連する歳出の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33
第３章　公園部（公園緑地課及び公園整備課 ）・・・・・・・・・・・・・・・・　34
　第１節　公園緑地課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　34
　第２節　ふれあいの館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　76
　第３節　地域コミュニティ施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　87
　第４節　自然観察の森及び桜山公園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　93
　第５節　公園整備課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　108
第４章　姫路城及び周辺公園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　119
　第１節　姫路城総合管理室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　119
　第２節　姫路城管理事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　126
　第３節　動物園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　133
第５章　手柄山中央公園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　140
　第１節　体育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　140
　第２節　平和資料館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　143
　第３節　水族館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　151
　第４節　緑の相談所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　159
　第５節　温室植物園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　168
　第６節　手柄山中央公園整備室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　173
　第７節　公園緑地課及び公園整備課の所管する業務・・・・・・・・・・・・・　176
第６章　名古山霊苑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　178
　第１節　名古山霊苑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　178
第７章　全般的意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　184
　第１節　監査対象部署に共通する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　184
　第２節　公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する事務の今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　185
第８章　監査の結果及び意見の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　189
　第１節　監査の結果及び意見のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　189
　第２節　監査の結果のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　191
　第３節　意見のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　199

第１章　外部監査の概要

第１節　外部監査の概要

１　外部監査の種類

地方自治法第252条の37第１項及び姫路市外部監査条例第２条の規定に基づく包括外部監査

２　選定した特定の事件（監査のテーマ）

包括外部監査人が選定した特定の事件（地方自治法第252条の37第１項、いわゆる「監査のテーマ」）は、次のとおりである。

「公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について」

３　監査対象期間

監査対象期間（年度）は、令和４年度である。

なお、必要に応じて令和３年度以前及び令和５年度についても対象とした。

４　特定の事件の選定の理由

公園は市民の憩いの場として、また、災害時の避難場所として、市民生活に不可欠、かつ、重要な場所である。公園には、大規模な総合公園等の都市公園から、中規模な地区公園、街区公園等の都市公園、小規模なチビッコ広場、スポーツ広場公園まで、大小様々な規模の公園があり、また、災害防止等を図ることを目的とする緑地である緩衝緑地や風致公園、墓園等の特殊な公園である特殊公園などの緩衝緑地等がある。

姫路市において、最近では、これらの公園・緑地及び公園施設等の老朽化や公園の清掃や除草を行っている公園愛護会の担い手の高齢化など公園管理の課題が顕在化している。

姫路市では、これらの課題に対応するために、平成27年４月に、姫路市の都市計画区域内の平成26年度から令和15年度の公園の事業計画書である姫路市都市公園整備プログラムが策定された。

また、令和３年３月に、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」が策定された。当該計画の基本構想第３章（分野目標・政策）中、「07　都市基盤分野」の「政策３　緑と調和した快適な住環境の形成」において、「目指す姿２」として「緑と調和した都市空間が形成されている。」が掲げられている。そして、「目指す姿を実現するための市の取組の方向性（人、地域、活力、土台づくり）」として、次の事項が記載されている。

07　都市基盤分野
政策　３　　緑と調和した快適な住環境の形成
目指す姿　２　　緑と調和した都市空間が形成されている。
＜目指す姿を実現するための市の取組の方向性（人、地域、活力、土台づくり）＞ 〇人・地域 ・　花と緑を楽しめる環境づくり 緑化意識を普及啓発するとともに、市民や地域と一体となって身近な公園や名古山霊苑などにおける緑化を進めることで、花と緑を楽しめる環境を創出します。 〇活力 ・　市民等が主体となった魅力ある公園づくり 公園の魅力向上や維持管理の負担軽減を図るため、公園の整備や管理において、利活用に焦点を当てた市民協働の手法や、民間の経営的視点を導入するなど、市民等が主体となった公園づくりを進めます。 〇土台 ・　誰もが利用しやすい公園等の整備推進 公園機能の再編や統合などを含め、計画的に改修・更新しながら、市民の憩いやレクリエーションの場、避難場所として、誰もが利用しやすい公園や広場などの整備を進めます。 ・　手柄山中央公園の魅力向上 新駅や新体育館などの整備と既存施設の再整備を進めるとともに、施設間の円滑な移動動線を確保することで、「スポーツ」や「平和と学び」、「緑豊かなやすらぎ」の拠点として手柄山中央公園の魅力を向上させます。

現在は、これらの計画等に基づき、公園・緑地及び公園施設等の整備、維持管理等がなされているところである。

姫路市には、姫路市を代表する姫路公園や手柄山中央公園などの総合公園や墓地公園である名古山霊苑などがあり、姫路市の管理する公園数は、約1,300箇所に及んでいる。

姫路公園は、世界文化遺産国宝姫路城の周辺にあり、訪日外国人の観光を意識した整備が重要であり、手柄山中央公園は、園内の一部施設老朽化により、現在再整備が行われている状況である。また、名古山霊苑は、苑内は花と緑に包まれて、散策スポットとしても多くの人々に親しまれている。

このような代表的な公園を含め、身近な公園が今後どのように整備・維持管理されていくかは姫路市民にとって関心が高いと考えられ、姫路市の財政運営の厳しさがより一層増すことが想定される中で、外部の視点から、公園・緑地及び公園施設等に関する財務事務が、関係法規等に則り適正に、かつ、時代の要請を反映した経済性・効率性・有効性を十分に追求して執行されていることを検証及び報告を行うことは、姫路市の行財政の運営及び姫路市民にとって有用であると考える。

そこで、令和５（2023）年度の包括外部監査においては、「公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について」を特定の事件として選定することとした。

５　監査対象とした部署

監査対象とした部署は、建設局公園部（公園緑地課、公園整備課）、観光経済局姫路城総合管理室（動物園、姫路城管理事務所を含む）、観光経済局スポーツ振興室（体育施設担当）、観光経済局手柄山中央公園整備室（平和資料館、緑の相談所、水族館を含む）である。また、必要に応じて、これらの所管する公の施設の管理を行わせているもの（出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものに限る。）についても対象とした。

なお、観光経済局は、令和５年７月１日の組織改正により、観光スポーツ局から変更されている。

６　外部監査の方法

(1) 監査の視点

① 公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する事務の執行等が、法令及び条例に準拠して行われているか。

② 公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する事務の執行等が、姫路市の規則、要綱等に準拠して行われているか。

③ 公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する事務事業が、経済的・効率的に行われているか（特に業務委託、工事請負及び補助金等の交付について）。

④ 公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関連する事務事業について、目的としている成果または効果をあげているか（特に業務委託、工事請負及び補助金等の交付について）。

⑤ 公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関連する資産について、適正な管理がなされ、有効に利用されているか。

⑥ 公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関連する施設の管理運営が、経済的・効率的に行われているか。

(2) 外部監査の主な手続

① 公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する事務の執行等について、関係書類を閲覧し、必要に応じて質問を行うとともに、関連法規並びに条例及び規則等との照合を行い、事務事業等の執行が合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に行われているかについて監査した。

② 建設局公園部が所管する市内各所の倉庫等について、現地へ往査し、備品の実査等を実施した。

③ 出先機関のうち、船津公園ふれあいの館、網干南公園ふれあいの館、平和資料館、緑の相談所、水族館及び動物園については、現地へ往査し、関係書類の閲覧、質問、各機関に関連する公園施設の視察、備品の実査等を実施した。

④ 公の施設のうち、自然観察の森及び好古園については、現地へ往査し、関係書類の閲覧、質問、施設の視察を実施した。また、自然観察の森については備品の実査を実施した。

⑤ 必要に応じて、包括外部監査人が任意に選定した市内各所の市立公園を視察した。

７　外部監査の従事者

（1）包括外部監査人

公認会計士　　合田　幹孝

（2）包括外部監査人補助者

監査委員との協議（地方自治法第252条の32第１項）を経て、次のとおり補助者を選任した。(順不同)

公認会計士　　道幸　尚志
公認会計士　　竹川　正剛
公認会計士　　因幡　　健
公認会計士　　畑山　直久
公認会計士　　山本　康善
弁　護　士　　太田　悠子

８　外部監査の実施期間

令和５年６月26日から令和６年２月８日まで

９　利害関係

外部監査の対象とした特定の事件につき、包括外部監査人及び監査補助者には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第２節　報告書における留意事項

１　「監査の結果」及び「意見」について

この報告書では、監査の結論を「監査の結果」と「意見」に分けて記載した。

「監査の結果」は、是正・改善を求める事項であり、主として合規性に関する事項（法令、条例、規則、要綱等に形式的・実質的に違反していると判断した事項）である。また、合規性に関する事項ではないが社会通念上著しく適切さを欠いていると判断した事項も含んでいる。

また、「意見」は、「監査の結果」には該当しないが、経済性・効率性・有効性の観点から、包括外部監査人が組織及び運営の合理化に資すると判断し、改善について検討を求める事項を記載している。

２　資料の出典について

この報告書に掲載している図、表等の資料の出典のうち、特に明記のないものは、姫路市が作成した資料及びこれらの資料を基に監査人が加工したものである。

３　端数処理について

この報告書に記載している図、表等における数値については、端数処理の関係で、明細数値を合計した数値と、合計として記載されている数値が一致しない場合がある。

第２章　監査対象の概要

第１節　姫路市の市立公園等

今年度の包括外部監査の主要な対象は、姫路市の市立公園、広場その他の設置、管理等である。このうち、市立公園の設置、管理等については、姫路市立公園条例（この節において、「公園条例」という。）が必要な事項を定めている。

１　市立公園の定義

公園条例第２条第１号は、「市立公園」の定義を定めている。

【姫路市立公園条例】
（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（1）市立公園　都市公園及び都市公園以外の公園をいう。
（以下略）

この公園条例における「都市公園」については、同条例第２条第２号がその定義を定めている。

【姫路市立公園条例】
（定義）
第２条　（略）
（1）略
（2）都市公園　市立の都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する都市公園をいう（第３条の３を除く。）。
（以下略）

なお、「都市公園以外の公園」については、公園条例第２条第４号がその定義を定めている。また、同号の「公園施設」については、第５号がその定義を定めている。

【姫路市立公園条例】
（定義）
第２条　（略）
（1）～（3）略
（4）都市公園以外の公園　都市公園以外の市立の公園又は緑地をいい、市が当該公園又は緑地に設ける公園施設に準ずる施設を含むものとする。
（5）公園施設　法第２条第２項に規定する公園施設をいう。
（以下略）

以上から、「市立公園とは何か」を理解するには、まず、「都市公園とは何か」を理解する必要がある。

２　都市公園の定義

公園条例第２条第２号にもあるように、「都市公園」の定義は、都市公園法第２条第１項において示されている。

【都市公園法】
（定義）
第２条　この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。
一　都市計画施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第６項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地
二　次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの
（以下略）

都市公園法上の「都市公園」のうち、地方公共団体が設置するものについて理解するためには、上記の条文で網掛けをした公園、緑地、公園施設、都市計画施設及び都市計画区域について知る必要がある。以下では、これらについて述べることにする。

（注）なお、都市公園法第２条の２に、次のように「設置」の意義が定められているが、都市公園法上「設置する」という言葉は単純に公園をつくるという意味ではない。「公告」を行って、初めて都市公園として設置されたことになる（これは「供用告示」と呼ばれることがある）。

【都市公園法】
（都市公園の設置）
第２条の２　都市公園は、次条の規定によりその管理をすることとなる者が、当該都市公園の供用を開始するに当たり都市公園の区域その他政令で定める事項を公告することにより設置されるものとする。

（1）公園

法律上の定義はないが、国土交通省が都市計画制度全般にわたっての考え方を参考として広く一般に示すために作成している「都市計画運用指針」に、以下のように記載されている。

公園とは、主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震火災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地である。
（令和５年12月「都市計画運用指針」第12版）

（2）緑地

これも公園と同様に法律上の定義はないが、「都市計画運用指針」に以下のように記載されている。

緑地とは、主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地である。
（令和５年12月「都市計画運用指針」第12版）

（3）公園施設

都市公園法第２条第２項において定義が示されている（なお、公園施設については公園条例第２条第５号で、同条例上の公園施設もこの都市公園法第２条第２項に規定する公園施設をいうとしている。）。

【都市公園法】
（定義）
第二条　（第１項　略）
２　この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。
一　園路及び広場
二　植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
三　休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
四　ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
五　野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
六　植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
七　飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
八　門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
九　前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの
３　略

（4）都市計画施設

都市計画法における「都市計画施設」とは、都市計画において定められた都市計画法第11条第１項各号に掲げる施設をいう（都市計画法第４条第６項）。

【都市計画法】
（都市施設）
第十一条　都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。
一　道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
二　公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
三　水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
（以下略）

なお、都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、都市計画法（第２章）の規定に従い定められたものをいう（都市計画法第４条第１項）。

（5）都市計画区域

都市計画法における「都市計画区域」とは、都市計画法第５条第１項にあるとおり、「一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域」として都道府県が指定する区域のことをいう。

姫路市の場合は、合併前の姫路市および香寺町の全域が都市計画区域とされており、

合併前の家島町、夢前町及び安富町の全域が都市計画区域外とされている。

【都市計画法】
（都市計画区域）
第五条　都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

以上の都市公園法第２条第１項第１号における地方公共団体が設置する都市公園の定義は、次の図のように整理することができる。

＜都市公園の定義の整理＞

都市計画区域内にあれば、都市計画施設であっても
なくても、供用告示することで都市公園になる

都市計画区域外の場合、都市公園になれるの
は都市計画施設である公園のみ

	都市計画区域内		都市計画区域外	
	供用告示済	供用告示未済	供用告示済	供用告示未済
都市計画施設である公園又は緑地	○	×	○	×
都市計画施設でない公園又は緑地	○	×	—	—

○：都市公園
×：都市公園でない

都市計画区域外で都市計画施設でない公園は都市公
園として供用告示できない

（出典：平塚勇司「都市公園のトリセツ」（学芸出版社）16ページ）

３　都市公園（地方公共団体が設置するもの）の種類

都市公園の種類は明確に都市公園法に書いてあるわけではない。都市公園法施行令第２条第１項には配置の基準などが記載されているが、具体的な名称は出てこず、第１号～第３号がそれぞれ街区公園、近隣公園、地区公園に相当する。

具体的な名称は、都市計画法施行規則第７条第５号に、都市計画で定めるときの公園の種別として街区公園など（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園または特殊公園）の名称が出てくる。街区公園などの公園の名称が具体的に出てくるのは法令ではここだけである。

また、都市公園法施行令第２条第１項第４号には、総合公園、運動公園、広域公園に相当する都市公園について規定されており、同施行令第２条第２項には、緩衝緑地、

風致公園等に相当する都市公園について規定されている。

（注）都市公園法ではないが「レクリエーション都市整備要綱」を根拠とするレクリエーション都市も、都市公園の１つに数えられている。

【都市公園法施行令】

（地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準）

第二条　地方公共団体が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて当該市町村又は都道府県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

一　主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、〇・二五ヘクタールを標準として定めること。

二　主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、二ヘクタールを標準として定めること。

三　主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、四ヘクタールを標準として定めること。

四　主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

２　地方公共団体が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

【都市計画法施行規則】

（都市施設について都市計画に定める事項）

第七条　令第六条第二項の国土交通省令で定める種別及び構造の細目は、次の各号に掲げる種別及び構造について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一～四　略

五　公園の種別　街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園又は特殊公園の別

六・七　略

なお、法令ではないが、「都市計画運用指針」には、公園の種別、名称、規模及び配置並びに緑地の規模及び配置が記載されている。

また、現在、国土交通省のウェブサイトには「都市公園の種類」というページが登載されている。次に示すのは、当該ページに登載されている都市公園の種類と種別である（ただし、国営公園については除いてある）。

＜都市公園の種類＞

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で１箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で１箇所当たり面積２haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で１箇所当たり面積４haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積４ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ１箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ１箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに１箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、１箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区（注）又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20ｍを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

（注）近隣住区：幹線街路等に囲まれたおおむね１km四方(面積100ha)の居住単位

（出典）https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000138.html

４　都市公園以外の公園

既述のように、「都市公園以外の公園」については、公園条例第２条第４号がその意義を定めている。また、同号の「公園施設」については、第５号がその定義を定めている。

【姫路市立公園条例】
（定義）
第２条　（略）
(1)～(3) 略
(4) 都市公園以外の公園　都市公園以外の市立の公園又は緑地をいい、市が当該公園又は緑地に設ける公園施設に準ずる施設を含むものとする。
(5) 公園施設　法第２条第２項に規定する公園施設をいう。
（以下略）

なお、公園条例第２条第４号と都市公園法第２条第１項（柱書）を対比すると、規定はよく似ていることがわかる。

【都市公園法】
（定義）
第二条　この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。
（以下略）

姫路市における「都市公園」は、大まかには「姫路市が、都市計画区域である平成18年合併前の旧姫路市及び旧香寺町の区域に設置する公園又は緑地（市が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含む)」であるといえる。

したがって、姫路市における「都市公園以外の公園」は、大まかには「都市計画区域外である平成18年合併前の旧家島町、旧夢前町及び旧安富町の区域における市立の公園又は緑地（市が当該公園又は緑地に設ける公園施設に準ずる施設を含む)」であるといえる。

５　広場その他

姫路市建設局公園部が作成している「姫路市の公園緑地」（なお、本節９に「姫路市の公園緑地」に基づく姫路市の市立公園その他の件数、面積等を掲載している。）には、市立公園のほか、「広場その他」として、市民広場、スポーツ広場公園、チビッコ広場及びその他が掲載されている。

(1) 市民広場

市民広場については、姫路市の条例、規則等においては定義されていないが、「姫路市の公園緑地」によると、具体的には次の二つである（令和５年３月31日現在)。

名称	所在地	供用面積（ha）	供用開始
八木市民広場公園	八家1296-5外	0.18	S57.3.31
高岡市民広場	東今宿5丁目3番	0.51	S59.3.31

（2）スポーツ広場公園

主にスポーツの用に供するため、市内の空閑地等を活用して市が設置する公園に類する機能を有する場所をいう（スポーツ広場公園設置要綱第２条）。

（3）チビッコ広場

幼児の遊び場対策として、自治会等が当該地域内の適当な場所（更地）に設置し、管理する子供の遊び場で、その面積が300平方メートル程度のもの（遊戯具、棚及び植木等の設置を含む）をいう（チビッコ広場開設要綱第２条）。

（4）その他

「姫路市の公園緑地」に「その他」として記載されているものは、次のとおりである（令和５年３月31日現在）。

名称	所在地	供用面積（ha）	備考
網干川緑地	網干区新在家884-1外	0.06	河川
飾磨宮公園	飾磨区宮16-29外	0.09	街区
外堀川緑地	神屋町	0.70	河川
豊富黒田公園	豊富町神谷	0.24	街区
長池緑道	飾西745-207外	0.71	緑道
長池緑道(2)	飾西745-207外	0.71	緑道
南八家公園	八家1207-1外	0.11	街区
問屋川緑道	網干区新在家	0.23	緑道
川尻緑地	飾磨区中島3578外	0.81	都緑
御国野市民広場	御国野町御着	0.36	他

６　姫路公園

姫路城は、平成５年12月に人類共通の普遍的な価値を有する文化財としてユネスコの世界遺産に登録され、名実ともに日本が世界に誇る国民的文化遺産となっている。

姫路公園は、この国宝・姫路城を中心として整備された都市公園である。姫路市の歴史的・文化的拠点として、城と一体となった歴史的な雰囲気が醸し出される水と緑豊かな都市空間を形成している。平成18年10月には「日本の歴史公園100選」にも選ばれ、日本を代表する歴史公園となっている。

姫路公園内には動物園、好古園、美術館、県立歴史博物館、日本城郭研究センターなどの教養施設があり、また、城の玄関口に大手前公園、家老屋敷跡公園、城の北にシロトピア記念公園、東には東御屋敷跡公園、城見台公園と姫路公園内にも通称名で呼ばれている各公園がある。市民はもとより観光客の憩いの場として利用され、イベント開催時には大変賑わいを見せている。

姫路城の周囲は昭和31年に107.5haが文化財保護法による特別史跡に指定されている。その後も追加指定を受け、現在は107.81haが特別史跡の指定を受けている。また、昭和42年、特別史跡内の55.2haが「姫路公園」として都市計画決定を受け、現在は68.1haが都市計画決定されている。

区域の詳細図は下記のとおりである。

姫路公園内の主な構成要素は、次頁の通りである。

名　称	内　容
大手前公園	大手前公園は、姫路城の玄関口として中心市街地活性化のためのイベントが多数行なわれている。公園面積は、2.5haで中央の広場を囲むように木々が植栽され、緑の多い憩いの空間となっている。現在はさらに利用しやすい公園形態にするため再整備事業を行っている。
家老屋敷跡公園	家老屋敷跡公園は、酒井藩時代（1750年代）の筆頭家老高須隼人が屋敷を構えていた所である。姫路城下町のメインストリートであった南北街路を園路として整備し、屋敷割りの表示など江戸時代の城郭をイメージアップしている。
シロトピア記念公園	シロトピア記念公園は、平成元年に市政100周年を記念して開催された『姫路百祭シロトピア』のメインイベント『’89姫路シロトピア博』の会場跡地を記念行事の成功を後世に伝えるとともに、より多くの市民、観光客に親しまれる公園として整備された。
東御屋敷跡公園	東御屋敷跡公園は、姫路城の東側に位置し、城見台公園の北側にある。一面芝生に覆われた公園は、姫路城に相応しい緑の空間となっている。
城見台公園	城見台公園は、『世界遺産姫路城十景』に選ばれている。公園から見る姫路城の優雅な姿は見る人の心に安らぎをあたえてくれている。
東部・西部・北部中濠	姫路城周囲の濠の水は、船場川から取水している。取水ポイントは２箇所あるが、北部中濠にある取水口が、主なポイントである。北部中濠へ入った水は東西へ分かれ、移流ポンプにより水を循環させている。濠の水は約５日間で循環し、最後は西部中濠から船場川へと戻っている。
南部土塁	南部土塁は国道２号線沿いにある。夜は石垣をライトアップし、姫路城のライトアップに合わせ荘厳な雰囲気を創出している。
千姫の小径	千姫の小径は、西部中濠と船場川の間に南北にのびた土の道である。道には、モミジや桜が植えられ、左右の水と共に心を和ましてくれる散策路となっている。
桜門橋	江戸時代には、大手門には内濠を渡るために木橋が架けられていた。 現在の桜門橋は、発掘調査で出土した橋台の遺構を活かしながら、江戸時代の木橋をイメージして築いたものである。幅７m、長さ22mあり、平成19年２月に完成した。
武者溜り	武者溜りは、登城する武者が控えていたとされる場所で、大手門から好古園の間で面積は約0.5haある。桜門橋前の広々とした武者溜りは、ゆとりのある空間となっている。

７　手柄山中央公園

手柄山中央公園は、中心市街地の南西部に位置し、ＪＲ山陽本線を挟んで姫路城と対峙した地区にある手柄山周辺を開発した、年間160万人以上の利用者が訪れる総合公園である。都心部の大規模緑地を形成しており、山頂付近から北側は、世界文化遺産・国宝姫路城や周辺市街地を眺望でき、南側は瀬戸内海を一望できる。現在、園内施設の著しい老朽化等の課題やＪＲ姫路・英賀保間新駅の整備構想、文化センターの移転への対応に迫られており、また、さらなる魅力向上を目指し、「感動と笑顔あふれる憩いの交流空間の創出」をコンセプトに再整備を進めているところである。

現在の再整備スケジュールは下記のとおりである。

整備順位	整備区域	主な整備対象施設	整備目標年次
第１期	（公園北西部） ・手柄山遊園 ・慰霊塔周辺区域	・市民プール（屋内プール・レジャープール） ・新体育館 ・ちびっこ広場 ・回転展望台 ・スリラー塔・ロックガーデン周辺 ・連絡通路 ・その他園路等の附帯施設	令和８年度
第２期	（公園東部） ・文化センターの移転後の跡地 ・現緑の相談所周辺等	・植物園・緑の相談所 ・芝生広場 ・レストハウス ・その他園路等の附帯施設	令和８年度以降

８　名古山霊苑

名古山霊苑は、姫路城の西約１キロメートルに位置する総面積29.4ヘクタールの墓地公園で、中央山頂には鉄筋コンクリート造の仏舎利塔を中心に噴水池や石仏堂が立ち並んでいる。仏舎利塔は、インドの故ネール首相から贈られた仏舎利を安置しており、高さ約38メートルの中心塔を６つの塔で囲む連立式になっている。周りには４つの納骨堂も配置されている。縦覧料を払って仏舎利塔の内部に入ると、金色に輝く厨子や鳳凰、様々な仏像が立ち並ぶ仏教芸術を観覧することができる。

名古山霊苑内には、桜やツツジ、イチョウなどが多く植えられており、市民の散策スポットとしても親しまれている。兵庫県観光百選地に選ばれており、また、朝日新聞社による「ひょうご風景100選」にも選ばれている。

９　姫路市の市立公園その他の状況（「姫路市の公園緑地」より）

令和５年３月31日現在の姫路市の市立公園その他の件数、面積等は、次の表のとおりである。

種別					件数	面積（ha）	一人当たり公園等面積（㎡）	公園愛護会の数（一部重複あり）
姫路市の市立公園	都市公園	基幹公園	住区基幹公園	街区公園	832	93.37	1.78	795
				近隣公園	30	46.27	0.88	7
				地区公園	14	46.86	0.89	4
			都市基幹公園	総合公園	7	141.29	2.70	3
				運動公園	1	8.00	0.15	1
		特殊公園	風致公園		1	0.45	0.01	2
		緩衝緑地			1	72.43	1.38	0
		都市緑地			9	9.12	0.17	4
			河川		49	48.09	0.92	18
		緑道			6	11.26	0.21	3
		都市公園合計			950	477.14	9.09	837
	市立公園（都市計画区域外）				37	9.33	0.18	9
	公園総計				987	486.47	9.29	846
広場その他	広場	市民広場			2	0.69	0.01	2
		スポーツ広場公園			126	26.69	0.51	
		チビッコ広場			174	9.06	0.17	
	その他				10	3.47	0.07	1
	広場その他合計				312	39.91	0.76	3

（注）一人当たり公園等面積は、令和５年３月１日姫路市推計人口（523,797人）による。

（出典：「姫路市の公園緑地」2023年度（令和５年度）版）

10　主な市立公園の位置図

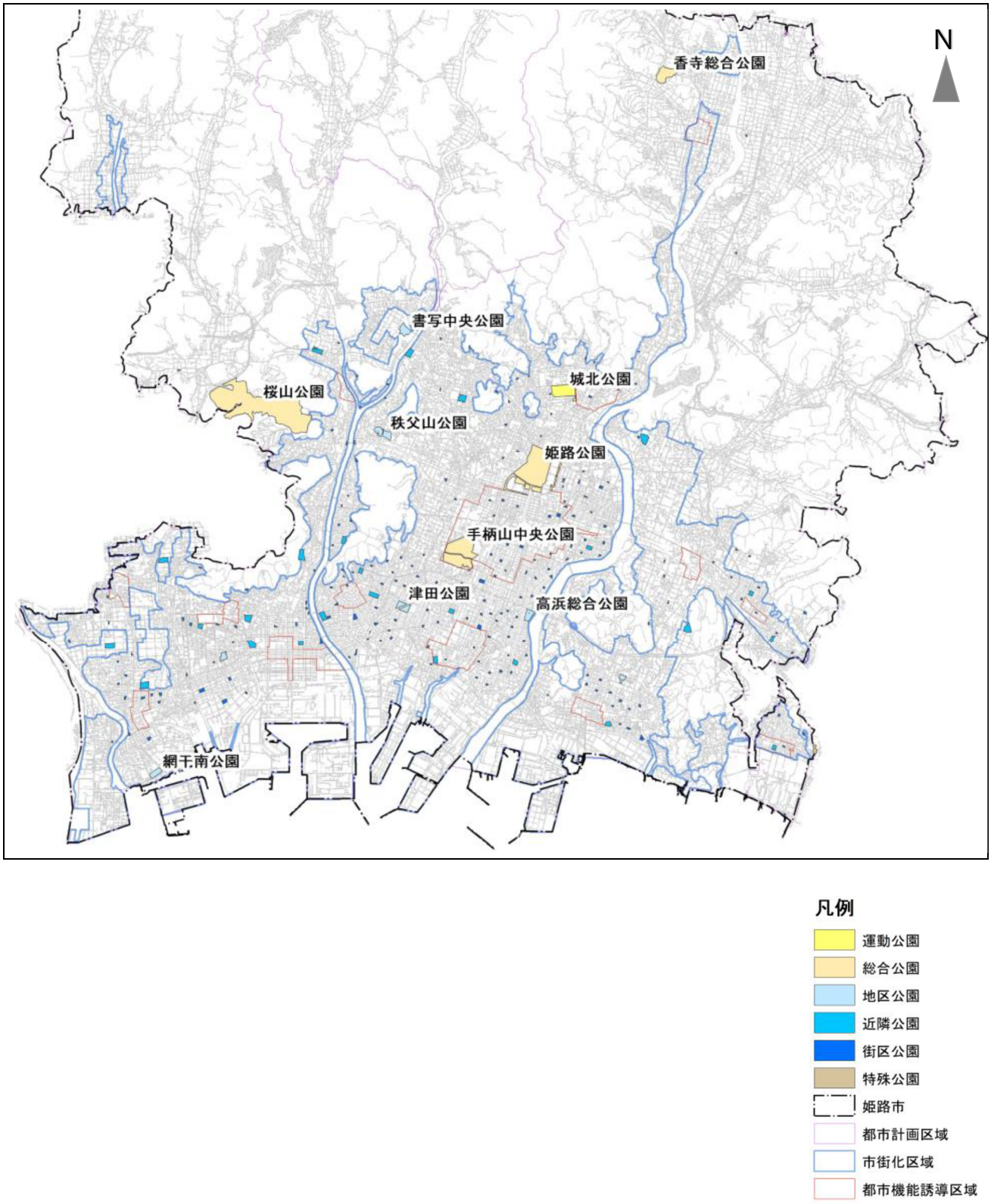

（出典：姫路市パークマネジメントプラン）

11　小学校区別の市立公園の状況

No.	小学校区名	都市公園											
		街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		風致公園	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
1	城東	12	2.72										
2	東	7	1.55										
3	白鷺	6	1.85					1	62.61				
4	船場	8	0.84										
5	城西	3	0.08			1	0.65						
6	広峰	36	1.68							1	8.00		
7	城北	7	0.63										
8	城乾	7	0.88										
9	野里	3	0.38										
10	砥堀	17	0.99										
11	水上	14	1.71										
12	増位	10	1.18			1	4.02						
13	安室	19	1.00	2	3.98								
14	安室東	28	1.76	1	2.70								
15	高岡	7	0.53	1	0.40	1	0.31						
16	高岡西	16	1.64			1	6.80						
17	荒川	22	2.75	1	1.10	1	0.44						
18	手柄	17	3.37	1	1.10			1	37.70				
19	城陽	18	4.18	2	2.20			1	8.30				
20	白浜	15	2.59	1	1.30			1	0.37				
21	妻鹿	5	0.39										
22	高浜	22	2.75			1	4.00						
23	飾磨	25	3.73	1	1.50								
24	津田	19	2.53			1	4.50						
25	英賀保	17	3.93	2	4.50								
26	広畑	6	1.53	1	1.10								
27	広畑第二	10	0.95	2	5.00								
28	八幡	40	2.64	1	1.60								
29	大津	30	2.63			1	1.30						
30	南大津	6	1.72										
31	大津茂	18	1.43	1	2.40								
32	網干	21	2.99	1	3.00	1	4.05						
33	網干西	8	0.70										
34	旭陽	22	1.85										
35	勝原	29	1.01	1	0.33			1	11.29				
36	余部	9	0.77										
37	八木	5	1.17									1	0.45
38	糸引	36	2.03	1	0.16	1	1.30						
39	曽左	21	1.90			1	4.90						
40	峰相	8	2.14										
41	白鳥	13	1.09	1	2.50								
42	青山	20	1.87					1	8.68				
43	太市	2	0.31										
44	四郷	16	2.47										
45	別所	13	1.88	2	2.00								
46	御国野	21	1.01			1	11.60						
47	花田	20	1.18	1	3.70								
48	谷外	17	0.78										
49	谷内	3	0.53										
50	豊富	16	3.82			1	0.32						
51	山田	3	0.33	1	1.71								
52	船津	5	0.82			1	2.67						
53	的形	12	1.38	1	0.93								
54	大塩	9	1.85	1	1.00								
55	林田	2	0.45	1	1.34								
56	伊勢	1	0.22										
57	家島												
58	坊勢												
59	置塩												
60	古知												
61	前之庄												
62	蒭野												
63	上菅												
64	菅生												
65	香呂	8	0.77	1	0.35			1	12.34				
66	中寺	12	0.64	1	0.37								
67	香呂南	10	0.87										
68	安富南												
69	安富北												
99	広域												
合　計		832	93.37	30	46.27	14	46.86	7	141.29	1	8.00	1	0.45

No.	小学校区名	都市公園								市立公園（都市公園以外）	
		緩衝緑地		都市緑地／緑地		都市緑地／河川		緑道			
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
1	城東										
2	東			1	0.21	2	8.03				
3	白鷺			1	0.29			1	0.03		
4	船場										
5	城西										
6	広峰										
7	城北										
8	城乾										
9	野里					2	2.36				
10	砥堀					2	1.43				
11	水上					2	1.89				
12	増位										
13	安室										
14	安室東			1	0.14						
15	高岡										
16	高岡西					2	0.85				
17	荒川			1	0.26						
18	手柄										
19	城陽			1	0.58	1	3.27				
20	白浜							1	2.40		
21	妻鹿			1	6.07	1	0.16				
22	高浜					4	1.28				
23	飾磨			1	0.03			1	0.28		
24	津田							1	0.35		
25	英賀保					3	2.48				
26	広畑					1	2.12	1	3.10		
27	広畑第二										
28	八幡					6	3.89				
29	大津					2	0.25				
30	南大津					1	0.26				
31	大津茂					1	0.06				
32	網干										
33	網干西			1	0.19						
34	旭陽										
35	勝原										
36	余部					1	0.44				
37	八木										
38	糸引					1	1.06				
39	曽左			1	1.35						
40	峰相					2	1.03				
41	白鳥					1	0.35				
42	青山					2	1.01				
43	太市										
44	四郷					1	5.72				
45	別所										
46	御国野										
47	花田					7	6.92				
48	谷外										
49	谷内										
50	豊富										
51	山田										
52	船津										
53	的形										
54	大塩							1	5.10		
55	林田					3	0.89				
56	伊勢										
57	家島									4	2.18
58	坊勢									2	0.12
59	置塩									4	1.29
60	古知									5	0.18
61	前之庄									6	4.30
62	莇野										
63	上菅									2	0.18
64	菅生									11	0.61
65	香呂										
66	中寺										
67	香呂南					1	2.34				
68	安富南									2	0.22
69	安富北									1	0.25
99	広域	1	72.43								
合　計		1	72.43	9	9.12	49	48.09	6	11.26	37	9.33

No.	小学校区名	市民広場		スポーツ広場公園			チビッコ広場			その他公園	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(㎡)	面積(ha)	箇所数	面積(㎡)	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
1	城東			1	2,200	0.22	1	91	0.01	1	0.7
2	東						1	233	0.02		
3	白鷺						1	600	0.06		
4	船場			1	1,830	0.18					
5	城西			1	1,900	0.19	3	3,973	0.40		
6	広峰			1	1,540	0.15	4	1,092	0.11		
7	城北						2	329	0.03		
8	城乾						2	870	0.09		
9	野里										
10	砥堀			1	4,370	0.44	3	2,051	0.21		
11	水上			1	1,830	0.18	4	1,469	0.15		
12	増位										
13	安室			1	960	0.10	2	1,259	0.13		
14	安室東			2	4,160	0.42	2	949	0.09		
15	高岡	1	0.51				2	828	0.08		
16	高岡西						2	451	0.05		
17	荒川			9	17,250	1.73	6	3,849	0.38		
18	手柄			1	3,410	0.34	2	4,314	0.43		
19	城陽						1	261	0.03		
20	白浜			2	10,690	1.07					
21	妻鹿						1	998	0.10		
22	高浜			2	13,050	1.31	2	1,620	0.16		
23	飾磨			2	4,090	0.41	3	667	0.07	2	0.9
24	津田										
25	英賀保			5	4,510	0.45	4	1,654	0.17		
26	広畑										
27	広畑第二			1	480	0.05	2	1,285	0.13		
28	八幡						1	613	0.06		
29	大津			2	3,870	0.39	3	546	0.05		
30	南大津						4	1,996	0.20		
31	大津茂			1	620	0.06					
32	網干			1	690	0.07	3	1,111	0.11	2	0.29
33	網干西			1	1,080	0.11	2	226	0.02		
34	旭陽			4	5,220	0.52	3	1,391	0.14		
35	勝原			6	8,690	0.87	6	1,975	0.20		
36	余部						2	1,081	0.11		
37	八木	1	0.18	1	1,010	0.10	3	1,452	0.15	1	0.11
38	糸引			2	3,330	0.33	4	1,808	0.18		
39	曽左			5	5,460	0.55	3	1,284	0.13		
40	峰相			3	3,480	0.35	3	933	0.09		
41	白鳥			2	2,410	0.24				2	1.42
42	青山			1	13,480	1.35	1	1,623	0.16		
43	太市			6	10,700	1.07	1	817	0.08		
44	四郷			5	12,090	1.21	10	4,779	0.48		
45	別所			3	5,300	0.53	2	620	0.06		
46	御国野			5	14,270	1.43	6	2,783	0.28	1	0.36
47	花田			4	9,000	0.90	2	2,902	0.29		
48	谷外			4	6,470	0.65	5	2,579	0.26		
49	谷内			4	5,060	0.51	6	3,364	0.34		
50	豊富			7	12,050	1.21	8	4,354	0.44	1	0.24
51	山田			6	8,620	0.86	6	2,943	0.29		
52	船津			4	18,820	1.88	8	5,552	0.56		
53	的形			2	2,580	0.26	4	2,331	0.23		
54	大塩			2	15,340	1.53	3	1,102	0.11		
55	林田			1	1,120	0.11	2	1,405	0.14		
56	伊勢			1	890	0.09	2	470	0.05		
57	家島										
58	坊勢						1	479	0.05		
59	置塩										
60	古知			1	5,080	0.51	2	632	0.06		
61	前之庄			2	1,920	0.19	5	3,147	0.31		
62	莇野						1	931	0.09		
63	上菅						3	1,496	0.15		
64	菅生								0.00		
65	香呂			4	9,440	0.94	4	1,187	0.12		
66	中寺						3	1,075	0.11		
67	香呂南			1	1,420	0.14					
68	安富南			2	3,230	0.32	2	735	0.07		
69	安富北			2	1,890	0.19					
99	広域										
合　計		2	0.69	126	266,900	26.69	174	90,565	9.06	10	4.02

12　供用開始年度で見た市立公園の状況

（「種別」のうち「市立公園」は、都市公園以外の市立公園（都市計画区域外に所在）をいう。）

種別	供用開始年度	公園数
街区公園	～1960年度	10
	1961～1970年度	42
	1971～1980年度	216
	1981～1990年度	169
	1991～2000年度	102
	2001～2010年度	170
	2011～2020年度	107
	2021年度～	16
	計	832
近隣公園	～1960年度	11
	1961～1970年度	
	1971～1980年度	
	1981～1990年度	
	1991～2000年度	12
	2001～2010年度	
	2011～2020年度	7
	2021年度～	
	計	30
地区公園	～1960年度	
	1961～1970年度	
	1971～1980年度	
	1981～1990年度	2
	1991～2000年度	9
	2001～2010年度	
	2011～2020年度	2
	2021年度～	1
	計	14
総合公園	～1960年度	2
	1961～1970年度	
	1971～1980年度	3
	1981～1990年度	1
	1991～2000年度	
	2001～2010年度	1
	2011～2020年度	
	2021年度～	
	計	7
都市緑地／緑地	～1960年度	
	1961～1970年度	
	1971～1980年度	
	1981～1990年度	
	1991～2000年度	8
	2001～2010年度	1
	2011～2020年度	
	2021年度～	
	計	9

種別	供用開始年度	公園数
都市緑地／河川	～1960年度	1
	1961～1970年度	
	1971～1980年度	10
	1981～1990年度	31
	1991～2000年度	4
	2001～2010年度	2
	2011～2020年度	1
	2021年度～	
	計	49
緑道	～1960年度	
	1961～1970年度	
	1971～1980年度	
	1981～1990年度	1
	1991～2000年度	4
	2001～2010年度	
	2011～2020年度	1
	2021年度～	
	計	6
市立公園	～1960年度	
	1961～1970年度	
	1971～1980年度	
	1981～1990年度	
	1991～2000年度	
	2001～2010年度	35
	2011～2020年度	2
	2021年度～	
	計	37
スポーツ広場公園	～1960年度	
	1961～1970年度	
	1971～1980年度	
	1981～1990年度	40
	1991～2000年度	28
	2001～2010年度	30
	2011～2020年度	25
	2021年度～	1
	不明	2
	計	126
チビッコ広場	～1960年度	
	1961～1970年度	4
	1971～1980年度	58
	1981～1990年度	48
	1991～2000年度	14
	2001～2010年度	20
	2011～2020年度	26
	2021年度～	2
	不明	2
	計	174

（注）「11　小学校区別の市立公園の状況」及び「12　供用開始年度で見た市立公園の状況」は、姫路市公園部「姫路市の公園緑地」の記載内容（令和５年５月１日現在）に基づき監査人が加工・集計を行っている。

13　市立公園の推移（1996年～2022年）

（1）箇所数

区　　分	1996.4.1	2000.4.1	2005.4.1	2006.4.1	2010.4.1	2015.4.1	2020.4.1	2022.4.1
総　　数	940	974	1,023	1,101	1,185	1,238	1,275	1,294
都市公園等	541	637	705	786	859	869	957	979
街区公園	484	534	599	641	709	753	803	823
近隣公園	18	21	22	24	28	29	30	30
地区公園	8	10	11	11	11	12	12	14
総合公園	5	5	6	7	7	7	7	7
運動公園	1	1	1	1	1	1	1	1
風致公園	1	1	1	1	1	1	1	1
墓園	1	1	2	2	2			
河川緑地	10	50	49	50	50	50	50	50
緩衝緑地	1	1	1	1	1	1	1	1
都市緑地	7	8	8	9	9	9	9	9
緑道	5	5	5	5	5	6	6	6
市立公園				34	35	37	37	37
その他	399	337	318	315	326	332	318	315
市民広場	3	3	2	2	2	2	2	2
スポーツ広場	116	115	115	114	122	131	133	129
チビッコ広場	274	206	190	188	191	188	173	174
そ　の　他	6	13	11	11	11	11	10	10

（2）面積

（面積単位：ha）

区　　分	1996.4.1	2000.4.1	2005.4.1	2006.4.1	2010.4.1	2015.4.1	2020.4.1	2022.4.1
総　　数	455.99	463.99	493.32	524.92	538.50	523.63	525.38	526.26
都市公園等	410.64	420.21	452.76	484.41	495.21	471.36	483.37	485.67
街区公園	71.80	75.24	80.92	83.77	87.20	89.63	91.53	93.19
近隣公園	26.56	31.16	36.28	40.29	43.97	45.37	46.27	46.27
地区公園	30.18	33.14	39.87	39.87	39.87	41.86	44.26	45.76
総合公園	113.50	114.52	124.56	138.21	141.74	141.74	141.75	141.29
運動公園	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00
風致公園	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45
墓園	25.69	19.00	21.00	21.00	21.00			
河川緑地	52.76	48.71	48.69	51.03	51.13	51.10	48.57	48.57
緩衝緑地	61.63	69.91	72.83	72.83	72.83	72.83	72.83	72.43
都市緑地	8.84	8.85	8.93	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12
緑道	11.23	11.23	11.23	11.23	11.23	11.26	11.26	11.26
市立公園				8.61	8.67	9.33	9.33	9.33
その他	45.35	43.78	40.56	40.51	43.29	42.94	42.01	40.59
市民広場	1.14	1.41	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69
スポーツ広場	25.39	25.98	25.36	25.42	28.09	28.10	28.91	27.34
チビッコ広場	16.72	12.03	10.93	10.82	10.93	10.57	8.94	9.09
そ　の　他	2.10	4.36	3.58	3.58	3.58	3.58	3.47	3.47

（注）平成18年3月27日の合併に伴い、新たに「市立公園」の区分（都市公園以外の市立公園（都市計画区域外に所在））を追加

（出典：姫路市統計要覧　平成11年（1999年）版～令和４年（2022年）版）

第２節　姫路市の公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等の施策

１　姫路市パークマネジメントプラン

(1) 概要

「姫路市パークマネジメントプラン」は、公園を、市民、事業者、行政が協力することで、市民一人ひとりが日常的に愛着を感じながら利用する魅力的な場所へとしていくことを目指し、そのことで、公園が、市民のため、地域のための空間となり、都市の顔にもなっていくための基本的な考え方をまとめたものであり、令和２年６月に策定されている。

【パークマネジメントについて】
「パークマネジメント」とは、一般に「公園を高品質に管理運営するために、各公園の理念、基本計画、基本方針に則り、顧客である市民の利益を増進することを念頭に、管理運営の目標を明確にし、管理運営のあり方を戦略的に企画し、諸条件、ニーズを踏まえた管理運営計画を立て、確かな技術と熱意でそれを効果的、効率的に、また経営的な感覚を持って実践するとともに、一連の活動を評価し、常に改善し続けること。」と定義されている。つまり、公園をより価値ある場にするために、公園の管理運営のあり方を目的別に定め、公園に関わる主体それぞれが実践すべき考え方であるといえる。

(2) パークマネジメントの方針

ア　目指す公園の姿

「姫路市パークマネジメントプラン」では、姫路市の市立公園の目指す姿について、次のように述べている。

本市が目指す市立公園の姿は、市民のみなさん、事業者、行政が協力して、本市の市立公園を市民一人ひとりが日常的に愛着を感じながら利用できる魅力的な場所にしていくことです。
市立公園の大部分を占める身近な公園は、地域のコミュニティ形成の拠点となりうる場所です。一方で、地域にとって使いやすいように整備され、地域住民により柔軟な管理運営が行われるからこそ、コミュニティの拠点となっていくとも言えます。また、民間活力の導入により、これまで画一的な空間だった公園に、個々の公園の特性に合わせた施設の導入や、公園でのイベント開催などの可能性が生まれます。にぎわいが作られることで収益も生まれ、それがさらなる環境整備や管理運営に還元されることで、公園をより魅力的な空間にしていくことも可能となります。このように、それぞれの公園が持つ可能性が発揮され、利用者にとって真にゆとりと憩いの場になり、都市の顔にも公園がなっていくことを目指します。

イ　目指す公園の姿を実現する３つの柱

上記アの「目指す姿」を実現する３つの柱を以下のように設定している。

・地域コミュニティによる柔軟で楽しい公園運営を進めます
・子どもから高齢者まで様々な世代が利用したくなる魅力的な公園再生を進めます
・公園の魅力を引き出し価値を生み出します

(3) パークマネジメントの実践

(2)イの「３つの柱」を受けて、姫路市が今後の公園運営を展開していく上での具体的な方針を３つの「展開方針」として示すとともに、これに対応した「取り組みメ

ニュー」を示している。「３つの柱」、「展開方針」及び「取り組みメニュー」を関連させてまとめると、次の図のようになる。

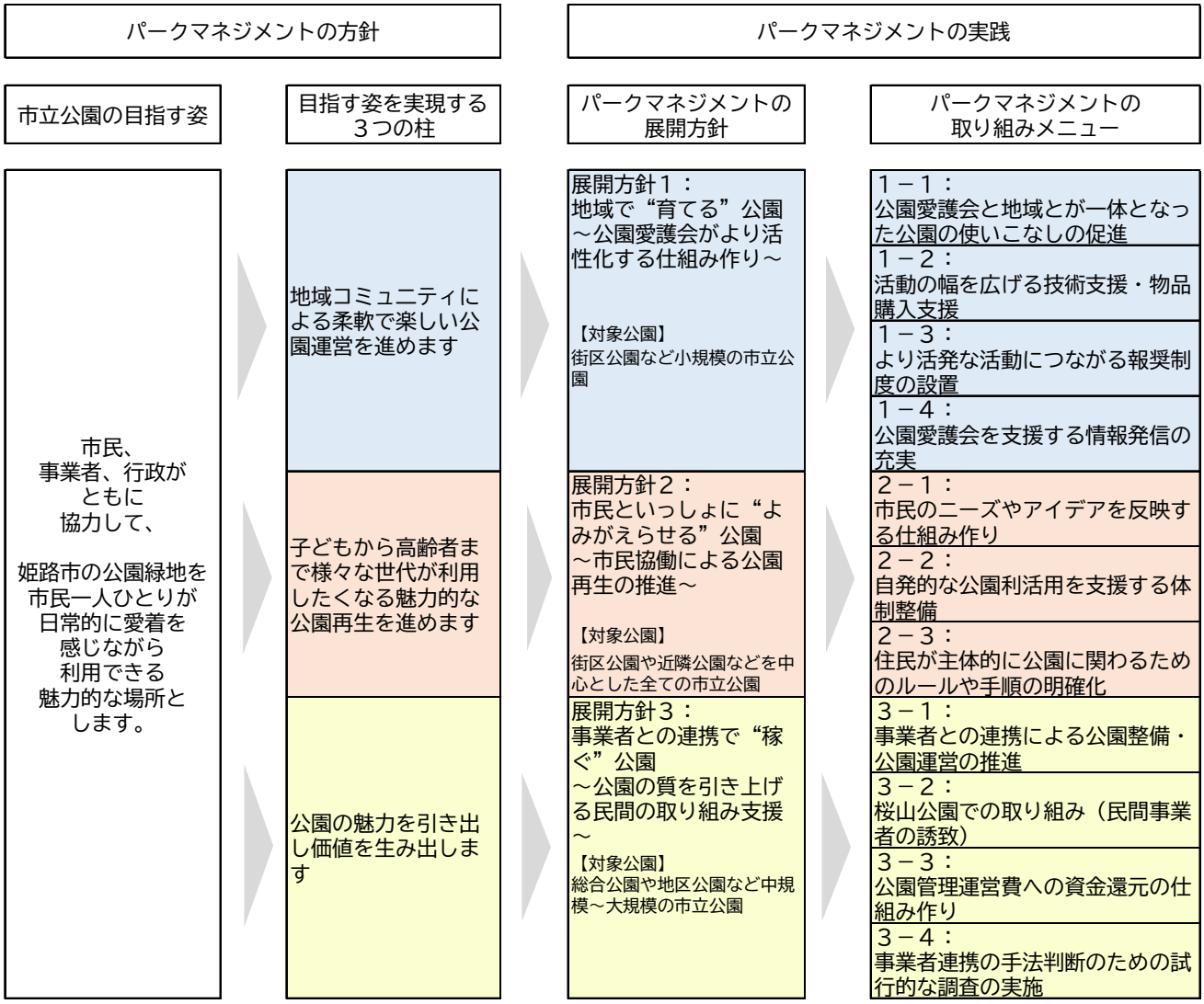

２　「姫路市パークマネジメントプラン」の位置づけ

「姫路市パークマネジメントプラン」は、姫路市の上位計画に即し、主な関連計画との整合や連携を図りながら取り組んでいる。当該プランに関する上位関連計画には、「姫路市総合計画」、「ひめじ創生戦略」、「姫路市都市計画マスタープラン」、「姫路市立地適正化計画」、「姫路市緑の基本計画」、「姫路市都市公園整備プログラム」などがある。

次の図は、令和２年６月の「姫路市パークマネジメントプラン」策定時における当該プランの上位計画及び関連計画との関連を示したものである。

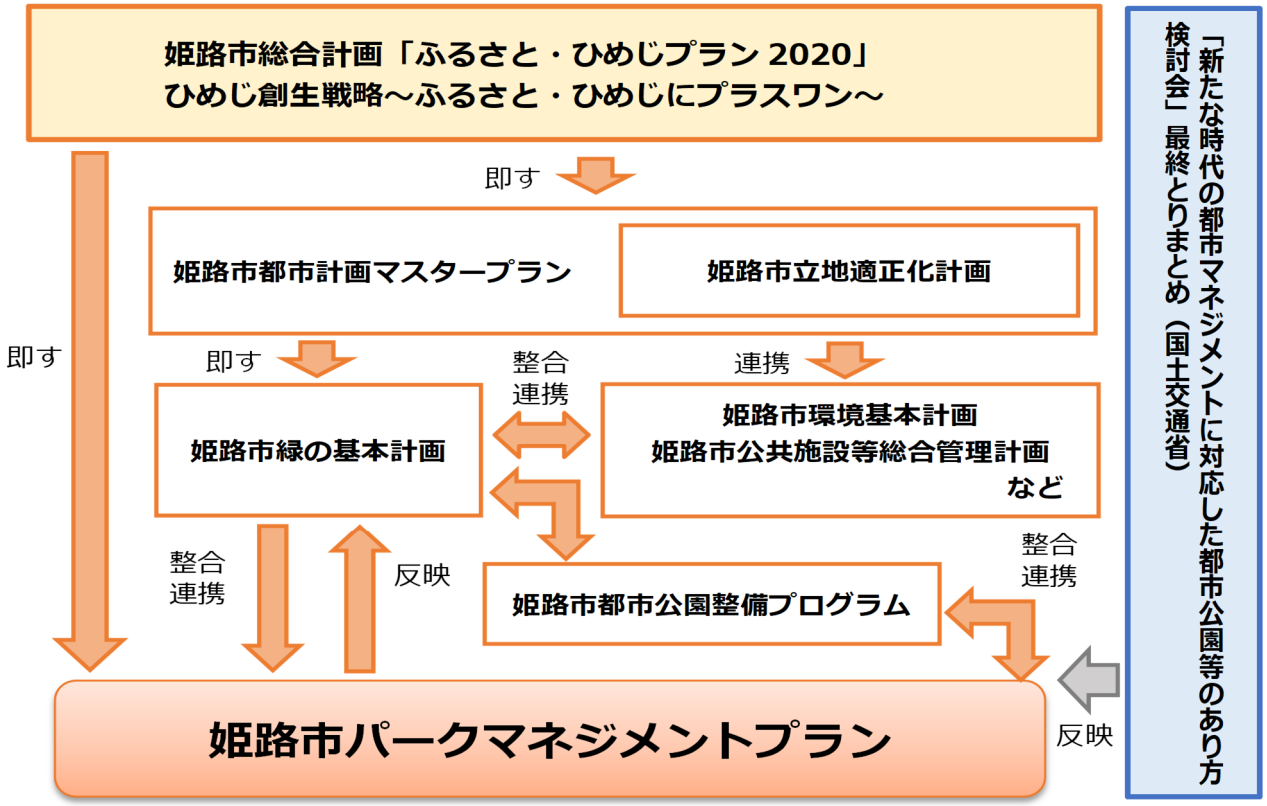

なお、上の図にある「姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」」は、平成21年度（2009年度）を初年度とし、目標年度である令和２年度（2020年度）までの12年間、姫路市の行政運営の指針として重要な役割を果たしてきたが、令和３年３月に、令和３年度（2021年度）を初年度とし、令和12年度（2030年度）を目標年度とする「姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」」が新たに策定されている。また、「ひめじ創生戦略～ふるさと・ひめじにプラスワン～」については、令和３年度から総合計画に一体化され、「ひめじ創生」がより強力に推進されることになった。

３　姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」

姫路市では、姫路市まちづくりと自治の条例に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、まちづくりの基本理念や目指す都市像、都市像を実現するための基本目標などを示した総合計画を策定している。

姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」（この項において「総合計画」という。）は、上述のとおり、令和３年度（2021年度）を初年度とし、令和12年度（2030年度）を目標年度として、令和３年３月に策定されている。

総合計画では、目指す都市像「ともに生き　ともに輝く　にぎわい交流拠点都市姫路」を実現するため、基本構想において、生活に関わりが深い９つの分野に、都市ビジョンを具体化した「分野目標」を設定し、その「分野目標」の実現に向けた取組の大きなまとまりである「政策」を整理している。

次の表に、９つの分野、分野目標及び政策を示している。また、政策のうち、公園、

緑地及び公園施設等の整備、維持管理等と深い関係があるものは、「07　都市基盤分野」の「３　緑と調和した快適な住環境の形成」である。

分野	分野目標	政策
01　市民活動分野	多様な主体が輝くまち	1　多様なコミュニティ活動の推進
		2　人権尊重社会の形成
		3　市民文化活動の推進
		4　国際交流・多文化共生の推進
02　健康福祉分野	命・くらしの支え合い	1　地域に根ざしたきめ細かな福祉の充実
		2　いきいきと暮らせる障害者福祉の充実
		3　健康で安心して暮らせる高齢者福祉の充実
		4　健やかな成長を支える子育て環境の充実
		5　健康で安心な市民生活の充実
03　教育分野	生き抜く力の育成と歴史文化の継承	1　魅力ある教育の推進
		2　いきいきとした生涯学習社会の実現
		3　歴史文化遺産の保存・継承と活用
04　環境分野	環境にやさしいまち	1　自然とひとが調和した快適な空間の保全と創出
		2　持続可能な循環型社会の形成
05　産業分野	世界に誇れる価値を生む地域産業の確立	1　地域の特性を活かした農林水産業の振興
		2　活力ある商工業の振興
06　観光・スポーツ分野	にぎわいと感動の創出	1　おもてなし観光交流都市の推進
		2　スポーツを通じた活気あふれる社会の実現
07　都市基盤分野	交流と魅力を支える都市基盤の構築	1　地域の特性を活かしたまちづくりの推進
		2　交流連携を支える交通環境の充実
		3　緑と調和した快適な住環境の形成
		4　持続可能な上下水道サービスの提供
08　防災・安全安心分野	災害等に強く安全で安心な都市	1　災害等に強いまちづくりの推進
		2　安全安心な暮らしの確保
09　行財政運営分野	市民ニーズに応じた行政サービスの提供	1　信頼ある行財政運営の推進
		2　スマート自治体の推進

また、それぞれの政策において、目指す姿、現状と課題、目指す姿を実現するための姫路市の取組の方向性が示されている。「07　都市基盤分野　政策３　緑と調和した快適な住環境の形成」における「目指す姿」には、「１　市民のライフスタイルやライフステージにあった快適に暮らせる住環境が形成されている。」と「２　緑と調和した都市空間が形成されている。」が挙げられており、そのうち「２　緑と調和した都市空間が形成されている。」が公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等にかかわるものである。

「目指す姿　２　緑と調和した都市空間が形成されている。」の「目指す姿を実現するための市の取組の方向性（人、地域、活力、土台づくり)」は次のようになっている。

○人・地域

・　花と緑を楽しめる環境づくり

緑化意識を普及啓発するとともに、市民や地域と一体となって身近な公園や名古山霊苑などにおける緑化を進めることで、花と緑を楽しめる環境を創出し

ます。

○活力

・　市民等が主体となった魅力ある公園づくり

公園の魅力向上や維持管理の負担軽減を図るため、公園の整備や管理において、利活用に焦点を当てた市民協働の手法や、民間の経営的視点を導入するなど、市民等が主体となった公園づくりを進めます。

○土台

・　誰もが利用しやすい公園等の整備推進

公園機能の再編や統合などを含め、計画的に改修・更新しながら、市民の憩いやレクリエーションの場、避難場所として、誰もが利用しやすい公園や広場などの整備を進めます。

・　手柄山中央公園の魅力向上

新駅や新体育館などの整備と既存施設の再整備を進めるとともに、施設間の円滑な移動動線を確保することで、「スポーツ」や「平和と学び」、「緑豊かなやすらぎ」の拠点として手柄山中央公園の魅力を向上させます。

総合計画は、長期的な展望の下、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となるものであり、都市ビジョン、行動指針（都市ビジョンやまちづくりに取り組むにあたり大切にする姿勢）及び分野目標を踏まえて、姫路市パークマネジメントプランの内容を検討することが重要とされている。また、パークマネジメントの取り組みと目指す方向性が近いものについては、総合計画に基づく各種政策と十分に連携しながら進めていく必要があるとされている。

４　姫路市都市計画マスタープラン

姫路市の長期的なまちづくりの方針を総合的、体系的に示すものである。このプランの中では、「水と緑の基本方針」が示されており、「公園・緑地」の観点においては、整備に関する方針とともに、既設公園の有効活用やリニューアルに関する方針が示されている。この方針と整合を図りながら、パークマネジメントの取り組みと合わせて進められることについては、相互に連携して進められている。

５　姫路市立地適正化計画

姫路市の居住機能及び都市機能の立地、公共交通等に関する包括的なマスタープランとして、概ね20年後の都市の理想像の実現を目指すものである。姫路市パークマネジメントプランでは、「姫路市立地適正化計画」が示す将来の都市構造を踏まえ、パークマネジメントの取り組みが検討されている。

６　姫路市緑の基本計画

姫路市パークマネジメントプランが整合・連携すべき直接の上位計画であり、姫路市における緑地の適正な保全や緑化の推進について総合的に示すものである。緑の将来像や目標、施策などを定め、都市公園の整備及び管理の方針などが示されている。計画では、基本理念に「多様な自然と歴史を次世代につなぐ、緑の交流都市づくり」

を掲げ、その実現に向けた３つの基本方針と、その方針の下で推進する施策が示されている。姫路市パークマネジメントプランに特に関連するものとしては、「みんなで活かす緑」の基本方針の下で進められる施策として挙げられる、「既存ストックの利活用」、「ＣＳＲを通じた緑の保全」、「緑づくりに関する広報、ＰＲの推進」がある。これらの方向性に合わせながら、パークマネジメントの取り組みが進められている。

＜姫路市緑の基本計画の基本方針＞

みんなで守る緑	本市の骨格となる緑や特色のある緑について、開発の抑制を図るなどにより次世代へつなぐ緑の保全を推進します。
みんなで活かす緑	市民･企業等の各主体が積極的に緑の維持保全へ参加できる仕組みづくりを進めます。また、既存の緑を活かした取り組みを通じて、都市部と山間部等の交流を推進します。
みんなで創る緑	本市の公園緑地や公共施設等の緑について、新たな施設緑地整備や緑化等の誘導を図るなどにより次世代へつなぐ緑の創出を推進します。

７　姫路市都市公園整備プログラム

近年の厳しい財政状況下においては、整備効果の高い公園を効率的・選択的に整備する必要があることから、これからの公園の整備方針と整備時期を示したものである。土地区画整理事業等の関連事業の実施計画等も踏まえ、概ね20年以内（平成26年度から平成45年度）に事業化が見込まれる都市計画公園を対象に、優先的・重点的に取り組む公園を選定し、整備期間を３期に区分して計画的に整備を進めていく方針が示されている。

◆　都市公園の整備方針　◆

①　事業中公園の早期整備
・糸引公園や天満公園など既に整備を実施中の都市公園について、早期の整備完了に向け事業を推進します。

②　主要な都市整備プロジェクト等に関連する公園の整備
・姫路城周辺整備、手柄山の再整備、その他区画整理事業等に関連する公園について、関連する事業と一体となって整備を進めます。

③　長期未整備公園・緑地の計画的な整備
・長期未整備公園・緑地については、優先度を評価して計画的な整備を行います。

第３節　公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関連する姫路市の組織

１　令和５年４月１日現在の組織について

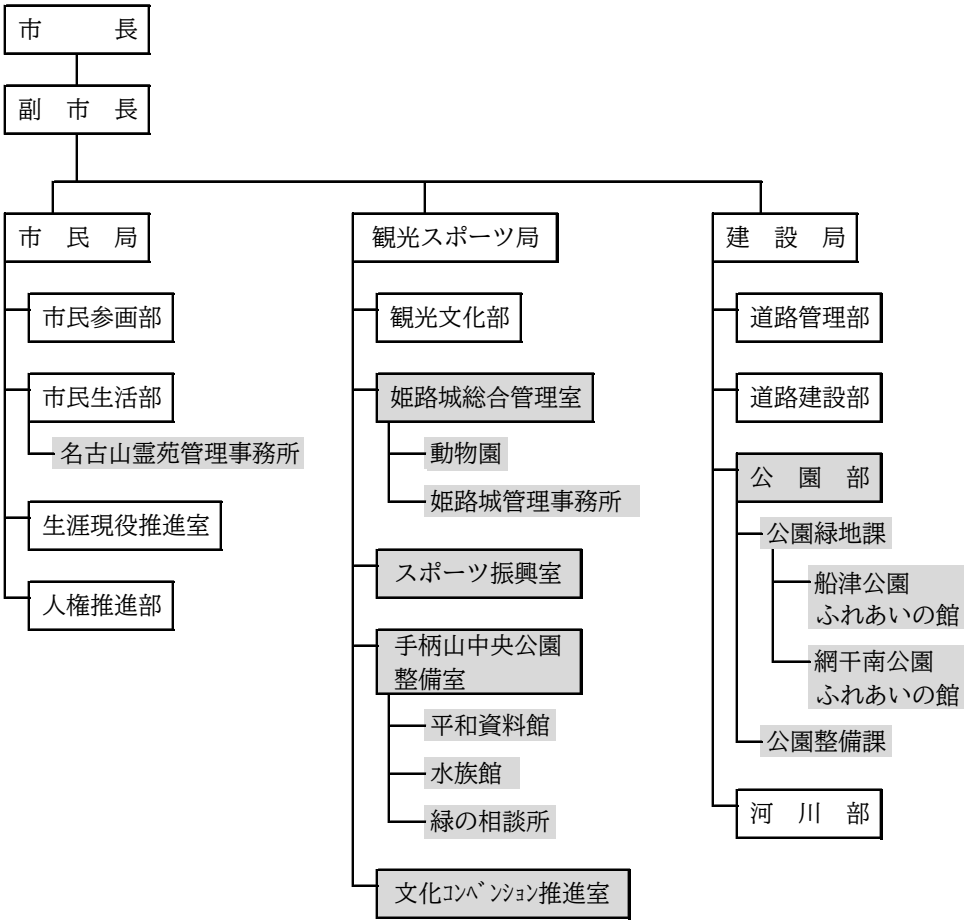

：監査対象とした組織

２　令和５年４月１日現在の分掌事務について

監査対象とした組織の分掌事務は、次のとおりとなっている。（姫路市行政組織規則（令和５年４月１日時点）第12条の３、第15条、第22条、第26条、第31条の８、第33条の３）

組織名	分掌事務
名古山霊園管理事務所	①　市有霊苑の管理に関すること。 ②　市立斎場の管理運営に関すること。 ③　霊きゅう自動車の管理運行に関すること。 ④　名古山霊苑、姫路西霊苑及び片山霊園のえい地の使用許可に関すること。 ⑤　姫路福崎斎苑施設事務組合に関すること。
姫路城総合管理室	①　特別史跡姫路城跡の管理及び整備に関すること（他の機関の所掌に

組織名	分掌事務
	属するものを除く。)。 ② 動物園に関すること。 ③ 好古園に関すること。 ④ 姫路城管理事務所に関すること。 ⑤ 特別史跡姫路城跡保存活用計画の進行管理に関すること。 ⑥ 姫路城の保存修理事業に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。)。
動物園	① 動物園の管理運営に関すること。
姫路城管理事務所	① 内濠の内側の特別史跡姫路城跡の管理（他の機関の所掌に属するものを除く）に関すること。
スポーツ振興室	① 社会体育に関する企画調査に関すること。 ② 体育施設に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。)。 ③ 社会体育及びレクリエーションの奨励及び指導助言に関すること。 ④ 体育団体の指導助成に関すること。 ⑤ 市民のスポーツ振興に関すること。 ⑥ 総市民健康運動に関すること。 ⑦ 安富Ｂ＆Ｇ海洋センターに関すること。 ⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか社会体育に関すること。 ⑨ 世界遺産姫路城マラソンに関すること。
手柄山中央公園整備室	① 手柄山中央公園の整備事業及びこれに関連する事務に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。)。 ② 平和資料館、姫路水族館、手柄山温室植物園及び緑の相談所に関すること。
平和資料館	① 平和資料館の管理運営に関すること。
水族館	① 水族館の管理運営に関すること。
緑の相談所	① 緑化の相談指導、普及及び啓発に関すること。 ② 緑化に係る各種植物等の展示及び講習に関すること。
文化コンベンション推進室	① 文化コンベンションセンターに関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。)。
公園緑地課	① 都市公園等の管理に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。)。 ② 緑化推進に関する総合的企画及び調整に関すること。 ③ 緑地保全地区及び自然公園に係る進達等に関すること。 ④ 自然保護に関すること。 ⑤ 保存樹及び保存樹林に関すること。 ⑥ 緑の育成及び保全に関すること。 ⑦ 自然観察の森、船津公園ふれあいの館、網干南公園ふれあいの館及び地域コミュニティ施設に関すること。 ⑧ 開発行為を行う者に対する緑地に係る指導に関すること。 ⑨ パークマネジメントに関すること。

組織名	分掌事務
船津公園ふれあいの館	①　船津公園ふれあいの館の管理運営に関すること。
網干南公園ふれあいの館	①　網干南公園ふれあいの館の管理運営に関すること。
公園整備課	①　公共施設の植栽計画及びその実施に関すること。 ②　都市公園の整備計画の策定、設置及び改良に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。 ③　開発行為を行う者に対する公園に係る指導に関すること。 ④　都市公園等の管理に係る工事、設計等の発注に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。 ⑤　スポーツ広場公園及びチビッコ広場の設置に関すること。

3　指定管理者制度の導入について

公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関連する公の施設において、指定管理者制度が導入されている施設は次のとおりである。

施設名	指定管理者名	指定期間
自然観察の森	神姫バスグループ共同事業体	令和２年４月１日～ 令和７年３月31日
桜山公園	神姫バスグループ共同事業体	令和２年４月１日～ 令和７年３月31日
姫路城西御屋敷跡庭園 好古園	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構	令和３年４月１日～ 令和６年３月31日
中央体育館	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構	令和３年４月１日～ 令和６年３月31日
姫路球場	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構	令和３年４月１日～ 令和６年３月31日
陸上競技場	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構	令和３年４月１日～ 令和６年３月31日
手柄山温室植物園	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構	令和３年４月１日～ 令和６年３月31日
キャスティ21公園	姫路市文化コンベンションセンター運営共同事業体	令和元年７月１日～ 令和８年３月31日

第４節　公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関連する歳出の状況

公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関連する歳出についての令和４年度における予算額及び決算額は、下記のとおりである。

（単位：円）

款	項	目	予算額	決算額
衛生費	衛生費	墓地及び火葬場費	161,110,000	153,363,503
		霊苑費	81,758,000	74,789,571
商工費	観光費	自然観察の森費	48,651,000	47,847,521
	動物園費	動物園管理費	251,921,000	238,747,991
		動物園整備費	1,100,000	990,000
	姫路城費	姫路城管理費	1,383,887,984	1,270,530,790
土木費	公園費	公園管理費	1,021,794,500	910,622,472
		緑花自然費	125,829,000	113,170,472
		緑の相談所費	44,116,000	41,910,417
		植物園費	74,215,000	73,773,280
		公園施設費	2,643,131,400	1,373,209,380
		緩衝緑地費	115,107,000	79,772,488
	姫路城跡費	城跡管理費	321,654,000	312,325,472
		城跡整備費	6,300,000	5,984,650
		好古園費	191,864,000	189,562,423
教育費	文化振興費	水族館費	129,428,000	115,179,209

第３章　公園部（公園緑地課及び公園整備課）（注）

（注）手柄山中央公園に関連する業務を除く（当該業務については、第５章第７節を参照）。

第１節　公園緑地課

１　公園緑地課の事務事業の概要

(1) 都市公園等の維持管理

ア　都市公園等管理

令和５年４月１日現在、姫路市における都市公園等（市立公園）の状況は、箇所数987、開設面積486.47ha、市民１人当り面積9.17㎡となっている。

（詳細については本報告書の第２章を参照）。

(ｱ) 維持管理業務

植物管理（剪定、施肥、刈込、除草）、工作物管理（修繕、更新、災害復旧）、清掃、点検巡視など公園施設の物的条件を整えて利用に供するとともに、施設の保全を図る業務である。

①　市職員による直営管理

②　民間等委託による管理

③　公園愛護会による管理

維持管理業務の内容と役割分担は、次のとおりである。

維持管理内容	市	公園愛護会	業者委託
樹木剪定・伐採	◎		○
清掃		◎	○
ゴミ回収処分	◎		○
除草	○	◎	○
除草回収処分	◎		○
除草剤散布	◎		
公園樹木への殺虫剤散布	◎		
遊具修理	◎		○
遊具点検	◎		
トイレ清掃		◎	○

※　管理業務の担い手：主になるものを◎、従となるものを○で示す。

（出典：「姫路市パークマネジメントプラン」）

(ｲ) 法令管理業務

都市公園台帳の整備、境界の管理、占用許可、使用料の徴収や減免、不法占拠物件の処理、賠償責任などの業務であり、都市公園法や姫路市立公園条例等により定められている（→本節(14)を参照）。

イ　緩衝緑地管理

緩衝緑地は、臨海工業地域と住宅地域を緑地で遮断することによる各種公害の波及の防止等を目的として、昭和44年度から平成12年度まで環境事業団に委託し、第１期

事業から第６期事業までにおいて、72.83haが造成された。

市職員と民間委託により、補修等並びに清掃、除草及び樹木剪定等の管理を行っている。

【緩衝緑地事業の概要】

期別	事業期間	地区	面積（ha）
第１期	S44～47	白浜町、飾磨区妻鹿	22.13
第２期	S48～53	飾磨区中島・細江・構	21.02
第３期	S53～55	広畑区夢前町	7.54
第４期	S56～60	広畑区大町	4.97
第５期	S61～H5	広畑区鶴町	5.97
第６期	H6～12	飾磨区中島	11.20

ウ　その他広場等管理

都市公園以外の市民広場及び都市公園に準ずる公園等の維持管理を行っている。

エ　ふれあいの館の管理

公園緑地課は、姫路市ふれあいの館条例に基づき設置されている船津公園ふれあいの館及び網干南公園ふれあいの館の主管課となっている。

ふれあいの館は、市民の生活文化の向上と体育の振興及び親和連帯と地域コミュニティ活動の推進を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的としている（本章第２節も参照）。

オ　地域コミュニティ施設

公園緑地課は、姫路市地域コミュニティ施設条例に基づき設置されている地域コミュニティ施設（姫路市立夢前ふれあい体育館、姫路市立ゆめさきゲートボール場及び７か所の姫路市立運動広場）の主管課となっている。

地域コミュニティ施設は、市民のスポーツ振興を図るとともに、地域コミュニティ活動を推進することを主要な目的としている（本章第３節も参照）。

カ　兵庫県との協定による業務

以上のほか、網干なぎさ公園等において、兵庫県との間で維持管理に関する協定を締結し、姫路市が維持管理を実施しているケースがある。

（参考）令和４年度における兵庫県委託金（歳入）

款：県支出金・項：委託金・目：土木費委託金・節：公園費委託金		
事項名	予算額(円)	決算額(円)
自然歩道管理委託金	227,000	227,000
河川公園周辺等県管理河川清掃委託金	9,155,000	9,146,760
県管理公園等清掃委託金（網干なぎさ公園）	11,217,000	11,217,000
まちなみ緑化事業委託金	44,000	39,000
県管理ダム周辺施設管理委託金	1,486,000	1,419,917

(2) 自然観察の森管理運営

姫路市自然観察の森については、桜山公園と併せて指定管理者が管理業務を行っている（本章第４節も参照）。

(3) 自然保護事業

ア　姫路市自然保護審議会

姫路市自然保護条例及び姫路市自然保護審議会規則に基づき、市長の附属機関として設置され、15人以内の委員で組織されている（令和４年度現在10人）。市長の諮問に応じ、自然の保護に関する重要事項を調査審議する審議会である。公園緑地課が庶務を処理している。

令和４年度は、令和５年２月に開催され、保存樹の指定、保護地区の指定等についての審議が行われている。

イ　保存樹等保護助成事業

(ｱ) 事業の概要

姫路市自然保護条例に基づき保存樹等を指定し、その保護活動に対する助成を行っている。

【保存樹等指定状況（令和４年度末現在）】

種　別		箇所数、名称
保存樹	単独樹	167本
	並木	４ヵ所
	森	９ヵ所
	樹林	１ヵ所
自然緑地保護地区		２ヵ所
動物保護地区		２ヵ所
保護動植物		オニバス・コヤスノキ

(ｲ) 補助金について

a　保存樹管理補助金

根拠法令、要綱等		姫路市保存樹の指定事務取扱い要綱		
政策上の位置づけ		姫路市自然保護条例に基づき指定した保存樹の適正な管理を行うため、管理を依頼した各樹木等の管理者に助成を行う。		
補助金の性格		事業補助金		
対象事業の概要		保存樹の管理に通常要する経費について毎年度交付する。		
歳出科目		（款）土木費（項）公園費（目）緑花自然費		
交付状況の推移（決算額）	年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
	件数	90	92	93
	金額	400,000円	406,000円	416,500円
交付先		保存樹の管理者		

ｂ　保存樹せんてい等補助金

根拠法令、要綱等		姫路市保存樹の指定事務取扱い要綱		
政策上の位置づけ		姫路市自然保護条例に基づき指定した保存樹の適正な管理を行うため、管理を依頼した各樹木等の管理者に助成を行う。		
補助金の性格		事業補助金		
対象事業の概要		保存樹の保護等のため特に必要があるとして、保存樹の管理者が要綱所定の保護行為を行ったときに交付する。		
歳出科目		（款）土木費（項）公園費（目）緑花自然費		
交付状況の推移（決算額）	年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
	件数	6	3	8
	金額	1,125,000円	549,000円	1,545,000円
交付先		保存樹の管理者		

ウ　自然探勝会の開催

年に１回、植物に詳しい講師を招いて、植物の特性や名前の由来などの説明を聞きながら自然の中を探索するイベントを開催している。

【実績】

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
開催場所	自然観察の森	姫路城周辺	書写山
参加人数	25人	39人	42人

エ　市川野鳥観察所の開設

11月から２月の毎週日曜日に、西播愛鳥会の協力により、市川に飛来する野鳥を観察する事業である。

オ　のじぎく保護・育成

大塩地区に所在するのじぎく自生地において、地元自治会と協力して植栽・管理等保護育成を行う事業である。

（4）緑化推進事業

ア　緑化推進に関する総合的企画及び調整に関すること

経済社会の成熟にともない、潤いある都市景観の形成、生活の質的向上等に対する社会的要請が著しく増大する中で、緑の量的拡大を一層推進するとともに、本市の自然的、社会的条件に配慮しつつ、都市景観の向上等、緑の質的向上を図ることが強く求められている。このような要請に応えるため、都市緑化の計画的な推進と併せて、道路・学校等の公共空間の緑化、民間の参加・協力による民有地の緑化を推進し、長期的視野に立った適切な緑化を効果的かつ総合的に展開している。

イ　緑化推進事業

（ｱ）公共施設緑化事業

街路・公園・学校等の公共施設に樹木を植栽する事業である。

【実績】

		令和２年度	令和３年度	令和４年度
箇所数		11箇所	15箇所	11箇所
植栽本数	高木	13本	29本	13本
	中木	20本	22本	17本
	低木	937本	826本	743本
	地被類	3,357本	3,507本	0本

（ｲ）花壇植栽事業

姫路市の管理する花壇（市章花壇、三宅花壇、市役所周辺移動花壇、美術館周辺移動花壇）に季節の草花を植栽する事業である。

（ｳ）地域モデル花壇事業

姫路市内各所の花壇の中でも特に人目をひき、その地域のモデルとなるような花壇を「モデル花壇」（市内55箇所）に指定し、管理を住民団体に委託する事業である。

（5）姫路まちごと緑花大作戦事業

安全で安心して心豊かに暮らせるまちづくりを目指し、地域・市民・企業と行政が一体になり，花と緑にあふれるまちづくりを行う。

普及啓発イベントの来場者が、花や緑に関心の高い高齢層に偏っているため、イベントの内容を見直し、より幅広い年齢層の来場を促し、一層の緑化の普及啓発を図ることが課題となっている。

ア　地域緑化用草花・樹木・資材配布事業

姫路市地域緑化用樹木配布要綱、姫路市地域緑化用草花配布要綱及び姫路市地域緑化用資材支給要綱に基づき、地域の公園や広場、公民館等に花苗や樹木の植え込みを希望される自治会やボランティアグループなどに樹木、草花，プランターなどを配布する事業である。

イ　のじぎく普及・促進事業

県花であるのじぎくを普及・促進するために、植栽管理及び整備用資材の支給や、大塩にあるのじぎくの里公園の土壌改良工事等を実施している。

ウ　こども教室緑花事業

姫路市こども教室緑花要綱に基づき、これからの地球環境を守っていってほしいという願いを込めて、子どもたちをターゲットとして、小中学校に花木を配布し、教室やベランダで育ててもらう事業である。

エ　花と緑のまちづくり普及啓発事業

姫路市記念樹配布要綱に基づく記念樹配布、緑化キャンペーン、花と緑のガーデンフェア、緑いち等の緑化に係る普及・啓発を一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

への業務委託により実施している。

オ　実績

事業名		令和２年度	令和３年度	令和４年度
地域緑化	草花配布	407団体	400団体	402団体
	樹木配布	2,020本	2,362本	452本
	緑化資材配布	57団体	60団体	54団体
こども教室緑化		34校	30校	35校
記念樹配布		5,071本	7,130本	8,024本

（6）緑化基金

姫路市緑化基金条例に基づき、姫路市の緑化を推進するとともに、市民の緑化に対する意識の高揚を図る事業の資金に充てるため、姫路市緑化基金が設置されている。

平成４年４月１日に基金が設置された時の基金の額は1,000,000,000円であった。平成５年度以降、緑化推進事業費寄附金による追加の積み立てが行われ、令和４年度末の基金の額は、1,136,745,613円となっている。また、基金の運用利息は、姫路まちごと緑花大作戦事業費の特定財源となっている

ア　直近の基金の状況

年度	年度当初残高(円)	追加積立額(円) (緑化推進事業費寄附金)	年度末残高（円）
平成30	1,135,691,013	226,575	1,135,917,588
平成31	1,135,917,588	108,133	1,136,025,721
令和２	1,136,025,721	32,985	1,136,058,706
令和３	1,136,058,706	280,959	1,136,339,665
令和４	1,136,339,665	405,948	1,136,745,613

イ　直近の運用利息

年度	運用利息の額(円)
令和２	2,632,600
令和３	2,359,091
令和４	2,350,604

（7）自然公園に係る進達等業務

姫路市内の県立自然公園内（近畿自然歩道）における行為等に関して、兵庫県への進達を行っている。

（8）開発行為を行う者に対する緑地に係る指導に関すること

開発行為の面積が0.3ha以上の開発行為にあっては、開発行為を行う者に、開発面積の３％以上の公園、緑地又は広場の設置が義務付けられており（都市計画法第33条、同法施行令第25条第６号)、このうち緑地に関する指導を行っている。

【都市計画法】
（開発許可の基準）
第33条　都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。
一～十四（略）
２～８（略）

【都市計画法施行令】
（開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目）
第25条　法第33条第２項（法第35条の２第４項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する技術的細目のうち、法第33条第１項第２号（法第35条の２第４項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。
一～五（略）
六　開発区域の面積が0.3ヘクタール以上５ヘクタール未満の開発行為にあつては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の３パーセント以上の公園、緑地又は広場が設けられていること。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合、予定建築物等の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。
七　開発区域の面積が５ヘクタール以上の開発行為にあつては、国土交通省令で定めるところにより、面積が一箇所300平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の３パーセント以上の公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場）が設けられていること。
八（略）

（9）パークマネジメントに関すること

姫路市内には、手柄山中央公園などの大規模公園や、開発行為により引き継がれた小規模公園など、900を超える公園があり、施設の老朽化が進むとともに、利用されない公園が顕著にみられる。また、公園利用者や管理の一部を担っている公園愛護会からの苦情が年々多くなり、公園部では、日々苦情処理などの管理業務対応に追われている。今後の成熟社会においては、維持管理費の増額も見込めず、高齢化が進む公園愛護会による管理システムの崩壊から、老朽化した使いづらい公園の荒廃が進み、地域の価値の低下が懸念される。

以上のような背景により、これからの都市公園事業には、行政だけでなく、市民、事業者、地域コミュニティなど様々な主体が参加・連携するという、新しい発想で取り組んでいく必要がある。そのため、限られた予算や人材の中で、公園緑地が有する資源や機能を十分に生かし、効率よく最適な効果が得られるよう「姫路市パークマネジメントプラン」（令和２年６月に策定）として、公園の多機能性が発揮され、市民・事業者・行政それぞれが、総合的なまちづくりの一環として、主体的に公園に関わり、また、相互に連携していくための仕組みの検討を行っている。

（10）関連する歳出の状況

款：土木費・項：公園費・目：公園管理費			
	年度	予算額(円)	決算額(円)
管理事務費	令和４	9,314,500	9,054,332
	令和３	7,803,500	7,550,474
	令和２	6,683,000	6,389,625
維持管理費			
都市公園維持管理費（注）	令和４	324,027,000	274,472,881
	令和３	327,992,000	276,455,166
	令和２	325,197,000	268,282,662
網干なぎさ公園維持管理費	令和４	20,674,000	14,960,970
	令和３	17,074,000	15,110,166
	令和２	22,434,000	14,917,498
北部維持管理費	令和４	9,571,000	9,162,522
	令和３	9,626,000	9,522,428
	令和２	9,710,000	8,825,562

（注）公園整備課が執行する工事請負費を含んだ金額である。

款：土木費・項：公園費・目：緑花自然費			
	年度	予算額(円)	決算額(円)
自然保護推進事業費			
自然保護審議会経費	令和４	95,000	84,290
	令和３	95,000	84,272
	令和２	95,000	84,272
自然保護推進事業費	令和４	1,321,000	1,060,729
	令和３	1,087,000	799,555
	令和２	1,267,000	983,145
保存樹等保護助成事業費	令和４	2,451,000	2,419,508
	令和３	2,277,000	1,203,380
	令和２	2,474,000	1,894,490
緑化推進事業費			
花壇植栽事業	令和４	4,178,000	4,140,500
	令和３	4,554,000	4,378,495
	令和２	4,878,000	4,700,300
地域モデル花壇事業	令和４	1,155,000	1,155,000
	令和３	1,176,000	1,155,000
	令和２	1,197,000	1,176,000
全国花のまちづくり地方大会	令和４	10,893,000	10,740,000
	令和３	2,000,000	2,000,000
	令和２	296,000	182,632
姫路まちごと緑花大作戦事業費			
地域緑化（草花・樹木・資材配布事業）	令和４	16,514,000	15,414,106
	令和３	18,904,000	16,103,967
	令和２	20,679,000	16,784,878
こども緑化	令和４	823,000	276,188
	令和３	873,000	400,125
	令和２	923,000	373,131
花と緑のまちづくり普及・啓発事業	令和４	62,370,000	62,251,269
	令和３	62,411,000	61,217,739
	令和２	63,599,000	47,676,348

緑化基金積立金	令和４	406,000	405,948
	令和３	300,000	280,959
	令和２	500,000	32,985

款：土木費・項：公園費・目：緩衝緑地費			
	年度	予算額(円)	決算額(円)
管理事務費	令和４	746,000	696,365
	令和３	869,000	640,316
	令和２	859,000	734,331
緩衝緑地維持管理費（注）	令和４	74,361,000	40,756,161
	令和３	80,873,000	50,881,920
	令和２	78,896,000	58,740,278
緩衝緑地造成費償還金	令和４	―	―
	令和３	―	―
	令和２	54,736,000	54,735,162

（注）公園整備課が執行する工事請負費を含んだ金額である。

（11）借地契約の状況

公園緑地課の所管する借地契約のうち、賃借料を支払っているものは次のとおりである。

No.	賃借件名	賃借金額（円）	契約年月日	賃借期間	賃借内容	算出基礎等
1	大塩緑道賃貸借契約	896,186	R4.9.1	R4.9.1～R7.8.31	大塩緑道用地として賃借	170円×面積＋固定資産税相当額
2	自然観察の森賃貸借契約	3,055,741	R2.4.1	R2.4.1～R5.3.31	自然観察の森用地として賃借	当初契約額を基に３年度毎の地価の変動、相手側との交渉により決定
3	桜山公園駐車場賃借料	1,200,000	R4.4.1	R4.4.1～R7.3.31	桜山公園駐車場用地として賃借	姫路市公有財産運用委員会により決定
4	中仁野公園賃貸借契約	209,847	R4.4.1	R4.4.1～R5.3.31	中仁野公園用地として賃借	60円×面積＋固定資産税相当額

（12）公園緑地課が所管する業務委託の概要

令和４年度における公園緑地課所管の業務委託契約は73件あり、その契約金額の合計は、125,465,755円であった。

ア　契約の方法ごとの内訳

契約の方法	契約の件数	委託金額の合計(円)
指名競争入札	9	8,994,700
随意契約	64	116,471,055
合　　計	73	125,465,755

イ　随意契約の見積徴収数による内訳

区　　分	見積徴収者数	契約の件数	委託金額の合計(円)
一者随意契約	1者	42	111,144,195
競争的見積合せ（注）	2者	11	2,825,020
	3者	11	2,501,840
合　　計		64	116,471,055

（注）随意契約とする理由は、いずれも「予定価格が姫路市契約規則で定める額を超えない場合」（地方自治法施行令第167条の２第１項第１号該当）であった。

ウ　一者随意契約の理由ごとの内訳

随意契約とする理由	契約の件数	委託金額の合計(円)
予定価格が姫路市契約規則で定める額を超えない場合（地方自治法施行令第167条の２第１項第１号該当）	16	768,260
契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当）	18	96,511,167
福祉施設・団体等を優先する場合（地方自治法施行令第167条の２第１項第３号該当）	5	1,235,996
緊急の必要により競争入札に付することができない場合（地方自治法施行令第167条の２第１項第５号該当）	1	420,000
競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がない場合（地方自治法施行令第167条の２第１項第８号該当）	2	12,208,772
合　　計	42	111,144,195

エ　主な契約の内容

委託金額の高額な順に、10件の契約の概要を以下に示す。

委託件名	委託金額(円)	契約方法	契約期間	委託内容
令和４年度ひめじ花と緑のまちづくり普及・啓発業務委託	62,251,269	随意契約	R4.4.1～R5.3.31	緑化キャンペーンや記念樹配布等の緑化普及啓発イベントの企画、開催業務
公園愛護会委託契約	21,293,098	随意契約	R4.4.1～R5.3.31	公園の維持管理(除草、清掃)
便所清掃業務委託（4～3月分）	10,569,395	随意契約	R4.4.1～R5.3.31	市立公園の便所の清掃
公園施設（便所）清掃等委託契約	4,384,000	随意契約	R4.4.1～R5.3.31	公園便所の清掃
網干南公園ふれあいの館館内清掃業務委託	1,683,000	指名競争入札	R4.4.1～R5.3.31	建物清掃
便所清掃業務委託（4～3月分）浜手緑地	1,639,377	随意契約	R4.4.1～R5.3.31	市立公園の便所の清掃
ふれあい体育館清掃等業務委託	1,580,000	随意契約	R4.4.1～R5.3.31	施設管理（鍵の開閉等） 清掃等業務
菅生ダム周辺環境整備事業園地等除草及び剪定業務委託	1,375,000	指名競争入札	R4.11.1～R5.12.10	菅生ダム周辺環境整備施設の除草、剪定、施肥
船津公園ふれあいの館館内清掃業務委託	1,232,000	指名競争入札	R4.4.1～R5.3.31	建物清掃
令和４年度　地域モデル花壇管理業務委託	1,155,000	随意契約	R4.4.1～R5.3.31	大津区五反長地域モデル花壇他54箇所の地域モデル花壇における年間植栽管理業務

（13）公園愛護会について

ア　地域住民による公園管理組織

全国各地に存在している公園愛護会等の地域住民による公園管理組織は、都市における公園の本質をふまえ、地方自治体の行政を補完している貴重な活動組織である。

地域住民による公園管理組織については、1962（昭和37）年の建設省都市局長通達「都市公園の管理の強化について」第７項に「掲示板を備えて公園利用者の注意を喚起するとともに広報を活用し、場所によっては公園愛護団体を結成する等の方法を講じて、一般の啓蒙に努めること。」と言及されている。

その後、地域住民による公園管理組織は各自治体の公園管理の中で明確に位置づけられ、徐々に増加しはじめ、都市公園等整備緊急措置法に基づいて1972（昭和47）年にスタートした「都市公園等整備五箇年計画」の後、都市公園の急激な増大に併せて全国に普及していった。組織名は「公園愛護会」や「公園愛護協力会」、「公園愛護委員会」等、「愛護」の名称を入れるところが多く、「公園管理会」、「公園管理協力団体」等、「管理」や「協力」といった名称も使われている。

イ　姫路市の公園愛護会

姫路市の場合、令和５年３月末現在、公園愛護会が結成されている市立公園の割合は90％を超えている。しかし、公園愛護会の母体となっている組織は、自治会、老人会、子ども会等の地域コミュニティ団体である場合が多く、これらの参加者がそのまま愛護会の活動にも参加している例が多いため、実質的な活動会員数までは把握されていないとのことである。

【参考】

■姫路市の公園愛護会制度（イメージ）

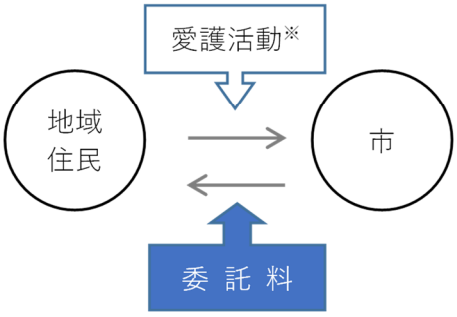

※「愛護活動」とは
(1)　公園内の清掃及び除草
(2)　公園に設置された遊具施設、その他の公園施設の損傷箇所についての通報
(3)　公園内の美化及び良好な公園の利用についての啓発など、公園管理上特に必要な事項
（姫路市公園愛護会活動実施要領より）

清掃、除草等の作業の実施が確認された場合に支払われる。

《公園愛護業務》

○公園の清掃及び除草（※実施回数が規定されており、年度末に実施報告の義務付けがある）
○公園内の遊具その他の公園施設の損傷箇所等についての通報（必要に応じ随時）
○その他公園管理上特に必要な事項（必要に応じ随時）　（公園愛護会委託契約書より）

（出典：「姫路市パークマネジメントプラン」）

姫路市の公園愛護会制度は、「姫路市公園愛護会活動実施要領」に基づいて運用されている。公園愛護会の活動内容は、清掃や除草、公園施設の損傷箇所の通報の他、グラウンド等の利用調整や、公園に対する要望の取りまとめの役割等もある。

具体的な活動内容や回数、委託料については、「公園愛護会委託契約書」に記載されている。

また、公園愛護会に「トイレ部会」が存在している場合には、別途「トイレ清掃等委託契約」を締結し、当該公園のトイレ清掃を委託している場合もある。

さらに、公園愛護会の活動に必要な草刈機等の機材の購入には「公園管理用品購入補助金交付要綱」等に基づいた補助金が交付される。

ウ　公園愛護会の委託料

（ｱ）委託料の計算

次の①及び②の合計額が公園愛護会委託契約の委託料として支払われる。

①　基本委託料

市が愛護活動に通常必要と認められる道具類や契約等の事務手数料に要する費用である。清掃及び除草の愛護活動を行うために必要な作業人数を公園面積を基に計算し、作業人数に対応する道具代等（竹ぼうき、がんじき、火箸等の道具代、軍手代及び飲み物代）及び契約などに要する事務手数料等により計算される。

②　特別委託料

面積が1,000平方メートル以上の公園など、除草作業に特に動力草刈機を使用する必要があると認める場合、動力草刈機に必要な燃料代、替え刃代に要する費用である。愛護会の申請を受け、動力草刈機を使用した除草作業の実施が確認された場合に支払われる。

また、公園愛護会トイレ部会との公園施設清掃等委託契約の委託料は、トイレ１件あたりの１年間の所定の金額が支払われる。

（ｲ）委託料の状況（令和４年度）

	公園愛護会委託契約	公園施設（便所）清掃等委託契約
委託金額（円）	21,293,098	4,384,000
委託先	公園愛護会 市内998団体	公園愛護会（トイレ美化部会） 市内134団体137箇所
契約方法	随意契約	随意契約
随契理由	契約の性質又は目的が競争入札に適さない	契約の性質又は目的が競争入札に適さない
契約年月日	R4.4.1	R4.4.1
契約期間	R4.4.1～R5.3.31	R4.4.1～R5.3.31
委託内容	公園の維持管理(除草、清掃)	公園便所の清掃
算出基礎等	市内998団体	市内134公園

（ｳ）委託料の推移

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度
公園愛護会委託契約	960団体	975団体	998団体
	20,429,652円	21,152,915円	21,293,098円
公園施設（便所）清掃等委託契約	133団体136箇所	134団体137箇所	134団体137箇所
	4,344,000円	4,384,000円	4,384,000円

エ　公園愛護会に関連する補助金について

（ｱ）公園管理用品購入補助金

根拠法令、要綱等		公園管理用品購入補助金交付要綱		
政策上の位置づけ		公園愛護会が行う市立の公園及び緑地の除草作業の効率化を図ることにより、市立の公園及び緑地の良好な環境を維持する。		
補助金の性格		事業補助金		
対象事業の概要		要綱所定の要件を満たす公園愛護会が、動力式の草刈機及び動力式の芝刈機を購入する経費を補助する。		
歳出科目		（款）土木費（項）公園費（目）公園管理費		
交付状況の推移（決算額）	年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
	件数	54	8	22
	金額	1,531,000円	245,000円	630,000円
交付先		各公園愛護会		

（ｲ）草刈機購入補助金

根拠法令、要綱等		草刈機購入補助金交付要綱		
政策上の位置づけ		公園愛護会等（公園愛護会及び河川公園等（姫路市が河川敷の占用許可を受け設置している公園、スポーツ広場及びチビッコ広場等）の除草作業を実施している自治会、婦人会、子供会等の団体）が行う河川公園等の除草の効率化を図ることにより、河川公園等の良好な環境を維持する。		
補助金の性格		事業補助金		
対象事業の概要		要綱所定の要件を満たす地区連合自治会が、河川公園等の除草作業を行う公園愛護会等に貸与するための草刈機の購入に要する費用の額を補助する。		
歳出科目		（款）土木費（項）公園費（目）公園管理費		
交付状況の推移（決算額）	年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
	件数	2	2	0
	金額	746,000円	706,000円	0円
交付先		地区連合自治会		

オ　公園愛護会による公園管理の課題

公園愛護会等の活動は、全国的に低調傾向にあるとされているが、姫路市においても、地域によって、公園愛護会参加者の高齢化や人員不足により、作業が困難なところがでてきている。

このため、公園緑地課では、可能な限り公園緑地課でもサポートし、公園愛護会を継続し、適正な管理に努めたいとしている。

支援の点では、現在は委託料や補助金による用具、物品に関するものが主であるが、物的支援だけではなく、現在取り組みが始まっている管理技術、組織運営、緑化技術、

公園利用者への対応方法等についての相談等の幅広い支援が今後はより必要とされるようになると考えられる。

また、公園愛護会を公園管理の手段の一つとして考えるだけではなく、公園運営への参画、また公園の利用活性化の手段として捉える視点も必要と思われる。市民と行政の双方が、公園愛護会を「義務的な清掃委託／受託機関」というような見方を変えて、双方向性をもった活性化策を検討することが望まれる。

公園管理上、公園愛護会の協力は、市民に公園利用を広く開放するものとなり、あわせてより公園を利用しやすい体制とすることにつながる。現状、公園愛護会の参加者は高齢者の方である場合が多いが、公園愛護会のＰＲと、若い人が公園に親しみがもてるような仕組みを考え、それが地域コミュニティの活性化と、公園愛護会の維持にもつながり、ひいては公園の維持にもつながっていくと思われる。

（14）市立公園に関する各種の許可について

既述のように、公園緑地課の業務のうちには、都市公園台帳の整備、境界の管理、占用許可、使用料の徴収や減免、不法占拠物件の処理、賠償責任など都市公園法や姫路市立公園条例（この項において、「公園条例」という。）等により定められている法令管理業務がある。ここでは、これらのうち、公園内行為許可、公園施設の設置許可及び管理許可、公園の占用許可、使用料の徴収や減免について記載する。

ア　公園内行為許可

市立公園内において、次に掲げる行為をしようとする場合は市長の許可を受けなければならない（公園条例第４条・第46条）。

① 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
② 業として写真又は映画を撮影すること。
③ 興行をすること。
④ 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

（参考）禁止されている行為

市立公園内においては、何人も、みだりに次の行為をしてはならないとされている（公園条例第６条・第46条）。

(1) 市立公園の施設又は土地を損傷し、又は汚損すること。
(2) 鳥獣類、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
(3) 植物を採取し、竹木を伐採し、又はそれらを損傷すること。
(4) 土地の形質を変更すること。
(5) はり紙若しくははり札をし、又は広告物を表示すること。
(6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。
(7) 立入禁止区域に立ち入ること。
(8) たき火をし、又は火気を持ち遊び、その他これらに類する危険な行為をすること。
(9) その他市立公園の景観を害し、又は管理に支障のある行為をすること。

イ　公園施設の設置許可及び管理許可

(ｱ) 公園施設

公園条例における「公園施設」は、「都市公園法第２条第２項に規定する都市公園の効用を全うするため都市公園に設けられる公園施設」である（公園条例第２条第５号）。これには、園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設等の施設が含まれる（都市公園法第２条第２項）。具体的には次のようなものであり、また、詳細は都市公園法施行令第５条に規定されている。

分類	具体例
園路及び広場	―
修景施設	植栽、花壇、噴水その他
休養施設	休憩所、ベンチその他
遊戯施設	ぶらんこ、滑り台、砂場その他
運動施設	野球場、陸上競技場、水泳プールその他
教養施設	植物園、動物園、野外劇場その他
便益施設	飲食店、売店、駐車場、便所その他
管理施設	門、柵、管理事務所その他

(ｲ) 設置許可及び管理許可

都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が行うこととされている（都市公園法第２条の３）。したがって、姫路市の設置に係る都市公園にあっては、その管理は姫路市が行うことになる。姫路市以外の者は、姫路市の設置に係る都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、姫路市の許可を受けなければならない（都市公園法第５条第１項）。

また、姫路市は、都市公園以外の公園に設ける公園施設に準ずる施設（この項において「準公園施設」という。）で自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるものに限り、姫路市以外の者に当該準公園施設を設け、又は管理させることができる（公園条例第36条第１項）。そして、姫路市以外の者が準公園施設を設け、又は管理しようとするときは、市長の許可を受けなければならないとされている（公園条例第36条第２項）。

ウ　公園の占用許可

市立公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて市立公園を占用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない（都市公園法第６条第１項・公園条例第38条）。

占有の許可を与えることができるのは、許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の①～⑦に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合に限るとされている（都市公園法第７条）。

① 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
② 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
③ 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの

④　郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
⑤　非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物
⑥　競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
⑦　前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

エ　有料施設の使用許可

公園条例において、有料施設とは、公園施設（別に条例（注：公園条例以外の条例）で定めるものを除く。）のうち有料で使用させるものをいう（公園条例第２条第６号）。有料施設を使用しようとする人は、市長の許可を受けなければならない（公園条例第20条）。

オ　使用料の納付

上記ア～エの許可を受けた人は、使用料（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を納付しなければならない（公園条例第16条第１項・第43条第１項）。また、手柄山交流ステーション（緑の相談所）の多目的ホール及び研修室を使用しようとする人が当該施設の備品の使用許可を受けたときは、規則で定める備品の使用料を納付しなければならない（公園条例第16条第３項）。

カ　使用料の減免

市長は、公益上必要と認めるときは、姫路市立公園条例施行規則（この項において「公園条例施行規則」ということがある。）の定めるところにより上記オの使用料を減額し、又は免除することができる（公園条例第18条・第43条第３項、公園条例施行規則第10条）。上記ア～エの場合に、使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとなっている（公園条例施行規則第10条）。

(1) 国又は地方公共団体が公用又は公益のため使用する場合　免除
(2) 市内の生徒、児童又は園児の団体が教育上の目的で使用する場合　免除
(3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉事業のために使用する場合　免除
(4) 地域的な市民の団体が、その団体の利用に供するため使用する場合　免除
(5) 障害者福祉の向上を促進する活動を行う団体で市長が承認する団体が、当該活動のために使用する場合　免除
(6) その他市長が特別の理由があると認める場合　市長が相当と認める額

※　指定管理者に公園の管理を行わせる場合

桜山公園（市長の定める部分に限る）及びキャスティ21公園の管理を指定管理者（法人その他の団体であって市長が指定するもの。地方自治法第244条の２第３項。）に行わせる場合には、公園内行為許可及びこれに係る使用料の徴収に関する業務は指定管理者が行う（公園条例第33条の２、第33条の６）。

＜根拠法令・例規の整理＞

区　　分		都市公園	都市公園以外
公園内行為	公園内行為許可	条例４条１項 （特例）占用許可を受けた場合は不要　条例５条	条例46条（準用）
	公園内行為許可事項変更許可	条例４条２項 （特例）占用許可を受けた場合は不要　条例５条	条例46条（準用）
公園施設設置	公園施設設置許可	法５条１項	条例36条１項・２項
	公園施設設置許可事項変更許可	法５条１項	条例36条１項・３項
	公園施設設置休止	条例12条１項	条例37条（準用）
	公園施設設置廃止	条例12条２項	条例37条（準用）
公園施設管理	公園施設管理許可	法５条１項	条例36条１項・２項
	公園施設管理許可事項変更許可	法５条１項	条例36条１項・３項
	公園施設管理休止	条例12条１項	条例37条（準用）
	公園施設管理廃止	条例12条２項	条例37条（準用）
公園占用	公園占用許可	法６条１項	条例38条１項
	公園占用許可事項変更許可	法６条３項	条例38条３項
有料施設	有料施設使用許可	条例20条	
	有料施設目的外使用許可	条例22条	
	有料施設の特別の設備等の許可	条例23条	
使用料	行為許可 行為許可事項変更許可 占用許可 占用許可事項変更許可 公園施設設置許可 公園施設設置許可事項変更許可 公園施設管理許可 公園施設管理許可変更許可 有料施設使用許可	条例16条１項	条例43条１項
	多目的ホール及び研修室の備品の使用許可	条例16条３項	―
使用料の減免		条例18条	条例43条３項（準用）

（注）「法」は都市公園法、「条例」は姫路市立公園条例を意味する。

キ　許可の状況

年　　度	許可時期	許可件数(件)				
		行為	施設設置	施設管理	占用	計
令和４年度	過年度（継続）	0	41	2	17	60
	年度中	256	23	1	66	346
	合計	256	64	3	83	406
令和３年度	過年度（継続）	0	83	1	147	231
	年度中	238	35	0	104	377
	合計	238	118	1	251	608
令和２年度	過年度（継続）	0	62	1	197	260
	年度中	178	32	0	83	293
	合計	178	94	1	280	553

ク　令和４年度における使用料収入

歳入の款：使用料及び手数料・項：使用料・目：土木使用料・節：公園使用料のうち、公園緑地課関係分の公園使用料及び浜手緑地目的外使用料は次のとおりである。

（ｱ）公園緑地課関係分の公園使用料（行政財産使用料、公園占用料等）

事　項	件数	対　象	使用料(円)
高圧送電線下敷	3	線下敷、架空送電線敷	14,655,600
高圧鉄塔敷地等	2	鉄塔敷、地中管路　外	2,888,320
電柱等占用	60	本柱、支柱、支線柱、共架線　外	2,165,450
電話柱等占用	11	電話柱、支柱、支線柱、支線、電話ボックス　外	495,330
ガス管等占用	1	ガス管、橋梁　外	2,356,410
その他の占用等	173	工事一時使用、通信設備、イベント　外	12,706,601
合　計	250		35,267,711

（ｲ）浜手緑地目的外使用料

事　項	件数	対　象	使用料(円)
駐車場使用	1	第７期予定地1,295.34㎡	3,120,000

なお、上記の使用料の最近３年度の予算・決算の推移は次のとおりである。

区分	年度	予算額(円)	決算額(円)
公園使用料	令和４	29,470,000	35,267,711
	令和３	29,410,000	31,125,158
	令和２	28,971,000	31,974,956
浜手緑地目的外使用料	令和４	3,120,000	3,120,000
	令和３	3,120,000	3,120,000
	令和２	3,120,000	3,120,000

ケ　公園共益費等収入

款：諸収入・項：雑入・目：雑入・節：共益費等収入のうち、公園緑地課が所管している運動施設の夜間照明使用料は次のとおりである。

区分	年度	決算額(円)
津田公園ナイター使用料（グラウンド・テニスコート）	令和４	286,500
	令和３	214,000
	令和２	277,000
網干南公園夜間照明使用料（グラウンド）	令和４	684,000
	令和３	840,000
	令和２	576,000

２　監査の結果

(1) 業務委託の執行伺書及び支出負担行為書の記載について

公園緑地課の所管する以下の委託契約において、執行伺書、支出負担行為書の概要欄に記載すべき根拠条文に誤りがあった。

契約日	委託件名	契約期間	委託内容	委託金額(円)
R4.4.1	近畿自然歩道（刀出地区） 維持管理業務委託	R4.4.1～ R5.3.31	管理業務 （除草、清掃、軽微な補修等）	44,500
R4.4.1	近畿自然歩道（上砥堀地区） 維持管理業務委託	R4.4.1～ R5.3.31	管理業務 （除草、清掃、軽微な補修等）	62,300

上記契約に係る執行伺書、支出負担行為書の概要欄において、契約方法は地方自治法施行令第167条の２第１項第１号と記載すべきところ、第２号と記載されたまま決裁されていた。同じく、姫路市契約規則第21条第１項第２号を根拠とすべきところ、第３号と記載されたまま決裁されている。

【地方自治法施行令】

（随意契約）

第167条の２　地方自治法第234条第２項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

別表第五（第167条の２関係）

（上欄）		（下欄）
一　工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250万円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。）	130万円
二　財産の買入れ	都道府県及び指定都市	160万円
	市町村	80万円
三　物件の借入れ	都道府県及び指定都市	80万円
	市町村	40万円
四　財産の売払い	都道府県及び指定都市	50万円
	市町村	30万円
五　物件の貸付け		30万円
六　前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	100万円
	市町村	50万円

二　不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三～九　略

２～４　略

【姫路市契約規則】

（見積書の徴収）

第21条　市長は、随意契約により契約しようとするときは、２人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号に掲げるときは、１人とすることができる。

(1) 姫路市物品取扱規則（昭和63年姫路市規則第10号）第10条に規定する専行調達をしようとするとき。

(2) 業務委託等又は建設関連業務委託のうち予定価格10万円未満のものについて契約しようとするとき。

(3) 契約の性質等により２人以上の者から見積書を徴することが不適当であると認められるとき。

(4) 予定価格20万円未満の工事及び市長が別に定める工事等を発注しようとするとき。

(5) 政令第167条の２第１項第３号の規定による随意契約のうち予定価格が50万円を超えないものについて契約しようとするとき。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書を徴さないことができる。

(1) 国又は地方公共団体と直接に契約をしようとするとき。

(2) 緊急を要し、特に市長において見積書を徴する必要がないと認めるとき。

(3) 不動産、有価証券等の売買で見積書を徴することが不適当と認められるとき。

(4) ファクシミリによる通信文により見積価格を確認することができるとき。

契約内容やその他の事務処理において特段の問題は発見されず、金額的に高額な委託契約ではないものの、根拠とすべき条文を誤った状態のまま修正されることなく支出まで行われていることは、本件契約のみならず、他の契約でも決裁時に根拠条文の確認が行われていない可能性を示すものとなるため、好ましいとは言えない。

公園緑地課は、契約金額にかかわらず、根拠条文についても適切なものが記載されているか確認の上で承認を行う必要がある。【結果3-1】

（2）耐圧試験業務委託における試験内容の不備について

消防法第17条の３の３および関連する消防庁通知により、製造から10年を経過した消防用ホースは３年ごとに点検を行うことが義務付けられている。網干南公園ふれあいの館に設置されている消火栓ホースは製造から10年超経過しているため、令和４年度に特定の業者と一者随意契約により耐圧試験業務委託契約を締結して点検業務を委託している。

当該委託契約に係る仕様書において、次頁のように「所定の水圧を５分間かけて確認する」（水圧による試験）と記載されているが、業者の作成した見積書では仕様「40Ａ（エアーにて）」（空気圧による試験）と記載されている。仕様書に定められている水圧による試験ではなく、空気圧による試験を前提とした見積となっており、実際の点検についても空気圧により行われ、仕様書通りの水圧による試験が実施できていない。

【網干南公園ふれあいの館消火栓ホース耐圧試験業務仕様書】
(4)試験の方法
施設関係者（点検会社等を含む）立会いのもと、消火栓配置図等と照合し、設置位置等を把握・確認のうえ、消火栓格納箱からホース結合金具部分を取り出し、ホース耐圧試験機にセットし、ホース使用圧まで徐々に加圧し漏水等異常の有無を確認します。耐圧試験機等により、ホースの端末部に充水し、所定の水圧を５分間かけて確認する。変形・損傷等がなく、ホース及び金具との接続部から著しい漏水がないことを確認する。作業終了後、点検済みシールの発行（格納箱の扉内側に貼付）するもの。

＜委託業者の作成した「御見積書」の一部抜粋（金額情報は記載省略）＞

品名	仕様	数量	単価	金額
【屋内消火栓設備】				
ホース耐圧試験	40Ａ（エアーにて）	12本	（記載省略）	（記載省略）
			合計	（記載省略）

これに関して、公園緑地課担当者に確認したところ、「空気圧での検査は、水圧での検査に代わる検査であると誤認していた。また、空気圧での検査は水圧に比べ、密度が小さいことでホースへの影響が少なくなり、ホース寿命を延ばす結果につながるため空気圧での検査が有効と判断していた。」との回答を得た。

しかしながら、消防法における点検義務の内容については、消防法第17条の３の３や消防法施行規則第31条の６に定められており、点検の方法及び点検の結果についての報告書の様式は消防庁長官が定めるとされている。ホース及びノズルの点検要領については、消防庁通知「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年６月11日消防予第172号（最終改正令和３年５月27日））別添で定める点検要領第２において、以下のとおり定められている。

		点検項目	点検方法 （留意事項は※で示す。）	判定方法 （留意事項は※で示す。）
屋内消火栓箱等	ホース及びノズル	ホースの耐圧性能（ホース（易操作性１号消火栓、２号消火栓及び広範囲型２号消火栓のホースを除く。）の製造年の末日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから３年を経過していない場合を除く。）	ホースの端末部に充水し、耐圧試験機等により所定の水圧を５分間かけて確認する。 ※①　加圧する前に結合金具等の接続状態が適正であることを十分に確認すること。 ②　空気の残留がないことを確認してから加圧すること。 ③　所定の水圧は、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（平成25年総務省令第22号）によりホースの種類に応じて定められた使用圧とすること。 ④　危険防止対策を講じた後、急激な昇圧を避け、圧力計で確認しながら徐々に加圧すること。	変形、損傷等がなく、ホース及び金具との接続部から著しい漏水等がないこと。 ※　著しい漏水は、噴水状の漏水又は継続する滴下が生じる状態を目安にすること。

このことから、空気圧による試験は、契約に係る仕様書の要件を満たしていないの

みならず、消防法に定める法定点検の点検要領にも沿っていないものである。法令及び契約内容に従った点検業務の実施を徹底させる必要がある。【結果3-2】

なお、公園部の所管する施設において製造から10年を経過した消防用ホースが設置されているのは網干南公園ふれあいの館のみであり、当該消防用ホースの法定点検の不備は他の施設では生じていない。

（3）地域緑化用配布資材購入費について

姫路市は、姫路市地域緑化用資材支給要綱に基づき、花と緑にあふれるまちづくりを推進することを目的として、地域緑化用資材を支給する事業を実施している。

同要綱によれば、支給する資材は、草花植栽用プランター及びその他地域緑化に必要な資材で市長が適当と認めるものとされている。

また、資材を支給する対象は、自治会又はこれに準ずる団体（この項において、「自治会等」という。）であり、自治会等所有地、設置に関する許可を受けた公有地又はその他市長が適当と認めた場所に設置する場合で、当該自治会等が設置後の維持管理を行うときに限るとされている。

令和４年度において、姫路市は、地域緑化用資材を業者から購入したうえで、54の自治会等に対して支給している。支給した地域緑化用資材は、具体的には、次のものとなっている（資材の購入に際しての支出負担行為書及びその添付書類である納品書による）。

FRPプランター、花と野菜の土、腐葉土、化成肥料、有機石灰、バーク堆肥、発酵けいふん、油粕、鉢底ネット

上述のように、地域緑化用資材の支給にあたって、姫路市は、当該資材を業者から購入している。購入は支給先（自治会等）ごとに54件行われており、支出金額の合計は、1,499,638円であった。なお、歳出科目は次のとおりである。

款：土木費・項：公園費・目：緑花自然費 事業１：姫路まちごと緑化大作戦事業費・事業２：姫路まちごと緑化大作戦事業費・ 事業３：地域緑化（草花・樹木・資材配布事業） 節：需用費・細節：その他需用費

これらの資材の購入にあたって、姫路市会計規則、姫路市物品取扱規則、姫路市地域緑化用資材支給要綱等の規定に基づいて通常考えられる事務の流れは、次のようになる。

①支給の申請（地域緑化用資材支給申請書による）
②申請の審査
③支給の決定（②で適当と認められるとき）
④申請者への決定通知（地域緑化用資材支給決定通知書による）
⑤執行伺書の起案・稟議・決裁
⑥支出負担行為書の起案・稟議・決裁
⑦発注

⑧納品
⑨支出決定書の起案・稟議・決裁
⑩代金の支払

しかし、54件の地域緑化用資材の購入のうち、資材支給の決定の決裁（上記③）が完了していないにもかかわらず、支給する資材の購入についての予算の執行（⑤）が先に起案されてしまっているケースが、13件（458,352円）見受けられた。つまり、13件のケースについて、資材支給の決定（上記③）の起案日が執行伺書（上記⑤）の起票日より後の日付になっているという状況である。

この状況は、市長がある自治会等に地域緑化用資材を配布するという意思決定がなされていないうちに、当該自治会に配布する地域緑化用資材の購入についての予算の執行の手続きが開始されてしまっていることを意味する。したがって、事務を進める順序が逆転してしまっており、根拠のない歳出予算の執行の手続きを行っているという事象が生じてしまっている。

したがって、公園緑地課は、市長が地域緑化用資材を配布する意思決定を行った後に、配布する地域緑化用資材の購入についての予算の執行の手続きを開始することを徹底する必要がある。【結果3-3】

（4）保存樹管理補助金の補助の対象について

保存樹管理補助金は、「姫路市保存樹の指定事務取扱い要綱」（昭和47年12月５日）（この項において、「取扱い要綱」という。）に基づき交付されている。

取扱い要綱では、市長は、保存樹の適正な管理を行うため保存樹に指定した各樹木の管理者に管理を依頼するものとする（第６条）とされている。そのうえで、市長は、管理を依頼した者に対し、必要に応じ毎年度予算の範囲内で補助金を交付することができる（第７条）とされている。

ところで、保存樹管理補助金は、「保存樹の管理に通常要する経費について毎年度交付するもの」とされている（取扱い要綱第８条第２項）。

しかし、補助の対象である「保存樹の管理に通常要する経費」とはどのような経費であるかについては、取扱い要綱には具体的に示されていない。

この点、姫路市が毎年度当初に、保存樹に指定した各樹木の管理者に対して提出を求めている「令和　年度　保存樹管理票」に、「管理内容」として次のような記載がある。

管理内容
・周辺の除草、清掃を適時実施。
・樹木の生育状況を確認し、異常がある場合は、市に連絡。
・看板の設置を確認し、著しく不良の場合は、市に連絡。

※　保存樹が、倒伏、滅失、枯死又は著しく損傷したときは指定解除の対象となりますので、必ず市へご報告ください。

この「管理内容」に必要な経費が「保存樹の管理に通常要する経費」であり、当該経費が補助の対象となると考えられる。これは、補助の支出の要件を示すものとして

重要性が高いと考えられるので、保存樹の管理者に対して提出を求める書類の様式に記載するのみでなく、取扱い要綱の規定に取り込む必要がある。【結果3-4】

また、包括外部監査人が監査手続を実施した範囲において、「令和　年度　保存樹管理票」を保存樹の管理者に対して提出を求める根拠は、書面等により明確には認められなかった。当該管理票が、姫路市の保存樹の管理に関する事務上必要であり、かつ、保存樹の管理者に対して提出を求める必要のあるものであるならば、当該管理票の提出についても取扱い要綱に規定しておくとともに、「令和　年度　保存樹管理票」を同要綱において制定しておく必要がある。【結果3-5】

（5）保存樹管理補助金の交付手続について

姫路市保存樹の指定事務取扱い要綱（昭和47年12月５日）（この項において、「取扱い要綱」という。）に基づき、保存樹の管理者に対して交付される保存樹管理補助金については、取扱い要綱第９条に補助金の申請についての規定がある。これ以外の交付手続については取扱い要綱に定めがないため、姫路市が交付する補助金等の交付手続に関する基本的事項を定めている姫路市補助金交付規則（昭和43年11月21日規則第60号）（この項において、「交付規則」という。）に従って手続を行うことになる。

しかし、令和４年度の保存樹管理補助金の交付に関する文書を閲覧するなど、包括外部監査人が監査手続を実施した範囲において、交付規則で定められている次の書類が保存樹の管理者から提出されたことが確認できなかった。

・補助事業着手届（交付規則第10条）
・補助事業完了届（交付規則第10条）
・補助事業実績報告書（交付規則第12条）

このうち、補助事業着手届及び補助事業完了届については、「補助金等の交付の対象が事務である場合」（交付規則10条但書）は提出の必要はないとされているが、補助の対象となる保存樹の管理に通常要する経費（取扱い要綱第８条第２項）の「管理」には、「令和　年度　保存樹管理票」の様式の記載内容によると、「周辺の除草、清掃を適時実施」という内容が含まれていると考えられるため、交付の対象が事務であると言い切ることはできないと考えられる。また、補助事業実績報告書については、交付規則第12条には補助事業着手届及び補助事業完了届のような例外規定はない。

したがって、姫路市は、保存樹管理補助金を交付する保存樹の管理者に対し、交付規則に定める交付手続に従って、補助事業着手届、補助事業完了届及び補助事業実績報告書を提出させる必要がある。【結果3-6】

（6）保存樹管理補助金の管理業務の確認について

姫路市保存樹の指定事務取扱い要綱（昭和47年12月５日）（この項において、「取扱い要綱」という。）に基づき、保存樹の管理者に対して交付される保存樹管理補助金の交付に当たって、令和５年３月31日付けで公園緑地課課長名で次に示すような管理状況の確認についての文書が作成され、これに基づき履行の確認が行われている。

当該文書には「各保存樹の管理状況について、令和４年７月から令和５年２月にかけて現地確認した」とあるが、いつ、誰が現地確認をしたのかを明確に記載した一覧

表や、個別の確認票などは添付されていなかった。

> 令和４年度保存樹の管理状況確認について
>
> 令和４年度の各保存樹の管理状況について、令和４年７月から令和５年２月にかけて現地確認したところ、全ての保存樹が適切に管理され、健全に生育していることを確認した。
> また、保存樹管理票で各管理者に求めている管理内容の一つ「樹木の生育状況を確認し、異常がある場合は市に連絡」による連絡が、令和５年３月31日までになかったため、全保存樹に異常がないものと認められる。

市役所外部の視点からは、上記の文書のみによって現地確認をしたとしているだけで、いつ、誰が確認したのかが明確にされていないと、実際に全ての保存樹について現地確認がなされているのかという疑念が生じる可能性がある。

したがって、公園緑地課は、上記のように確認したことを述べた文書以外に、誰が現地確認したのかを明確に記載した一覧表や、個別の確認票などを添付する必要がある。【結果3-7】

なお、今後において、マンパワーの不足により市職員による全ての保存樹の管理状況の現地確認の実施が困難となる場合に備え、保存樹の管理状況の確認方法について再検討をすることが望ましい。【意見3-1】

（7）照明設備使用料の徴収について

姫路市立の公園のうち、都市公園に設置されている公園施設（*1）には、運動施設（*2）が含まれる。

（*1）都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる園路及び広場等の施設（都市公園法２条２項柱書）。

（*2）都市公園法２条２項各号に列記されている公園施設の一つで、５号に運動施設として「野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの」が掲げられている。また、都市公園法施行令５条４項１号・２号では、次のものが掲げられている。

> 一　野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物
> 二　前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設

公園緑地課が所管している運動施設の中には、次のように夜間の使用が可能なものがある。これらの施設には夜間照明設備が整備されており、運動施設の使用者が夜間の使用を希望すれば照明設備を使用することになる。

公園の名称	運動施設	夜間使用時間	申込受付場所等
津田公園	グラウンド	17：00～21：00 （５月～11月）	姫路市役所公園緑地課
	テニスコート（２面）	17：00～21：00 （３月～11月）	姫路市公共施設予約システム
浜手緑地中島東地区	グラウンド	17：00～21：00 （５月～10月）	姫路市役所公園緑地課
網干南公園	グラウンド	17：00～21：00 （通年）	網干南公園ふれあいの館

上記の運動施設の使用自体は、公園施設であることから、使用料は徴収しておらず無料で使用できる。しかし、夜間の使用において照明設備を使用する場合は、次のように照明使用料（あるいはナイター設備使用料）が必要となる。

公園の名称	運動施設	夜間照明使用料
津田公園	グラウンド	3,000円／２時間
	テニスコート（２面）	1,000円／２時間
浜手緑地中島東地区	グラウンド	3,000円／２時間
網干南公園	グラウンド	3,000円／２時間

この照明使用料については、条例、規則、要綱等といった何らかの規程類によって定められてはいない。公園緑地課によれば、グラウンドの場合はグラウンドの使用申込にあたって使用する「運動施設使用申込書」の「使用上の注意」欄に記載が行われていることを根拠として徴収を行っている。また、テニスコートの場合は姫路市役所のウェブサイト「公園施設の利用申込」（https://www.city.himeji.lg.jp/kanko/0000003042.html）からリンクが張られている「姫路市公共施設予約システム　利用上の注意」（https://www.city.himeji.lg.jp/kanko/cmsfiles/contents/0000003/3042/riyouzyounocyuui.pdf）という文書における＜その他利用上の注意＞に記載が行われていることを根拠として徴収を行っている。

公園緑地課によれば、本件の照明使用料は、共益費（電気料金）として徴収しているとのことである。しかしながら、本件の照明使用料は、電気料金であるとはいっても、電力会社から姫路市が請求された電気料金をそのまま使用者に請求しているわけではない。あくまでも姫路市が何らかの方法によって算定した電気料金の「相当額」であるといえる。したがって、姫路市が使用者の負担する金額について、規程類による明確な根拠なしに使用者に経済的負担を要求することは、使用者に応分の負担を求めるという点からの説明責任が不十分であるといえる。

また、本件の照明使用料と同様の、共益費（電気料金）という性質を持つものに、船津公園ふれあいの館における冷暖房使用料（冷暖房費用の実費相当額）を挙げることができる。当該冷暖房使用料については、姫路市ふれあいの館条例施行規則に、下に示すような規定が置かれ、これに基づいて徴収されている。

以上の点から、公園緑地課が主管する都市公園内の運動施設における夜間使用の際の照明使用料については、徴収の根拠となる定めを、条例・規則・要綱等の何らかの

規程類により定める必要がある。【結果3-8】

【姫路市ふれあいの館条例施行規則】

（冷暖房費用の弁償）

第13条　使用者が冷暖房設備を使用しようとするときは、別表第２に定める冷暖房費用の実費相当額を弁償しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、これを免除する。

２　（略）

別表第２（第13条関係）

ふれあいの館名	区分	単位	使用料
			円
船津公園ふれあいの館	体育館	使用時間1時間につき	200

備考　（略）

（8）公園緑地課の倉庫における備品管理について

姫路市は、公園の整備、維持管理等に関する業務を直営でも行っているため、公園緑地課には重機を含む車両、造園用機械等、多くの備品が所属している。また、これらの備品が備え置かれている場所は、市内の公園内の管理棟や倉庫等、数か所にわたっている。したがって、備品の管理が適正に行われているか否かについては、財務監査において重要な監査の視点（監査要点）となる。

包括外部監査人は、監査の実施過程で、上述した備品の備置場所の現地において、実物検査を実施した。検査を実施した場所は次のとおりである。

名　　称	所在地
市役所本庁舎公用車駐車場	佃町（市役所東別館北側）
姫路バイパス下公用車駐車場	三条町付近姫路バイパス高架下
市役所南別館南６番倉庫	佃町34
運河倉庫	佃町（運河公園内）
三条倉庫	三条町一丁目
鶴町詰所・鶴町車庫	広畑区鶴町一丁目56
細江倉庫	飾磨区細江873-2
中島倉庫	飾磨区中島414-60
中島東倉庫	飾磨区中島2780-2
妻鹿倉庫	飾磨区妻鹿1424-2

備品のうちの多くは、適正に管理されていたものの、いくつかの検出事項が発見された。以下に備品の管理に関する検出事項について記述する。

ア　車両について

公園緑地課が、財務会計システム上の備品台帳のデータを基に作成したリストでは、車両の品名は記載されていたが、規格の記載がない（空欄）ものがあった。システム上の備品台帳には規格を入力する必要がある。【結果3-9】

また、車両のデータについては車番についての情報がないため、リストと現物の突合に労力を要すると考えられる。リストと現物の突合を効率的に行うため、情報シス

テムの「規格」の項目に車番についての情報を入力しておくことが望ましい。【意見3-2】

イ　備品リストと現物の不整合について

次の表の物品は、現物は存在しており、現物には備品番号が表示されているが、備品リストには記載されていないものである。

備品番号	品目	検出事項等
0001055646	キャビネット類	南６番倉庫に備え置かれ使用中である。備品番号の表示はあるがリストには登載なし。
1000034295	耕うん機類	南６番倉庫に備え置かれ、備品番号の表示はあるがリストには登載なし。現在も使用されていると推定される。
0001356256	草刈機類	妻鹿倉庫に備え置かれ、備品番号の表示はあるがリストには登載なし。現在も使用されていると推定される。
0001530802	草刈機類	同上
0001530802	草刈機類	南６番倉庫に備え置かれ、備品番号の表示はあるがリストには登載なし。現在も使用されていると推定される。
0001709502	書類収納棚類	細江倉庫に備え置かれ使用中。備品番号の表示はあるがリストには登載なし。「公園整備課」という表示がある。
0001709597	書類収納棚類	同上
0001709590	書類収納棚類	同上
0001709591	書類収納棚類	同上
0001709596	書類収納棚類	同上
0001510764	書類収納棚類	同上
0001414554	書類収納棚類	同上
0001683963	座乗車類	中島東倉庫に備え置かれ使用中。備品番号の表示はあるがリストには登載なし。
0001709669	切断機類	運河倉庫に備え置かれ、備品番号の表示はあるがリストには登載なし。現在も使用されていると推定される。本体には「白浜倉庫」との表示あり。
0001709588	レターボックス類	南６番倉庫に備え置かれ使用中。備品番号の表示はあるがリストには登載なし。
0001799602	機械類	東館倉庫に備え置かれ、備品番号の表示はあるがリストには登載なし。現在も使用されていると推定される。
0001709572	機械類	同上
1000034408	機械類	同上
0001414557	機械類	同上
0001709679	機械類	中島東倉庫に備え置かれ、備品番号の表示はあるがリストには登載なし。現在も使用されていると推定される。本体には「白浜倉庫」の表示がある。
0001709671	機械類	同上
0001709673	機械類	同上

これらについては、次のような可能性が考えられる。

①　不用となっていないにもかかわらず、誤って不用となった場合の事務処理（管

理換、返納又は廃棄）を行い、財務会計システム上の備品台帳にも不用となった場合の入力が行われたため、財務会計システム上の備品台帳のデータを基に作成されたリストにも登載されていない。

② 過去に備品として取扱う購入単価の基準が10,000円以上から20,000円以上に改定された際、購入単価が20,000円未満であったため消耗品とした物品であるが、備品番号の貼付を外さなかったため、現物に備品番号の表示が残っている。

そこで、公園緑地課は、上表の物品が①、②等のいずれに該当するのかを再度確認する必要がある。そのうえで、①に該当する場合は誤った事務処理やシステム入力を是正する必要がある。また、②の場合には、備品番号の貼付を外すか、又は備品番号を抹消する必要がある。【結果3-10】

この場合、消耗品であることを明確にするため、備品から消耗品に変更した旨を表示しておくことが望ましい。【意見3-3】

ウ 適切な「所在」の登録

次の表の備品は、リスト上に「設置場所等」と記載されている場所と実際に備え置かれている場所が異なっている。

備品番号	品名	規格	検出事項等
0001683962	草刈機用座乗車	乗用芝刈機 シバウラ　GT162PJ	リストでは、「設置場所等」が「三条倉庫」となっているが、中島東倉庫に備え置かれている。本体には「白浜倉庫」との表示がある。
1000007178	電気乾燥機	日立　DEN50WV(W)	リストでは「設置場所等」が「分室」となっているが、南６番倉庫に備え置かれている。
0001362955	ファイリングキャビネット	クロガネ　４段 620×385×1335	同上
0001530800	草刈機	刈払機　富士ロビン㈱ BH3500	リストでは、「設置場所等」が「南６番倉庫」となっているが、妻鹿倉庫に備え置かれている。
0001530803	草刈機	刈払機　富士ロビン㈱ BH3500AU	同上
0001542134	草刈機	コマツゼノア BC-3510DWEZ	同上
0001669785	草刈機用座乗車	乗用芝刈機 シバウラ　GT162PJ	リストでは、「設置場所等」が「三条倉庫」となっているが、中島東倉庫に備え置かれている。本体には「中島東倉庫」との表示がある。
0001709712	ブリッジ	昭和アルミ SBA270cm　単体	リストでは、「設置場所等」が「三条倉庫」となっているが、中島東倉庫に備え置かれている。
0001709713	ブリッジ	昭和アルミ SBA270cm　単体	同上

備品番号	品名	規格	検出事項等
0000003392	芝刈機用座乗車	シバウラ　GT162	リストでは、「設置場所等」が「白浜倉庫」（現在は使用されていない倉庫である）となっているが、中島東倉庫に備え置かれている。
0001660367	芝刈機用座乗車	自走式草刈機 ロータリーモア GM64	同上
1000003399	その他工具	（空白）	リストでは、「設置場所等」が「三条倉庫」となっているが、運河倉庫に備え置かれている。

契約課（物品担当）が発出している「備品管理の留意事項」では、「所属課と保管場所が異なる場合は、適切な「所在」で登録」する旨が記載されている。したがって、公園緑地課は、現在の保管場所が一時的なものである場合は別として、現在当該備品を備え置いている場所が通常の保管場所である場合は、財務会計システム上の備品台帳の「保管場所」に現在当該備品を備え置いている場所を入力する必要がある。【結果3-11】

エ　適切な「品名」「規格」の登録

次の表の備品は、「品名」又は「規格」が明確なものではないため、財務会計システム上の備品台帳の「品名」又は「規格」を明確なものに修正する必要がある。【結果3-12】

備品番号	品名	規格	検出事項等
0001661525	発電機	発電機	規格が明確になっていない。
1000003399	その他工具	（空白）	リスト上の「規格」の項目が空白となっている。
1000003400	その他工具	（空白）	リスト上の「規格」の項目が空白となっている。

オ　備品として登録されていると誤認させる表示の是正

次の備品は、廃棄処分がなされているにもかかわらず、備品番号が表示されているため、備品として登録されていると誤認する可能性がある。備品番号の貼付を外すか、備品番号を抹消しておく必要がある。【結果3-13】

備品番号	品名	規格	検出事項等
0001542050	機械類	不明	中島東倉庫に備え置かれている。廃棄処分済みであるが、部品取りのため残してあるとのことである。なお、本体には「三条倉庫」の表示がある。

カ　不用となっている備品

次の表の備品は、現在使用されていないものである。公園緑地課は、まず、これらの備品について、今後も使用するか否かについての再度の検討が必要である。そのう

えで、今後使用する見込みがない場合には、備品を廃棄するにあたっての所定の手続をすることが望ましい。【意見 3-4】

備品番号	品名	規格	検出事項等
0001414538	食器棚	ウチダ 36W 型　アイボリー	細江倉庫に備え置かれているが、不用となっている。
0001414560	物品棚	1800×1800×600	同上
0001510767	図面用キャビネット	伊藤喜 HTM-069BLS-WE	同上
0001510768	図面用キャビネット	伊藤喜 HTM-069BLS-WE	同上
0001510770	図面用キャビネット	伊藤喜 HTM-069BLS-WE	同上
0001510772	図面用キャビネット	伊藤喜 HTM-069BLS-WE	同上
0001510857	物品棚	MA-6625 軽量ラック	同上
0001510858	物品棚	伊藤喜 ERR-166640-TE　軽量	同上
0001510859	物品棚	伊藤喜 ERR-166640-TE　軽量	同上
0001053078	物品棚	スチール製　180×180×45	同上

（9）公園敷地内に設置されている掲示板の広告について

姫路市の市立公園には、敷地内に、自治会等の地縁団体（この項において、「自治会等」という。）の掲示板、住居案内板等（この項において、「掲示板等」という。）が設置されているケースが多数見受けられる。

市立公園の敷地内に設置されている掲示板等のうちには、次に示すような、企業等の広告が掲示されているものが見受けられる。

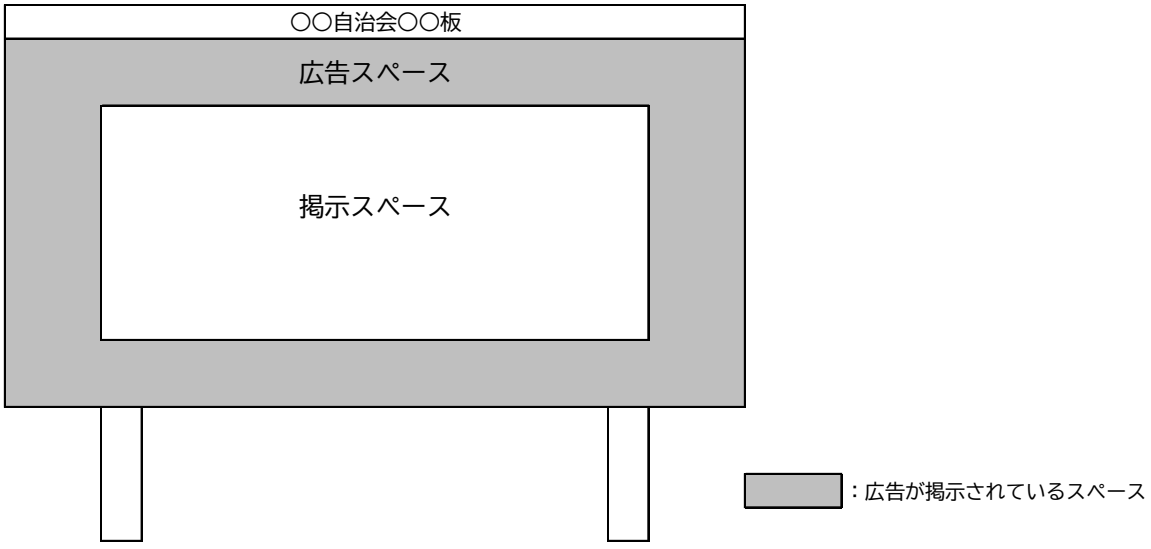

自治会等が姫路市立公園の敷地内に掲示板等を設置する場合には、公園施設又は準公園施設の設置許可（都市公園法第５条、姫路市立公園条例第36条）あるいは公園の占用許可又は都市公園以外の市立公園の占用許可（都市公園法第６条、姫路市立公園条例第38条）を市長から受けることが必要である。

市立公園の敷地内に設置されている掲示板等のうちで、企業等の広告が掲示されているものについて、広告料の取り扱いはどうなっているのかについて公園緑地課に質問したところ、監査人が例として示した掲示板については「公園内での企業等の広告掲出については許可をしていませんので、無許可で設置された物件であると思われます。」という回答があった。

無許可の公園施設の設置あるいは公園の占用、又は無許可の広告掲出が発生していることは、都市公園法、姫路市立公園条例等に違反している状態となるので、姫路市は次のような対応を行う必要がある。【結果3-14】

① 市立公園敷地内の掲示板等について調査のうえ、無許可で広告が掲出されている掲示板等の実態を把握する。

② ①の実態把握ができている場合

1) 掲示板等の設置あるいは公園の占用の許可は受けている場合

ⅰ 広告が掲出されるに至った経緯を調査する。

ⅱ 現在掲出されている広告について、ⅰの経緯を考慮して広告の中止等、今後の取り扱いを検討し、検討結果に従って措置をする。

2) 掲示板等の設置あるいは公園の占用の許可を受けていない場合

ⅰ 無許可での設置あるいは占用に至った経緯を調査する。

ⅱ 掲示板等の設置あるいは公園の占用について、ⅰの経緯を考慮して、許可についての是正等、今後の取り扱いを検討し、検討結果に従って措置をする。

ⅲ 現在掲出されている広告について、ⅰの経緯を考慮して広告の中止等、今後の取り扱いを検討し、検討結果に従って措置をする。

以上に加え、市立公園に設置されている掲示板等に広告を掲示し、その広告料を徴収することが制度的に可能なものであるかどうかについても、他の自治体における事例などを調査のうえ検討することが望ましい。これは、広告料の徴収が歳入の増加につながる要因になるからである。【意見3-5】

（10）公園に設置されている金属製倉庫・物置について

姫路市の市立公園には、敷地内に、金属製の倉庫あるいは物置が設置されているケースが多数見受けられる。

姫路市の市立公園内において、公園管理者である姫路市以外の者が公園施設又は準公園施設（注）として倉庫や物置等を設置しようとするときは、市長による公園施設又は準公園施設の設置許可が必要になる（都市公園法第５条第１項、姫路市立公園条例第36条第２項）。倉庫や物置等が、公園愛護会や自治会などが設置する公園管理用倉庫や自主防災倉庫の場合は公園施設又は準公園施設に該当する。

（注）公園施設とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる園路及び広場を始めとする施設のことをいう（都市公園法第２条第２項）。また、準公園施設とは、姫路市立公

園のうち都市公園以外の公園に設ける公園施設に準ずる施設のことをいう（姫路市立公園条例第36条第１項）。

包括外部監査人が姫路市立の公園のいくつかを視察した際、公園敷地内に設置されている金属製の倉庫あるいは物置を確認したところ、公園管理用倉庫や自主防災倉庫の他にも、ある公園にはスポーツの競技団体や近隣住民の団体の名称が表示された金属製物置が設置されていた。このような表示がされている金属製物置の設置許可はどうなっているのかについて公園緑地課に質問したところ、監査人が例として示した物置については「公園内への物置の設置については、公園管理用倉庫及び自主防災倉庫に限り許可をしていますので、無許可で設置された物件であると思われます。」という回答があった。

市立公園の敷地内に、設置許可を受けていない倉庫や物置が存在していることは、都市公園法、姫路市立公園条例等に違反している状態となるので、姫路市は次のような対応を行う必要がある。【結果3-15】

① 市立公園敷地内の倉庫や物置について調査のうえ、公園施設又は準公園施設の設置許可なく設置されているものの実態を把握する。

② ①の実態把握ができている場合

1） 設置許可を受けていない倉庫や物置の場合

ⅰ 設置されるに至った経緯を調査する。

ⅱ 設置されている倉庫や物置について、ⅰの経緯を考慮して撤去等、今後の取り扱いを検討し、検討結果に従って措置をする。

2） 公園管理用倉庫又は自主防災倉庫として設置許可を受けているが、それ以外の目的で使用されている場合

許可を受けた目的に沿って使用するよう指導するとともに、公園管理用倉庫又は自主防災倉庫ではないと受け取られるような表示はやめるよう指導する。そのうえで、改善が見られないようであれば設置許可の取消も視野に入れる。

以上に加え、設置許可を受けていないにもかかわらず市立公園に設置されている倉庫や物置について、公園施設の設置許可（都市公園法第５条）または準公園施設の設置許可（姫路市立公園条例第36条第１項）を与え、その使用料を徴収することが制度的に可能なものであるかどうかについても、他の自治体における事例などを調査のうえ検討することが望ましい。これは、使用料の徴収が歳入の増加につながる要因になるからである。【意見3-6】

（11）市立公園に掲出されている表示板に記載されている使用条件について

船津公園グラウンドのフェンスには、次のような表示板が掲出されている。

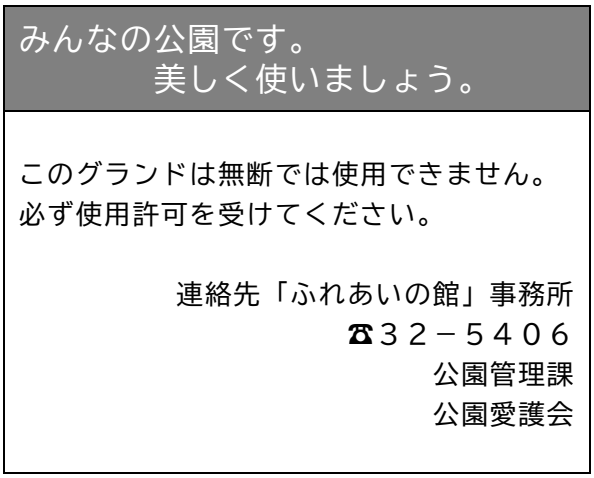

当該グラウンドは、姫路市立公園内の一区画であるが、姫路市立公園条例における有料施設（同条例第２条第６号）ではないため、使用に当たっては市長から使用許可（同条例第20条）を受ける必要はない。したがって、当該グラウンドは本来誰に断ることなく使用することができるはずである。

なお、現在、当該グラウンドの使用に当たっては、船津公園ふれあいの館に運動施設使用申込書を提出することになっている。しかし、使用申込書の提出は、使用時間を調整するために行うものであって、使用申込書は使用許可の申請書ではない。

以上の点から、本件の表示板に記載されている「このグランドは無断では使用できません。必ず使用許可を受けてください。」という文言は、本来の使用条件とは異なる使用条件が記載されているものとなっている。

公園緑地課は、本件の表示板にある「このグランドは無断では使用できません。必ず使用許可を受けてください。」という文言について、本来の使用条件に沿った表現（例：このグラウンドを使用するには使用申込が必要です。トラブルの防止のため必ず使用申込書を提出してください、等）に改める必要がある。【結果3-16】

なお、公園緑地課は、船津公園グラウンド以外にも本件の表示板のような本来の使用条件とは異なる使用条件が記載されているものがないかを調査し、そのような表示板があれば上記と同様に表現を改めることが望ましい。【意見3-7】

また、当該表示をした人を示す「公園管理課／公園愛護会」のうち、「公園管理課」は、姫路市役所の組織改正により現在は存在しない課である。組織改正が行われた際は、できるだけ表示物の組織の表示も修正することが望ましい。【意見3-8】

３　意見

(1) 公園愛護会に対する委託料の振込口座について

姫路市においては、姫路市における公園の適切な管理及び地元住民の公園に対する愛護思想の普及を図るために、地域住民等の団体が姫路市との適切な役割分担のもとに協働して行う公園の美化等の愛護活動の推進を図ることを目的として、公園愛護会が組織されている。

姫路市公園愛護会活動実施要領によると、公園愛護会は、公園周辺の自治会、子ども会、老人会その他の地域で組織される団体であって、当該目的を達成するために愛護活動を行うものであるとされている。

姫路市は、公園愛護会が組織されている公園の愛護活動を、その公園の公園愛護会に委託しており、委託料を支払っている。この委託料は金融機関に振り込まれるが、令和４年度において、その振込先の口座名義人は概ね次のようになっている。

分類１	分類２	口座名義人	カナ名義人の例
Ａ		愛護会やその役職者名等	AAAAｺｳｴﾝｱｲｺﾞｶｲ
			BBBBｺｳｴﾝｱｲｺﾞｶｲ XXXX
			CCCCｺｳｴﾝｱｲｺﾞｶｲ ｶｲﾁｮｳ YYYY
Ｂ	①	愛護会を構成している団体名	DDDDｼﾞﾁｶｲ
	②	愛護会を構成している団体名＋個人名	EEEEｼﾞﾁｶｲ MMMM
	③	愛護会を構成している団体の会計口座名	FFFFｼﾞﾁｶｲ ｲﾂﾊﾟﾝｶｲｹｲ
	④	愛護会を構成している団体の役職名＋個人名	GGGGｼﾞﾁｶｲ ｶｲﾁｮｳ NNNN
			HHHHｼﾞﾁｶｲ ｶｲｹｲ PPPP
Ｃ	①	愛護会を構成している団体に関連すると考えられるが明確ではない名義（その１） （例の○○は団体名ではなく地名）	○○ｶｲｹｲ
			○○ｲﾂﾊﾟﾝｶｲｹｲ
			○○ｲﾂﾊﾟﾝ
	②	愛護会を構成している団体に関連すると考えられるが明確ではない名義（その２）	ｶｲｹｲ△△△△ （△△△△は個人名）
	③	愛護会を構成している団体に関連すると考えられるが明確ではない名義（その３）	○○ｼﾞﾝｼﾞｬ
Ｄ		愛護会会長の個人名義	ﾋﾒｼﾞ ｲﾁﾛｳ
Ｅ		個人名義	ｺｳﾍﾞ ｼﾞﾛｳ

本来、振込先の名義は、上記の分類Ａのように、委託契約の相手方である公園愛護会に関連していることが明確である必要がある。

しかしながら、公園愛護会は、公園周辺の自治会、子ども会、老人会その他の地域で組織される団体であるため、口座名義人がＢのケースのようになるのは仕方がない面もある。Ｃのケースは愛護会を構成している団体に関連すると考えられるが、そのことが明確ではないため、最低限、愛護会を構成している団体に関連していることが明確な口座名義人の口座へ振り込みをすることが望ましい。Ｄのケースは、口座名義人が愛護会会長本人となっているが、本人が通常の生活に使用している口座である可能性があり、その場合は生計費と委託料が混在してしまうことから、委託料の振込先としては適切であるとは言い難い。Ｅのケースは、客観的に見て公園愛護会とどのような関係にある人なのかがはっきりしない人が口座名義人となっているため、委託料の振込先としては不適切である。

このように、上記のＡ以外の口座名義人の口座に委託料を振り込むことは、程度の

差はあるが、委託料の振込先としては適切であるとは言い難いものがある。したがって、公園緑地課は、公園愛護会の委託料の支払いにあたっては、できる限り委託契約の相手方である公園愛護会に関連していることが明確な名義の口座に振り込みをすることが望まれる。【意見3-9】

（2）保存樹管理補助金及び保存樹せんてい等補助金について

姫路市は、姫路市保存樹の指定事務取扱い要綱に基づき、保存樹の適正な管理を行うため、保存樹に指定した各樹木の管理者に管理を依頼している。なお、保存樹とは、市民に親しまれ若しくは由緒由来がある樹木（樹林を含む）、すぐれた美観を呈する樹木又は貴重な樹木で保護することが必要な樹木のことをいう（姫路市自然保護条例第９条第１項第４号）。

同要綱では、市長は、保存樹に指定した各樹木の管理を依頼した者に対し、必要に応じ毎年度予算の範囲内で補助金を交付することができるとしている。この補助金には、管理補助金及びせんてい等補助金の二つの種類がある。管理補助金は、保存樹の管理に通常要する経費について毎年度交付しており、せんてい等補助金は、保存樹の保護等のため特に必要があるとして要綱所定の行為を行ったときに交付される。

以下に、これら二つの補助金の令和４年度における交付状況を示す。

＜保存樹管理補助金　交付先の区分別件数及び交付金額（令和４年度）＞

管理者（交付先）		件数	交付金額(円)	うち、保存樹の所在場所別件数	
個人		11	55,500	住宅の敷地内等	10
				寺院	1
森林組合		1	4,500	その他	1
農区		1	3,000	神社	1
株式会社		1	3,000	会社の敷地内	1
社会福祉法人		1	3,000	その他	1
自治会		43	186,000	その他	4
				地蔵	1
				寺院	2
				神社	36
神社		1	4,500	神社	1
寺院関係者	寺院の代表役員	2	6,000	寺院	2
神社関係者	自治会宮総代	1	17,500	神社	1
	神社の世話人代表	1	3,000	神社	1
	神社の総代	3	13,500	神社	3
	神社の宮総代	2	12,000	神社	2
	神社の総代会責任役員	1	3,000	神社	1
	神社の総代代表	2	6,000	神社	2
	神社の宮司	9	46,500	神社	9
	神社の代表役員	2	7,500	神社	2
	小　計	21	109,000		
宗教法人		11	42,000	寺院	7
				神社	4
合　　計		93	416,500		93

＜保存樹管理補助金　保存樹の所在場所区分別交付件数及び金額（令和４年度）＞

保存樹等の所在場所		交付件数	交付金額(円)
住宅の敷地内等	住宅の敷地内等	10	52,500
	会社の敷地内	1	3,000
	その他	6	19,500
	小　計	17	75,000
地蔵		1	3,000
寺院		12	49,500
神社		63	289,000
合　　計		93	416,500

＜保存樹せんてい等補助金の交付状況（令和４年度）＞

交付先	保存樹等の所在地	補助金額（円）
自治会	神社	200,000
自治会	神社	88,000
自治会	その他	200,000
宗教法人	寺院	143,000
自治会	神社	114,000
宗教法人	神社	400,000
神社（総代）	神社	200,000
自治会	神社	200,000
合　計	８件	1,545,000

以上の交付状況を見ると、これら二つの補助金の交付先には、宗教法人、神社、寺院関係者及び神社関係者が含まれている。また、交付の対象となる保存樹の所在する場所には、寺院、地蔵及び神社が含まれている。

ところで、日本国憲法第89条には、公の財産の用途制限が規定されており、その条文は次の通りである。

> 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

保存樹管理補助金及び保存樹せんてい等補助金の補助金の交付先には宗教上の組織又は団体が含まれるため、憲法第89条の条文を文字通りに読むならば、姫路市は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のために公金を支出しているという疑念を第三者に持たれる可能性がある。

そこで、公園緑地課に対し、保存樹管理補助金及び保存樹せんてい等補助金の交付について、憲法第89条の規定に照らして問題はないということについて検討しているかどうかについて確認した。その回答は次のとおりであった。

「「津地鎮祭事件」の判例から、宗教とのかかわりが相当とされる限度を超えない限り政教分離の原則に違反しないとされています。その判断基準として、保存樹に対する各補助金の目的が、宗教的意義を持たず、その効果が宗教に対する援助、助

長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為ではないため、問題ないと考えられます。」

なお、公園緑地課によると、上記の現状の保存樹管理補助金及び保存樹せんてい等補助金の交付について日本国憲法第89条の規定に照らして問題はないということを検討した結果は、文書としては確認できないということであるが、検討した内容については文書化し、適切な権限者による決裁を得ておくことが望ましい。【意見3-10】

また、公園緑地課は、保存樹のうち、宗教的意味合いが高いと推定されるようなものについては、個別に補助金の支出が日本国憲法第89条の規定に照らして問題がないかどうかをより慎重に検討するとともに、検討の内容を文書化し、適切な権限者による決裁を得ておくことが望ましい。【意見3-11】

（3）公園緑地課所管のテニスコートの使用料について

公園緑地課では、市内の都市公園内の公園施設として次のテニスコートを所管している。

公園名称	コートの種類・面数	予約の必要
津田公園	クレーコート　２面	あり
高浜総合公園	砂入り人工芝コート　２面	あり
浜手緑地白浜地区	クレーコート　２面	あり
運河公園	クレーコート　１面	なし

なお、津田公園テニスコートには照明設備が設置されており、夜間も使用できる。

これらのテニスコートの使用料は、無料となっている。ただし、津田公園の照明設備の使用には１時間500円の照明使用料を共益費（電気代相当）として負担する必要がある。

姫路市内で姫路市が設置しているテニスコートには、他にも姫路市体育施設条例に基づいて設置されているものがある。これらは同条例に基づき、利用者から使用料を徴収している。

地方自治体が設置する施設が使用料や利用料金を徴収する主な目的は、特定の市民が利益を受ける行政サービスについて、受益者の使用料や利用料金の負担と、非受益者の税負担の公平性を確保し、受益と負担を適正化することにある。

使用料が運営経費を下回った場合、不足分は住民全体からの公費、すなわち税金でまかなう必要が生じ、施設を利用しない住民にも経費を負担させることになるため、公平性の観点から、利用者には応分の負担を求めることが基本的な考え方である。

地方自治体が住民に対して提供する行政サービスは、多くの住民の日常生活に不可欠であり、かつ、民間事業者による提供が困難である公共性の高いもの（道路や公園など）から、特定の住民のみが利用し、かつ、民間事業者でも同一あるいは類似のサービスを提供できるような比較的公共性の低いもの（プールや駐車場など）まで多岐にわたっている。

特定の住民のみが利用する行政サービスの場合、これらに要する経費をすべて公費すなわち税金によってまかなおうとすると、行政サービスを利用する住民と利用しない住民が、同等の経費を負担することになり、受益者負担の観点から公平性に欠ける

といえる。また、収益が確保でき、民間事業者による同一あるいは類似のサービスの提供が可能な場合には、民間事業者との競争条件や公平性・公正性に配慮すべきであり、民間事業者の利益を圧迫することのないよう、民間の同一あるいは類似のサービスの料金設定も考慮したうえで、地方自治体が使用料や利用料金を設定することが求められる。

使用料・利用料金の算定にあたっては、継続したコストの縮減努力を前提としつつ、行政サービスのコストを使用料・利用料金に適切に反映し、「受益と負担の適正化」を図る必要がある。

この点、公園緑地課所管のテニスコートは、現在、使用料が無料である。したがって、使用料は運営経費（姫路市の直営であるため、少なくとも、受付業務や維持管理を担当する公園緑地課職員の人件費の一部は発生している）を完全に下回っているため、不足分は姫路市民全体からの公費、すなわち税金でまかなう必要が生じ、テニスコートを利用しない市民にも経費を負担させてしまっている。このため、公平性の観点から、利用者には応分の負担を求める必要がある。

また、公園施設としてのテニスコートの場合は、多くの市民の日常生活に不可欠であり、かつ、民間での提供が難しい公共性の高い公園の中にあるとはいえ、その敷地の一部を特定の住民が一定時間占用し、かつ、民間でも同一あるいは類似のサービスを提供しているので、比較的公共性が低いといえるため、公共性の観点からも、利用者に応分の負担を求めても差し支えないと考えられる。

さらに、公園緑地課が所管するテニスコートにおいて使用料を徴収することは、たとえ少額であっても姫路市の歳入の増加に結びつくことになる。

以上の点から、公園緑地課は、所管するテニスコートについて、使用料を徴収することを検討することが望ましい。【意見3-12】

なお、テニスコートは、民間事業者による同一あるいは類似のサービスの提供が可能であるので、民間事業者との競争条件や公平性・公正性に配慮すべきである。使用料の設定に当たっては、民間事業者が経営するテニスコートや姫路市の設置する他のテニスコートが提供するサービスと、公園緑地課所管のテニスコートが提供するサービスを比較するとともに、民間事業者や姫路市の設置する他のテニスコートの料金設定を考慮することが必要となる。

（4）遊休状態となっている公園施設について（船津公園テニスコート）

姫路市が設置及び管理を行っている船津公園（所在地：船津町3172-1外）は、都市公園法等による都市公園の分類では地区公園（主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園）に該当し、供用面積は2.67ha（令和５年３月末現在）である。

同公園には、いわゆる「公園」部分以外にも、グラウンド及びテニスコートが所在している。そのうち、テニスコートは、東・西の二面が所在している。

包括外部監査人が同公園を視察した際、テニスコートの区域について確認をしたところ、各テニスコートの区域は、金属製のフェンスで区分されているものの、草が生い茂っており、テニスができるような状態ではないことが認められた。

そこで、公園緑地課に船津公園のテニスコートの現状について確認したところ、次の説明があった。

① 当該テニスコートについては、現在テニスコートとしては使用させていない。

② ①の理由としては、維持管理に関する資源不足があげられる。船津公園には公園愛護会が存在しているが、愛護会の規模や、テニスコートの維持管理に必要な技術的な側面から、愛護会にテニスコートの維持管理を依頼することは困難である。

以上のように、現状、船津公園のテニスコートは、テニスコートとしては機能していない状態であり、遊休状態となっている。

なお、当該テニスコートがいつごろから現状のような遊休状態となっているのか、また、当該テニスコートが遊休状態となる以前の利用状況がどのようなものであったのかは不明である。

当該テニスコートの現状の遊休状態が続くことは、市民等市役所の外部からは公園の維持管理が行き届いていないという疑念を持たれる原因ともなる。船津公園に隣接して所在している船津公園ふれあいの館（姫路市ふれあいの館条例に基づき設置されている公の施設（公園緑地課の所管））の関係者も不安を感じている様子であり、現在の状況については何とかしたいとのことであった。

また、当該テニスコートに十分な資源を投入しない状態が続くと、フェンス等が劣化することに伴う安全の側面からの問題も大きくなってくると考えられる。

したがって、公園緑地課は、船津公園の二つのテニスコートについて、テニスコートとしての機能を復活させるのか、させないのかを早い時期に決め、テニスコートの区域の遊休状態を解消させることが望まれる。また、テニスコートとしての機能を復活させないのであれば、テニスコートの区域の活用方法を検討する必要がある。さらに、他の姫路市立の公園において、船津公園テニスコートのように遊休状態となっている区域があるところがあれば、上記と同様の対処をすることが望ましい。【意見3-13】

(5) 姫路市立公園条例の別表の改善について

姫路市立公園条例（この項において「公園条例」という。）の別表(4)には「野外ステージを独占して使用する場合の使用料」が定められている。また、別表(7)には、「多目的ホール等を使用する場合の使用料」が定められている。これらについては、どこにある野外ステージなのか、また、どこにある多目的ホールなのかが明確ではなく、公園条例を参照するにあたって、わかりにくい規定となっている。

姫路市によると、公園条例別表(4)の「野外ステージ」は、「姫路公園」のうち、いわゆる「シロトピア記念公園」に所在する野外ステージであるということであった。また、別表(7)の「多目的ホール等」は、いわゆる「手柄山交流ステーション」の多目的ホール及び研修室を指すということであった。

姫路公園内の施設にかかわる使用料は、別表(4)の他にも、別表(3)に、「姫路公園内の次の表の左欄に掲げる施設において第４条第１項第４号に掲げる行為をする場合の使用料」が定められており、また、別表(6)に、「姫路公園内の次の表の左欄に掲げ

る施設を管理する場合の使用料」が定められている。

姫路市は、公園条例別表(4)についても、別表(3)及び別表(6)と同じように、野外ステージが姫路公園内のものであることが特定できるような条例の改正案を立案することが望ましい。【意見3-14】

一方、姫路市の「多目的ホール」や「研修室」という区画は、「手柄山交流ステーション」以外にも、姫路市すこやかセンター、姫路市立公民館、姫路市体育施設、姫路市立図書館併設ホール等、多数の施設に存在しており、「多目的ホール」・「研修室」という記載だけでは「手柄山交流ステーション」のものであるということを特定することは困難である。「手柄山交流ステーション」は姫路市の行政組織や施設の名称ではなく、姫路市によれば、建物の「愛称」であるとのことである。「手柄山交流ステーション」の「多目的ホール」及び「研修室」は、都市公園法や公園条例における「公園施設」であり、そのうちの「有料施設」に該当する。

しかし、市役所職員はともかく、利用しようとする人等の一般市民にとって、「手柄山交流ステーション」の多目的ホール及び研修室が、都市公園法や公園条例における「公園施設」であり、公園条例に使用料が定められていると認識することには非常な困難を伴う。また、公園施設であると認識できても、姫路市の公園施設のうちで多目的ホールあるいは研修室が手柄山中央公園にしかないということがわからなければ、公園条例別表(7)に規定されている多目的ホール等の利用料金が「手柄山交流ステーション」のものであると特定することは困難である。

このように、現行の公園条例の別表(7)の規定からは、多目的ホール等を使用する場合の使用料が「手柄山交流ステーション」のものであるということが非常にとらえにくいものとなっている。

したがって、姫路市は、公園条例の別表(7)の定めが「手柄山交流ステーション」のものであると特定できるような条例の改正案を立案することが望ましい。【意見3-15】

(6) 公園緑地課が所管しているスポーツ施設について

公園緑地課は、市内の都市公園の敷地内にある、次の運動施設を所管している。

都市公園・緩衝緑地等の名称		運動施設	
津田公園		グラウンド（多目的広場）	照明設備
		テニスコート（２面）	照明設備
高浜総合公園		テニスコート（２面）	
市川河川敷（西側）		ソフトボール場（２面）	
浜手緑地	白浜地区	ソフトボール場	
		テニスコート（２面）	
	中島地区	グラウンド（２面）	
	中島東地区	グラウンド	照明設備
	広畑東地区	グラウンド	
運河公園		テニスコート（１面）	

一方、現在、観光経済局が所管している体育施設である白浜新開野球場は、浜手緑地白浜地区の敷地内にあり、当然のことながら浜手緑地白浜地区の各施設と隣接して

いる。同様に、現在、観光経済局が所管している体育施設である中島野球場は、浜手緑地中島地区の敷地内にあり、これも浜手緑地中島地区及び中島東地区の各施設と隣接している。現在、観光経済局が所管している体育施設である広畑テニスコートも、都市公園法上の緩衝緑地である浜手緑地広畑地区の敷地内にある。

また、公園緑地課が所管している津田公園、高浜総合公園及び浜手緑地白浜地区のテニスコートは、姫路市公共施設予約システムから予約ができる。この点については、現在、観光経済局が所管している体育施設であるテニスコート（田寺、網干及び広畑）とは何ら変わりはない。

また、公園緑地課が所管している次の地域コミュニティ施設（姫路市コミュニティ施設条例に基づき設置されている公の施設）は、実質的には体育施設（グラウンド、体育館及び屋内・屋外ゲートボール場）である。

地域コミュニティ施設の名称
姫路市立すがの運動広場
姫路市立山之内運動広場
姫路市立古知運動広場
姫路市立寺運動広場
姫路市立上菅運動広場
姫路市立前之庄運動広場
姫路市立葛野運動広場
姫路市立夢前ふれあい体育館
姫路市立ゆめさきゲートボール場

公園緑地課が所管している運動施設は、市立公園の敷地内にあるという理由で公園緑地課の所管になっているとも考えられるが、上述のように、現在、観光経済局が所管している運動施設の中にも市立公園の敷地内にあるものが見られる。また、公園緑地課が所管している地域コミュニティ施設については、平成18年の旧夢前町との合併以降の経緯や事情により現在は公園緑地課の所管となっているということであるが、公園緑地課が所管すべきであるという明確な理由にはなっていない。

姫路市によれば、姫路市では姫路市立のスポーツ施設のうち、一定の基準を満たしているもの（姫路市体育施設条例に基づき設置している体育施設等）を、現在、観光経済局の所管としており、当該基準から外れるものは他の部局が所管しているとのことである。

しかし、数ある市立のスポーツ施設を一つの部局において所管することは、スポーツ施設の効果的な管理、市内のスポーツ施設の効果的な配置の面でのメリットも大きいと考えられ、スポーツの振興という市の政策にも資する面があると考えられる。

したがって、姫路市は、すべての市立のスポーツ施設を一つの部局において所管することを検討することが望ましい。【意見3-16】

第２節　ふれあいの館

１　概要

(1) 姫路市ふれあいの館について

ふれあいの館は、姫路市ふれあいの館条例及び同条例施行規則に基づき、市民の生活文化の向上と体育の振興及び親和連帯と地域コミュニティ活動の推進を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的として設置されている公の施設である。

現在、船津公園ふれあいの館及び網干南公園ふれあいの館の２館が設置されている。

(2) 船津公園ふれあいの館の概要

ア　施設の概要

所在地	姫路市船津町3288番地
開設年月日	1986（昭和61）年
施設	占用施設：体育館、会議室（２室）、和室（２室）、談話室、料理教室
開館時間	午前９時から午後９時まで
休館日	月曜日（月曜日が祝日のときは、その翌日）、年末年始（12月28日から1月3日）
運営形態	市直営
敷地面積	910.00㎡
延床面積	1,232.12㎡
使用料等	基本使用料及び割増料金等：条例で定めている。 冷暖房費用の弁償：条例施行規則で定めている。
特記事項	姫路市立船津公民館との関係 公民館は当館と同一の場所に所在している。公民館活動が行われる際、公民館がふれあいの館の占用施設を一定時間独占して使用する（条例では「専用使用」と称している。）場合には、公民館がふれあいの館から専用使用の許可（専用許可）を受ける。なお、条例施行規則第９条５号により、専用使用料は免除される。

イ　利用状況

区分＼年度		令和２年度	令和３年度	令和４年度
無料	使用件数（件）	868	931	822
	使用者数（人）	8,420	12,832	15,787
有料	使用件数（件）	192	172	149
	使用者数（人）	3,854	3,345	2,400

ウ　関連する主な歳入及び歳出の状況（令和４年度）

（ｱ）歳入

款：使用料及び手数料・項：使用料・目：土木使用料		
節：公園使用料	年度	決算額(円)
ふれあいの館使用料（船津）	令和４	330,780
	令和３	442,810
	令和２	439,350
款：諸収入・項：雑入・目：雑入		
節：共益費等収入	年度	決算額(円)
公園共益費等収入（船津公園ふれあいの館冷暖房費）	令和４	29,000
	令和３	37,400
	令和２	28,200

（ｲ）歳出

款：土木費・項：公園費・目：公園管理費		
維持管理費	年度	決算額(円)
船津公園ふれあいの館維持管理費	令和４	6,946,474
	令和３	6,263,657
	令和２	6,581,577

（3）網干南公園ふれあいの館の概要

ア　施設の概要

所在地	姫路市網干区新在家246番地
開設年月日	平成13（2001）年８月１日
施設	占用施設：体育館、会議室（２室） 附帯施設：更衣室（シャワーを含む）、卓球場（卓球台付）
開館時間	午前９時から午後９時まで
休館日	月曜日（月曜日が祝日のときは、その翌日）、年末年始（12月28日から1月3日）
運営形態	市直営
敷地面積	1,836.00㎡
延床面積	2,385.53㎡
使用料等	基本使用料及び割増料金等：条例で定めている。 附帯施設の使用料：条例施行規則で定めている。

イ　使用状況

区分	施設	令和２	令和３	令和４
無料使用者数（人）	体育館	10,118	14,553	19,008
	会議室	2,358	3,953	5,372
	小計	12,476	18,506	24,380
有料使用者数（人）	体育館	2,189	1,533	2,674
	卓球場	2,522	2,889	1,795
	会議室	551	519	419
	小計	5,262	4,941	4,888
合計使用者数（人）	―	17,738	23,447	29,268

ウ　関連する歳入及び歳出の状況

(ｱ) 歳入

款：使用料及び手数料・項：使用料・目：土木使用料		
節：公園使用料	年度	決算額(円)
ふれあいの館使用料（網干南）	令和４	833,920
	令和３	695,730
	令和２	763,730
ふれあいの館目的外使用料（網干南）	令和４	300,024
	令和３	300,024
	令和２	390,221

(ｲ) 歳出

款：土木費・項：公園費・目：公園管理費		
維持管理費	年度	決算額(円)
網干南公園ふれあいの館維持管理費	令和４	10,747,275
	令和３	8,659,635
	令和２	9,382,010

２　監査の結果

（1）ふれあいの館における領収書の発行について

姫路市ふれあいの館の施設専用使用料、附帯施設使用料、冷暖房費用の弁償額、運動施設の夜間使用時の照明使用料には、消費税及び地方消費税相当額が含まれている。これらは、窓口で現金により収納され、使用者の求めに応じて領収書を発行している。領収書は、複写式になっており、発行した領収書の控えが領収書綴りに残るしくみとなっている。

ところで、消費税法の改正により、令和５年10月１日から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されることになった。地方自治体においても、課税資産の譲渡等を行った相手方から「適格請求書」の交付を求められることがある。

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、その書類の様式や名称は問わず、下記の事項が記載された請求書や納品書、領収書、レシートその他これらに類する書類をいう。

適格請求書の記載事項
- ①　適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②　取引年月日
- ③　取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④　税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤　税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに１回ずつ）
- ⑥　書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られる。この登録は、課税事業者であれば受けることができるが、地方自治体の場合、必要に応じ、一般会計又は特別会計ごとに「適格請求書発行事業者」の登録を要することになる。なお、姫路市の一般会計は、適格請求書発行事業者の登録を行っているので、適格請求書発行事業者であり、適格請求書を交付することができる。

船津公園ふれあいの館において、領収書綴りの管理状況を閲覧したところ、令和５年10月以降に発行した領収書の控えは、従来からの領収書の様式に適格請求書発行事業者登録番号が手書きで追加記入されたものであり、税率ごとに区分した対価の額、適用税率、及び消費税額が記載されておらず、上記の適格請求書の記載事項の一部が欠けている状態であった。

したがって、船津公園ふれあいの館は、適格請求書の記載事項のすべてを記載した領収書を、施設専用使用料等を納付した人の求めに応じて発行する必要がある。【結果3-17】

姫路市においては、事前に、財政課及び会計課が、「ここみてネット」等の庁内イントラネットや文書により、インボイス制度開始に向けての消費税の仕組みやインボイス制度の周知、財務会計事務やシステム運用上の留意事項についての通知、令和５年10月以降に使用すべきインボイス用の領収書の様式の例示等を庁内各部署に向けて行っている。船津公園ふれあいの館に、市役所本庁（公園緑地課）からのこれらの情報伝達等について確認したところ、次のような回答があった。

① 姫路市一般会計の適格請求書発行事業者登録番号については、船津公園ふれあいの館から問い合わせるまで連絡はなかった。
② 令和５年10月以降に使用すべきインボイス用の領収書綴りは送付されていない。
③ 従来の領収書の様式を引き続いて使用する場合の補正の仕方などについての連絡は受けていない。

今回の消費税適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始のような、財務事務に関連する大きな制度変更があった場合、出先機関を所管する本庁の部署は、当該出先機関に正確な情報を適時に連絡する責務がある。

したがって、公園緑地課は、所管する出先機関である姫路市ふれあいの館に対し、消費税適格請求書等保存方式（インボイス制度）についての各種の情報の連絡、令和５年10月以降に使用すべきインボイス用の領収書綴りの送付、令和５年10月以降に従来の領収書の様式を引き続いて使用する場合の補正の仕方の連絡等を早急に行う必要がある。【結果3-18】

なお、この点については、包括外部監査人は、令和５年12月末までに公園緑地課から姫路市ふれあいの館に対して必要な措置が行われていることを確認しており、監査報告の時点において瑕疵は治癒していると判断している。

また、姫路市役所全体としても、出先機関等を所管する本庁の各部署に対し、再度上記の連絡を徹底させることが望まれる。加えて、今回のような財務事務に関連する大きな制度変更があった場合、財務事務を総括する部署が、市役所内の他の各部署に対して、早い時期から、庁内イントラネットや文書による新しい制度についての情報連絡を逐次行うように努めるとともに、説明会や研修会を適時に開催することにより、新しい制度についての情報を充実・補完するように努めることが望ましい。【意見3-17】

(2) 備品の管理について（船津公園ふれあいの館）

船津公園ふれあいの館で所有している椅子やテーブルなどの備品については、備品台帳システムに登録され、管理が行われている。当該システムに架空のものや廃棄済みの備品が登録されていないかを確認するため、システムに登録されているデータを基に公園緑地課が作成した備品リストを入手し、現地において実物検査を実施した。

その結果、備品リストに記載のない卓球台が保管されていることが認められた。

備品リストに記載されている卓球台は下記の５台となっている。

物品番号	取得日	品名	規格	金額（円）
0001053059	1986/3/31	卓球台	三英PV	51,500
0001053060	1986/3/31	卓球台	三英PV	51,500
0001053061	1986/3/31	卓球台	三英PV	51,500
0001053062	1986/3/31	卓球台	三英PV	51,500
0001053063	1986/3/31	卓球台	三英PV	51,500

しかしながら、包括外部監査人が現地において保管されていることを確認した卓球台は合計７台であった。実物検査を実施した時点では、現地担当者によれば、備品リストに記載されている５台は特定できており、どれが市有の卓球台なのかは分かっているが、残り２台については誰のもので、いつからどのような理由で置いているのか

について、明確ではないとのことであった。

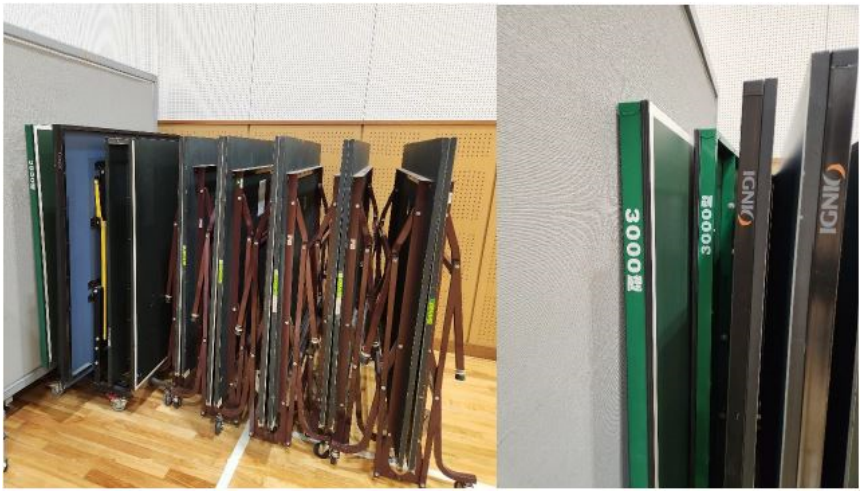

その後、当館が行った調査により、利用者の一部が、自身の所有する機材を当館で使用した上でそのまま置いてあるという事が判明している。置いた時点でのやり取りは口頭で行われ、記録は残っていない。

地域住民のため、という理由により機材を預かった当時の担当者が口頭で了承してしまった可能性もあり、心情としては理解できる部分もあるが、市有でない機材を当館で保管するのであれば、当館には当然に善管注意義務が生じると考えられ、当該機材の紛失や破損などについて当館には一定の責任が生じる可能性がある。文書での合意がない場合や、当館の許可なく勝手に置いているものであっても、それを知りながら放置することは、相手方にその合意や許可があったものと誤認を生じさせるおそれがある。

また、保管した当時の記録が残されていない以上、事後的に当機材の所有者について調査し返却を行うにあたっても、それが真実の所有者への返還であるかどうかを証明することは困難になると考えられる。

以上から、本件における問題点は、以下の３点であるといえる。

① 機材を預かる際のやり取りが書面で行われていないこと
② ふれあいの館内部において情報の引継ぎが行われていないこと
③ 預かって良いかどうかについてについて、姫路市としての検討（稟議決裁）が行われていないこと

問題点①については、もし、機材を預かった時に書面でやり取りをしていれば、少なくとも誰から預かったかについては証拠となる記録が残ったと考えられる。また、紛失や破損、この機材を利用していての事故などについての責任の所在についても明確にすることができると考えられる。さらに言えば、引継ぎが漏れる可能性も少なくできると考えられる。

また、問題点②については、口頭であったとしても、ふれあいの館内部において情報の引継ぎが適切に行われていれば、当館内部で課題として認識されていた可能性が高く、早い段階で対処ができていたものと考えらえる。

そして、問題点③については、利用者の所有物を館内で保管することについて、稟議において可否が検討されていれば、そもそも預かることがなかった可能性がある。

また、当館に機材を置いておくことが利用者の利便性に資することは理解できるため、それを実現するために必要となる手段・手続きなどを検討することも稟議によって可能であったと考える。

現在、預かっている状態の機材については、今後の対応方針についてできる限り速やかに検討を行い、相手方との合意内容を書面により残しておくことが必要である。また、今後同様の事象が生じないよう、市職員側でのルールの整備・確認を行うとともに、利用者に対しても私物管理に関するルールの周知を行うことが求められる。【結果3-19】

(3) 姫路市ふれあいの館専用許可申請書について

姫路市ふれあいの館の施設には、占用施設及び附帯施設並びにその他の施設がある。占用施設を一定時間独占する使用のことを、条例上は専用使用と称している。

専用使用をするには、使用をしようとする人や団体は市長あてに「姫路市ふれあいの館専用許可申請書（様式第１号)」を提出し、審査及び専用使用料等の算定を経たうえで、市長が専用使用を許可する場合は申請者に「姫路市ふれあいの館専用許可書（様式第２号)」が発行される。

申請書の様式と許可書の様式は２枚セットの複写式のものとなっており、申請書に記入した内容が許可書にも複写される。

ただし、申請書および許可書の様式の右下隅の部分は、次のように異なっている。

<①　様式の右下隅部分>

①－１．申請書

所長	係長	係

①－２．許可書

姫路市指令　　号

令和　　年　　月　　日

姫路市長　　清元　秀泰

市長印
印　影

このように、申請書様式には右下隅部分は占用使用許可の審査及び専用使用料等の算定の審査（稟議決裁）過程を記録（押印）するエリアが設けられており、同一セットの２枚目の許可書様式では当該エリアには指令番号（専用許可番号）、許可年月日及び許可書の発行者である市長の職氏名が記載されるようになっているとともに、市長印の印影が印刷されている。

現状では申請書には指令番号（専用許可番号）を記載するようになっていないため、各ふれあいの館では、次のように許可書の指令番号（専用許可番号）の記載位置に合わせて指令番号（専用許可番号）を記載し、許可書に記載した指令番号（専用許可番号）が申請書に残るようにしている。

＜②　記載例＞

②－１．申請書

123

所長	係長	係

②－２．許可書

姫路市指令　　123　　号

令和　4年　9月　8日

姫路市長　　清元　秀泰

市長印
印　影

※　網掛け部分（指令番号）は申請書から複写される。
　許可年月日の日付は許可書様式に直接記入している。

既述のように、専用許可申請書の様式は、当該申請書において専用使用許可の審査及び専用使用料の算定の決裁を行うようになっている。このため、許可書に記載される指令番号（専用許可番号）及び許可年月日は、専用使用許可の審査及び専用使用料の算定結果の決裁を特定する事項となっている。また、公園緑地課が所管している地域コミュニティ施設に係る「姫路市地域コミュニティ施設使用許可申請書」においても、使用許可申請書には指令番号（使用許可番号）及び許可年月日を記載するようになっているため、これとの平仄を合わせる必要もあると考えられる。

したがって、次に示すように専用許可申請書において指令番号（専用許可番号）を明確に記載したうえで、専用使用許可の審査及び専用使用料の算定結果の決裁を行い、申請書の記載内容が許可書に複写されるようにする必要がある。【結果 3-20】

なお、公園緑地課によると、申請書を受け付ける際、受付印を押印しており、受付年月日と同じ日を許可年月日として許可書を発行しているので、申請書には許可年月日の記載は必要ないのではないかということであった。しかし、受付年月日と許可年月日は同じ日付であってもその性格は明らかに異なるものであるし、許可年月日を許可書に直接記入するのであれば、様式は２枚セットの複写式であるので、申請書に許可年月日を記入しても許可書にそのまま複写されるため、事務負担が増加するというわけでもない。したがって、許可年月日についても、次のように専用使用許可の審査及び専用使用料の算定結果の決裁を特定する事項として、申請書に記載することが望まれる。【意見3-18】

＜３．申請書の様式の見直し＞

姫路市指令　　号

令和　　年　　月　　日

所長	係長	係

３　意見

（1）冷暖房設備使用料の見直しについて（船津公園ふれあいの館）

船津公園ふれあいの館では、体育館の使用にあたって冷暖房設備の使用を希望する場合、利用者は1時間当たり200円の使用料を負担することで、当該設備の使用が可能となっている。冷暖房利用料に関しては、平成29年の姫路市ふれあいの館条例の改正時に見直しが行われているが、その後は上記金額（200円）で一定となっている。昨今、燃料費高騰や為替相場など複数の要因により物価が上昇傾向にあり、電気料金についてはこの先駆けとなり値上げが行われている。当該値上げが一時的なものであれば現状の使用料維持とする判断も可能と考えられるが、今後継続的に物価が上昇している状況にあっては、現状の冷暖房設備使用料を維持することは適正とは言えないと考えられる。

現時点では、直ちに使用料を変更する予定はないとのことであるが、今後、物価変動の状況を見つつ、施設側が負担する電気料金に照らして適正な使用料となるように、検討を進めることが必要である。【意見3-19】

【姫路市ふれあいの館条例施行規則】

第13条　使用者が冷暖房設備を使用しようとするときは、別表第２に定める冷暖房費用の実費相当額を弁償しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、これを免除する。

【姫路市ふれあいの館条例施行規則】

別表第２

ふれあいの館名	区分	単位	使用料
			円
船津公園ふれあいの館	体育館	使用時間1時間につき	200

備考　使用時間は、正時から正時までの時間として計算する。この場合において、使用を開始する時刻が正時でない場合は当該時刻の直前の正時からとし、使用を終了する時刻が正時でない場合は当該時刻の直後の正時までとする。

（2）照明設備使用料受領における不正防止体制について（網干南公園ふれあいの館）

網干南公園ふれあいの館の管理室において、網干南公園グラウンドの使用許可に関する事務を行っている。このグラウンドには夜間照明設備が整備されており、グラウンド利用者が希望すれば２時間あたり3,000円で照明設備を利用することができる。

照明設備利用にあたっては、照明カードを設備機器に挿入することで２時間照明が点灯する仕組みとなっており、利用者は管理事務所にて申し込みを行い、使用料を支払うことでこの照明カードの貸与を受け、利用後は所定のカード返却場所へ返却することとなっている。

網干南公園ふれあいの館で貸出をしている照明カードについては、貸出の記録はあるものの、使用されたかどうかについての記録が残されていない。

この状態では、以下のリスクに対応するしくみが十分でないと考えられる。

①　担当者が照明カード購入申込書の記載を意図的に省略して利用者に照明カードを貸与し、受領した現金を着服するリスク

②　担当者が特定の利用者に対して便宜を図る目的で、無償で照明カードを貸与するリスク

これらのリスクに対応するためには、

ⅰ）どのカードが貸し出されたのか

ii）どのカードが使用され照明が点灯したのか

以上の２点の突合せを行うことが有効であると考えられる。例えば、どのカードが使用されて照明が点灯したのかに関する記録が機械から出力可能であれば、定期的にこれを出力し、照明カード購入申込書と照合しておくことで、照明カード利用申請に記録されていない（当館として使用料を受領していない）状態のままカードが使用され照明が点灯したとしても、これを発見することが出来るものと考えられる。これはあくまで一つの例であり、上記リスクを十分に低く抑えられる有効な手段であれば、費用対効果を斟酌して方法を決定しても問題はなく、所管課において検討する必要があると考える。

公園緑地課は、以上のような照明設備使用料受領に関する不正防止のしくみを適切に整備できるよう検討を進める必要がある。【意見3-20】

(3) 照明カードの棚卸しに関するルールについて（網干南公園ふれあいの館）

網干南公園ふれあいの館で管理している照明カードには個別に番号が付されており、どのカードを誰に貸し出したのかについては、照明カード購入申込書に記載された記録により把握することが可能となっている。

また、定期的にその時点で手許にある照明カードの在庫をカウントしており、合わせてカード番号のチェックも行っている。すなわち、いわゆる照明カードの「たな卸し」は行われているため、その時点でどのカードが手許に保管されているかの確認はできている。ただし、実施日、実施回数、その方法等についてルールやマニュアルは存在しない。

なお、現在手許にないカードが現在どこにあるのかについては、すぐには把握できる状態となっておらず、照明カードを貸し出した利用者が紛失していたとしてもこれを把握することが困難となっている。

現在、照明カードについては、一度に複数貸し出すことが可能となっており、利用者が1か月分をまとめ買いするといったケースも多くなっている。そのため、長期間返却されないままの照明カードが発生する事自体が当然の状態となっており、利用者側で紛失に気付いていない場合などは、そのまま長期間放置される可能性があると考えらえる。

網干南公園ふれあいの館側で紛失に気付き、利用者へ問い合わせ出来るよう、照明カードの棚卸しについてのマニュアル等を作成し、すべてのカードについてその時点でどこにあるのかが分かるようにしておくことが望ましい。【意見3-21】

(4) 利用者によるカード紛失時のルールについて（網干南公園ふれあいの館）

現在、網干南公園ふれあいの館では、照明カードを一度に複数貸し出すことが可能となっているため、利用者側で照明カードを紛失するリスクは相対的に高いものと考えられる。利用者は照明カードの申し込み時に利用料の支払いを行っていることから、照明カード紛失に気付いていれば管理事務所へ申し出て別の照明カードを利用できないか問い合わせを行うことも考えられるが、照明カード紛失時のルールが整備されていないため、紛失に伴い減少したカード枚数を補填するために実施するカードの再作成に要する費用相当について、利用者から徴収することができないと考えられる。

照明カードには磁気情報が組み込まれており、これを読み取ることによって照明機器側で点灯が可能になる。照明カード1枚1枚が高価なものというわけではないが、このカードを作成するのは無償ではない。そのため、利用者が紛失した場合には、これにより生じる費用相当額の負担を紛失した利用者に求めることが合理的であり、これを可能にするための規則等の整備について検討を進めるべきであると考える。

公園緑地課は、利用者がカードを紛失した場合のルールを明確にし、その際の費用について利用者から徴収できるよう規則等を整備することが望ましい。【意見3-22】

第３節　地域コミュニティ施設

１　概要

(1) 姫路市地域コミュニティ施設について

地域コミュニティ施設は、姫路市地域コミュニティ施設条例に基づき、市民のスポーツの振興を図るとともに、地域コミュニティ活動を推進することを目的として設置されている公の施設である。現在、姫路市立夢前ふれあい体育館、姫路市立ゆめさきゲートボール場及び７か所の姫路市立運動広場（すがの、山之内、古知、寺、上菅、前之庄及び葎野）が設置されている。なお、姫路市立すがの運動広場については、前記の目的に加え、地域における農業経営の合理化及び住民の健康の増進を推進することも目的としている。

(2) 夢前ふれあい体育館の概要

ア　施設の概要

所在地	夢前町寺1258番地１
開設年月日	平成11（1999）年４月１日
施設	体育館（アリーナ）、会議室（１）
使用できる時間	午前９時から午後10時まで
使用できない日	月曜日（月曜日が祝日のときは、その翌日）、年末年始（12月28日から１月４日）
運営形態	市直営
敷地面積	5,400.00㎡
延床面積	1,327.00㎡
使用料	条例で定めている。 市内の者（市内に住所を有する人や団体等）は無料。

イ　利用状況

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
利用日数（日）	269	303	303
利用件数（件）	903	991	947
利用者数（人）	16,988	18,309	19,454

(3) ゆめさきゲートボール場の概要

ア　施設の概要

所在地	夢前町古知之庄1127番地３
開設年月日	平成７（1995）年４月１日
施設	屋内ゲートボール場、屋外ゲートボール場
使用できる時間	午前８時から午後８時まで
使用できない日	月曜日（月曜日が祝日のときは、その翌日）、年末年始（12月28日から１月４日）
運営形態	市直営
敷地面積	2,714.00㎡
延床面積	1,040.00㎡
使用料	条例で定めている。 市内の者（市内に住所を有する人や団体等）は無料。

イ　利用状況

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
利用日数（日）	286	284	293
利用件数（件）	287	289	299
利用者数（人）	6,680	5,647	5,054

（4）運動広場の概要

ア　施設の概要

運動広場の名称、所在地及び敷地面積は次のとおりである。

名称	所在地	敷地面積（㎡）
姫路市立すがの運動広場	姫路市夢前町菅生澗117番地５	9,000
姫路市立山之内運動広場	姫路市夢前町山之内乙128番地	8,206
姫路市立古知運動広場	姫路市夢前町古知之庄927番地14	17,000
姫路市立寺運動広場	姫路市夢前町寺1258番地１	2,400
姫路市立上菅運動広場	姫路市夢前町護持300番地	4,969
姫路市立前之庄運動広場	姫路市夢前町前之庄2877番地	5,964
姫路市立萩野運動広場	姫路市夢前町萩野1927番地１	8,773

運営形態は、いずれの運動広場も市直営である。

いずれの運動広場も条例には使用料についての定めはなく、無料で使用できる。ただし使用しようとする人や団体は、市長の許可を受けなければならない。

また、いずれの運動広場も午前９時から午後５時までの間使用できる。ただし、12月28日から翌年１月４日までの間は使用できない。

イ　利用状況

名称	区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度
姫路市立すがの運動広場	利用日数（日）	343	283	294
	利用件数（件）	417	291	299
	利用者数（人）	11,109	8,195	7,815
姫路市立山之内運動広場	利用日数（日）	45	76	44
	利用件数（件）	45	98	45
	利用者数（人）	1,237	2,645	1,088
姫路市立古知運動広場	利用日数（日）	187	223	220
	利用件数（件）	188	226	220
	利用者数（人）	8,320	11,740	11,090
姫路市立寺運動広場	利用日数（日）	31	27	29
	利用件数（件）	32	27	29
	利用者数（人）	790	665	622
姫路市立上菅運動広場	利用日数（日）	190	197	206
	利用件数（件）	190	199	209
	利用者数（人）	6,540	6,595	6,815
姫路市立前之庄運動広場	利用日数（日）	85	123	162
	利用件数（件）	87	124	163
	利用者数（人）	2,085	2,482	2,912
姫路市立萩野運動広場	利用日数（日）	351	357	357
	利用件数（件）	432	459	457
	利用者数（人）	16,258	17,199	16,997

（注）いずれの地域コミュニティ施設も、令和２年度から令和４年度の間において、使用料収入は発生していない。また、地域コミュニティ施設に関する支出は、「北部維持管理費」から行われている。

2　監査の結果

(1) 地域コミュニティ施設における備品の取り扱いについて

公園緑地課から提供を受けた同課の所管する備品のリストによれば、姫路市地域コミュニティ施設条例（平成18年３月27日条例第39号）（この項において、「条例」という。）に基づき設置されている姫路市地域コミュニティ施設（この項において、「コミュニティ施設」という。）のうち、姫路市立夢前ふれあい体育館（この項において、「ふれあい体育館」という。）には備品が備え置かれている。

ふれあい体育館の備品は、具体的には次の表に示すものである。

用途等の区分	備品の種類
体育館向け用途	フロアーシートハンガー、フロアーシート巻取棒、搬送台（車）、ウォータークーラー、コインロッカー、更衣棚
体育用器具類	卓球台、カウント板、バレーボール支柱、バレーボール審判台、ボールかご、支柱、支柱整理台、支柱用安全カバー、
会議室等向け用途	テレビ、ビデオコーダ、黒板、片袖机、テーブル、引き戸式書庫（スチール戸）、整理棚
その他電気製品	電気冷蔵庫、電気掃除機、電気時計
椅子類その他	ベンチ、長椅子、下駄箱、傘立、その他台

公園緑地課によれば、コミュニティ施設は、公園緑地課の所管であるが、使用申請受付事務を行っているのは夢前事務所である。また、コミュニティ施設には、姫路市の職員は配置されていない。

コミュニティ施設の使用許可（条例第５条）を受ける場合は、夢前事務所に使用申請書を提出し（サービスセンターで受付を行っている場合もある）、市外の人が利用する場合には夢前事務所の窓口で使用料を支払う。使用許可を受けた人や団体が実際の使用に当たって、ふれあい体育館等、鍵の開け閉めが必要な場合には、施設管理（鍵開閉）を委託している地元自治会の担当者により行われることになっている。

ところで、姫路市地域コミュニティ施設条例施行規則（平成18年３月27日規則第54号）（この項において、「施行規則」という。）には、コミュニティ施設における備品について、次の規定がある。

【姫路市地域コミュニティ施設条例施行規則】

（備品の返還）

第８条　使用者は、備品の使用を終わったときは、直ちに当該備品を所定の位置に戻し、地域コミュニティ施設の係員の点検を受けなければならない。

（平成18年３月27日施行日現在）

しかし、上述のように、ふれあい体育館には、姫路市の職員、すなわち施行規則第８条にいう係員は常駐していない。そのため、ふれあい体育館の使用者が備品の使用を終わったときの備品の点検については、施行規則第８条の定めに則った運用が不可能な状態にあり、使用者は、施行規則第８条の定めに従った備品の点検を受けることができないのである。裏返せば、現行の施行規則第８条の規定は、その定め通りの運用が不可能な規定となっている。

したがって、姫路市は、施行規則第８条の定めに従った備品の点検を行うには、ふれあい体育館に職員を常駐させるか、少なくとも使用者が備品の使用を終わる時刻を

見計らって、ふれあい体育館に職員を派遣して待機させる必要がある。
また、上記のような職員の配置ができないのであれば、現在の実態に合わせて、ふれあい体育館の使用者が備品の使用を終わったときの備品の取り扱いの方法を見直すとともに、施行規則第８条の規定を改定する必要がある。【結果3-21】

（2）姫路市地域コミュニティ施設使用許可申請書について

姫路市地域コミュニティ施設条例に基づき設置されている姫路市地域コミュニティ施設（以下、「コミュニティ施設」という。）を使用しようとする人や団体は、姫路市地域コミュニティ施設条例第５条により、市長の許可（以下、「使用許可」という。）を受けなければならないとされている。
使用しようとする人は、原則として夢前事務所に「姫路市地域コミュニティ施設使用許可申請書（様式第１号）」を提出する。申請を受けた姫路市では、必要に応じて使用料を算定のうえ、夢前事務所および公園緑地課の稟議を経て、公園緑地課長の決裁により許可をし、「姫路市地域コミュニティ施設使用許可書（様式第２号）」が発行される。
申請書および許可書の様式（用紙）は、二枚複写のワンライティング方式となっている。許可書には許可年月日及び使用許可番号（指令番号）が付されることとなっている。申請書の様式では、申請書に記入した使用許可番号は、同一の内容が許可書に複写される。
申請書を閲覧したところ、上菅運動広場以外の申請書には、使用許可番号が記入されていなかった。発行された許可書については既に申請者の元に渡ってしまっているため、許可年月日及び使用許可番号が記入されているかどうか確認できなかったが、これらが記入されていない可能性はないとはいえない。
許可書に記載される指令番号及び許可年月日は、使用料の算定結果及び使用許可を特定する事項である。申請書には使用許可番号を記入する様式になっているとともに、使用料の算定及び許可の稟議・決裁書ともなっているので、姫路市は使用許可番号の申請書への記入は必ず行う必要がある。【結果3-22】
なお、公園緑地課によれば、コミュニティ施設は、公園緑地課の所管であるが、使用申請受付事務を行っているのは夢前事務所である。夢前事務所で受けた使用申請について、申請者に即時に許可を与える必要がある場合には、夢前事務所の職員に公園緑地課長の許可権限の代理をさせる必要が生じるケースもあると考えられるため、これについてのルールを文書化して明確にしておく必要がある。【結果3-23】

３　意見

（1）利用頻度の低い地域コミュニティ施設（運動広場）について

姫路市地域コミュニティ施設条例に基づき設置されている姫路市地域コミュニティ施設（以下「コミュニティ施設」という。）のうち、運動広場の令和４年度における利用状況を確認したところ、山之内運動広場及び寺運動広場については、次のように稼働状況が非常に悪いものとなっている。

コミュニティ施設名	数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
山之内運動広場	日数	5	5	5	3		4	4	5	4		2	7	44 日
	件数	5	6	5	3		4	4	5	4		2	7	45 件
	人数	125	135	120	65	0	100	100	130	100	0	28	185	1,088 人
寺運動広場	日数	2	6	2	2	2	2	3	3	1	2	2	2	29 日
	件数	2	6	2	2	2	2	3	3	1	2	2	2	29 件
	人数	50	108	48	46	40	40	90	60	20	40	40	40	622 人

令和４年度はいわゆる「コロナ禍」が継続していた時期であるため、その影響を考慮する必要はある。しかし、外的な条件は同じであるから、同年度のこの２施設以外の運動広場の利用状況と比較すると、やはりこの２施設については相対的に稼働状況が悪いため、経常的にこの２施設は稼働状況が悪いことが推定される。

＜令和４年度　運動広場の利用状況＞

	山之内	寺	古知	前之庄	すがの	上菅	莇野
日数（日）	44	29	220	162	294	206	357
件数（件）	45	29	220	163	299	209	457
人数（人）	1,088	622	11,090	2,912	7,815	6,815	16,997

その他、山之内運動広場と寺運動広場の立地条件、周辺の人口など固有の問題も稼働状況が悪い要因であると考えられるが、夢前町内に７箇所も運動広場があることも影響していると考えられる。

このように、山之内運動広場及び寺運動広場については、稼働状況が他の運動広場と比較して悪いことから、公園緑地課は、これらの運動広場について利用促進策を検討することが望ましい。そのうえで、稼働状況が改善しないようであれば、夢前町内の運動広場の立地についても検討することが望ましい。【意見3-23】

第４節　自然観察の森及び桜山公園

１　概要

(1) 施設の概要

ア　姫路市自然観察の森

自然観察の森は、都市部の身近な自然環境の中で、市民が気軽に自然に触れあい親しみながら、自然のしくみや自然保護への理解を深める場として、環境庁（現・環境省）の指導のもと全国に10か所設置された施設である。

その中で、姫路市自然観察の森は、昭和62年（1987年）４月２日に、全国で２番目に開設された施設である（１番目は、横浜市自然観察の森（昭和61年３月開設））。

所在地	姫路市太市中915番地６
設置目的	身近な自然環境の中で昆虫、野鳥等の小動物及び植物と触れ合い、これらの観察を通じて自然への理解を深め、もって自然保護思想の普及及び向上を図る。
供用面積	約60ヘクタール
施設の内容	ネイチャーセンター／床面積：610.78㎡（エントランス、事務室、多目的ルーム、展示室、ラウンジ、工作室、ミーティング室、倉庫等） ネイチャートレイル（自然散策道）／総延長：7,800m 観察小屋２棟、あずまや６棟、山頂展望デッキ、トイレ２棟、駐車場 環境施設（チョウの庭、エンカウンタースペース、ホタル池、トンボ池、山火事跡、湿原、ヒノキ林、コナラ林等）、管理施設（北山管理棟等）
実施する事業	①自然観察その他自然に親しむ学校教育及び社会教育活動の指導及び啓蒙、②自然環境の調査及び研究、③自然保護活動の育成及び指導、④以上のほか、設置目的を達成するため必要な事業
開設年月日	昭和62年（1987年）４月２日
休館日	毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）、年末年始（12月28日から１月４日まで）
開館時間	午前９時から午後４時30分（ネイチャーセンター）
使用料等	入園、入館料、駐車場は無料。 ただし、園内やネイチャーセンター内で行うイベント行事では、材料費や保険料等が必要となる場合がある。

＜利用状況＞

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度
利用可能日数	253日	292日	306日
入園者数	39,539人	43,909人	39,582人
団体利用	124件	140件	72件
	5,194人	6,071人	3,384人
行事参加	116件	142件	113件
	1,769人	1,624人	1,454人
入館者数	9,989人	11,985人	9,746人

イ　桜山公園

所在地	姫路市太市中919番地５
公園の種別	都市公園（総合公園）
開設年月	2002年３月
公園総面積	約8.68ヘクタール （大芝生広場：約2.7ヘクタール　お弁当広場：約1.24ヘクタール）
園路周回	約700メートル
設備	展望広場、あずまや４棟、トイレ２棟、複合遊具、ザイルクライミング、巨大滑り台
特記事項	大芝生内で遠足、グラウンドゴルフなど団体での利用の際は、利用申請が必要（申請できる期間は、利用日の60日前から10日前まで。）

＜利用状況＞

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度
利用人数	74,143人	77,036人	92,976人
団体利用件数	99件	70件	59件
利用車両台数	30,514台	32,239台	33,031台

（2）指定管理者制度（令和４年度）の概要

管理を行わせる施設	姫路市自然観察の森及び桜山公園
指定管理者	神姫バスグループ共同事業体 （構成団体：神姫トラストホープ株式会社（代表団体）・神姫バス株式会社）
現協定の指定期間	令和２年４月１日～令和７年３月31日（５年間）
選定方法	公募
市指針での施設分類	姫路市指定管理者制度導入基本方針における基本分類③（民間事業者のノウハウの導入により、市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が図られることが期待できる施設）
利用料金制度	利用料金制度は導入していない
運営財源	指定管理料
自主事業	自然観察の森：実施している
	桜山公園　　：実施している
根拠条例	自然観察の森：姫路市自然観察の森条例（自然観察の森）
	桜山公園　　：姫路市立公園条例

（3）関連する主要な歳出の状況

ア　自然観察の森

款：商工費・項：観光費・目：自然観察の森費		
	年度	決算額（円）
管理費（用地賃借料、工事請負費等）	令和４	6,932,521
	令和３	4,083,521
	令和２	5,767,666
管理運営業務委託経費（指定管理料）	令和４	40,915,000
	令和３	40,915,000
	令和２	40,910,000

イ　桜山公園

款：土木費・項：公園費・目：公園管理費		
維持管理費	年度	決算額（円）
都市公園維持管理費		
桜山公園管理に係る指定管理料	令和４	9,977,000
	令和３	10,077,000
	令和２	10,056,000

２　監査の結果

（1）自主事業の許可について

令和４年度に、姫路市立自然観察の森において、指定管理者は、姫路市立自然観察の森の自主事業として、43種類（年度協定締結時は36種類）の事業を計画し、うち40種類を実施している。なお、３種類については、悪天候等により中止となっている（これらの他、自動販売機の設置が自主事業として行われているが、これについては別の項でとりあげる）。

指定管理者は、年度協定の締結時（令和４年度は令和４年４月１日）に、指定管理者候補者に係る申請時に提案された自主事業も含め、その時点で指定管理者が自ら発案し実施を計画している自主事業について、自主事業に関する事業計画書を姫路市に提出している。当該自主事業に関する事業計画書については、年度協定書を構成する文書となっており、姫路市では副市長までの決裁を経たうえで、年度協定書に綴じ込んでいる。

「姫路市指定管理者制度導入マニュアル」及び「姫路市自然観察の森指定管理者業務仕様書」によれば、指定管理者候補者に係る申請時に自主事業として指定管理者より提案のあった事業及び指定管理者が指定期間途中に自らの発案で行う自主事業については、姫路市は自主事業に関する事業計画に係る指示書により実施の許可、不許可及び条件等を指示することになっている。

しかし、年度協定締結にあたっての決裁書（「姫路市自然観察の森及び桜山公園の管理に関する年度協定について（令和４年度）」）には、その時点で指定管理者が自ら発案し実施を計画している「自主事業に関する事業計画書」が提出された自主事業について、実施の許可、不許可及び条件等に関しての記載（伺い）がなく、また、「自主事業に関する事業計画に係る指示書」の案も含まれていなかった。そして、姫路市は、これらの自主事業に対して、自主事業に関する事業計画に係る指示書による実施の許可、不許可及び条件等の指示を行っていない。

自主事業として指定管理者から提案を受けた事業については、その事業の内容が施設の設置目的に合致しているか、公の施設の運営に支障を及ぼさないか等を確認したうえで、当該事業を行うことの可否を決定し、対外的に意思表示する必要があることから、姫路市は自主事業に対する実施の許可、不許可及び条件等についての意思決定を決裁書により行い、適切な決裁権者による決裁を受ける必要があるとともに、自主事業に関する事業計画に係る指示書により、実施の許可、不許可及び条件等の指示を指定管理者に対して行う必要がある。【結果3-24】

なお、指示の内容が同様となる自主事業については、自主事業の名称をまとめて記載したうえで、指示書をまとめて発出することは可能であると考えられる。

また、「姫路市指定管理者制度導入マニュアル」の自主事業に関する事業計画に係る指示書の記載例には、指示の日付、指示をする人及び指示を受ける人が記載されていないが、いつ、誰が、誰に対して指示したのかを明瞭に表示するため、指示書には、指示の日付、指示をする人及び指示を受ける人を記載する必要がある。【結果3-25】

（2）自主事業としての自動販売機の設置について

姫路市自然観察の森及び桜山公園の指定管理者は、令和４年度に、それぞれの施設において、自動販売機の設置を自主事業として実施している。

指定管理者は、「姫路市自然観察の森指定管理者業務仕様書」及び「桜山公園指定管理者業務仕様書」の規定に基づき、指定管理者候補者に係る申請時に提案した自主事業も含めて、年度協定の締結時に、その時点で指定管理者が自ら発案し実施を計画している自主事業について、自主事業に関する事業計画書を姫路市に提出している。当該自主事業に関する事業計画書については、年度協定書を構成する文書となっており、姫路市においては、副市長までの決裁を経たうえで、年度協定書と併せてとじ込んでいる。

また、「姫路市自然観察の森指定管理者業務仕様書」及び「桜山公園指定管理者業務仕様書」によれば、指定管理者は、毎年度終了後45日以内に事業報告書を作成し、姫路市に提出することとされている。事業報告書には、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項が記載事項とされており、そのうちの一つとして、「自主事業報告書」が含まれている。

しかしながら、令和４年度の年度協定書（姫路市自然観察の森及び桜山公園の管理に関する年度協定書（令和４年度））を閲覧したところ、自主事業に関する事業計画書には、自動販売機の設置についてのものが含まれていなかった。

また、自主事業としての自動販売機の設置は、定期に実施する自主事業であると考えられるため、月ごとの自主事業実施報告書を作成し、当月分を翌月10日までに提出する必要があると考えられる。令和４年度における各月の月例報告書（「令和４（５）年〇月姫路市自然観察の森指定管理者業務報告））を閲覧したところ、令和４年12月～令和５年３月の月例報告書には自動販売機の設置に係る自主事業実施報告書が添付されていたものの、令和４年４月～令和４年11月の月例報告書には自動販売機の設置に係る自主事業実施報告書が添付されていなかった。この点については桜山公園における自主事業としての自動販売機の設置の場合も同様であった。

さらに、「令和４年度（2022年度）姫路市自然観察の森年度報告書」を閲覧したところ、同報告書に添付されている「姫路市自然観察の森自主事業実施報告書」には「事業名」を自動販売機の設置事業とするものは含まれていなかった。加えて、「令和４年度（2022年度）桜山公園年度報告書」を閲覧したところ、同公園の自主事業実施報告書は添付されていなかった。

自動販売機の設置は、指定管理者が指定管理者候補者に係る申請時に提案した自主事業である。姫路市は、他の自主事業と同様に、「姫路市自然観察の森指定管理者業務仕様書」及び「桜山公園指定管理者業務仕様書」に基づいて、姫路市との間で合意した自主事業に関する事業計画書及び自主事業実施報告書を提出させる必要がある。【結果3-26】

（3）公園内行為許可申請書について

令和４年度において、桜山公園（市長の定める部分に限る（注））の公園内行為許可申請書の宛先は姫路市長となっているが、公園緑地課は、指定管理者に対し、宛先を

指定管理者とした公園内行為許可申請書の様式を使用させる必要がある。【結果3-27】

（注）基本協定書において定めてあり、概ね桜山公園の芝生広場をその範囲としている。

その理由は、以下のとおりである。

姫路市は、桜山公園について、その設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の２第３項の規定により、指定管理者（法人その他の団体であって市長が指定するもの）に桜山公園の管理を行わせている（公園条例第33条の２）。

そして、桜山公園については、姫路市立公園条例（この項において、「公園条例」という。）では、次の行為（同条例の第４条第１項に掲げられている行為である）をしようとする場合、行為の目的、期間、場所その他必要な事項を記載した申請書指定管理者に提出して許可を受けなければならないとされている（公園条例第33条の２）。

(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
(2) 業として写真又は映画を撮影すること。
(3) 興行をすること。
(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために都市公園（本件の場合は桜山公園の市長の定める部分となる。）の全部又は一部を独占して利用すること。

また、「桜山公園指定管理者業務仕様書」の５(3)①イにおいても、「公園内行為許可申請書のあて名は乙（指定管理者）とすること。」とされている。

一方、令和４年度において、桜山公園の公園内行為許可書の発行者は、「桜山公園公園長」となっているが、公園緑地課は、指定管理者に対し、発行者を指定管理者とした公園内行為許可申請書の様式を使用させる必要がある。【結果3-28】

その理由は、以下のとおりである。

既述のように、姫路市は、桜山公園について、指定管理者に桜山公園の管理を行わせている（公園条例第33条の２）。

そして、指定管理者が行う業務の範囲の中には、公園条例第４条第１項の許可に関することが含まれている（公園条例第33条の６第１号）。当該許可は、上に掲げた４つの行為についての許可のことである。したがって、桜山公園の公園内行為許可書の発行者は指定管理者であるということになる。

また、「桜山公園指定管理者業務仕様書」の５(3)③イにおいても、公園内行為許可申請書の「行為許可者名は乙（指定管理者）とすること。」とされている。

もっとも、「桜山公園公園長」は、指定管理者の従業員であるが、この「桜山公園公園長」という職名は、姫路市の職員であると誤認される可能性があるため、指定管理者の名義で公園内行為許可書を発行するべきである。

（4）使用料の減免申請書について

「桜山公園指定管理者業務仕様書」を閲覧したところ、「５　行為許可及び使用料の徴収」には、公園使用料減免申請書について次のような定めがある。

【桜山公園指定管理者業務仕様書】
５　行為許可及び使用料の徴収
(1)～(2)　（略）
(3) 申請書その他必要な書類の作成

（略）
① （略）
② 公園使用料減免申請書
ア 公園使用料減免申請書には、住所、団体名、申請者名、電話番号、使用の日時、使用の目的、減額（免除）を受ける理由、減額（免除）金額その他必要な事項の記入欄を設けること。
イ 公園使用料減免申請書のあて名は、乙（注：指定管理者）とすること
（以下 略）

公の施設の管理行為のうちでも、公の行政作用に属するような権力的色彩の強い事務は、行政権の主体がその責任において処理すべきものであり、指定管理者に公の施設の管理を行わせる範囲から除外されると解されている。したがって、こうした「管理」の性質から、使用料の徴収又は収納に関する事務のような事項は、本来、委託はできないものであるが、公金の取扱いの私人への委託（地方自治法施行令第158条）の規定により、別途委託することができることとされている。

使用料の減免業務についても、減免が処分性を有し使用料の徴収という権力的な色彩の強い行為と密接な関係を有することから、委託の範囲からは除かれるものであり、公の施設の管理から必然的に委託が可能となるものではないと解されている。

地方自治法施行令第158条の規定に基づく公金の徴収・収納の委託については、その範囲が調定からその収入を受け入れる行為までということであるが、使用料の減免については、使用料の徴収、収納の委託がされていたとしても、当該委託の範囲である調定から収納までの範囲には属さない別個の行為であると考えられ、地方自治法施行令第158条の規定によっても減免業務を委託の対象とすることはできないと解するのが一般的である。

【地方自治法】
（私人の公金取扱いの制限）
第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

【地方自治法施行令】
（歳入の徴収又は収納の委託）
第百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。
一 使用料
二 手数料
三 賃貸料
四 物品売払代金
五 寄附金
六 貸付金の元利償還金

七　第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金
（以下略）

以上から、公園使用料減免申請書のあて名は、指定管理者とするのではなく、姫路市長とすべきであると考えられる。

したがって、公園緑地課は、「桜山公園指定管理者業務仕様書」５(3)②イの規定を見直し、「公園使用料減免申請書のあて名は、姫路市長とすること」とする必要がある。【結果3-29】

なお、令和４年度の桜山公園の公園使用料減免申請書を閲覧したところ、公園使用料減免申請書の宛先は、仕様書に規定のあるように指定管理者とはなっておらず、姫路市長となっていたので、実際上の問題は生じていない。

(5) 自主事業に関する仕様書の記載内容について

姫路市は、姫路市自然観察の森及び桜山公園の指定管理者に対し、指定管理者によって指定管理者候補者に係る申請時に提案された自主事業ではないが、指定期間途中である令和４年度において指定管理者自らが発案した自主事業について、事業の内容が施設の設置目的に合致し、公の施設の運営に支障を及ぼさない範囲にあると判定して「自主事業に関する事業計画に係る指示書」により実施の許可を指示している。

しかし、自主事業に関して定めている「姫路市自然観察の森指定管理者業務仕様書」及び「桜山公園指定管理者業務仕様書」では、「自主事業に関する事業計画に係る指示書」により実施の許可を指示する旨の定めはない。したがって、仕様書の定めによるならば、姫路市は「自主事業に関する事業計画に係る指示書」により実施の許可を指示する必要がないともいえるが、「姫路市指定管理者制度導入マニュアル５　協定編」５(2)には、指定期間途中に提案された自主事業については自主事業に関する事業計画に係る指示書により実施の許可、不許可及び条件等を指示する旨の定めがある。このため、「姫路市指定管理者制度導入マニュアル５　協定編」の規定に従った事務処理はなされている。

【姫路市自然観察の森指定管理者業務仕様書】
11　自主事業の実施
甲（注：姫路市）が、事業の内容が施設の設置目的に合致しており、公の施設の運営に支障を及ぼさないと認めるとき、乙（注：指定管理者）は、自らの発案でイベント・教室等の自主事業を行うことができる。
(1) 申請時に提案された自主事業
指定管理者の指定の申請時に自主事業として乙より提案のあった事業については、別途「自主事業に関する事業計画に係る指示書」により実施の許可、不許可及び条件等を指定後に指示するものとする。
(2) 指定期間途中に提案された自主事業
指定期間途中であっても、事業の内容が施設の設置目的に合致し、公の施設の運営に支障を及ぼさない範囲において、乙は、自らの発案で事業を行うことができる。
(3) 自主事業に関する事業計画書及び自主事業実施報告書の提出

（略）
(4) 自主事業に係る経費
（略）

【桜山公園指定管理者業務仕様書】
16　自主事業の実施
甲（注：姫路市）が、事業の内容が施設の設置目的に合致しており、公の施設の運営に支障を及ぼさないと認めるとき、乙（注：指定管理者）は、自らの発案でイベント・教室等の自主事業を行うことができる。
(1) 申請時に提案された自主事業
指定管理者の指定の申請時に自主事業として乙より提案のあった事業については、別途「自主事業に関する事業計画に係る指示書」により実施の許可、不許可及び条件等を指定後に指示するものとする。
(2) 指定期間途中に提案された自主事業
指定期間途中であっても、事業の内容が施設の設置目的に合致し、公の施設の運営に支障を及ぼさない範囲において、乙は、自らの発案で事業を行うことができる。
(3) 自主事業に関する事業計画書及び自主事業実施報告書の提出
（略）
(4) 自主事業に係る経費
（略）

【姫路市指定管理者制度導入マニュアル５　協定編】

５　自主事業の承認（※自主事業の実施の提案があった施設のみ）
市が、事業の内容が施設の設置目的に合致しており、公の施設の運営に支障を及ぼさないと認めるとき、指定管理者は、自らの発案でイベント・教室等の自主事業を行うことができる。
(1) 申請時に提案された自主事業
指定管理者候補者に係る申請時に自主事業として指定管理者より提案のあった事業については、様式例に示す自主事業に関する事業計画に係る指示書により実施の許可、不許可及び条件等を指示する。
(2) 指定期間途中に提案された事業
指定期間途中であっても、事業の内容が施設の設置目的に合致し、公の施設の運営に支障を及ぼさない範囲において、指定管理者は、自らの発案で事業を行うことができる。この場合、申請時に提案された自主事業と同様、様式例に示す自主事業に関する事業計画に係る指示書により実施の許可、不許可及び条件等を指示する。

以上のように、「姫路市指定管理者制度導入マニュアル５　協定編」の５には指定期間途中に提案された自主事業については自主事業に関する事業計画に係る指示書により実施の許可、不許可及び条件等を指示する旨の定めがあるにもかかわらず、公園緑地課は、「姫路市自然観察の森指定管理者業務仕様書」の11及び「桜山公園指定管理者業務仕様書」の16に、指定期間途中に提案された自主事業については自主事業に関する事業計画に係る指示書により実施の許可、不許可及び条件等を指示する旨の定めを入れていない。

したがって、公園緑地課は、「姫路市自然観察の森指定管理者業務仕様書」の11及び「桜山公園指定管理者業務仕様書」の16に、指定期間途中に提案された自主事業については、自主事業に関する事業計画に係る指示書により実施の許可、不許可及び条件等を指示する旨の定めを入れる必要がある。【結果3-30】

この原因としては、公園緑地課が仕様書の作成に当たり「姫路市指定管理者制度導入マニュアル５　協定編」の５の規定を十分に確認しなかったことも推定されるが、他の大きな原因として、「姫路市指定管理者制度導入マニュアル５　協定編」の規定と当該マニュアルの【様式例】１(1)④「指定管理者業務仕様書」の規定の間の整合性が取れていないことが考えられる。以下に、この点について述べる。

既述のように、上記の指定期間途中において指定管理者自らが発案した自主事業については、「姫路市指定管理者制度導入マニュアル５　協定編」に次のような規定がある。

【姫路市指定管理者制度導入マニュアル５　協定編】（再掲）

５　自主事業の承認（※自主事業の実施の提案があった施設のみ）

市が、事業の内容が施設の設置目的に合致しており、公の施設の運営に支障を及ぼさないと認めるとき、指定管理者は、自らの発案でイベント・教室等の自主事業を行うことができる。

(1) 申請時に提案された自主事業

指定管理者候補者に係る申請時に自主事業として指定管理者より提案のあった事業については、様式例に示す自主事業に関する事業計画に係る指示書により実施の許可、不許可及び条件等を指示する。

(2) 指定期間途中に提案された事業

指定期間途中であっても、事業の内容が施設の設置目的に合致し、公の施設の運営に支障を及ぼさない範囲において、指定管理者は、自らの発案で事業を行うことができる。この場合、申請時に提案された自主事業と同様、様式例に示す自主事業に関する事業計画に係る指示書により実施の許可、不許可及び条件等を指示する。

このマニュアルの【様式例】１(1)①「基本協定書（本体)」の第４条第２項・３項において「業務仕様書」について次のように規定されており、指定管理者の管理業務の実施に当たっては、業務仕様書及び事業計画書に基づくことになっている。

＜【様式例】１(1)①「基本協定書（本体)」＞

（管理の基本方針）

第４条　（第１項略）

２　乙は、管理業務の実施に当たっては、関連する法令、条例及び規則を遵守するとともに、別紙の姫路市立○○センター指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）並びに管理業務の計画書及び管理に係る収支計算書（以下「事業計画書」という。）に基づき、センターを常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効果的かつ適切に運営するものとする。

３　仕様書に定めのない細部の事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

業務仕様書については、当該マニュアルの【様式例】１(1)④「指定管理者業務仕様書」に例が示されている。

しかし、自主事業の実施については、当該業務仕様書様式例の16においては次のよ

うな規定となっており、「姫路市指定管理者制度導入マニュアル５　協定編」の５(2)の内容の一部が反映されていない。

＜【様式例】１(1)④「指定管理者業務仕様書」16　自主事業の実施＞

甲が、事業の内容が施設の設置目的に合致しており、公の施設の運営に支障を及ぼさないと認めるとき、乙は、自らの発案でイベント・教室等の自主事業を行うことができる。

(1) 申請時に提案された自主事業

指定管理者の指定の申請時に自主事業として乙より提案のあった事業については、別途「自主事業に関する事業計画に係る指示書」により実施の許可、不許可及び条件等を指示しているので、当該指示に基づき、自主事業を実施すること又は実施しないこと。

(2) 指定期間途中に提案された自主事業

指定期間途中であっても、事業の内容が施設の設置目的に合致し、公の施設の運営に支障を及ぼさない範囲において、乙は、自らの発案で事業を行うことができる。

(3) 自主事業に関する事業計画書及び自主事業実施報告書の提出

（略）

(4) 自主事業に係る経費

（略）

したがって、自主事業の実施について「姫路市指定管理者制度導入マニュアル５協定編」の５に則った「指定管理者業務仕様書」の作成を徹底するためには、姫路市が【様式例】１(1)④「指定管理者業務仕様書」の「16　自主事業の実施」の規定を改定し、現行の(2)規定に「申請時に提案された自主事業と同様、様式例に示す自主事業に関する事業計画に係る指示書により実施の許可、不許可及び条件等を指示する」旨を追加する必要がある。【結果3-31】

(6) 自主事業実施報告について

自然観察の森において指定管理者が行う自主事業の実施報告については、「姫路市自然観察の森指定管理者業務仕様書」において、次のように定められている。

① 定期に実施するもの

月ごとの自主事業実施報告書を作成し、当月分を翌月10日までに提出

② 随時に実施するもの

実施後10日以内に自主事業実施報告書を提出

なお、仕様書において、指定管理者は、毎年度終了後45日以内に事業報告書を作成して姫路市に提出することとされているが、事業報告書の記載内容に自主事業の実施状況は個別に列挙されておらず、「指定管理者による管理の状況を把握するために市長が必要と認める事項」に含まれると考えられる。

上記②の随時に実施する事業についての自主事業実施報告書には、実施後10日以内に提出されていないものが見られ、当該自主事業実施報告書は、月例報告書（「令和４年○月　姫路市自然観察の森指定管理業務報告」）の月ごとの自主事業実施報告書に添付されていた。

したがって、公園緑地課は、指定管理者に対し、まず仕様書に従って自主事業につ

いての報告書を提出させる必要がある。【結果3-32】

この点について公園緑地課に確認したところ、公園緑地課では「定期に実施する自主事業」の意味を「年度協定書において計画された自主事業」であると考えているということであった。一般的に「定期に実施する」とは、毎日実施、週に１回実施、月に１回実施等、一定のルーティンで実施するという意味であると考えられる。したがって、公園緑地課は、上記①の定期に実施する自主事業と②の随時に実施する自主事業の区別を再度検討する必要がある。

一方、毎年度終了後の事業報告書には、その年度に実施された自主事業について事業ごとに次の内容を記載した「姫路市自然観察の森自主事業に関する報告書」が添付されている。

「姫路市自然観察の森自主事業に関する報告書」の記載内容
・　事業名
・(1) 目的
・(2) 内容（募集対象及び募集人員の記載も含む）
・(3) 実施時期・回数（施設の一般利用者への配慮についての記載も含む）
・(4) 収支

上記の事業報告書に添付されている「姫路市自然観察の森自主事業に関する報告書」の内容は、実施後10日以内に提出させる随時に実施する事業についての自主事業実施報告書や、月ごとの自主事業実施報告書の内容とするのがよりふさわしい。こうした個別の事業ごとの自主事業実施報告書をもって事業報告書とするのは、一覧性・概観性を欠いた報告形式であり、報告書の利用者（すなわち公園緑地課）の負担も重く、望ましい方法ではない。事業報告書における自主事業の報告様式については、「指定管理者制度導入マニュアル６業務監督編」の事業報告書の様式例の別紙６に「平成○○年度　自主事業実施報告書」の例示があり、当該例示は一覧的形式で作成されている。公園緑地課は、指定管理者に対し、これを参考としてフォーマットを用意し報告書を作成させるなどの指導対応を行うことが望ましい。【意見3-24】

(7) 自然観察の森・桜山公園の姫路市が所有する物品について(その１)

自然観察の森及び桜山公園の現地において、「姫路市自然観察の森及び桜山公園基本協定書」で姫路市が指定管理者に無償で使用させるものとしている備品の実物検査を実施した。当該備品は、基本協定書を構成する「姫路市自然観察の森指定管理者業務仕様書」の別紙６「備品一覧」、また、「桜山公園指定管理者業務仕様書」の別紙５「桜山公園　別紙一覧」に掲載されている。しかし、現在の指定管理者の指定期間である令和２年４月１日以降、追加したものや不用としたものがあるため、財務会計システム上の備品台帳のデータを基に公園緑地課が作成したリストを入手し、そのリストに基づいて実物検査を実施した。

以下に備品の管理に関する検出事項について記述する。

ア　所在不明の備品

備品リストに記載されている「図書　北隆館　原色樹木大図鑑」（備品番号：0001053757、購入価格：31,500円）は、実物検査時には自然観察の森ネイチャーセンター内で現品の確認ができなかった。

公園緑地課は、姫路市の備品を適切に管理するよう指定管理者に指示する必要がある。【結果3-33】

また、公園緑地課は、指定管理者とともに現品がネイチャーセンター内を含め自然観察の森の敷地内に所在するかどうかを再度確認することが望ましい。そのうえで、現品の所在が確認できない場合は基本協定書及び姫路市物品取扱規則の規定に従い、物品の亡失の際に要求される事務処理を行う必要がある。

イ　実態不明の物品

自然観察の森の敷地内にある北山管理棟においても物品の実物検査を実施した。その際、同管理棟に実態が不明である物品が保管されていることが判明した。

なお、北山管理棟は、自然観察の森の中心的施設であるネイチャーセンターからは直線距離にして１km弱のところであるが、山を一つ隔てた北側にある。

当該物品は、スライド映写機であり、「エルモ　オムニグラフィック301Pro」という品番（規格）であることが確認できた。数量は３台であった。これは、自然観察の森ネイチャーセンター内に備え置かれているもの（購入価格：124,845円～132,300円）と同じ規格である。なお、北山管理棟の現品には、姫路市の備品であることを示す表示はなく、包括外部監査人が現地において検査した限りでは姫路市の物品であるとは確定できなかった。また、これまで開封された形跡はなく、包装には「14年７月」との記載があった（これは平成14年（2002年）７月を意味するのではないかと推測される）。ちなみに、自然観察の森ネイチャーセンター内に備え置かれているものも３台であり、その取得日はうち２台が平成14年（2002年）７月、残る１台が平成14年（2002年）９月である。

公園緑地課は、指定管理者とともに、北山管理棟に保管されている３台のスライド映写機について、誰の所有物であるかを始めとする実態を調査し、当該調査の結果に従って適切な取り扱いを行う必要がある。【結果3-34】

ウ　所定の事務処理を行うべき物品について

公園緑地課は、次の物品について、指定管理者に姫路市の物品に関する所定の事務処理を行うよう指示する必要がある。【結果3-35】

（ア）備品番号を表示すべきもの

備品リストに記載されている、次の備品については、物品番号の表示がなされていなかった。

・　「ヘッジトリマー　ゼノアLHT2310EZ-400」（備品番号：0001650837）
・　「ヘッジトリマー　新ダイワR-35F-2A」（備品番号：0001437478）

契約課（物品担当）が発出している「備品管理の留意事項」では、物品には物品番号を表示する旨の記載があるため、これらの備品には物品番号を表示するよう指示す

る必要がある。

（ｲ）不用となり廃棄処分されていると推定される物品について

自然観察の森の敷地内において、備品番号が「1395185」と表示されている三脚が備え置かれていたが、備品リストには当該備品番号の備品は記載されていない。既に不用となり、備品台帳上では廃棄処分等がなされているか、過去に備品として取扱う購入単価の基準が10,000円以上から20,000円以上に改定された際、購入単価が20,000円未満であったため備品登録を外れたもの等であると推定されるが、このような物品については備品番号の貼付を外すか、備品番号を抹消するよう指示する必要がある。

エ　映写室及び倉庫

自然観察の森ネイチャーセンター内の視聴覚室（会議室）に隣接して、映写室及び倉庫が設置されている。

これらのスペース内には、使われなくなった備品や、「要修理」と表示された物品が保管されているが、保管されている物品の数が多く、何がどこに保管されているのかを把握するのに労力を要する。

指定管理者は、自らが作成した備品のリストに大まかな保存箇所を記入しているが、公園緑地課は、指定管理者に対し、物品の品目ごとに小分けして箱に入れて整理するなど、映写室及び倉庫内の整理整頓を推進するよう指示することが望ましい。

また、公園緑地課は、指定管理者とともに「要修理」と表示された備品について、修理の要否を検討し、代替品があるようなものについては廃棄の手続きを進めることが望ましい。【意見3-25】

３　意見

（1）自然観察の森・桜山公園の姫路市が所有する物品について（その２）

既述のように、自然観察の森ネイチャーセンター内の視聴覚室（会議室）に隣接して、映写室及び倉庫が設置されている。映写室には、デジタル機器の進化によってパーソナルコンピューター、プロジェクター、デジタルカメラ等に取って代わられ、現在は使用されなくなってしまった視聴覚機器が多数保管されている。これらは30年以上前に購入されたものも多い。例を挙げると、次のようなものがある。

・音声同期映写装置マルチスライドシステム一式（備品番号：0001053770（取得日：1987年3月1日、購入価格：4,000,000円））
・光学式カメラ（備品番号：0001053607（取得日：1987年3月1日）　ほか）
・光学式カメラの交換レンズ、ズームレンズ（備品番号：0001053608（1987年3月1日）ほか）
・せん光機（備品番号：0001053611（取得日：1987年3月1日）　ほか）
・映写機（備品番号：0001053623（取得日：1987年3月1日））
・ビデオカメラ（備品番号：0001053625（取得日：1987年3月1日））

・ビデオコーダ（備品番号：0001385330（取得日：1993年3月2日））
・モニターテレビ（備品番号：0001319899（取得日：1989年5月10日））
・カセットデッキ等の録音機（備品番号：0001320137（取得日：1989年5月11日）ほか）
・オートスライド（備品番号：0001053660（取得日：1987年3月1日））
・スライド映写機（備品番号：1000005545（取得日：1997年10月2日））　等

これらは、今後使用される見込みは少なく、事実上不用となっているため、公園緑地課は適正に管理することが望まれる。また、これらは愛好者等に売却ができる可能性もあり、売却ができれば、明確な金額は不明であるにせよ売却収入が見込めるとともに、備品の再利用あるいは資源のリサイクルにも貢献できる。

姫路市では、現在不用となった車両については見積合わせによる売却を行っているが、車両以外の備品についても、売却できる可能性のあるものは売却を行い、たとえ少額でも姫路市の収入の増加に結びつけるとともに、備品の再利用あるいは資源のリサイクルにも貢献できるよう検討することが望ましい。【意見3-26】

第５節　公園整備課

１　公園整備課の所管する事務事業の概要

（1）概要

公園整備課は、都市公園等整備事業をはじめとする、次のような事務事業を所管している。

①　公共施設の植栽計画及びその実施

②　都市公園の整備計画の策定、設置及び改良。ただし、他の機関の所掌に属するものを除く。

③　開発行為を行う者に対する公園に係る指導。

④　都市公園等の管理に係る工事、設計等の発注。ただし、他の機関の所掌に属するものを除く。

⑤　スポーツ広場公園及びチビッコ広場の設置

公園緑地の整備は、快適な居住環境の創造を推進する姫路市の施策のなかでも重要な位置を占めるものであり、公園整備課では、都市計画決定された公園区域を中心に整備・改良を推進している。

公園整備課によると、課題及び今後の見通しとして、社会情勢等の変化により社会資本整備交付金が削減傾向にあるため、事業費の確保が困難となっており、一層計画的・効率的な整備計画の作成が求められていることを挙げている。また、このような状況を踏まえた総合的な事業の見直しも必要となってきているとしている。

（2）公園整備（国庫補助）

国庫補助金を活用した公園等の整備を行う。令和４年度に実施したものは次のとおりである。

①　天満公園（施設整備）

②　糸引公園（用地取得、施設整備）

③　遊具更新

（3）公園整備（市単独）

市単独事業で、公園等の整備を行う。令和４年度に実施したものは次のとおりである。

①　全面改良：浜手緑地　外

②　一般改良：浜田公園、運河公園　外

（4）スポーツ広場公園整備

スポーツ広場は、主にスポーツの用に供するため、市内の空閑地等を活用して姫路市が設置する公園に類する機能を有する場所である。公園整備課では、スポーツ広場公園設置要綱により、地元要望に基づく整備を行っている。令和４年度に実施したものは次のとおりである。

①　改良：小川中央スポーツ広場公園、平松スポーツ広場公園　外

(5) チビッコ広場整備

チビッコ広場は、幼児の遊び場対策として、自治会等が当該地域内の適当な場所（更地）に設置し、管理する子供の遊び場で、その面積が300平方メートル程度のもの（遊戯具、棚及び植木等の設置を含む）である。公園整備課では、チビッコ広場開設要綱により、地元要望に基づく助成を行っている。令和４年度に実施したものは次のとおりである。

① 改良：和光アジサイチビッコ広場、八重畑チビッコ広場　外

(6) 開発行為を行う者に対する公園に係る指導

開発行為の面積が0.3ha以上の開発行為にあっては、開発行為を行う者に、開発面積の３％以上の公園、緑地又は広場の設置が義務付けられており（都市計画法第33条、同法施行令第25条第６号）、このうち公園に関する指導を行っている。

(7) 国庫補助金

ア 令和４年度における国庫補助金

（単位：千円）

種別	公園名等	種別	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	予算額に対する増減	翌年度繰越額
地区公園	天満公園	施設1/2	48,750	42,550	39,800	2,750	△ 8,950	2,750
	糸引公園	施設1/2	37,089	25,100	24,011	1,089	△ 13,078	1,089
		用地1/3	24,000	23,989	23,989	0	△ 11	0
	小　計		109,839	91,639	87,800	3,839	△ 22,039	3,839
設備整備	遊具更新	施設1/2	92,500	64,500	64,500	0	△ 28,000	0
	遊具更新（補正）	施設1/2	14,399.5	14,399.5	14,399.5	0	0	0
	小　計		106,899.5	78,899.5	78,899.5	0	△ 28,000	0
合　　計			216,738.5	170,538.5	166,699.5	3,839	△ 50,039	3,839

イ 国庫補助金の推移

款：国庫支出金・項：国庫補助金・目：土木費国庫補助金・節：公園費補助金			
	年度	予算額(円)	決算額（収入済額）(円)
公園整備事業費補助金	令和４	216,738,500	166,699,500
	令和３	181,491,000	164,891,500
	令和２	231,333,000	159,809,000

(8) 関連する歳出の状況

款：商工費・項：観光費・目：自然観察の森費			
	年度	予算額(円)	決算額(円)
管理費（うち工事請負費）	令和４	2,071,000	1,350,800
	令和３	3,572,000	0
	令和２	3,800,000	1,705,000

款：土木費・項：公園費・目：公園管理費			
	年度	予算額(円)	決算額(円)
維持管理費			
都市公園維持管理費 （うち工事請負費）	令和４	25,000,000	18,575,807
	令和３	25,000,000	9,724,600
	令和２	26,000,000	11,979,724
維持管理費（投資）	令和４	38,400,000	23,030,079
	令和３	36,000,000	19,741,250
	令和２	38,700,000	34,144,929
公園樹木活力再生事業費	令和４	48,500,000	30,260,845
	令和３	48,500,000	36,849,124
	令和２	50,000,000	42,269,603

款：土木費・項：公園費・目：緑花自然費			
	年度	予算額(円)	決算額(円)
緑化推進事業費（投資）	令和４	23,800,000	14,005,460
	令和３	32,400,000	10,734,075
	令和２	40,384,000	19,554,063

款：土木費・項：公園費・目：公園施設費			
	年度	予算額(円)	決算額(円)
【国庫補助事業費】			
公園整備事業費	令和４	274,512,000	220,714,072
	令和３	239,944,764	227,649,197
	令和２	369,595,000	247,026,978
公園設備整備事業費	令和４	213,799,000	160,654,334
	令和３	174,000,000	145,201,000
	令和２	205,000,000	127,828,396
【市単独事業費】			
公園整備事業費	令和４	269,666,400	164,760,393
	令和３	345,279,000	149,346,396
	令和２	424,819,170	269,487,326
スポーツ広場公園整備事業費	令和４	37,000,000	20,526,654
	令和３	10,200,000	8,609,672
	令和２	34,591,000	30,982,609
チビッコ広場整備事業費	令和４	10,100,000	7,611,387
	令和３	11,500,000	6,449,083
	令和２	14,666,000	13,556,367

款：土木費・項：公園費・目：緩衝緑地費			
	年度	予算額(円)	決算額(円)
浜手緑地樹木密度管理事業費	令和４	40,000,000	38,319,962
	令和３	40,000,000	39,294,728
	令和２	28,000,000	26,725,190

（9）公園整備課所管の業務委託契約の概要（令和４年度）

令和４年度における公園整備課所管の業務委託契約は102件あり、その契約金額の合計は、291,056,697円であった。

ア　契約の方法ごとの内訳

契約の方法	契約の件数	委託金額の合計(円)
指名競争入札	60	235,566,769
随意契約	42	55,489,928
合　　計	102	291,056,697

イ　随意契約の見積徴収者数による内訳

区　　分	見積徴収者数	契約の件数	委託金額の合計(円)
一者随意契約	１者	14	44,610,940
競争的見積合せ（注）	２者	27	10,489,588
	３者	1	389,400
合　　計		42	55,489,928

（注）随意契約とする理由は、いずれも「予定価格が姫路市契約規則で定める額（50万円）を超えない場合」（地方自治法施行令第167条の２第１項第１号該当）であった。

ウ　一者随意契約の理由ごとの内訳

随意契約とする理由	契約の件数	委託金額の合計(円)
予定価格が姫路市契約規則で定める額を超えない場合（地方自治法施行令第167条の２第１項第１号該当）	3	225,500
契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当）	2	2,260,500
福祉施設・団体等を優先する場合（地方自治法施行令第167条の２第１項第３号該当）	8	40,419,940
競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がない場合（地方自治法施行令第167条の２第１項第８号該当）	1	1,705,000
合　　計	14	44,610,940

エ　主な契約の内容

委託金額(注)の高額な順に、10件の契約の概要を以下に示す。

委託件名	委託金額(円) （変更後）	契約方法	契約期間 （変更後）	委託内容 （変更内容）
手柄山中央公園管理作業委託	23,505,900	随意契約	R4.4.1～ R5.3.31	管理作業
姫路市公園施設長寿命化計画更新業務委託	16,940,000 (16,852,621)	指名競争入札	R4.9.23～ R5.3.24	公園施設長寿命化計画 （公園数及び遊具数精査による変更）
浜手緑地（広畑西地区）伐採等作業委託	9,790,000 (9,889,296)	指名競争入札	R5.1.25～ R5.3.24	剪定・伐採、下刈り、除草 （伐採本数追加）
手柄山中央公園樹木伐採作業委託	9,790,000 (9,866,849)	指名競争入札	R4.9.1～ R4.11.11 (R4.11.30)	伐採 （伐採本数追加）
浜手緑地（細江地区）樹木抜根作業委託	9,350,000 (9,757,137)	指名競争入札	R4.5.26～ R4.7.29	剪定、伐採 （除草追加）

委託件名	委託金額(円) (変更後)	契約方法	契約期間 (変更後)	委託内容 (変更内容)
浜手緑地（広畑東地区）伐採等作業委託	9,680,000	指名競争入札	R5.2.3～ R5.3.24	剪定・伐採
運河公園（第二工区）管理作業委託	9,570,000	指名競争入札	R4.4.1～ R5.3.31	管理作業
浜手緑地（白浜地区）西ゾーン伐採・抜根業務委託	9,350,000	指名競争入札	R4.7.26～ R4.9.16	伐採・抜根
浜手緑地（中島東地区・中島地区）伐採等作業委託	8,360,000 (8,605,689)	指名競争入札	R5.1.25～ R5.3.24	剪定・伐採、下刈り、除草 （除草剤塗布追加）
網干なぎさ公園（第二工区）管理作業委託	8,415,000	指名競争入札	R4.4.1～ R5.3.31	管理作業

（注）契約変更があった場合は変更後の金額

（10）公園整備課所管の工事契約の概要（令和４年度）

令和４年度における公園整備課所管の工事契約は、50件あり、契約金額の合計は、473,358,695円であった。

ア　契約の方法ごとの内訳

契約の方法	契約の件数	契約金額の合計(円)
一般競争入札	10	336,879,065
指名競争入札	21	95,394,630
随意契約	19	41,085,000
合　　計	50	473,358,695

イ　一般競争入札の入札参加者数

入札参加者数	契約の件数	備　　考
50	1	９者辞退
36	1	
27	1	２者辞退、１者不着
22	1	
21	1	１者辞退、２者不着
19	2	いずれも１者辞退、１者不着
15	1	
10	2	
合　　計	10	

ウ　随意契約について

契約の方法を随意契約とする工事契約は、19件あった。そのうち18件は見積徴収者が２者であり、いずれも随意契約とする理由は「予定価格が姫路市契約規則で定める額（130万円）を超えない場合」（地方自治法施行令第167条の２第１項第１号該当）であった。なお、このような予定価格が姫路市契約規則で定める額（130万円）を超えない工事は、姫路市では「軽工事」と呼んでいる。残る１件についての随意契約とする理由は「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当）であった。

エ　主な契約の内容

契約金額(注)の高額な順に、５件の契約の概要を以下に示す。

工　事　名	契約金額(円) (変更後)	契約方法	契約年月日 (変更契約日)	契約期間
市内都市公園遊戯施設更新（その１）工事	65,239,900 (66,423,269)	一般競争入札	R4.7.21 (R5.2.3)	R4.7.22～ R5.2.10
糸引公園整備工事	56,049,400 (57,884,603)	一般競争入札	R4.8.31 (R5.3.10)	R4.9.1～ R5.3.17
市内都市公園遊戯施設更新（その２）工事	51,492,100 (51,709,557)	一般競争入札	R4.10.5 (R5.3.9)	R4.10.6～ R5.3.17
市内都市公園遊戯施設更新（その３）工事	50,098,400 (50,446,391)	一般競争入札	R4.2.17 (① R4.3.29) (② R4.8.22)	R4.2.18～ R4.3.30 (R4.8.31)
天満公園便所等新築工事	30,492,000 (30,557,776)	一般競争入札	R4.10.31 (R5.3.10)	R4.11.1～ R5.3.17

（注）契約変更があった場合は変更後の金額

２　監査の結果

（1）網干南公園管理作業契約書における作業範囲の誤りについて

公園整備課は令和４年度の網干南公園管理作業委託について、指名競争入札を行い落札した業者と契約を締結している。本契約の業務内容は、公園内の指定された箇所の清掃、除草、剪定等を行うものである。

業務の面積および回数は下記の通りである。

管理項目	面積・数	回数	延べ作業量
清掃	9,500 ㎡	10 回	95,000 ㎡
除草（植）	3,000 ㎡	4 回	12,000 ㎡
除草（芝法面）	600 ㎡	4 回	2,400 ㎡
除草（芝）	8,200 ㎡	4 回	32,800 ㎡
剪定	100 ㎡	2 回	200 ㎡
側溝清掃	440m	1 回	440m
集水桝清掃	49 個	2 回	98 個

業務対象範囲を現地視察して確認したところ、除草（芝）の面積の範囲について、芝が生えていないエリア（下記対象範囲図のＡの部分：相撲場大屋根の下の観覧席スペース）が対象範囲として含まれており、逆に芝が生えているエリア（下記対象範囲図のＢの部分：ふれあいの館東側の複合遊具スペース）が対象範囲に含まれていなかった。この点公園整備課に確認を行ったところ除草（芝）の対象範囲図及び対象範囲面積の算定を誤っていたとの回答があった。

＜修正前の対象範囲図＞

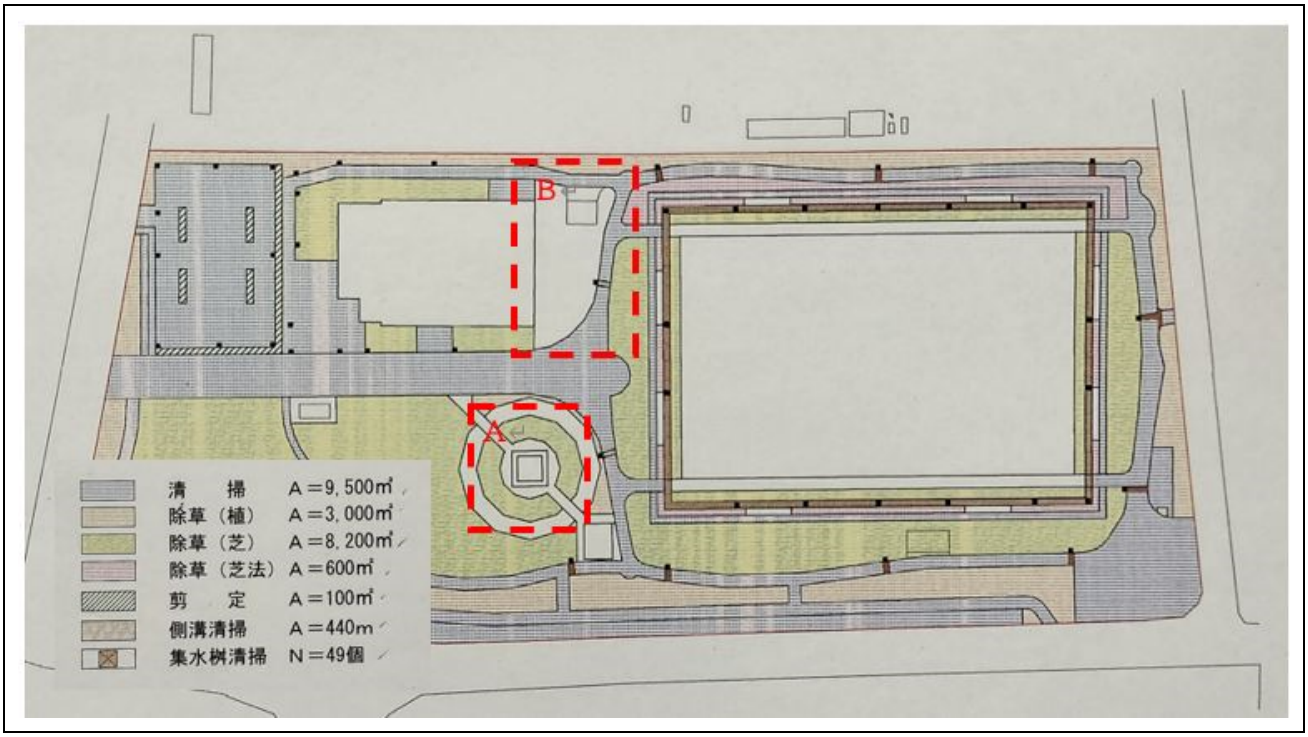

＜修正後の対象範囲図＞

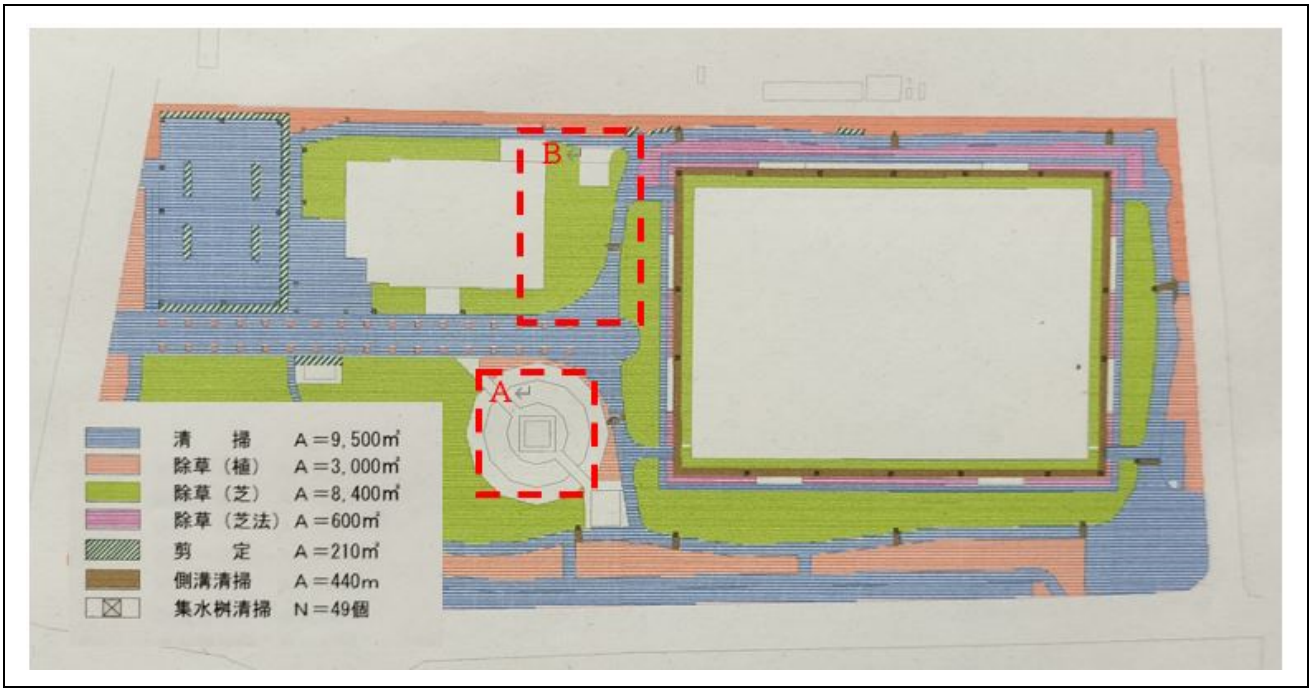

修正前後の業務及び対象範囲図は以下のとおりである。

修正前後の業務量	延べ作業量		
管理項目	修正前 （令和４年度契約）	修正後 （令和５年度契約）	増減
清掃	95,000 ㎡	95,000 ㎡	―
除草（植）	12,000 ㎡	12,000 ㎡	―
除草（芝法面）	2,400 ㎡	2,400 ㎡	―
除草（芝）	32,800 ㎡	33,600 ㎡	＋800 ㎡（*1）
剪定	200 ㎡	630 ㎡	＋430 ㎡（*2）
側溝清掃	440m	440m	―
集水桝清掃	98 個	98 個	―

（*1） 除草（芝）の作業量は作業面積が200㎡増加したため、年4回の実施により年間の延べ作業量は800㎡の増加となっている。

（*2） 剪定の作業量は作業面積が110㎡増加したこと及び年実施回数を２回から３回に増やしたため、年間の延べ作業量は430㎡の増加となっている。

網干南公園管理作業委託は、過年度から継続して委託事業として業者と契約して委託しているものであり、実際の除草（芝）作業は相撲場大屋根の下の観覧席スペースは対象とせず、ふれあいの館東側の遊具スペースを対象として業務を実施していた。しかしながら、契約書上は作業対象とすべき範囲を誤っており、作業面積の集計も誤っている。公園管理作業を委託するにあたっては作業範囲を正しく記載する必要がある。【結果3-36】

なお、本契約範囲の誤りについては、令和４年度の契約途中に気づいたため、令和５年度の契約より対象範囲図及び対象範囲面積は修正され、誤りは治癒されている。

しかしながら、姫路市として令和４年度中に契約範囲の誤りがあることを認識した

にも関わらず契約変更は行っていない。これに関して、公園整備課担当者に確認したところ、「正しく集計すると作業量が増加する結果となったが、委託先業者より「契約面積の増加は大きくないため契約金額を増額せずに当初契約額のままで問題ない」と口頭で回答を受けたため、変更契約は締結していない。」との回答を得た。このことにつき、令和４年度の契約内容に誤りがあったこと、及び委託先業者から契約金額増額不要であると回答を受けたこと等の経緯が書面として保存されていない。契約金額の変更が不要であっても、業務範囲の修正が必要な場合においては、変更契約を締結する必要がある。【結果3-37】

(2)入札経過調書の記載について

公園整備課の委託契約において、見積合わせ及び入札を行った場合には、見積結果調書ないし入札経過調書が作成される。当該調書には、決定金額又は落札価格、予定価格、入札書比較金額の３つの金額が記載される。

この入札書比較金額は、予定価格書の様式において、予定価格欄に「入札書比較価格の上限に110/100を乗じたもの」との計算方法が示されていることから、入札書比較金額は、消費税抜きの金額で記載することとなっている。

しかしながら、委託事業契約関係書類を閲覧したところ、本来消費税抜きの金額で記載すべき入札書比較金額について、消費税込みの金額で記載されているものがあった。

入札書比較金額は消費税抜きの金額で記載することについて、調書起票担当者に周知するともに、承認者は決定金額又は落札価格、予定価格、入札書比較金額のチェックを行い、誤りがないかどうかの確認を行う必要がある。【結果3-38】

【閲覧した見積結果調書・入札経過調書】

入札書比較金額が正しく税抜き金額で記入されている調書

公園整備課委託契約調書番号	決定金額又は落札価格	予定価格	入札書比較金額
委託契約調書番号 75	8,500,000 円	9,469,900 円	8,609,000 円
委託契約調書番号 79	443,000 円	498,300 円	453,000 円

入札書比較金額が誤って税込み金額で記入されている調書

公園整備課委託契約調書番号	決定金額	予定価格	入札書比較金額
委託契約調書番号 82	420,000 円	452,000 円	452,000 円
委託契約調書番号 83	440,000 円	450,000 円	450,000 円

３　意見

（1）見積書の徴収におけるルールについて

姫路市契約規則第21条により、入札によらず随意契約を行うことが可能となる場合であっても、複数の見積りを徴収することが原則となっている。公園整備課の委託業務に係る業者選定において、複数者から見積りを徴収しているものの、提出された見積書が見積額合計のみの記載となっており、その内訳について記載されていないため、これについてその内訳の確認をどのように行ったかについての記録が残っていないまま契約を行っているものがあった。

複数の見積りが要求される趣旨は、単に金額的に最も有利な業者へ発注するためだけではなく、見積書を提出した業者が、当該業務の仕様書を適切に理解しているか、見積りに項目漏れが生じていないか、必要のない項目が含まれていないかなどについて、他の業者と比較しつつ検討を行うためであると考える。そのため、合計額のみが記載された見積書を受領してその金額の大小で判断している契約については、発注先選定において十分な検討が行われていたとは言えない。

担当者の知識・経験が十分にあることから、見積りの合計額のみでも業者の計算過程を容易に想像できるような場合であったとしても、検討過程が記録に残っていない状態では、十分な検討を行ったとは言えないものと考える。

また、発注内容によっては業者が適切な方法で業務を実施しない可能性も考慮すべきであり、その点で見積りの内容を精査することは重要であると言える。事業者の全てが、適切な経営を行い、姫路市の発注する業務を受けなくても十分な業務量を確保できていて、企業存続についても懸念がない、という状態にはない。単純に見積額が低いことのみを判断基準として発注を継続する場合、例えば、受注のために低い金額で見積書を提出した上で、従事する作業員へ適切な賃金を支払わないことや、産業廃棄物の処理を適切に行わずに費用を削減するなどといった判断をする企業が存在する可能性もあると考えられる。法令により求められている訳ではなくても、自治体が発注する業務でそのような事象を生じさせないためにも、少なくとも見積りの内容について「数量の積算」、「単価の妥当性」等について検討が可能な形で見積書の提出を求めることが必要である。

今後において、業者からの見積書を徴収する際には、見積書の内訳についても合わせて提示させることを徹底させることが必要である。【意見3-27】

＜参考＞

【姫路市契約規則】

（見積書の徴収）

第21条　市長は、随意契約により契約しようとするときは、２人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号に掲げるときは、１人とすることができる。

(1) 姫路市物品取扱規則（昭和63年姫路市規則第10号）第10条に規定する専行調達をしようとするとき。

(2) 業務委託等又は建設関連業務委託のうち予定価格10万円未満のものについて契約しようとするとき。

(3) 契約の性質等により２人以上の者から見積書を徴することが不適当であると認められるとき。

(4) 予定価格20万円未満の工事及び市長が別に定める工事等を発注しようとするとき。
(5) 政令第167条の２第１項第３号の規定による随意契約のうち予定価格が50万円を超えないものについて契約しようとするとき。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書を徴さないことができる。
(1) 国又は地方公共団体と直接に契約をしようとするとき。
(2) 緊急を要し、特に市長において見積書を徴する必要がないと認めるとき。
(3) 不動産、有価証券等の売買で見積書を徴することが不適当と認められるとき。
(4) ファクシミリによる通信文により見積価格を確認することができるとき。

第４章　姫路城及び周辺公園

第１節　姫路城総合管理室

１　姫路公園（内曲輪以外）の概要

(1) 施設の概要

ア　姫路公園（内曲輪以外）

姫路公園のうち、内曲輪区域は姫路城管理事務所が所管し、内曲輪区域以外（好古園を含む）は姫路城総合管理室が所管している。

所在地	姫路市本町68番地
公園の種別	都市公園（総合公園）
設置目的	人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間の提供を目的としている。
施設設備	園路・広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、教養施設、便益施設、管理施設等
施設規模	計画決定区域　68.1ha
施設構造	主な建物（内曲輪を除く） 野外ステージ（シロトピア）２カ所 家老屋敷跡便益施設【鉄骨】４カ所　他

(2) 施設の運営

運営形態	市直営
所管部署	観光スポーツ局（現・観光経済局）姫路城総合管理室
開園時間	常時開園
休 園 日	なし

(3) 入場料等

ア　使用料等

(ｱ) 市立公園を占用する場合の使用料

種類		単位	金額(円)
標識		１本１年につき	2,500
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径0.1メートル未満のもの	１メートル１年につき	130
	外径0.1メートル以上0.2メートル未満のもの	１メートル１年につき	150
	外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	１メートル１年につき	300
	外径0.4メートル以上１メートル未満のもの	１メートル１年につき	760
	外径１メートル以上のもの	１メートル１年につき	1,370
工事用板囲、足場その他工事用施設		１平方メートル１月につき	900
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		１箇所１年につき	2,900
郵便差出箱、信書便差出箱		１箇所１年につき	600

種類	単位	金額(円)
電柱、支柱、支線その他これらに類するもの	1本1年につき	2,100
共架電線	電柱1本1年につき	1,400
電話柱、支柱、支線	1本1年につき	900
共架電話線	電柱1本1年につき	600
鉄塔敷	1平方メートル1年につき	1,500
その他の占用	1平方メートル1日につき	11

備考　1共架電線とは、電気事業者が電気通信事業者の電話柱に設置する電線をいう。
　　2共架電話線とは、電気通信事業者が電気事業者の電柱に設置する電話線をいう。

(ｲ) 姫路市立公園条例第４条第１項第１号から第４号までに掲げる行為をする場合の使用料

種類	単位	金額
行商、募金	1日1件	円 410
出店その他これに類するもの	1日1平方メートル	40
業として行う写真撮影	1日写真機1台	1,000
	1月写真機1台	10,000
興行	1日1平方メートル	90
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類するもの（次号の表左欄に掲げる施設で行うものを除く。）	1日1平方メートル	11

(ｳ) 姫路公園内の次の表の左欄に掲げる施設において姫路市立公園条例第４条第１項第４号に掲げる行為をする場合の使用料

施設	単位	金額（円）
三の丸広場（全面）	1日につき	5,000,000
三の丸広場（半面）		2,500,000
三の丸西高台		500,000
三の丸大柱前広場		500,000
二の丸広場		1,500,000
姫路城西御屋敷跡庭園好古園		500,000
姫路市立美術館前庭		500,000

備考
1　施設の区域は、市長が別に定める。
2　施設を準備又は撤去のためにのみ使用するときの使用料は、当該施設に係る使用料の額の５割に相当する額とする。

(ｴ) 野外ステージを独占して使用する場合の使用料

区分		金額（円）
全　日	午前９時から午後８時30分まで	10,000
午　前	午前９時から午前11時30分まで	2,100
午後Ａ	正午から午後２時30分まで	2,100
午後Ｂ	午後３時から午後５時30分まで	2,100
夜　間	午後６時から午後８時30分まで	3,700

（ｵ）公園施設等（公園施設又は都市公園以外の公園に設ける公園施設に準ずる施設）を設け、又は管理する場合の使用料

種類	単位	金額（円）
公園施設等を設ける場合	1平方メートル1月につき	38
	1平方メートル1年につき	380 （公募の方法により公園施設等を設ける場合にあっては、380円に5,000を乗じて得た金額以内で市長が定める金額）
公園施設等を管理する場合（次号に規定する場合を除く。）	1平方メートル1月につき	200
	1平方メートル1年につき	2,000

（ｶ）姫路公園内の次の表の左欄に掲げる施設を管理する場合の使用料

施設	単位	金額
姫路城防災センター売店、家老屋敷跡便益施設、レストハウス	1平方メートル1月につき	3,100円以内で規則で定める額

(4) 事業の概要等

設置理念	姫路市の歴史的・文化的拠点として、城と一体となった歴史的な雰囲気が醸し出される水と緑豊かな都市空間の形成を図る。
事業	①　公園にかかる許可、使用料等の徴収、減免及び還付 ②　姫路公園内の施設及び設備の維持管理 ③　姫路公園内の施設及び設備の整備 ④　植栽・樹木等の管理　等
主なイベント	姫路城総合管理室が実施するイベントはない。

2　好古園の概要

(1) 施設の概要

所在地	姫路市本町68番地
設置目的	姫路市制100周年記念事業として姫路城を中心とする特別史跡地に相応しい庭園として整備。姫路公園の新たな魅力造りと同時に内外の来訪者に静寂感のある憩いの場を提供し、併せて姫路市の快適で文化の香り高い都市造りに寄与することを目的としている。
設置根拠	姫路城西御屋敷跡庭園好古園条例
開園年月日	平成４年４月29日
基本的な性格	日本庭園
施設設備	園路・広場、修景施設、休養施設、教養施設、便益施設、管理施設等
施設規模	敷地面積：33,994㎡
施設構造	1　建築物等 (1) 管理事務所　【木造瓦葺平屋建】　179㎡ (2) 活水軒（食堂）　【木造瓦葺平屋建】　323㎡ (3) 潮音斎（休憩所）　【木造瓦葺平屋建】　278㎡ (4) 双樹庵（茶室）　【木造瓦葺平屋建】　250㎡ (5) 渡り廊下　【木造瓦葺平屋建】　62㎡ (6) 苗圃作業舎　【木造瓦葺平屋建】　121㎡ (7) ポンプ舎　【木造瓦葺平屋建】　21㎡ (8) 築地塀　1,150m (9) 四阿（流翠亭・鷺望亭・花笠亭・臨泉亭・聞竹亭）５カ所 (10) 屋敷門　【木造瓦葺】　９カ所

	（11）長屋門　【木造瓦葺平屋建】　１カ所 （12）岩組、池 （13）灯籠25基 ２　主な植物 （1）マツ、モチ等の高中木類　50種　約3,200本 （2）サツキ等の低木類　35種　約10,000株 （3）笹類等の地被類

（2）施設の運営

運営形態	指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）
所管部署	観光スポーツ局（現・観光経済局）姫路城総合管理室
開園時間	午前９時00分～午後５時00分（入園は午後４時30分まで） ６月１日から８月31日まで　午前９時00分～午後６時00分（入園は午後５時30分まで）
休 園 日	12月29日から翌年１月１日まで

（3）入園料等

券種		大人（18歳以上）	小人（小・中学生、高校生）
個人券		310円	150円
団体券	30人以上	250円	120円
共通券	好古園・姫路城	1,050円	360円

（注）小学校就学前の人は無料。
　　18歳で高校生の場合は小人料金。

（4）事業の概要等

設置理念	姫路城を中心とする特別史跡地にふさわしい庭園として内外の来訪者に静寂感のある憩いの場を提供し、都市公園姫路公園の新しい魅力を醸成するとともに、城周辺での回遊性を高める拠点的な役割を果たす施設であり、併せて歴史文化の香り高い風格ある都市づくりに寄与するための施設である。
事業	①　入園料の徴収、減免及び還付 ②　好古園の施設及び設備の維持管理 ③　双樹庵の運用と活水軒の利活用 ④　イベントの開催 ⑤　広報活動　等
主なイベント	①　紅葉会 ②　高砂染展 ③　梅花展

（5）入園者数

年度／項目	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
入園者数	438,745人	428,309人	129,581人	164,146人	405,108人
（うち日本人）	(304,051人)	(282,278人)	(126,420人)	(161,081人)	(362,758人)
（うち外国人）	(134,694人)	(146,031人)	(3,161人)	(3,065人)	(42,350人)
外国人割合	30.7%	34.1%	2.4%	1.8%	10.4%

３　監査の結果

(1) 再委託の事前承諾について（その１）

砥堀本町線西側歩道樹木剪定業務（契約金額：12,100,000円　契約者：廣瀬造園土木株式会社）における「交通誘導員配置人数集計表　砥堀本町線」の「派遣会社名称」欄に、株式会社アサヒが記載されている。また、警備報告書は株式会社アサヒの名称で発行されていた。

本契約の業務委託契約約款の第３条（再委託の禁止）第２項は「乙は、委託業務の実施を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。」としている。また、本業務の仕様書の「７　作業条件⑨　業務の一部を他の業者に実施させる場合は姫路市の承諾を得ること。」と記載されている。

警備を同社に委託することについて、事前に文書で姫路市に承諾を得たかどうかについて所管課に確認したところ、事前の文書のやり取りはないとのことであった。

業務委託契約約款及び仕様書に基づき、警備を同社に委託する場合は事前に文書で承諾を得るように契約者を指導する必要がある。【結果4-1】

なお、所管課は監査指摘後であるが、委託者に再委託申出書を提出させ、再委託承諾を行っている。

(2) 再委託の事前承諾について（その２）

西部中濠石垣草木除去清掃・南勢隠門石垣草木伐採業務委託（契約金額：3,740,000円　契約者：赤田有限会社）において、契約者とは異なる株式会社アクトワンの警備報告書（４年12月）があるため、再委託申請書の確認を求めたところ入手していないとのことであった。本契約も業務委託契約約款の第３条（再委託の禁止）の条項があるため、再委託申請の承認が必要となっている。

業務委託契約約款に基づき、警備を同社に委託する場合は事前に文書で承諾を得るように契約者を指導する必要がある。【結果4-2】

なお、所管課は監査指摘後であるが、委託者に再委託申出書を提出させ、再委託承諾を行っている。

(3) 業務日誌の記載について

三九公園清掃除草業務委託（契約金額：499,961円　契約者:社会福祉法人姫路市社会福祉事業団)は、三九公園の清掃及び雑草の除去を行う業務となっている。清掃業務日誌が定期的に提出されるが、これには、作業日、作業時間、従事者、同行した職員及び使用袋数を記載することになっている。

提出された2022年４月27日の施設外就労実施報告書において従事者欄及び職員欄の氏名にチェックマークが付けられておらず、使用袋数欄の記入がなされていなかった。

施設外就労実施報告書
三九公園　清掃業務日誌

作業日	2022年4月27日（水）
作業時間	□ 午前　■ 午後
従事者	□ A　□ B　□ C　□ D □ E　□ F　□ G　□ H
職員	□ X　□ Y　□ Z
使用袋数	（　）枚
備考	

契約者に確認したところ、記入忘れとのことであったが、姫路市としては履行確認時に確実にチェックを行い、適切な履行確認を行う必要がある。【結果4-3】

（4）自主事業に関する事業計画に係る指示書について

指定管理者施設である好古園事業の指定管理者が提出した姫路城西屋敷跡庭園好古園自主事業に関する事業計画書に対して、自主事業に関する事業計画に係る指示書が決裁されている。自主事業に関する事業計画に係る指示書の記載内容は以下のとおりである。

自主事業に関する事業計画に係る指示書

姫路城西御屋敷跡庭園 好古園に係る指定管理者の指定の申請に際し、自主事業として提案のあった「好古園 開園30周年記念寄席」事業の実施について、事業の内容が施設の設置目的に合致している公の施設の運営に支障を及ぼさないかの視点により判定し、条件を付して許可します。

【条件】

一般利用者に十分配慮し、苦情のないよう対応すること。

【参考】各視点での判定

○　事業の内容が施設の設置目的に合致しているか

1　事業の内容は適切か	
判定	1 許可　② 条件を付して許可　3 一部不許可　4 不許可
判定が2又は3の場合の条件又は不許可の範囲	新型コロナウィルス感染症の感染状況に応じ、対策を講じること。
備考	① 許可　2 条件を付して許可　3 一部不許可　4 不許可

2　利用者の参加負担金は適切か	
判定	
判定が2又は3の場合の条件又は不許可の範囲	
備考	

○　公の施設の運営に支障を及ぼさないか

1　一般利用を妨げないものであるか	
判定	1 許可　② 条件を付して許可　3 一部不許可　4 不許可
判定が2又は3の場合の条件又は不許可の範囲	一般利用者に十分配慮し、 苦情のないよう対応すること。
備考	

2　自己の責任と費用において実施するものであるか	
判定	① 許可　2 条件を付して許可　3 一部不許可　4 不許可
判定が2又は3の場合の 条件又は不許可の範囲	
備考	

上記の指示書には許可した主体及び日付の記載が欠落している。同指示書の発行に当たっては、指示した所管課決裁者及び日付を記載する必要がある。【結果4-4】

４　意見

(1) 指名競争入札の範囲について

シロトピア記念公園花壇等管理業務委託の「指名・見積業者選定理由書」のその他欄に「姫路公園内の植物管理の実績がある業者」となっている。業者を限定している理由について、所管課に質問したところ、姫路公園は特別史跡地内にあり、掘削禁止等の現状変更に対して厳しい規制があるため、対応ができる業者を指名したいためとしている。

しかしながら、特別史跡地内における掘削禁止等の規制は充分に配慮する必要があるものの、特定の業者に限定することにより、過度に新規参入を妨げることにつながる可能性もあり、また、契約金額の高止まりを招く恐れもある。

特別史跡地内における掘削禁止等の規制を十分踏まえつつ、「姫路公園内の植物管理の実績がある業者」という姫路公園における実績にとらわれず、同等の植物管理能力のある業者に対しても、門戸を開くように検討する必要がある。【意見4-1】

(2) 清掃業務等の履行確認について

姫路城公園清掃除草業務委託（契約者：公益社団法人姫路市シルバー人材センター契約金額：5,781,276円）の仕様書によれば、実施日は家老屋敷跡公園以外の区域は、日曜日及び年末・年始を除く毎日となっている。清掃等の実績は、毎月、就業記録実績を姫路市に提出している。一般に日々実施される清掃等の委託業務の履行確認は日々実施するのが原則である。この点について、所管課に質問したところ、基本的には、就業記録実績により実績確認を行っており、職員が他の業務等で作業や立会があった際にあわせてトイレの清掃状況の確認を随時行っているとのことである。

しかしながら、チェックをしたときの記録を一切残していない。チェックをした場合は、必ず記録を残すようにするとともに、チェックの頻度を増加させる方策を検討されたい。【意見4-2】

第２節　姫路城管理事務所

１　概要

(1) 姫路城及び姫山公園の概要

ア　姫路城

名称	姫路城
所在地	〒670-0012　姫路市本町68番地
開館年月日	大正元年８月１日（一般公開開始日）
施設設備	国宝８棟、重要文化財74棟等
施設規模	・107.8ha（特別史跡の指定区域） ・大天守の高さ：海抜91.9m （姫山の高さ45.6m、天守台高さ14.8m、大天守高さ31.5m）
施設構造	連立式天守　白漆喰塗総塗籠造り　５層６階地下１階

イ　姫山公園

名称	姫山公園
所在地	姫路市本町68番地
開館年月日	大正元年８月１日（一般公開開始日）
施設設備	特になし
施設規模	約35,000㎡

(2) 施設の運営

運営形態	業務委託（長期継続契約）
委 託 先	近畿日本ツーリスト株式会社姫路支店
所管する機関	観光スポーツ局（現・観光経済局）姫路城管理事務所
開城時間	午前９時00分～午後５時00分（閉門は午後４時00分まで）
休 城 日	12月29日、30日

(3) 入城料等

区分	金額（１人につき）		姫路城・好古園（共通券）の入城料
	個人	30人以上の団体	
			円
大人（18才以上）	1,000	800	1,050
小人（小学生・中学生・高校生）	300	240	360

備考　18歳で高校生の場合は、小人料金が適用される。

(4) 事業の概要等

設置理念	姫路城跡は、昭和３年(1928年)に約22ヘクタールが史跡に指定されて以降、幾度の追加指定を経て、現在、107.8ヘクタールの広大な区域が特別史跡に指定されている。この区域には、姫路城の中核を成す８棟の国宝、74棟の重要文化財があり、これらの建造物を中心に、石垣、堀、土塁などにより水辺や緑あふれる歴史的風致を形成し、本市の中心市街地にあって、ゆとりある空間として訪れる人々に安らぎと潤いを与えている。
主なイベント	①　観桜会 ②　姫路城ライトアップイベント ③　観月会（他部署所管）

	④　夜桜会（他部署所管） ⑤　姫路城クリーン作戦（他部署所管）

（5）入城者数の推移

（単位：人）

年　度	総入城者数	うち日本人	うち外国人	外国人割合
平成30年度	1,589,765	1,202,856	386,909	24.3%
令和元年度	1,548,071	1,153,068	395,003	25.5%
令和2年度	390,171	382,389	7,782	2.0%
令和3年度	444,131	436,997	7,134	1.6%
令和4年度	957,355	857,845	99,510	10.4%

２　監査の結果

（1）勤務実績表について

姫路城建造物清掃業務（契約金額：9,372,000円、契約先：株式会社新栄ビルサービス）は姫路城の有料区域（姫路城天守群、西の丸の建物陳列ケース等）の清掃を行う業務である。業務委託仕様書によれば、受託者は、１か月の業務の履行の状況を翌月１０日までに市に提出するとことになっている。それを受けて委託業務進捗届が出され、勤務シフト表（清掃勤務予定表）が添付されているが、表題は予定表となっているが、実績表とのことである。

勤務予定と勤務実績が異ならないものであっても、市に提出する正式な書類である以上、予定表ではなく清掃勤務実績表として提出するように求めるべきである。【結果4-5】

（2）仕様書の記載内容について

姫路城建造物清掃業務（契約金額：9,372,000円、契約先：株式会社新栄ビルサービス）の仕様書の「５提出書類（1）着手届・事業計画書」において、『ただし、本仕様書中「４ 対象業務 （２）業務実施にあたり、・・・」』と記載している。しかしながら、同仕様書は「４　対象業務　イ　業務内容」となっており、整合していない。

仕様書の作成に当たっては契約相手の判断を迷わすような記載内容があってはならないので、慎重に作成する必要がある。【結果4-6】

（3）清掃箇所一覧表の契約書類への綴じ込みについて

姫路城建造物清掃の業務仕様書では、「４　対象業務　ア　期間　令和４年４月１日から令和５年３月31日まで別紙清掃箇所一覧表の内、清掃頻度「毎日」の場所について、休城日を除く毎日清掃すること。」となっている。清掃箇所一覧表には、清掃箇所の名称、構造、階層等、床面積、床材及び清掃頻度が記載されており、実質的には仕様書の一部となっている。

しかしながら、姫路城建造物清掃業務の契約書類には清掃箇所一覧表は綴じ込まれていなかった。

清掃箇所一覧表には、清掃箇所及び清掃頻度が記載されており、契約の履行上重要な項目が含まれているので、契約書類に綴じ込む必要がある。【結果4-7】

（4）機器明細表の契約書類への綴じ込みについて

姫路城券売機保守業務委託仕様書では、「(4) 対象機器と委託料金　別紙の機器明細表に記載のとおりとする。」とあるが、この別紙の機器明細表が契約書に綴じられていない。

機器明細表には保守対象となる機器名が記載されており、契約の履行上重要な項目が含まれているので契約書類に綴じ込む必要がある。【結果4-8】

（5）履行確認書類について

姫路城建造物清掃業務は、姫路城建造物内の清掃を行うものであり、休城日を除き毎日実施される。仕様書によれば、「受託者は１ヶ月の業務の履行状況をその翌月10日までに、市に提出する」とされ、業務委託契約約款では、第10条１項において、「乙は、毎月の委託業務が完了したときは、遅滞なく、委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。」となっている。

委託者は委託業務進捗届及び姫路城清掃勤務予定表を姫路市に提出して履行確認を行っている。提出物は業務委託契約約款にある委託業務完了報告書ではなく、委託業務進捗届になっており、同進捗届に添付される清掃箇所一覧表は名称が予定表となっている。所管課に確認したところ、表題は予定表となっているものの日付、清掃場所及び従事者が記載された清掃実績表となっているとのことであった。

したがって、提出物の名称を業務委託契約約款の文言と整合性をとるとともに実績として提出される「姫路城清掃勤務予定表」の名称を変更するよう指導する必要がある。【結果4-9】

（6）委託業務完了報告書について

姫路城運営事務所機械警備業務委託契約約款の第10条（完了報告）において、「乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。甲は、前項の委託業務完了報告書の提出があったときは、その日から10日以内に委託業務の完了を確認するものとする。」と規定されているが、同仕様書には完了報告書に関する記載はない。

しかしながら、実際の運用は、四半期の支払ごとに委託業務進捗届が提出され、支払いがなされている。

支払い回数は重要な契約項目であるので、契約約款との整合性をとる必要がある。また、契約約款にない委託業務進捗届という名称についても、契約約款との整合性をとる必要がある。【結果4-10】

なお、年度末に提出された第４四半期の委託業務進捗届は第４期分にもかかわらず、以下のように「第３期の業務が完了したことを報告します。」となっている。

委託業務進捗届

令和５年３月31日

（あて先）姫路市長

受注者　住所　（記載省略）
商号・名称　（記載省略）
職氏名　（記載省略）

次のとおり、第３期の業務が完了したことを報告します。

委託件名	姫路城運営事務所機械警備業務委託		
業務場所	（記載省略）		
契約金額		着手	令和４年４月１日
契約年月日	令和４年４月１日	完了	令和５年３月31日
添付			
備考	４期分（１月１日（日）～３月３１日）		

単純な確認ミスと考えられるが、業務の完了報告の確認にあたっては慎重に行う必要がある。【結果4-11】

(7) 委託業務進捗届について

姫路城建造物清掃業務の仕様書では、「５　提出書類　(2)　進捗届・完了届」において、「受託者は、1か月の業務の履行状況をその翌月10日までに、姫路市に提出する。」とあり、業務委託契約約款では、第10条第１項において、「乙は、毎月の委託業務が完了したときは、遅滞なく、委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。」となっている。提出された資料を閲覧したところ、以下のような様式になっている。

委託業務進捗届

（あて先）姫路市長

受注者　記載省略

次のとおり、 令和4年12月分の業務を完了したことを報告します。

委託件名	姫路城建造物清掃業務		
業務場所	姫路市本町68番地　姫路城		
契約金額	9,372,000円	着手	令和４年４月１日
契約年月日	令和４年４月１日	完了	（記載なし）
添付	12月度勤務シフト表		
備考			

毎月の提出物の表題は、契約約款に記載がない委託業務進捗届となっており、また、完了欄に日付がない。

これについて、所管部署に質問したところ、「月ごとの報告については、契約期間がまだ残っている中、完了報告書を提出してもらうことが、名称的に不適当ではないかと考えたため、同じ内容ではあるが進捗届という名称で提出していた。また、完了日付が記載されていないことについては、本業務が完全に完了した際に記載しており、３月31日付の委託業務完了届に記載してもらっているので問題ない。」としている。

仕様書には委託業務完了報告書とあるので、仕様書にない委託業務進捗届を提出させるべきではない。したがって、仕様書との整合性を図るため、毎月の委託業務進捗届の表記は月次の「委託業務完了届」とし、現状の記載内容を維持するならば、「完了」欄には当該月の完了日の記載を求めるべきである。【結果4-12】

(8) 年間管理工程表の契約書添付について

千姫ぼたん園管理業務の仕様書において「３　作業内容　(3)　その他の業務　年間管理工程表にない業務についても、ぼたん園の管理に必要な業務は、姫路城管理事務所と協議のうえ、誠意をもって実施すること。」となっているが、この年間管理工程表が契約書に綴じ込まれていない。

年間管理工程表には作業内容、実施時期及び実施回数が記載されており、これなくしては業務ができないものとなっているので、年間管理工程表を契約書に綴じ込む必要がある。【結果4-13】

(9) 完了報告書について

姫路城自家用電気工作物保安管理業務委託において、業務委託契約約款は以下のような記載がある。

業務委託契約約款

第10条　乙は、第１期（４月から６月まで)、第２期（７月から９月まで)、第３期（10月から12月まで)、第４期（翌年１月から３月まで）の委託業務が完了したときは、遅滞なく、委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

２　甲は、前項の委託業務完了報告書の提出があったときは、その日から10日以内に委託業務の完了を確認するものとする。

四半期ごとに提出された書類は、第１期から第３期までは「委託業務進捗届」となっており、業務委託契約約款10条にある委託業務完了報告書とはなっていない。また、完了日付の記載がない。

四半期ごとに提出を受ける書類の名称は業務委託契約約款と統一する必要がある。【結果4-14】

(10) 履行確認資料について

千姫ぼたん園管理業務契約の仕様書において、「４　作業確認　管理業務の進捗確認は、作業項目の写真(日付必要)の提出によって行うこと。」とあるが、提出されてい

る「工事用アルバム」綴りには、表紙及び掲載写真にすべて日付がない。
業務の履行確認にあたっては、仕様書において明記した項目は確実に確認する必要がある。【結果4-15】

３　意見

(1) 作業回数の協議資料について

姫山公園清掃除草業務委託仕様書の「３　作業員の配置人員等」において、「(2) 年間の作業日数の上限を、１日あたり５名として41日とする。ただし、月ごとの作業回数については甲と協議する。」となっている。
月ごとの作業回数の協議について所管課に確認したところ、「協議文書は交わしていませんが、予算の範囲での月ごとの回数を提案し、委託者側との協議の上、実施しております。」との回答があったが、協議内容の記録が残されていない。
清掃除草委託契約において、実施時期及び実施回数は重要な要素であるので、協議した内容は文書として保存すべきである。【意見4-3】

(2) 随意契約理由書について

国宝姫路城夜間照明イベント用プログラム作成他業務委託の契約の方法は、一者随意契約であり、「随意契約理由書(チェックリスト)」には、以下のような理由が記載されている。

業務委託随意契約理由書（チェックリスト）

該当する項目または最も近い内容の項目を選択し、「業務委託ガイドライン　P12」の内容を参考に、かっこ内により詳しい内容を記入してください。一者随契の場合は、その理由を詳しく記入してください。

ア　契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）

□８　その他契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
本業務は、国宝姫路城夜間照明設備改修工事（第１期工事）完了に伴う点灯式及び世界産登録30周年記念イベントにおいて実施する照明演出プログラムの作成等を行うもので新たな照明演出プログラムを実現するには、国宝姫路城夜間照明設備改修工事において導入する灯制御システムにプログラムを組み込む必要がある。また、観光資源として魅力的なライトアップとするには、夜間景観照明に関する総合的な知識・経験・技術力を有する者に作成させる必要がある。
石井幹子デザイン事務所は、国宝姫路城夜間照明設備改修工事のデザイン・実施業務を適正に実施し、また、世界的ランドマークにおける照明演出や意匠監修に関する豊富な実績を持つ。
以上のことから、当該業務を行うことができる唯一の業者である上記業者と随意契約を結結するもの。

（注）下線は監査人が記載している。

単に、実績がある・熟練しているという理由にみえるため、当該業務を行うことができる唯一の業者であるという理由としては十分な記載内容とはいえない。もっと明確な随意契約理由を記載すべきである。【意見4-4】

（3）詳細な見積内訳書の入手について

姫路城カの櫓等耐震診断業務委託契約の見積書は、以下のようになっている。

姫路城カの櫓等耐震診断業務（令和４年度）　見積書

(1) 積算内訳書

区分	種別	摘要	令和４年度施工予定分			
			員数	単価	金額(円)	
診断委託費	1.報告･打合せ	直接人件費（事前打合せ、最終報告、文化庁への結果報告補助、委員会対応)、間接経費、技術料、特別経費	1式		54,378,000	
	２．石垣レーダー計測業務	直接人件費（石垣測量調査、石垣レーダー調査、微動アレイ探査調査、調査立会、報告書内容確認)、間接経費、技術料、特別経費	1式		1,000,000	
	３．耐震基礎診断業務	直接人件費（石垣建造物の構造診断方針作成、構造診断、補強案策定、まとめ)、間接経費、技術料、特別経費	1式		34,800,000	建造物および石垣の文化庁耐震診断指針に基づく基礎診断を行う 補強案を必要に応じて３案程度まで作成
	４．報告書作成業	直接人件費（報告書作成)、間接経費、技術料、特別経費（製本費）	1式		1,500,000	
	消費税額及び地方消費税額	消費税及び地方消費税	1式		4,943,455	

上記の見積書は作業工程ごとの内訳になっているものの、各作業工程でどのような費用が発生するかの内訳書が添付されていない。これではこの見積書の妥当性が検証できない。

随意契約であっても、金額の妥当性を検討するため、詳細な内訳書の提出を求めるべきである。【意見4-5】

第３節　動物園

１　概要

（1）施設の概要

所在地	姫路市本町68番地
設置目的	レクリエーションの場（憩いの場）、生涯学習の場、自然保護の場、調査・研究の場という動物園に求められる役割を果たす。
設置根拠	姫路市動物園条例
開園年月日	昭和26年12月１日
施設設備	各獣舎、ミニ牧場、屋外ステージ、ふれあい広場、遊戯施設、休憩所他
施設規模	敷地面積：30,760㎡
飼育動物数	92種　375点（令和５年４月１日現在）

（2）施設の運営

運営形態	市直営
所管する機関	観光スポーツ局（現・観光経済局）姫路城総合管理室
開園時間	午前９時～午後５時（入園は午後４時30分まで）
休 園 日	年末年始（12月29日から翌年１月１日まで）

（3）入園料

区分	金額（１日１人につき）			
	個人	30人以上100人未満の団体	100人以上300人未満の団体	300人以上の団体
大人（15歳以上）	円 210	円 189 （１割引）	円 168 （２割引）	円 147 （３割引）
小人（５歳以上15歳未満。ただし、中学３年を含む。）	30	27 （１割引）	24 （２割引）	21 （３割引）

(4) 事業の概要等

ア　事業の概要

社会的に要求される動物園の役割として、「レクリエーション」、「教育」、「種の保存」および「調査・研究」の４つが世界の動物園の共通認識となっていることをふまえて、動物園では以下の場を市民に対して提供している。

・身近なレクリエーションの場

　動物とのふれあいコーナーの設置、レクリエーション・各種行事の開催、遊戯施設の設置

・社会教育の場

　小学校を対象としたサマースクール、ウインタースクールや学校とタイアップした校外学習のほか、中学生の職場体験のトライやるウィーク、高校生のインターンシップ、大学生の学芸員、獣医技術実習など多くの教育学習の実施

・野生動物の保護・動物相談の場

　ケガをした野生動物を保護して、治療・看病し、再び野生に戻す活動、様々な動物相談への対応、これらの活動を通して野生活動の生育環境の保全などの啓発

・野生動物の調査・研究の場

　絶滅の危機にさらされている希少動物種を守るため、人工孵化・育雛、人工哺育、各種動物の繁殖生理の解明、人工授精などの人工繁殖をはじめとした様々な調査・研究への取組み

イ　主なイベント（令和４年度）

日　　程	行事名
４月19日（火）	飼育の日イベント（鯉のぼり掲揚会・ヒツジの毛刈り）
４月29日（祝）～５月１日（日） ５月３日（祝）～５月５日（祝）	ゴールデンウィークイベント ４月29日　ヒツジの毛刈り ５月３日　クイズラリー ５月４日　オタリアもぐもぐタイム ５月５日　こどもの日　小人入園無料 他、どうぶつガイド・鷹フライトショー
５月２１日（土）	「姫路お城まつり」ナイトＺＯＯ(入園無料)
５月～６月	トライやる・ウィーク（中学生飼育体験）
６月１日～６月30日	「動物愛護標語コンクール」作品募集
６月３日（金）	むし歯予防をまなぼう！
７月19日（火）～８月20日（土）	「動物園写生コンクール」作品募集
７月23日（土）・24日（日）	サマースクール(小学５～６年生　飼育体験)
８月６日（土）	サポーター限定イベント　ナイトＺＯＯ
８月11日（祝）山の日	動物園ウォークラリー（小１～小４）
９月17日（土）～９月30日（金）	写生・標語コンクール作品展示
10月10日（祝）	サポーター限定イベント　動物園探検
11月３日（祝）文化の日	サポーター限定イベント　獣医体験
12月12日（月）	干支の引き継ぎ式(寅～卯)
12月22日（木）冬至	冬至にちなんだエサのプレゼント
１月２日（月）・３日（火）	干支の記念品プレゼント
１月９日（月・祝）	ウインタースクール（小学４～６年生飼育体験）

（5）入園者数の推移

（単位：人）

項目／年度	有料				無料	合計
	大人	小人	団体	小計		
平成30年	167,288	36,286	4,043	207,617	189,756	397,373
令和元年	208,832	48,031	3,607	260,470	159,101	419,571
令和2年	122,523	26,077	1,330	149,930	87,560	237,490
令和3年	135,423	31,677	1,409	168,509	116,347	284,856
令和4年	171,106	45,204	2,680	218,990	170,504	389,494

（注１）平成30年度に園内舗装工事のため休園（休園期間　平成30年12月12日～平成31年２月15日）

（注２）令和２年２月・３月から新型コロナウィルスの影響で入園者数が激減した。

（注３）新型コロナウィルス感染拡大防止のため休園（休園期間　令和２年４月９日～令和２年５月31日及び令和３年４月25日～令和３年５月11日）

２　監査の結果

（1）遊戯施設の券売機設置部分の使用許可について

動物園において、地方自治法第238条の４第７項（行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。）に基づく目的外使用許可は、利便施設土地使用、自動販売機土地使用、公衆電話ボックス土地使用、遊具土地使用の４種類がある。

そのうち、遊具土地については、３者の遊具業者に対して土地の使用許可を出しており、ティーカップ、観覧車、飛行機、新幹線などの乗り物や、ゲームコーナーなどの10種類以上の遊戯施設が設置されている。なお、遊具業者は昭和39年４月に許可を受けて以来、現在まで同じ業者が継続して使用している。

遊具土地の使用料については、許可面積に応じて公有財産運用委員会の評定する額に基づき市長が決定しているところ（行政財産の許可使用に関する使用料条例第２条第１項(1)）、業者から提出される使用許可申請書には、使用部分の寸法が記載された図面が添付されており、これに基づき、面積を算出し、使用料を決定している。

＜写真１＞ふじ棚休憩所に隣接した券売機

設置されている遊戯施設は、券売機で購入したチケットで利用することができ、写

真１のとおり、ふれあい広場横のふじ棚休憩所に隣接した場所に券売機を設置している。券売機は屋根があって地面はコンクリートで固められており、他の場所と客観的に区別されており、券売機で購入したチケットは、使用許可を受けた３者のどの遊戯施設であっても使用可能である。

しかし、使用許可申請書の図面には、当該券売機を設置している部分の場所の記載がなかった。市担当者によると、券売機部分の面積は３者で按分すると僅かとなるため、それぞれの遊具及び休憩所部分に含まれるものとして取り扱われていることから図面に記載されていないとのことであったが、図面は、使用許可を受けている範囲を明確にするものであり、図面に記載されていない以上、使用許可に含まれていない部分を使用していることになり、無許可使用になる。

よって、券売機の設置場所についても、使用許可の範囲に含めていることを明確にするため、図面に記載したうえで、許可を出すべきである。また、前述のとおり、使用料は許可面積に応じて決定しているため、僅かな使用料であっても条例に従い徴収するか、減免事由に当たる場合は減免扱いとして取り扱うべきである。【結果4-16】

なお、写真２のオタリア舎南の無料休憩所に隣接した券売機については、３者のうち１者の遊戯具業者の使用許可申請書添付の図面に含まれている。

＜写真２＞オタリア舎南の無料休憩所に隣接した券売機

(2) 遊具土地の使用許可の条件及びマニュアル作成について

前述のとおり、使用許可を受けている３者の遊具業者は、昭和39年４月より現在まで約60年もの間、同一の業者であり、設置されている遊具については、客観的にかなり老朽化しているように見える。

懸念されるのは老朽化による遊具での事故である。市担当者によると、業者が行う年２回の法定の定期点検報告書や日常点検報告書を提出させているほか、点検に職員が同席して安全確認を行ったり、安全に関わる問題を感じたときには、業者に対して書面により改善を指導するなどして安全性の維持に努めているが、使用許可の条件として業者に保険加入を求めてはおらず、業者が加入している保険の内容についても確認したことはないとのことであった。

遊戯施設の営業主体は、姫路市ではなく遊具業者であるため、事故に関する一次的な責任は遊具業者が負う。しかし、動物園の入園に伴う契約は姫路市と利用者の間で

成立しているため、万一、事故が発生した場合には、二次的な責任は姫路市が負うことになる。そのため、遊具業者が保険に加入しておらず損害賠償できないような場合には、被害者より、姫路市に対して、利用者に対する安全配慮義務などを理由として損害賠償を請求されるおそれがある。また、姫路市が遊戯施設の営業主体であると誤認されるような外観を作出している場合には、商法第14条の類推適用により責任追及される可能性もある（注）。

よって、そのようなリスクを避けるため、遊具業者に対して使用許可を出す際には、一定額以上の補償がある保険に加入していることを条件にして、保険の内容についても資料を提出させて確認しておくべきである。【結果4-17】

なお、兵庫県遊戯施設安全対策連絡会が作成した遊戯施設運行管理マニュアルを各業者に配布し、各業者にて自主管理マニュアルを作成しているが、事故など緊急時の対応について、姫路市側と遊具業者側との役割分担や情報共有などに関する統一的なマニュアルはないため、これを作成して各業者と共有し、迅速かつ適切に対応できる体制を整備しておくことが望ましい。【意見4-6】

【商法第14条】
自己の商号を使用して営業又は事業を行うことを他人に許諾した商人は、当該商人が当該営業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

（注）商法第14条の名板貸し責任の類推適用について
東京高裁平成４年３月11日判決では、スーパーのテナントが商品を販売する取引について、買い物客が営業主体の識別ができずスーパーの直営売場と誤認して商品を購入した場合、スーパーにおいて買い物客がそのような誤認をするのもやむを得ない外観を作出し、あるいはテナントがそのような外観を作出したのを放置、容認していたものと認められる場合で、スーパーに商号使用の許諾と同視できる程度の帰責事由が存すると認められるときには、商法14条（旧商法23条）の名板貸しの責任の類推適用により、買い物客とテナントの取引に関する責任を負うことがあると述べている。
本件はスーパーとテナントの関係ではないものの、土地所有者（姫路市）と使用許可者（遊具業者）という類似の関係に立つ。
そのため、もし姫路市が営業主体と誤認するような外観を作出したり、遊具業者がそのような外観を作出したのを放置、容認している場合には、商法14条の類推適用により、遊具業者と利用者の間の遊具利用に関する契約から生じる安全配慮義務違反に基づき、事故の被害者から損害賠償責任を追及される可能性がある。（もっとも、動物園の事業を行う姫路市が商法上の「商人」に該当するかという問題はある。）

（3）遊戯施設の営業主体の明記について

遊戯施設の付近には、営業主体が遊具業者であることの表示はなく、遊具業者名が表記された掲示物はいくつかあるが、営業主体であることまでは明記されていない。遊戯施設は動物園内にあるため、一見すると、姫路市が設置し、営業する遊戯施設のように見え、姫路市が営業主体であるとの誤認を与えかねない状況となっている。

前述（※注）のとおり、姫路市が営業主体であると誤認するような外観を容認、放置している場合には、損害賠償責任を追及される可能性があるため、営業主体が誤認

されないように十分に配慮しておく必要がある。
たとえば、営業主体が姫路市ではなく遊具業者であることを、遊戯施設の入り口に掲示するなどして利用者に明示しておくべきである。【結果4-18】

(4) 薬品管理について

動物園において、動物に処方する薬品については、薬品台帳にて管理している。薬品ごとに、使用または受入れした日付、増減量、残量を記載することになっている。薬品台帳を確認したところ、以下の不備が判明した。

- 「強力ネオミノファーゲンシー　静注５ｍｌ」について、薬品台帳上では、残量「８個」との記載になっているが、実際の在庫は６個しかなく、台帳の残量に比べて２個少ないことが判明した。
- 「亜鉛華デンプン　500ｇ／本」については、令和２年10月20日以降、台帳が記録されていない。
- 「カデックス外用散0.9%　50ｇ」は、令和４年１月７日に使用して残量が０になっているが、その後新たに受入れした際に記録をつけていないため、残量がないにもかかわらず令和４年２月２日に使用したことになっており、台帳上の残量が不明である。

市担当者によると、薬品の残量の確認については、２年に１度の定期監査の際に行っているとのことであったが、年度末など年に１度は定期的に実施すべきである。定期的に実施すれば、上記のような台帳の記載との差異が生じることはなくなるはずである。併せて、薬品台帳への記録方法に関するルール作りと職員への周知徹底が必要である。【結果4-19】

(5) 出改札等業務委託契約の名札の着用について

本契約は、動物園の改札口における入園券販売業務、入園改札業務、各種案内業務、園内放送業務、収入金取扱、入園者等整理業務、各種受払台帳管理等業務その他の業務を委託する契約である。
仕様書には、「乙の従業員であることを示す制服・名札を着用すること」と定めているが、現地監査を行った際、委託業者の従事者は、名札を着用しておらず、乙の従業員であることが明確にされていなかった。
よって、仕様書のとおり、委託業者名の記載のある制服や名札を着用して、客観的に地位を明確にするよう委託業者を指導するべきである。【結果4-20】

(6) 出改札等業務委託契約の業務完了報告書の誤記について

仕様書には、業務履行について『委託業務完了報告書』により報告し、姫路市の確認を受けなければならないと定めており、これに基づき委託業者より契約金額、契約年月日、着手日、完了日の各欄が設けられた「委託業務完了届」が提出されている。
しかし、令和４年５月31日付けの業務完了報告書の契約年月日が正しくは「令和４年５月１日」であるが「令和３年４月１日」との誤記があった。
軽微ではあるものの明らかな誤記を見逃しているということは、内容を精査せずに

確認印を押しているのではないかとの疑念が生じる可能性がある。業務完了報告書の提出は、委託業務の完了を確認するための「検収」に該当する契約上の重要な債務であるため、提出を受けた場合は内容を確認し、不備がある場合には業者に対し、訂正を求めるべきである。【結果4-21】

３　意見

（1）備品台帳の整備について

動物園では、備品管理のための備品台帳が作成されており、500以上の備品を当該台帳に登録して管理している。備品台帳には、物品番号、取得日、品名、規格（寸法、材質、型番など)、設置場所などを記載する欄がある。また、園長室、休憩室、詰所など特定の場所については､備品の具体的な設置場所を別途図面に記して管理している。

もっとも、備品台帳には、備品の現物と紐付けされていないため、特定できないものがあった。たとえば、備品台帳には、同じ型番（コクヨＰＦ－Ｂ30）のベンチが119個記載されているが、園内に設置されているベンチの現物にはシール等が貼られておらず個体の管理はされていない。

動物園は、敷地が広く多数の施設があるため、具体的に紐付けて特定できていないと、備品の所在が不明になりやすいため、それぞれの備品が台帳と紐付けて特定できるように、備品台帳を整備することが望ましい。【意見4-7】

（2）動物標本の所管について

備品台帳によると、動物園が所管している備品のうち「動物標本」（27個）はすべて科学館に設置されている。市担当者によると、以前動物園にあった「はく製館」が閉鎖したことに伴い、展示されていた動物標本は科学館に移され、以後科学館で展示することになったとのことである。管理の効率性の観点からは、一時的な科学館での展示ではないのであれば、動物園で所管することは適切ではなく、科学館への所管替えを検討することが望ましい。【意見4-8】

第５章　手柄山中央公園

第１節　体育施設

１　概要

（1）施設の概要

姫路市体育施設条例によれば、姫路市には体育施設が27施設設置されている。令和４年度では、その内12施設が、12施設一括の協定による指定管理者制度の対象になっている。手柄山中央公園には、３施設が設置されており、いずれも12施設一括の指定管理者制度の対象に含まれている。以下、その３施設について記載する。

施設名称	姫路市立中央体育館 姫路市立姫路球場 姫路市立陸上競技場
所管部局	観光スポーツ局（現・観光経済局）スポーツ振興室
設置目的	市民の保健・体育・スポーツの振興と心身の健全な発達を図り、市民福祉の増進に寄与するために設置する。
施設の内容	姫路市立中央体育館：第１競技場、第２競技場、相撲場 姫路市立姫路球場　：野球場 姫路市立陸上競技場：競技場
所在地	姫路市立中央体育館：姫路市西延末９０番地 姫路市立姫路球場　：姫路市飯田５４０番地 姫路市立陸上競技場：姫路市中地３７７番地１
建築年月	姫路市立中央体育館：昭和６３年７月 姫路市立姫路球場　：昭和３４年３月 姫路市立陸上競技場：昭和３９年９月
延床面積	姫路市立中央体育館：9,067㎡ 姫路市立姫路球場　：11,425㎡ 姫路市立陸上競技場：3,400㎡
建設事業費	姫路市立中央体育館：2,400,000千円 姫路市立姫路球場　：2,413,729千円 姫路市立陸上競技場：180,000千円

（2）指定管理者制度（令和４年度）の概要

指定管理者	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
現協定の指定期間	令和３年４月１日から令和６年３月31日まで
選定方法	非公募
市指針での施設分類	姫路市指定管理者制度導入基本方針における基本分類② （市の政策目的を達成する上で拠点的な役割を果たす施設であって、管理運営において市施設との一体性が必要とされる施設については、直営による管理又は非公募若しくは公募により指定管理者制度を導入する。）
利用料金制度	利用料金制度は導入していない

（3）施設の利用状況

ア　姫路市立中央体育館

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
第１競技場	39,162	68,245	92,304
第２競技場	25,055	28,500	63,541
相撲場	954	2,934	4,078
合計	65,171	99,679	159,923

イ　姫路市立姫路球場

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
姫路球場	15,629	31,688	39,302

ウ　姫路市立陸上競技場

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
陸上競技場	48,211	39,278	77,213

２　監査の結果

（1）建築物環境衛生管理の年間計画について

姫路市立総合スポーツ会館他11体育施設指定管理者業務仕様書（９　建築物環境衛生管理）によれば、指定管理者は、建築物環境衛生管理の年間計画を作成して姫路市の承認を得ることとされている。

しかし、令和３年度（協定期間の初年度）及び令和４年度については、指定管理者は、建築物環境衛生管理の年間計画を提出していない。仕様書に従った対応ができていないので、指定管理者に対し改善指導をする必要がある。【結果5-1】

【姫路市立総合スポーツ会館他11体育施設指定管理者業務仕様書】
・・・略・・・
９　建築物環境衛生管理
・・・略・・・
（２）その他の留意事項
①　年間計画を作成して甲の承認を得ること。
・・・略・・・

（2）警備計画書について

姫路市立総合スポーツ会館他11体育施設指定管理者業務仕様書（11　警備）によれば、指定管理者は、警備計画書を作成し提出することになっている。

しかし、令和３年度（協定期間の初年度）及び令和４年度については、指定管理者は、警備計画書を提出していない。仕様書に従った対応ができていないので、指定管理者に対し改善指導をする必要がある。【結果5-2】

【姫路市立総合スポーツ会館他11体育施設指定管理者業務仕様書】
・・・略・・・
11　警備
・・・略・・・
（6）警備計画書及び警備業務報告書の提出
　①　警備対象を調査し、甲と調整の上、警備計画書を作成し提出すること。
・・・略・・・

3　意見

（1）清掃作業計画について（定期作業等）

姫路市立総合スポーツ会館他11体育施設指定管理者業務仕様書（６　清掃）によれば、指定管理者は、毎月ごとの清掃作業計画（定期作業等）を提出し、承認を受けることになっている。

しかし、指定管理者は、清掃作業計画（定期作業等）を書面で姫路市に提出していない。この点に関し、所管課に問合せしたところ、姫路市立総合スポーツ会館他11体育施設指定管理者業務仕様書の別紙３において概要を指定管理者に提示しており、その上で、指定管理者との毎月の打ち合わせにおいて詳細を確認し承認しているとのことであり、現在の運用方法で問題はないと考えているとのことであった。

当該運用方法で問題ないと判断しているのであれば、姫路市立総合スポーツ会館他11体育施設指定管理者業務仕様書の規定の文言を当該運用方法に合わせた表現に改定するよう検討する必要がある。【意見5-1】

（但し、口頭でのやり取りでは証跡が残らず、打ち合わせが形骸化する危険性があるので、現行の姫路市立総合スポーツ会館他11体育施設指定管理者業務仕様書の規定の通り、清掃作業計画（定期作業等）を書面で提出させ、承認する方法に改めることも検討する必要がある。）

【姫路市立総合スポーツ会館他11体育施設指定管理者業務仕様書】
・・・略・・・
6　清掃
・・・略・・・
（6）清掃業務計画書及び清掃作業報告書の提出
　①　毎月ごとの清掃作業計画（定期作業等）を前月25日までに提出し、承認を受けること。
・・・略・・・

第２節　平和資料館

１　概要

（1）施設の概要

所在地	姫路市西延末475番地（手柄山山上）
設置目的	戦争の惨禍と平和の尊さを後世に伝えることにより平和に対する意識の高揚を図り、平和な社会の発展に寄与する。
設置根拠	姫路市平和資料館条例
開館年月日	平成８年４月26日
施設設備	１階：常設展示室、図書室、記録室、AVコーナー、事務室等 ２階：多目的展示室、会議室、収蔵庫、倉庫等
施設規模	敷地面積 1,716㎡、建築面積 818.4㎡、延床面積 1,139㎡
施設構造	鉄筋コンクリート造　地上２階建て
収蔵品	9,370点（令和５年９月19日 現在）

（2）施設の運営

運営形態	市直営
所管する機関	観光スポーツ局（現・観光経済局）手柄山中央公園整備室
開館時間	午前９時30分～午後５時（入館は午後４時30分まで）
休館日	毎週月曜日（祝日の場合は翌平日） 国民の祝日の翌日（土、日、祝日の場合を除く） 年末年始（12月28日から翌年１月５日まで）

（3）観覧料等

区分	金額（１人につき）	
	個人（円）	20人以上の団体（円）
一般	210	160
中学生・小学生	50	40

備考　一般とは、中学生・小学生以外の者で15歳以上のものをいう。

（4）事業の概要等

ア　設置理念

姫路市では、太平洋戦争で亡くなられた一般市民を慰霊すると共に平和都市宣言・非核平和都市宣言を行い、平和施策を推進している。

年月の経過により、戦争体験が風化し人々の記憶から悲惨な戦争と戦災体験が消えつつある。現在そして未来の平和は、過去の戦争とそれに伴う悲惨な事実に対する正しい理解と認識並びに全世界の人々との相互信頼のうえに成り立つものであり、歴史的事実を伝え続けていくことは、平和を維持していくために極めて重要である。このようなことから戦争の惨禍と平和の尊さを後世に伝え、平和な社会の発展に寄与するため、空襲に視点を置いた資料館を設置した。

イ　基本的な性格及び事業

・　空襲体験継承の場として

姫路の空襲による被災等に関する資料、文書、映像等を展示する。

・　平和に関する学習・教育の場として

平和教育の場として施設の活用を図るとともに、戦争の悲惨さと平和の尊さについて啓発する施設とする。

・　調査研究の場として

展示資料収集や平和学習指導などを充実させるための調査・研究機能を整備する。

ウ　主なイベント

（ｱ）企画展

年４回、多目的展示室において開催（春季企画展、非核平和展、秋季企画展、収蔵品展）される。令和４年度の開催状況は次のとおりである。

名称	開催期間	内容
春季企画展	R4. 4.23～ 7.23	「刻まれた戦争の記憶」～姫路城周辺と名古山の石碑めぐり～
非核平和展	R4. 7. 9～ 8.31	「非核平和展」
秋季企画展	R4.10. 1～12.18	「女性たちの戦中戦後」
収蔵品展	R5. 1. 7～ 4.16	「収蔵品展」

（ｲ）戦争の記憶を聞く会

年４回、企画展毎に開催される、姫路空襲・被爆・戦時中の生活をテーマにした体験者の講演である。

（ｳ）平和を共に歌うコンサート

８月に多目的展示室で開催される。姫路市児童合唱団が出演する。

（5）入館者数の推移

年度		平成30年度		令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度	
項目		人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数
入館者数		15,761	－	15,585	－	10,769	－	12,728	－	18,510	－
	有料	1,951	－	1,740	－	1,088	－	1,393	－	1,742	－
	無料	13,810	－	13,845	－	9,681	－	11,335	－	16,768	－
団体見学（学校）		2,524	28	1,682	20	1,938	32	3,877	53	5,403	69
	市内	1,545	12	700	8	593	10	978	10	822	13
	市外（県内）	928	12	982	12	690	13	1,499	23	1,829	18
	県外	51	4	0	0	655	9	1,400	20	2,752	38

（注）人数は、引率含む

２　監査の結果

（1）領収書の連番管理について

平和資料館において、観覧料の徴収事務を委託者に委託している。観覧料の徴収にあたり、必要に応じて観覧者に領収書を発行している。領収書は、複写式になっており、発行した領収書の控えが領収書綴りに残る仕組みとなっている。領収書の管理状況を確認したところ、領収書に管理番号（通し番号）が付されておらず、連番管理がなされていなかった。連番管理がなされないと収入漏れが生じる可能性がある。

今後は、領収書に管理番号（通し番号）を付すよう委託者に指導する必要がある。【結果5-3】

（2）姫路市平和資料館条例施行規則第11条について

姫路市平和資料館条例施行規則第11条第１項において、観覧料又は使用料を減免することができる場合及び金額が第１号から第７号まで規定されており、第２項において、観覧料又は使用料の減免を受けようとする場合に第１項各号に対応してそれぞれ必要な書類が規定されている。

しかしながら、第１項に観覧料又は使用料を減免することができる場合及び金額が第１号から第７号までしか規定されていないにもかかわらず、第２項での必要な書類の規定は、第１号から第８号となっており、明らかに整合していない。すなわち、第２項で規定されている第８号は、第１項にはない。

姫路市平和資料館条例施行規則の運用上は、特に大きな問題はないが、整合していない以上、早急に修正する必要がある。【結果5-4】

【姫路市平和資料館条例施行規則】
（観覧料等の減免）
第11条　条例第11条の規定により、観覧料又は使用料（以下「観覧料等」という。）を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。
（1） 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「障害者」という。）及びその介護者（１人に限る。）が観覧するとき　障害者本人及び介護者１人の観覧料の全額
（2） 市内に居住する65歳以上の者が観覧するとき　観覧料の全額
（3） 市内及び連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年８月25日付け総行市第200号総務省自治行

政局長通知)に基づく連携協約市町の学校教育法(昭和22年法律第26号)第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の児童又は生徒が観覧するとき　観覧料の全額
(4) 市内及び連携中枢都市圏構想推進要綱に基づく連携協約市町の学校教育法第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の児童又は生徒並びにその引率者が学校行事として観覧するとき　観覧料の全額
(5) 施設を市が使用するとき　使用料の全額
(6) 施設を使用者が市と共同で使用するとき　使用料の５割に相当する額
(7) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき　観覧料等の額のうち市長が相当と認める額
２　観覧料等の減免を受けようとする者は、前項第１号から第４号までの規定により減免を受けようとする者にあっては当該事由を証する手帳等を提示し、同項第５号から第８号までの規定により減免を受けようとする者にあっては姫路市平和資料館観覧料等減免申請書を市長に提出しなければならない。

(3) 観覧料について

ア　２階の多目的展示室のみを観覧する場合の観覧料について

姫路市平和資料館条例第４条及び別表１において、平和資料館の観覧料は、個人の場合は、一般210円、小・中学生50円、団体（20人以上）の場合は、一般160円、小・中学校40円と規定されている。

しかしながら、平和資料館の展示室は、１階に常設展示をしている常設展示室と２階に企画展示をしている多目的展示室があり、１階の常設展示室を観覧する場合は、上記観覧料を支払うが、２階の多目的展示室を観覧する場合は、無料となっている。そのため、２階の多目的展示室のみを観覧する場合は、上記観覧料を支払う必要はない。姫路市平和資料館条例第４条において、「資料館が展示する資料を観覧しようとする者は、観覧料を納付しなければならない。」と規定されているものの、多目的展示室の観覧料は無料となっている。

この点につき、条例違反にはならないかを市担当者に確認した結果、条例に規定されている観覧料は常設展示室の観覧料金を指しており、多目的展示室の観覧料金は含まれず、条例違反にはならないとの回答を得た。

しかしながら、常設展示室の観覧も、多目的展示室の観覧も、資料館が展示する資料の観覧という点では、特に違いはない。また、条例の観覧料は、常設展示室の観覧料なのか、多目的展示室の観覧料なのか、明確に区別されていない。このことから、条例の観覧料を、常設展示室の観覧料のみとする拡大解釈をすべきではない。【結果5-5】

イ　観覧料の無料化について

平和資料館の観覧料収入は、令和２年度：221,230円、令和３年度：283,810円、令和４年度：350,110円であった。

平和資料館の設置目的が、戦争の惨禍と平和の尊さを後世に伝えることにより平和に対する意識の高揚を図り、平和な社会の発展に寄与することにある以上、多くの方に観覧してもらうことが目的に適っていると考える。観覧料収入はそれほど多くなく、仮に観覧料を無料とすることにより、観覧者数が増加するのであれば、観覧料を無料化することも一理あるといえる。他市の類似の平和資料館の観覧料については、

展示の内容、施設規模の大小の違い等はあるものの、観覧料が無料となっている施設も少なからず存在している。

一方、観覧料の徴収は、業務委託されており、委託先には受付案内及び清掃業務委託に係る委託料として、令和４年度に7,755,000円が支払われている。業務委託の内容は、受付案内業務委託として、受付・案内業務、観覧料徴収業務、運営補助業務があり、清掃業務委託として、館内の日常清掃、定期清掃等がある。この受付案内業務と清掃業務は、仕様書上は明確に区別されているものの、委託金額の区別はなされておらず、徴収業務委託にどれだけ委託費用が発生しているかは不明である。しかしながら、観覧料徴収業務にはそれなりの人員及び時間を要していると考えられるため、観覧料徴収業務に関わる委託金額は小さくないと考えられる。観覧料徴収業務にかかわる委託料を明確にし、観覧料収入との比較考量を行い、観覧料徴収業務の委託コストが同収入を著しく上回っている場合には観覧料収入を無料化することを検討することが望ましい。【意見5-2】

【姫路市平和資料館条例】

（観覧料）

第４条　資料館が展示する資料を観覧しようとする者は、別表第１に定める額の観覧料（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。

別表第１（第４条関係）

観覧料

区分	金額（１人につき）	
	個人（円）	20人以上の団体（円）
一般	210	160
中学生・小学生	50	40

備考　一般とは、中学生・小学生以外の者で15歳以上のものをいう。

３　意見

（1）防火対象物及び消防用設備等保守点検業務委託について

平和資料館防火対象物及び消防用設備等保守点検業務委託の仕様書には、点検者は、防火対象物の点検については、「防火対象物点検資格者」を、また、消防用設備等の点検については、「消防設備点検資格者」の免状の交付を受けている者であることと定められている。これに関して、防火対象物点検結果報告書及び消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書に免状の記載があり、有資格者による点検がなされていることは確認できた。しかしながら、この免状の記載が正確であるかの確認がなされていない。今後は、免状のコピー等を入手し、事前に有資格者である旨の確認をする必要がある。【意見5-3】

【平和資料館防火対象物及び消防用設備等保守点検業務委託仕様書】

・・・略・・・

４　点検者

点検者は、防火対象物の点検については「防火対象物点検資格者」を、また消防用設備等の点検においては「消防設備点検資格者」の免状の交付を受けている者であること。

・・・略・・・

（2）常設展示室保守点検業務委託について

ア　設備等の設置業者の選定について

令和４年度の常設展示保守点検業務については、株式会社トータルメディア開発研究所が2,574,000円で一者随意契約（特定の一者との見積り合わせによる契約）により契約を締結している。保守点検業務が一者随意契約となっている理由を決裁書で確認したところ、『当該常設展示室は開館当時に上記業者が制作したものであり、空襲の疑似体験装置、戦前・戦後の模型、当時の家庭を再現した居間、防空壕等他業者での保守点検は不向きである。また、空襲の疑似体験装置は、コンピューター制御で作動しており、動作プログラムを公開しておらず、他の業者がプログラムを最初から作成すると業務に支障が出る。そのため豊富な経験と専門的な知識を有している当該業者と一者随契を行うもの。』と記載されている。つまり、プログラムの独自性から設備設置業者による保守点検業務を行う必要があるということが一者随意契約理由となっている。

保守点検業務についても、まずは競争入札を検討するべきであるが、プログラムの独自性から設備等の設置業者しか行えない場合、設備等の設置業者を選定する際に保守点検費用を評価対象に含め、設備等の設置費用のみならず、保守費用も含めて総合的に評価しているかが重要となる。

常設展示室に限らず、設備等の設置後に発生する保守点検業務について、設備等の設置業者と一者随意契約とせざるを得ないと想定される場合、設備等の設置業者を選定する際に保守点検費用も考慮に入れることを検討することが望ましい。【意見5-4】

イ　仕様書の記載内容について

当該常設展示室保守点検業務委託において、2022年５月、７月及び12月並びに2023年３月の合計４回の定期点検がなされていることを巡回点検報告書により確認した。また、2022年10月に照明・メカ装置、2023年２月にＡＶ機器・特殊清掃・模型の定期点検がそれぞれなされていることを定期メンテナンス報告書により確認した。

仕様書によると、保守点検業務委託の目的、点検項目・内容等が定められてはいるものの、上記の点検の時期、回数が定められていない。装置の常時正常かつ良好な状態で常設展示室が使用できるのであれば、保守点検業務の目的は達成され、点検の時期、回数は関係ないとも考えられる。しかしながら、何をもって、保守点検業務が完了したといえるのかが明確ではなく、仕様書の目的に、計画的な予防保全を実施する旨の記載があることから、点検の時期、回数は仕様書において明示することが望ましい。【意見5-5】

【平和資料館常設展示室保守点検業務委託仕様書】
１　目的
　姫路市平和資料館常設展示室に設置している照明機器、映像機器、音響機器等（以下「装置」という。）について、計画的な予防保全を実施することにより、装置の常時正常かつ良好な状態を維持することを目的とする。
２　内容
　業務の内容は、おおむね次のとおりとし、詳細については別紙点検項目一覧表に基づきこれを実

施するものとする。
・常設展示室のシステム関係の点検及びその調整
・常設展示室の照明機器全般の点検並びにその調整
・覆われた姫路城コーナーの映像機器、音響機器及び照明機器の点検並びにその調整
・炎の中の姫路城コーナーの映像機器、音響機器及び照明機器、空襲体験振動装置及び模型昇降装置の点検並びにその調整
・よみがえる姫路城コーナーの模型（空爆マップ）、映像機器、音響機器及び照明機器の点検並びにその調整
・平和を祈ってコーナーの映像機器、音響機器及び照明機器の点検並びにその調整
・ＡＶコーナーの映像機器、音響機器の点検並びにその調整
・グラフィック補修新規制作工場製作及び現場取り付け作業
３　予防保全
・点検・手入れ保全
・計画的に専門技術者による最適な点検・手入れ保全作業（調整・清掃等）を実施する。
・点検・手入れ保全作業の対象箇所・機器名は、別紙「定期点検項目一覧表」のとおりとする。
・点検・手入れ保全作業のつど「点検作業報告書」を提出する。
４　故障・異常時の対応
装置の状態が異常の場合、ただちに専門技術員を派遣し、異常を確認するとともに適切な処置を行う。

（3）企画展開催業務委託（学芸員）について

平和資料館は、戦争の惨禍と平和の尊さを後世に伝えることにより平和に対する意識の高揚を図り、平和な社会の発展に寄与することを目的として設置されている（姫路市平和資料館条例第１条）。主な業務としては、①常設展の保守・更新、②企画展の立案、③学校行事での観覧時の戦争の歴史的解説、④収蔵品の収集、保管等の業務がある。

ところで、博物館法第２条第１項によると、博物館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（公民館、図書館を除く）のうち、教育委員会による登録を受けたものと規定されている。この博物館法上の博物館は、博物館法第４条第３項において、専門的職員として学芸員を置かなければならないとされており、博物館法第４条第４項において、学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどるものとされている。

平和資料館は、博物館に近い施設（博物館法の適用を受けない博物館は、文部科学省の統計などで「博物館類似施設」と呼ばれている。）と考えられているものの、博物館法上の博物館ではないため、学芸員を設置する義務はない。しかし、学芸員を設置するメリットとして、次のようなものがあると考える。

上記の平和資料館の業務のうち、①常設展の保守・更新、②企画展の立案の一部を除き、他の業務はすべて専門家ではない職員によりなされているが、③学校行事での観覧時の戦争の歴史的解説では、戦争の惨禍と平和の尊さを後世に伝えることを目的としており、専門家ではない職員よりも、戦争に関する調査研究をし、知識が豊富

な専門家である学芸員の方が適任である。また、④収蔵品の収集、保管等についても、専門家である学芸員により実施される方が適切である。さらに、①常設展の保守・更新、②企画展の立案においては、一部業務委託によりなされているが、学芸員を設置することにより、業務委託の範囲を狭めることができ、委託料等関連費用を削減することが期待できる。

一方、デメリットとしては、学芸員の採用による人件費等関連費用の増加が考えられる。

しかし、学芸員を設置することによるメリットとデメリットを比較すると、メリットの方が大きいと考える。

したがって、学芸員の設置の有無について、再度検討することが望ましい。

なお、平和資料館によれば、平成８年の平和資料館の開館当時の１年間は文学館との兼務で学芸員が置かれていたとのことである。それ以降については、学芸員は不在であったが、不在となった経緯は、議事録等の資料がなく不明である。学芸員の設置の有無について再検討する際には、今後の参考とするため、議事録等の資料を残しておくことが望ましい。【意見5-6】

【博物館法】
（定義）
第２条　この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。
・・・略・・・

（館長、学芸員その他の職員）
第４条　・・・略・・・
３博物館に、専門的職員として学芸員を置く。
４学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
・・・略・・・
第２章　登録
・・・略・・・

【姫路市平和資料館条例】
（設置）
第１条　戦争の惨禍と平和の尊さを後世に伝えることにより平和に対する意識の高揚を図り、平和な社会の発展に寄与するため、姫路市平和資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

第３節　水族館

１　概要

（1）施設の概要

所在地	姫路市西延末440番地
設置目的	魚類その他水産物植物及び水産に関する標本その他の資料を蒐集保管展示し、もって海洋科学知識の普及と動物愛護精神の涵養を図る。
設置根拠	姫路市水族館条例
開館年月日	昭和41年６月12日
施設設備	本館・はりまの里海、新館・はりまの里地、本館屋上ビオトープ、タッチプール、アクアラボ、ギャラリー、事務室他
施設規模	敷地面積 8,210㎡、延床面積 4,458㎡
施設構造	本館　鉄筋コンクリート造　地上３階地下１階建て 新館　鉄筋コンクリート造　地上２階建て
飼育数	328種　14,713点（令和５年８月１日現在）

（2）施設の運営

運営形態	市直営
所管する機関	観光スポーツ局（現・観光経済局）手柄山中央公園整備室
開館時間	午前９時～午後５時（入館は午後４時30分まで）
休 館 日	毎週火曜日（祝日の場合は翌平日） 年末年始（12月29日から翌年１月１日まで）

（3）入館料

区分	金額（１日１人につき）			
	個人	30人以上100人未満の団体	100人以上300人未満の団体	300人以上の団体
	円	円	円	円
一般	520	460	410	360
中学生・小学生	210	180	160	140

備考　一般とは、中学生・小学生以外の者で15歳以上のものをいう。

（4）事業の概要等

ア　事業の概要

水族館では、「播磨の里地・里海のなかまたち」をコンセプトに、身近な郷土の水生生物を展示するとともに、生きものに親しむことを目的とした観察会や工作教室、企画展、学校や地域に出向いて行う出前講座、機関誌や図録の発行、並びに水族の生態調査及び保護増殖などの事業を実施している。

イ　令和４年度における主なイベント（企画展など）

名称	開催期間	内容
企画展「水族館のお仕事展～ひめすいの裏側」	R4. 8. 6～ 9.26	飼育員が行う生物への給餌や解説のほか、水族館の様々な仕事を紹介するもの。
企画展「砂浜の自然を考える」	R5. 1.28～ 3.21	砂浜の自然や生態系および海ごみ問題を、身近なこととして捉え考えてもらうもの。

（5）入館者数

（単位：人）

区分		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
有料	大人	87,293	80,968	57,809	79,204	95,392
	小人	15,567	14,364	8,284	14,077	18,607
	団体	1,574	1,571	98	174	627
	合計	104,434	96,903	66,191	93,455	114,626
無料		93,794	88,318	54,664	77,846	93,775
合　　計		198,228	185,221	120,855	171,301	208,401

２　監査の結果

（1）潜水清掃業務委託契約の業務完了届の不備について

本契約は、水族館内にある水槽（播磨灘大水槽、ウミガメ水槽、淡水大水槽）のガラスや底を潜水して清掃する作業を委託する契約である。

仕様書には、業務履行について『業務報告書』により報告し、姫路市の検収を得なければならないと定められており、これに基づき委託業者より契約金額、契約年月日、着手日、完了日の各欄が設けられた「委託業務完了届」が提出されている。

しかし、令和５年３月１日付委託業務完了届では、契約金額欄、着手日がともに記載がなく、契約年月日が「令和５年２月１日」（正しくは令和４年４月１日）、完了日が「令和５年２月２８日」とだけ記載されている。契約年月日は誤りであり、その他も必要な記載事項が漏れている。

委託業務完了届の提出は、委託業務の完了を確認するための「検収」に該当する契約上の重要な債務であるから、提出を受けた場合は完了した業務の内容を確認し、不備がある場合には業者に対し、訂正を求めるべきである。【結果5-6】

（2）潜水清掃業務委託契約の潜水士免許保有の確認について

仕様書によると、本業務に必要な資格として「要資格（国家潜水士免許)」と記載されているものの、委託先から免許の提示までは求めておらず、免許保有の確認がなされていない。

しかし、労働安全衛生法の施行規則である高気圧作業安全衛生規則12条によると、事業者は潜水士免許を有しない者に潜水業務をさせることが禁止されている。もし委託業者が無資格者に本契約の潜水業務をさせていた場合、姫路市が免許の確認もせず、法令を遵守していない業者に委託していたということにより、コンプライアンス上の問題が発生しかねないため、姫路市としては、委託業者に対し、作業員の潜水士免許の写しの提出を求めるなどして、有資格者であることを事前に確認するべきである。【結果5-7】

（3）海水搬入業務委託契約の業務完了届の不備について

本契約は、妻鹿漁港（姫路市白浜町）の指定場所より海水をくみ上げ、水族館内の貯水槽まで搬入する作業を委託する契約であり、仕様書において、業務内容は、月１回程度、全体で10回実施、搬入量は1回100ｔ×10回（合計1,000ｔ）と具体的に指定されている。

仕様書によると、「各月の終了後に完了報告書を提出すること」と定めており、これに基づき、委託業者より「委託業務完了届」が提出されているが、委託業者から提出された委託業務完了届には、以下のとおり不備が散見された。

委託業務完了届の提出日	不備の内容
令和５年３月14日	契約金額、着手日、契約年月日、完了日の記載がない。
令和５年２月28日	契約金額、着手日、契約年月日、完了日の記載がない。 完了日欄に令和５年２月３日と記載があり、業務完了から25日後に提出されている
令和４年12月31日	着手日、完了日の記載がない。 契約年月日欄に「令和４年12月20日」の記載があるが、本契約の契約日は令和４年４月１日であるから、誤って完了日を記載してしまったものと思われる。
令和４年11月30日	着手日の記載がない。 完了日欄に令和４年11月15日と記載があり、業務完了から15日後に提出されている。

以上のとおり、本契約は、他の契約と比較してもとりわけ業務完了届の不備が散見されるが、業務完了届の提出は「検収」に該当する重要な債務であるから、不備のないものを提出するよう、委託業者に対し指導を徹底するべきである。【結果5-8】

また、最長で業務完了から業務完了届の提出まで25日もの期間が経過しているものがあったが、業務委託契約約款第10条１項では、業務完了報告書は「遅滞なく」提出することを求められているうえ、業務完了から余りに期間が経過してしまうと、市担当者における適切な検収が困難になるおそれがあるため、業務完了届は、業務完了後速やかな提出を求めることが望ましい。【意見5-7】

（4）施設保守及び飼育補助業務委託契約の契約形態について

本契約は、水族館の施設保守に関する業務、飼育補助に関する業務を委託するものであり、仕様書には以下の記載がある。

【施設保守及び飼育補助業務委託仕様書】
(1) 施設保守に関する業務
（ｱ）業務内容
① 温調機器管理　ボイラー（４月、５月、12月から翌年３月まで）冷凍機（７月から９月まで）
② 日常業務　機器の巡回点検を朝夕各１回計２回、重油測量を１日１回（４月、５月、12月から翌年３月まで)、点検簿の記入、チラー点検（夏季)、ボイラー点検、蓄熱水槽点検、朝夕の業務報告、各所業務ゴミの集積、重油槽マンホール点検、ＥＶ雨水チェック
③ 月間業務　ピット内漏水チェック、樋の清掃、発電機始動点検、ポンプ正常時整備及び補助等（ポンプ切替え、ポンプ塩落とし)、警報機器点検、警報の簡易な整備、バックヤード・飼育員室エアコンフィルターの掃除等
④ 随時業務　施設の簡易補修・作製（ペンキ塗り、木工、はつり解体等)、濾過槽の清掃、機器の整備点検、周辺の小規模な草刈、本館１Ｆ、２Ｆの換気ファンベルトメンテナンス、外灯クリーニング、屋外室外機クリーニング（年２回）樋掃除等
⑤ その他　①から④までに関連する業務及び建物の維持管理に関する軽易な作業等
（ｲ）配置　契約期間を通じて無休で従業員１名を配置する。
（ｳ） 業務時間　午前８時35分から午後４時50分までの間に行うものとするが、あらかじめ甲乙協議して変更できるものとする。
(2) 飼育補助に関する業務
（ｱ）業務内容
① 日常業務　調餌（餌きり)、水質検査、温度測定、販売用餌の準備・片付け、朝夕の業務報告、点検簿の記入、コンピューターによるデータの入力、来館者への簡易な応対
② 随時業務　飼育機器の整備（照明）
（ｲ）配置　契約期間を通じて無休で従業員１名を配置する。
（ｳ） 業務時間　午前８時35分から午後４時50分までの間に行うものとするが、あらかじめ甲乙協議して変更できるものとする。
（ｴ）必要能力等　包丁の使用など

上記の仕様書によれば、施設保守業務に１名、飼育補助業務に１名、合計２名を常時配置させることとなっているものの、施設保守業務と飼育補助業務は全く性質の異なる業務であり、客観的には、両者を一括して発注する必要性は特に見当たらない。

一方で、市担当者にヒアリングしたところによれば、委託業者の従事者の手が空いているときは仕様書記載以外の業務も依頼しているとのことであり、実際に、委託業者より提出された「施設保守および飼育補助業務報告書」によると、仕様書記載の日常業務、月間業務、随時業務以外に、ほぼ毎日のように、その他の業務として「一般作業」を行ったことが記録されている。

要するに、本契約には、職員の業務の補助係（いわば「なんでも屋」）とすることを目的とした業務委託という側面が見受けられる。性質の異なる業務を一括して発注しているのは、実際には重複する業務が多いためでもある。

ところで、本契約は、業務委託であり、民法上の請負に該当すると思われるが、請負は、雇用と異なり、従事者に対し直接指揮命令はできないとされている。

しかし、前述のとおり、本契約は、仕様書で具体的に内容が特定されていない「一般作業」を従事者に行わせているところ、都度、従事者の雇用主である委託業者

を通じて「一般作業」を指揮命令することは非効率であるため、現場においては、姫路市職員が従事者に直接指揮命令している。

直接の指揮命令関係があるのであれば、実体としては雇用に該当し、いわゆる「偽装請負」となるおそれがあり、契約形態と実態に齟齬が生じていることになる。もし、職員の補助係として、仕様書で具体的に特定されておらず、都度、指揮命令する必要のある業務を行わせるのであれば、業務委託という契約形態になじまないため、仕様書で業務を具体的に特定するか、あるいは契約形態自体の見直しを検討する必要がある。【結果5-9】

（5）施設保守及び飼育補助業務委託契約の業務従事者の名簿について

仕様書によれば、委託業者は、従事者の氏名、年齢、住所をあらかじめ届け出ることが定められているが、委託業者から業務従事者の名簿などは事前に提出されていない。仕様書に従った業務の履行を求めるべきである。【結果5-10】

【施設保守及び飼育補助業務委託仕様書】
5　業務の履行
（1）・・・略・・・
（2）従事者の届出等
（ｱ）届出　乙は、委託業務の開始に当たり、従事者の氏名、年齢、住所をあらかじめ甲に通知し、甲の了承を得るものとする。従事者に異動を生じた場合も同様とする。

（6）窓口受付案内業務及び入館料等徴収業務委託の制服・名札の記載について

本契約は、入館者に対する窓口受付案内業務及び入館料等徴収業務を委託する契約である。仕様書には「乙（委託業者）の従業員であることを示す制服・名札を着用し、その地位を明確にすること」と定めているが、実際の従事者が着用している制服には委託業者名の記載はなく、名札にも「水族館　（氏名）」の記載のみで、その地位（姫路市の職員ではなく委託業者の従業員であること）が明確にされていない。

よって、仕様書のとおり、委託業者名の記載のある制服や名札を着用して、客観的に地位を明確にするよう委託業者を指導するべきである。【結果5-11】

（7）入場券の管理について

水族館の利用者は入場にあたっては、有人窓口または券売機で入場券を購入して入館している。

入場券は実質的には金券であり、不適切な払出等を防止するため、適切な管理を実施する必要がある。したがって、通常は入場券に連続の番号を印刷して連番管理し、入出庫が明確になる受払管理簿を設置して運用するものである。また、一般に入場券の窓口販売業務では毎日販売した入場券の枚数と入金額が一致していることを確認する。さらに、入場券は通常大量に印刷して納品されるため、窓口の在庫は必要最小限にとどめ、その他はバックヤードでロッカー等で厳重に保管し、窓口在庫とバックヤード在庫の管理を受払残高簿で管理することが求められる。

しかしながら、水族館では入場券の受払いを記録した管理簿はあるものの、入場券に番号の印刷がなされていないため、連番管理ができておらず、適切な受払残高が

なされているとはいえない状況にある。確かに、販売形態が入場時に入場券を買って入場するパターンしかないのであれば、不適切な払出が行われる可能性は低いと考えられるが、少なくとも入場券に連番を付して管理する必要がある。【結果5-12】

（8）書籍の残高管理について

有償刊行物の在庫管理について監査実施時の書籍残数と書籍の受払残高管理資料と照合したところ、以下のような不備が発見された。

まず、書籍の受払残高管理資料として、有償刊行物出納計算調書という資料が存在するが、直近の資料の日付は令和４年８月末となっており、１年近く前のものしかなかった。そのため、令和４年９月から監査日（令和５年８月２日）までの販売数及び新規納入数を差し引きしてあるべき帳簿残高を計算し、監査日現在の在庫数を照合した。

書籍は17種類あるが、そのうちの以下の書籍をテストカウントの対象とした。

書籍名	受払残高帳簿				監査日残高	差異
	R4/8末残高	払出（販売）	受入（購入）	差引		
兵庫県のかたつむり	337	16	0	321	334	14
姫路の地魚食彩図鑑	4	7	300	297	297	0

「兵庫県のかたつむり」は帳簿残高に比べて14冊実在庫が多いことになっている。この理由は定かではないが、書籍払出または記帳に問題があったことは明らかである。なぜ、差異が生じたのかの原因を調査する必要がある。

また、有償刊行物については年２回程度の定期的な実地棚卸が必要であり、特に年度末には必ず棚卸し記録を残すべきである。【結果5-13】

（9）薬品管理について

水族館では、魚病の治療や水質の分析等に使用するため、多種類の薬品を保管している。薬品の中には過去に使用していたが、薬品ではなく機械で水質の分析ができるようになった等の理由により、近年は使用していないものが少なからずある。中には劇薬に分類されるのもがあるが、処分費用が高額となるため処分できない状況が続いている。不要な劇薬等を保管することは紛失等のリスクを伴うため、早急に処分すべきである。【結果5-14】

また、薬品の残量の確認を定期的に行っていない。年度末には棚卸を実施し、その記録を残すべきである。さらに、帳簿残高と実施棚卸残高に大きな差がある場合は、その差異の原因を調査すべきである。【結果5-15】

３　意見

（1）清掃等業務委託契約の業務報告書の書式について

本契約は、水族館・手柄山交流ステーション・緑の相談所の清掃業務を委託する契約である。３つの施設は、同じ建物内にあるため、入札は、３か所一括で行われ、

契約金額は、３か所に分割した積算に基づき、各担当課から支払われている。

仕様書では、委託業者は、業務完了後に業務報告書を提出して検収を受けることと定めており、これに基づき、委託業者より「清掃業務報告書」（以下「業務報告書」とする。）が提出されているが、この業務報告書は実施した清掃業務の項目の欄に丸印を記入する方式となっている。

そして、仕様書では、休館日を除き毎日行う「通常清掃」と年に数回行う「定期清掃」に該当する各業務を実施することが定められ、さらに、仕様書別紙「主な清掃内容と実施回数」において、清掃場所、実施回数、清掃内容が具体的に指定されている。

しかし、仕様書別紙「主な清掃内容と実施回数」記載の具体的業務が業務報告書の項目と一致していない部分が散見される。たとえば、業務報告書の書式には、通常清掃の項目はあるものの定期清掃の項目がなく、また、「連絡通路・エレベーター」内の通常清掃については、水族館・緑の相談所・手柄山交流ステーションのいずれの業務報告書にも項目がない。定期清掃や連絡通路・エレベーター内の通常清掃が実施されているかどうか、業務報告書上、明らかではない。業務報告書は、債務が履行されたことの記録を残し、事後的に確認できるようにする目的もあるが、該当する項目がなければ事後的な確認ができないという問題が生じうる。

したがって、仕様書どおりの業務が完了したことを適切に確認するために、仕様書別紙の業務内容と業務報告書の項目が一致するように、業務報告書の書式を見直すことが望ましい。【意見5-8】

（2）清掃等業務委託契約の「ゴミの搬出・巡回清掃」の業務日報の記載方法について

仕様書別紙の「主な清掃内容と実施回数」では、「ゴミの搬出・巡回（清掃）」は「毎日」実施する業務と記載されている。また、業務完了後に委託業者から提出される業務日報の「ゴミの搬出・巡回清掃」欄では、実施後に〇を記載し、ゴミ袋を搬出した場合には、搬出した袋数を記入することと記載されている。

【業務日報（抜粋）】

場 所	回 数	清掃内容	1	2	3	4	5	6
			水	木	金	土	日	月
トイレ	休館日を除く毎日	便器・床等の清掃（会館前の水洗い）トイレットペーパー・消臭剤・洗浄剤の点検補充（随時）	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ベンチ・テーブル	休館日を除く毎日	拭き掃除	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ごみの搬出・巡回清掃	毎日	ごみの搬出・巡回清掃			①		①	

しかしながら、巡回清掃を実施したものの、ゴミが少なくゴミ袋を搬出する必要がなかった場合は、何も記入されず「空欄」となっている。これでは、巡回清掃が実

施されたのか、実施されていないのか判別できず、仕様書どおりの業務の履行確認ができない。よって、「ゴミの搬出・巡回清掃」欄には、ゴミ袋の搬出がなかった場合は、「⓪」を記入するなど、業務を実施したことが分かるように記入方法を変更することが望ましい。【意見5-9】

第４節　緑の相談所

１　概要

（1）施設の概要

設置根拠	姫路市行政組織規則第21条（出先機関）
所管する機関	観光スポーツ局（現・観光経済局）手柄山中央公園整備室
所在地	姫路市西延末440番地（手柄山交流ステーション内）
所掌事務	①　緑化の相談指導、普及及び啓発に関すること。 ②　緑化に係る各種植物等の展示及び講習に関すること。
開所時間	午前９時～午後５時（入館は午後４時30分まで） 相談時間：午前９時～午後４時30分まで（午後０時～午後１時まで除く）

（2）緑化関連事業

ア　事業の概要

都市の緑化を推進する上においては、市民の深い理解と協力が必要である。このため市民に対して植栽樹種の選択、植栽方法、病虫害防除等に関する園芸相談、都市緑化に関する広報活動や各種催し物を実施するとともに、あわせて来所者に憩いの場を提供している。

また、専門家による花と緑の相談や、一般園芸の基礎知識の習得を目的とし、１年間を通じ実施する園芸技術研修事業、及び相談所の展示会と連動した講習会、園芸家グループと展示会を実施するとともに、相談所周辺の見本園では一般家庭でも容易に栽培できる植物を展示し、樹種等の選択及び植栽方法の参考に供している。

イ　園芸相談件数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
来所者数（人）	24,352	27,868	11,509	15,341	21,517
相談件数（件）	3,507	2,660	2,859	3,052	3,044

ウ　主なイベント（令和４年度）

（ｱ）展示会等

催　物	実施日	内容	来所者数(人)
春季盆栽展	4月9日(土)～10日(日)	姫路盆栽愛好会	280
サクラソウ展	4月9日(土)～18日(月)	自主展	738
エビネ展	4月29日(金)～5月1日(日)	播磨野生蘭愛好会	242
セッコク花の展示会	5月3日(火)～5日(木)	日本石斛保存会	447
春の山野草展	5月21日(土)～23日(月)	自然と盆栽同好会	202
サツキ展	5月28日(土)～30日(月)	自然と盆栽同好会・姫路さつき会	214
ウチョウラン展	6月18日(土)～19日(日)	播磨野生蘭愛好会	176
富貴蘭・風蘭花の展示会	7月9日(土)～10日(日)	日本風蘭・石斛保存協会	155
水石と盆栽展	9月10日(土)～11日(日)	関西自然想景会	245
押し花展	9月17日(土)～19日(月)	なでしこ会・やまははこの会	121
富貴蘭・長生蘭展	9月24日(土)～25日(日)	日本風蘭・石斛保存協会	185
市花さぎ草写真展	10月 1日(土)～17日(月)	自主展	661
秋の盆栽と山野草展	10月22日(土)～24日(月)	自然と盆栽同好会	337
秋季盆栽展	11月5日(土)～6日(日)	姫路盆栽愛好会	307
秋季盆栽作品展	11月12日(土)～14日(月)	日本盆栽協会西播支部	505
寒蘭展	11月19日(土)～20日(日)	播磨蘭友会	95
盆栽作品展	令和5年3月4日(土) ～6日(月)	日本盆栽協会西播支部	508
春蘭展	3月18日(土)～19日(日)	播磨蘭友会	114
		合　　計	5,532

※　開催場所は、自主展は緑の相談所ロビー、それ以外は手柄山交流ステーション研修室及び多目的ホール

（ｲ）花と緑の講習会

開催日	講習会名	講師	受講料	参加人数
（令和４年） 4月10日（日）	盆栽の手入れと楽しみ方	姫路盆栽愛好会会員	無料	21
4月24日（日）	家庭菜園の作り方	農業振興センター職員	無料	23
4月30日（土）	エビネの育て方	播磨野生蘭愛好会会員	無料	17
5月 4日（祝）	セッコクの楽しみ方	日本石斛保存会会員	無料	11
5月15日（日）	ハーブの楽しみ方	香寺ハーブガーデン	無料	10
5月22日（日）	山野草の楽しみ方	自然と盆栽同好会会員	無料	14
5月29日（日）	サツキの楽しみ方	ひめじさつき会会員	無料	10
6月19日（日）	ウチョウランの楽しみ方	播磨野生蘭愛好会会員	無料	17
7月10日（日）	冨貴蘭の育て方	日本風蘭石斛保存協会会員	無料	中止
7月24日（日）	市花さぎ草を美しく咲かせよう	手柄山温室植物園職員	無料	12
7月31日（日）	ハーブ石鹸作り	アロマテラピーインストラクター	1,000円	23
8月 7日（日）	草花の育て方	緑の相談所職員	無料	6
8月21日（日）	家庭菜園の作り方（秋冬野菜）	姫路市農政総務課	無料	26
9月11日（日）	水石と山野草の楽しみ方	関西自然想景会会員	無料	16
9月18日（日）	押し花の楽しみ方	なでしこ会会員	3,000円	6
9月25日（日）	長生蘭の育て方	日本風蘭石斛保存協会会員	無料	11
10月23日（日）	盆栽の楽しみ方	自然と盆栽同好会会員	無料	11
11月 6日（日）	盆栽の手入れと楽しみ方	姫路盆栽愛好会会員	無料	20

開催日	講習会名	講師	受講料	参加人数
11月13日（日）	盆栽の育て方・鑑賞の仕方	日本盆栽協会西播支部会員	無料	21
11月20日（日）	寒蘭の育て方	播磨蘭友会会員	無料	6
11月27日（日）	家庭果樹の育て方	農業振興センター	無料	16
12月11日（日）	お正月の寄せ植え作り（和風）	緑の相談所	3,000円	29
12月18日（日）	お正月の寄せ植え作り（洋風）	緑の相談所	3,000円	30
12月25日（日）	お正月のフラワーアレンジメント	フラワーデザイナー	3,500円	54
（令和５年） 2月 5日（日）	バラの剪定の仕方	園芸愛好家	無料	27
2月19日（日）	日本サクラソウの育て方	緑の相談所職員	無料	14
3月 5日（日）	盆栽の育て方・鑑賞の仕方	日本盆栽協会会員	無料	32
3月19日（日）	春蘭の育て方	播磨蘭友会会員	無料	11
	講習会回数：27回	参加者合計		503

（3）手柄山交流ステーションの管理運営業務

(1)に加えて、手柄山交流ステーションの管理運営業務として、モノレール展示室、多目的ホール、市民ホール等の施設の管理、手柄山イベントの開催などを行っている。

＜手柄山交流ステーションの概要＞

手柄山中央公園には多種多様な施設が混在しているが、来園者の多くが特定の施設利用にとどまっており、施設間をつなぐ拠点となる施設が必要であると考え、手柄山の中央に位置する旧モノレール駅舎を再整備し、諸施設をつなぐ交流拠点及び情報発信基地として、また、手柄山を訪れた市民の交流促進や、緑化推進の拠点として平成23年４月29日に開館した。なお、令和２年度土木学会選奨土木遺産に認定されている。

設置目的	緑豊かで潤いある地域社会の形成を図るため、緑化推進活動等を通じた市民交流を促進し、公園の拡充を努め、また、旧モノレールを活用した観光拠点として、地域活性化に寄与することを目的とする。
所在地	姫路市西延末440番地
開設年月日	平成23年４月29日
施設設備	１階　水族館新館 ２階　モノレール展示室、水族館新館 ３階　市民ホール、多目的ホール、研修室 屋上　緑の相談所、屋上広場
施設規模	敷地面積8,210㎡、占有面積2,217㎡、延床面積4,216㎡
施設構造	鉄筋コンクリート造３階建て

２　監査の結果

（1）モノレール展示室警備業務委託契約の提出書類について

本契約は、手柄山交流ステーション内にあるモノレール展示室の常駐警備業務を委託する契約である。

本契約の仕様書には、以下のように記載されており、委託先に、警備員の経歴書、資格者証の写し、雇用関係証明書類などの提出を求めている。

【仕様書】
(2) 警備員（業務担当者）の選任等
ア　警備員は、警備業法上の要件を満たす者とする。
イ　本業務の実施に先立ち警備員を選任し、氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証（写）及び受注者との雇用関係を証明する書類について書面をもって施設管理担当者に通知する。なお、警備員に変更があった場合も同様とする。
ウ　警備員は、次の資格等を有する者を配置する。
施設警備経験１年以上

しかし、本契約においては、これらの書類の提出を受けていないことが確認された。業務を担当する警備員は、警備業法上の要件を満たす必要があるほか、施設の警備業務は、来館者の安全、防災、防犯を目的とした施設管理にとって非常に重要な業務であるため一定程度以上の警備の質を要求しており、警備員に１年以上の施設警備経験があることなどを要件としている。仕様書にて上記書類の提出を求めている趣旨は、これらの要件を満たすか確認することを目的としていると考えられるため、書類の提出は重要な債務である。

よって、仕様書に従い、委託先に対して、書類の提出を求めるべきである。【結果5-16】

(2) 使用許可申請書の減免申請欄について

手柄山交流ステーション内には多目的ホール３室（110㎡、55㎡、55㎡）、研修室１室（196㎡）があり（以下、「多目的ホール等」という。）、許可を受けて使用することができる。なお、従前は多目的ホールのみが対象であったが、令和３年度より研修室についても使用可能となっている。

姫路市立公園条例施行規則第７条第２項によると、多目的ホール等の使用について市長の許可を受けようとする者は、あらかじめ「多目的ホール等使用許可申請書」（以下、この節において「使用許可申請書」という。）を使用期日の属する月の６箇月前の初日から使用期日の３日前までに提出することとなっている。また、同施行規則第10条によると、使用料が減免される場合は、以下のとおり規定されている。

【姫路市立公園条例施行規則】
第10条　（略）
２　多目的ホール及び研修室の使用料を減額し、又は免除できる場合及びその額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。
(1) 市が使用する場合　使用料の全額
(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する市内の保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する市内の認定こども園が教育上の目的で使用する場合　使用料の全額
(3) 使用者が市と共同で使用する場合　使用料の５割に相当する額
(4) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合　市長が相当と認める額

「使用許可申請書」の書式には、「減免申請」欄があり、「市使用」「学校教育法第１条に規定する市内の学校使用」「市共同使用」「その他市長が特別の理由を認める使用」の項目をチェックする形式となっており、これらの項目については、それぞれ、姫路市立公園条例施行規則第10条に規定された減免事由と合致する項目となっている。

しかし、令和４年度の使用許可申請書を確認したところ、令和４年11月29日付け使用許可申請書については、使用料が減免されているにもかかわらず、減免申請欄の「市使用」にチェックがなく、記入漏れとなっている。申請者が姫路市の部局であるため、減免事由に該当すると思われ、減免できないものを減免しているわけではなく問題はない。しかし、減免申請はどの減免事由に該当するかが重要であるため書類上明確にするべきであり、書類に不備がないよう精査に努める必要がある。【結果5-17】

なお、減免事由のうち、同施行規則第１０条(2)の「児童福祉法第39条第１項に規定する市内の保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第６項に規定する市内の認定こども園が教育上の目的で使用する場合」に該当する項目がないため、当該項目を加筆する必要がある。【意見5-10】（市担当者によると、来年度に申請書の変更を予定しており、その機会に検討するとのことであった。）

【多目的ホール等使用許可申請書の一部】

利用区分	□ 営利事業 □ 非営利事業
減免申請	□ 市使用 □ 学校教育法第1条に規定する学内の学校使用 □ 市共同使用 □ その他市長が特別の理由を認める使用 （　　）

(3) 多目的ホール等の割増使用料について（その１）

姫路市立公園条例別表(7)によれば、手柄山交流ステーション内の多目的ホール等を使用する場合の使用料については、「入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は商品の展示若しくは販売を行う場合の使用料は、当該使用区分に係る使用料の額に当該使用料の10割に相当する額を加算した額とする。」（つまり２倍）と定められている。

しかし、使用許可申請書には、使用区分として「営利事業」「非営利事業」をチェックする項目しかなく、条例上の割増使用料を加算する事由と一致していなかった。公園条例別表(7)に基づくと、「入場料その他これに類する料金を徴収するか」「商品の展示を行うか」「商品の販売を行うか」という割増使用料の対象かどうか確認するためのチェック項目が必要である。【結果5-18】

また、ホームページやパンフレットには、通常の使用料のみで割増使用料の記載がないため、利用者に分かるように、割増使用料を徴収する場合を記載しておくこと

が望ましい。【意見5-11】

【姫路市立公園条例】
別表（第16条、第43条関係）
(1)～(6)　略
(7) 多目的ホール等を使用する場合の使用料
［表　略］
備考
1　使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は商品の展示若しくは販売を行う場合の使用料は、当該使用区分に係る使用料の額（以下「基本使用料」という。）に当該使用料の10割に相当する額を加算した額とする。
２～３　略

（4）多目的ホール等の割増使用料について（その２）

割増使用料を加算している使用許可の件数は、直近３年の令和２年度～令和４年度では０件であった。

一方で、多目的ホール等を利用してイベントを主催している団体（コスプレイベント主催の団体）のホームページによると、イベントの参加者より参加費を徴収しているようであり、割増使用料を加算する場合に該当するとも思われるが、基本使用料しか徴収されていなかった。

この理由について市担当者に聴取したところ、「条例の割増使用料の加算の趣旨からすると、単に外形的に「入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は商品の展示若しくは販売を行う場合」に加算するのではなく、使用の実態が営利か非営利かによって判断する意味と考えており、そのため、申請者にとっても分かりやすい表現の使用区分「営利事業」「非営利事業」の区分にしている。例えば、同好会が参加者から入場料を徴収して会場費等に充てる場合など、入場料を徴収していることのみをもって加算するのは、手柄山交流ステーションの設置目的である一般の利用者の使用、交流、施設の利活用に反すると考えられる。」との回答であった。

しかし、条例をそのまま適用すれば、営利事業か非営利事業かに関わらず、外形的に「入場料その他これに類する料金」を徴収していると判断できる場合には一律に割増使用料を加算するべきであって、現在の運営基準は条例の規定と整合していないと言わざるを得ない。割増使用料の加算の運営基準について、見直す必要がある。【結果5-19】

（5）使用料の領収証の書き損じの処理について

令和４年度に利用者より多目的ホール等の使用料の支払いを受けた場合に発行した領収証綴りを確認したところ、書き損じたと思われる領収証がそのまま綴られていた。経理上の処理としては、書き損じた領収証については、バツ印などをつけて書き損じであることを明らかにしておく必要がある。【結果5-20】

３　意見

(1) 多目的ホール等の稼働率について

過去７年間の多目的ホール等の利用実績は、以下のとおりである。

＜過去７年間の利用実績＞

年度	利用可能枠数	実利用枠数		利用率	人数	受領金額(円)
令和４	2,472	有料利用	288	11.650%	4,971	548,280
		営利利用	0	0.000%	0	0
		無料利用	243	9.830%	6,040	714,390
		減免利用	0	0.000%	0	0
		合計	531	21.481%	11,011	548,280
令和３	2,464	有料利用	198	8.036%	3,266	366,060
		営利利用	0	0.000%	0	0
		無料利用	180	7.305%	4,529	514,650
		減免利用	0	0.000%	0	0
		合計	378	15.341%	7,795	366,060
令和２	1,854	有料利用	165	8.900%	1,838	264,000
		営利利用	0	0.000%	0	0
		無料利用	53	2.859%	1,190	87,080
		減免利用	0	0.000%	0	0
		合計	218	11.758%	3,028	264,000
令和１	1,860	有料利用	259	13.925%	5,635	389,710
		営利利用	61	3.280%	920	234,340
		無料利用	103	5.538%	3,429	182,400
		減免利用	0	0.000%	0	0
		合計	423	22.742%	9,984	624,050
平成30	1,854	有料利用	442	23.840%	6,056	773,350
		営利利用				
		無料利用	141	7.605%	4,409	260,900
		減免利用	36	1.942%	904	20,940
		合計	619	33.387%	11,369	822,210
平成29	1,854	有料利用	405	21.845%	6,884	675,400
		営利利用				
		無料利用	100	5.394%	3,368	0
		減免利用	8	0.431%	220	11,760
		合計	513	27.670%	10,472	687,160
平成28	1,854	有料利用	363	19.579%	5,977	633,700
		営利利用				
		無料利用	91	4.908%	2,754	0
		減免利用	14	0.755%	328	22,680
		合計	468	25.243%	9,059	656,380

（注）・「営利利用」は後述の「割増使用料」が加算された利用者を指す。なお、令和元年度は従前無料利用であった特定の利用者を営利利用として許可することに変更したため、営利利用の利用者数が増えているが、令和２年度以後は当該利用者の利用はなくなった。

・平成29年度以前は、年度末集計の際「無料利用」を「受領額０円」と表記していたため集計が異なっている。

上記のとおり、稼働率（利用率）は、令和４年度では年間21%、コロナ禍前の平成28年から令和元年度の4年間においては、22～33%程度（平均27%程度）となっている。

令和４年度の多目的ホール等の利用実績によると、姫路市内の幼稚園、小中学校・高校などが、教員の研修会や学校遠足・校外学習の昼食場所などのため利用することが多かった。姫路市外の学校の利用も含めると、学校関連の利用が大部分を占めている。

学校関連以外の利用で多いのは、コスプレ撮影を目的とした利用者で、手柄山中央公園内で撮影する際の更衣室や控え室として近年需要が増えているとのことであった。それ以外の一般の団体等の利用は、コロナ禍の影響もあるかもしれないものの、あまり多くはなかった。

また、手柄山利活用検討プロジェクトチームによる平成20年１月31日付の「手柄山中央公園利活用検討報告書」の参考資料には、「交流センターにおける利用者数見込み（予測）」に「利用率は32%程度と予測される。」と記載されている。しかし、前述のとおり、利用率はコロナ禍前４年間でも平均30％に満たず、当初見込んでいた利用率よりも低い水準である。

稼働率が低い原因を分析したうえで、稼働率を上げるための方策を検討することが望ましい。当初、見込んでいた需要がなくなったということであれば、有効活用のため、別の使途を検討することも必要である。【意見5-12】

【姫路市立水族館及び手柄山交流センターの管理運営方針について】

手柄山交流ステーション

（2）地域交流の拠点

地域に存在する各種団体が、活動を行う場合の拠点とするとともに、地域、世代を越えた交流を推進し、地域イベントの開催などにより地域コミュニティの醸成を図る。

（利用）

・写真展、絵画展等の開催（文化、芸術、余暇活動を通じた交流）
・各種講演会の開催
・各種団体の会議、研修会やイベントの開催

（3）地域緑化の拠点

地域で行われている街路樹や花壇の植栽における指導、研修の会場として活用し、地域緑化の推進を図る。

（利用）

・緑化に関する研修会等の開催
・緑化ボランティア育成の場
・緑化イベントの開催
・緑と花に関する体験学習会の実施

【手柄山中央公園利活用検討報告書　参考資料】

手柄山地域交流センター（注）は、下記設置目的

緑豊かで潤いある地域社会の形成を図るため、緑化推進活動等を通じた市民交流を促進し、公園機能の拡充を務め、また、旧モノレールを活用した観光拠点として、地域活性化に寄与することを目的とする

を達成するために４つの施設機能を備えている。

４つの施設機能

① 多目的ホール

② 研修室
③ 市民ホール（交流広場含む）
④ 事務所

上記①～③の各施設で実施されるソフト事業計画は別紙のとおりである。この合、その使用に当たっては、市が使用に供する場合と一般市民が使用に供する場合とがあり、いずれ目的にそった使用であるが、場合によっては競合することになる。

ここで、当交流センターを中心に概ね５km圏域内にあり、同様な利用形態を持つ類似的な施設の平均利用率を参考にした、一般市民における当施設の利用率は、32%程度と予測される。（別紙参照（別紙は略））

また、地域交流センターの３階部分に相当する、現在の展示室、研修室及びフロアーを合わせた実使用日数185日（過去６カ年平均：別紙参照（別紙は略））と今後計画しているみどり整備室と水族関連の催し物（市の使用）による実使用日数100日から換算した施設利用率は、約78%程度になると考えられる。

このことから、使用の時期や期間並びに面積（規模）、また代替会場の精査という課題は残すものの、双方の使用率の合算では110%となり、施設が最大限有効に利用されるものと考えられる。

（注）「手柄山地域交流センター」は、開館時の平成23年に「手柄山交流ステーション」に改称されている。

（2）多目的ホール等における通信環境の改善について

包括外部監査人及び補助者が手柄山交流ステーションで現地監査した際、多目的ホール内の一部において携帯電話が圏外となっていたことを確認した。これについては、手柄山交流ステーションの建物の構造上の問題で、インターネット通信の環境に不備が発生しているのではないかと推測される。

多目的ホールや研修室は、使用許可により市民に貸し出しているが、同様の貸会議室などでは、近年ではインターネット環境が整備されていることが一般的になっているため、携帯電話の電波が繋がらないことは多目的ホール等の利用推進にとっても障害となりうる。

したがって、電波障害の解消のための対策を検討することが望ましい。また、利用者とのトラブルを防止するために、通信環境の改善がなされるまでは、申請書など「多目的ホール等の一部に電波が圏外となる場所があります。」といった旨を記載し、利用者に対し、通信環境が悪いことを事前に説明しておいた方がよいと思われる。【意見5-13】

（3）備品管理について

平成31年度より、２万円未満の備品に該当するものは、備品管理調書による管理が不要となったため、多目的ホール等に設置されている多数のイス（約360脚）については、備品管理調書による管理を行わなくなったとのことである。しかし、多目的ホール等は、手柄山交流センターの利用者など、不特定多数の人間が出入りする場所でもあるため、数量・品名・設置場所などを記録しておく程度の管理は行っておくことが望ましい。【意見5-14】

第５節　温室植物園

１　概要

（1）施設の概要

姫路市立手柄山温室植物園は、姫路市立手柄山温室植物園条例に基づき、熱帯植物、亜熱帯植物、砂漠植物等を展示する施設として設置されている。主に、植物の育成、栽培及び展示を行い、植物に関する資料を収集及び作成し、植物に関する展示会、講習会等を開催するなどしている。

所管する機関	観光スポーツ局（現・観光経済局）手柄山中央公園整備室
設置目的	熱帯植物、亜熱帯植物、砂漠植物等を展示し、市民の植物に関する知識の普及及び植物愛好の精神を養うとともに、市民に憩いの場を提供するために設置する。
施設の内容	大温室、小温室、ハーブ園、デッキテラス、ロックガーデン、サギソウ栽培温室、エントランス展示室、レンガ広場展示室、レストハウス、ショップ花の家など
所在地	姫路市手柄93番地
建築年月	1979年
延床面積	1,572㎡
建設事業費	220,000千円

（2）指定管理者制度（令和４年度）の概要

指定管理者	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
現協定の指定期間	令和３年４月１日から令和６年３月31日
選定方法	非公募
市指針での施設分類	姫路市指定管理者制度導入基本方針における基本分類② （市の政策目的を達成する上で拠点的な役割を果たす施設であって、管理運営において市施設との一体性が必要とされる施設については、直営による管理又は非公募若しくは公募により指定管理者制度を導入する。）
利用料金制度	利用料金制度は導入していない

（3）施設の利用状況

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
入園者数（人）	27,197	33,502	34,809

２　監査の結果

（1）仕様書の規定の根拠規則号番号誤りについて

姫路市手柄山温室植物園指定管理者業務仕様書の「４　入園料の徴収　(6)入園料の減免」を見ると、表題①において、本文に続くなお書として、『規則（注：姫路市立手柄山温室植物園条例施行規則）第６条第１項第４号に規定する市長が特別の理由があると認める場合の入園料の減免の取り扱いについては、甲（注：姫路市）が別途提示する「手柄山温室植物園出改札マニュアル」内の「手柄山温室植物園減免対象者一覧」によるものとする。』という文言が記載されている。

この文章の「第６条第１項第４号」という部分についてであるが、市長が特別の理由があると認める場合の取り扱いは、実際には、姫路市立手柄山温室植物園条例施行規則の第６条第１項第４号ではなく、その次の第５号に定められている。従って、規定の文言を、「第６条第１項第５号」に訂正する必要がある。【結果5-21】

【姫路市手柄山温室植物園指定管理者業務仕様書】
・・・略・・・
４　入園料の徴収
・・・略・・・
（6）入園料の減免
①　条例第５条及び規則第６条の規定により入園料の減免を行うこと。
なお、規則第６条第１項第４号に規定する市長が特別の理由があると認める場合の入園料の減免の取り扱いについては、甲が別途提示する「手柄山温室植物園出改札マニュアル」内の「手柄山温室植物園減免対象者一覧」（以下「減免対象一覧」という。）によるものとする。
・・・略・・・

(2)市長が特別の理由があると認めるときの減免に係る決裁について

姫路市立手柄山温室植物園条例施行規則第６条第１項第５号によれば、市長が特別の理由があると認めるときは、市長が相当と認める額を減免できるとされている。当該減免事由を含む減免事務全般は、指定管理者に対し、「手柄山温室植物園出改札マニュアル」内の「手柄山温室植物園減免対象者一覧」を提示することにより、実行されている。「手柄山温室植物園出改札マニュアル」においては、根拠規定として、姫路市手柄山温室植物園入園料減免基準が挙げられている。

姫路市手柄山温室植物園入園料減免基準は、市長が特別の理由があると認めるときの減免事由を含んだかたちで定められているものであるが、現在の担当者には引き継がれておらず、所管課に提出を求めても、直ちには提出できない状態であった。

所管課がその後調査したところ、姫路市手柄山温室植物園入園料減免基準の平成18年４月１日の改正に係る決裁（及びその時点における改正後の姫路市手柄山温室植物園入園料減免基準）が確認できた。しかし、最新の改正ではないため指定管理者

に提示された「手柄山温室植物園減免対象者一覧」とは一部合致していない。
そのため、最新の改正について決裁を受けていないのであれば、決裁手続を実施しなければいけないので、改善が必要である。【結果5-22】
（なお、決裁を受けていたのであれば、最新の姫路市手柄山温室植物園入園料減免基準が現在の担当者に引き継がれるよう改善する必要がある。）

【姫路市立手柄山温室植物園条例施行規則】
・・・略・・・
（入園料の減免）
第６条　条例第５条の規定により、入園料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。
・・・略・・・
(5) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき　入園料の額のうち市長が相当と認める額
・・・略・・・

(3) 清掃について定期作業の業務報告書について

姫路市手柄山温室植物園指定管理者業務仕様書（11　清掃）によれば、清掃作業は、午前９時までに行う早朝作業、開園時間内に行う日常作業及び開園時間外又は休園日に行う定期作業に分かれている。
このうち、年２回実施することになっている、窓ガラス（正面入口窓ガラスを除く）・蛍光灯・ブラインドの清掃（定期作業の一部）の実施について、指定管理者から提出された事業報告書及び月例報告に含まれる清掃業務（定期作業）報告書によれば、次の通りとなっていた。

部屋名等	作業名	実施日
男子便所、女子便所、障害者便所	窓ガラス内外の清掃 照明器具の清掃	２月10日 ３月10日
男子便所（園内）、女子便所（園内）、障害者便所（園内）	窓ガラス内外の清掃 照明器具の清掃	２月17日 ３月17日

これらの指定管理者の清掃業務（定期作業）報告書（抜粋）の報告内容には、次の３つの問題がある。

- ２月10日、２月17日、３月10日及び３月17日の実施日について、作業日誌と照合したところ、これらの作業に関する記載が見当たらなかった。そのため、本当に作業が実施されたか確認することができなかった。
- 年２回の定期作業を、年度末の２月と３月にまとめて実施したという報告になっており、実施時期として不適切である。
- 指定管理者から提出された令和４年度の指定管理者業務事業計画書によれば、これらの作業の実施時期を６月及び１月としており、実施時期が計画と大幅に乖離している。

このように、指定管理者から提出された清掃業務（定期作業）報告書は、不正確かつ不適切な内容であったため、指定管理者に対し改善指導をする必要がある。【結果5-23】

【姫路市手柄山温室植物園指定管理者業務仕様書】
・・・略・・・
11　清掃
・・・略・・・
（5）業務報告
業務実績を明らかにするため、早朝作業及び日常作業と定期作業とを区別し、業務報告書を作成し、当月分を翌月１０日までに甲に提出し、検査を受けること。
・・・略・・・

（4）警備計画書の提出もれについて

姫路市手柄山温室植物園指定管理者業務仕様書（13　警備）によれば、指定管理者は、警備計画書を作成し提出することになっている。

しかし、令和３年度（協定期間の初年度）及び令和４年度については、指定管理者は、警備計画書を提出していない。仕様書に従った対応ができていないので、指定管理者に対し改善指導をする必要がある。【結果5-24】

【姫路市手柄山温室植物園指定管理者業務仕様書】
・・・略・・・
13　警備
・・・略・・・
（5）警備計画書及び警備業務報告書の提出
① 警備対象を調査し、甲と調整の上、警備計画書を作成し提出すること。
・・・略・・・

３　意見

（1）手柄山温室植物園出改札マニュアルの保管及び取扱いについて

姫路市手柄山温室植物園指定管理者業務仕様書では、市長が特別の理由があると認める場合の入園料の減免の取り扱いについては、姫路市が別途提示する「手柄山温室植物園出改札マニュアル」内の「手柄山温室植物園減免対象者一覧」によるものとされている。従って、「手柄山温室植物園減免対象者一覧」を含む「手柄山温室植物園出改札マニュアル」は、契約文書である。

そこで、基本協定書及び年度協定書を閲覧したが、「手柄山温室植物園出改札マニュアル」は、いずれの協定書にも添付保管されていなかった。保管状況を調べたところ、所管課では、契約文書として取り扱われることなく別保管となっていた。所管課に対し、指定管理者に「手柄山温室植物園出改札マニュアル」を提示した時期を質問したところ、基本協定書締結時に協定期間（３年間）分を提示したとのことであった。

こうしたことから、「手柄山温室植物園減免対象者一覧」を含む「手柄山温室植物園出改札マニュアル」については、基本協定書に添付するなどして、契約文書として取り扱うことが望まれる。【意見5-15】

（2）指定管理者からの月例報告書類の保管方法について

指定管理者は、姫路市手柄山温室植物園指定管理者業務仕様書に従い、月例報告

として、①利用状況及び収納事務の実施状況、②管理業務の実施状況、及び③その他の報告書（自主事業実施報告書など）を毎月所管課に提出している。

提出を受けた所管課は、「利用状況及び収納事務の実施状況」については、ファイリングして保管し、「管理の実施状況」については、月によってファイリングする場合とファイリングしない場合があり、「自主事業実施報告書」については、毎月自主事業があるのにファイリングしていない。具体的には、次の通りである。

報告書類	月	保管方法
利用状況及び収納事務の実施状況	４月分～３月分	植物園入園料（ファイル名）にファイリングして保管
管理業務の実施状況	４月分～８月分及び11月分	植物園入園料（ファイル名）にファイリングして保管
	９月分、10月分及び12月分～３月分	ファイリングしていない（上記と別保管）
自主事業実施報告書	４月分～３月分	ファイリングしていない

月例報告書類の保管については、量が多く、ファイリングしないとバラバラになりやすく、また、事後的なチェックも行いにくい。「利用状況及び収納事務の実施状況」だけでなく「管理業務の実施状況」及び「自主事業実施報告書」についても、ファイリングした上で、インデックスシールを貼るなどして何月分かすぐ分かるようなかたちで整理することが望まれる。【意見5-16】

第６節　手柄山中央公園整備室

１　概要

（1）手柄山中央公園整備基本計画の概要

手柄山中央公園は、平成12年策定の手柄山中央公園整備計画調査報告書に基づき整備が進められてきたが、この整備期間は平成24年で終了している。これに加え、園内施設の著しい老朽化等の課題やＪＲ姫路・英賀保間新駅の整備構想、文化センターの移転等への対応に迫られ、手柄山中央公園整備基本計画が策定された。目標年次は、手柄山中央公園の北西部地域を第１期整備とし、整備目標年次を平成37年度（令和７年度）としている。また、東部地域を第２期整備とし、平成38年度（令和８年度）以降に整備を行うものとしている。

（2）整備コンセプトと整備の基本方針

＜整備コンセプト＞
感動と笑顔あふれる憩いの交流空間の創出

＜整備の基本方針＞
市民利用を中心とする本市を代表する総合公園として、「スポーツ」や「平和と学び」、「緑豊かなやすらぎ」の交流拠点として、公園施設の新設、移転、統廃合を進める。また、公園を訪れた人を楽しませ、魅力ある利便性の高い公園づくりを目指すとともに、災害時における「広域防災拠点」としての機能向上を図る。

＜整備における「５つの視点」＞
・スポーツの拠点としての整備
・平和と学びの拠点としての整備
・緑豊かなやすらぎの拠点としての整備
・防災拠点としての整備
・公園全体の魅力と利便性を高める整備

（3）公園施設再配置の概要

区分	施　設	内　　容
廃止	手柄山遊園	手柄山遊園は廃止する。
移転	文化センター	文化センターは、姫路駅周辺イベントゾーンへ移転させる。
存続	陸上競技場	陸上競技場は、スポーツの拠点として存続させる。
	姫路球場	姫路球場は、スポーツの拠点として存続させる。
	中央体育館	中央体育館は、スポーツの拠点として存続させる。
	県立武道館	（県の施設）
	慰霊塔	慰霊塔は、平和の象徴として存続させる。
	平和資料館	平和資料館は、平和の拠点施設として存続させる。
	水族館	水族館は、水生生物等の学びの拠点として存続させる。
	スリラー塔・ロックガーデン周辺等	スリラー塔・ロックガーデン周辺等は、公園の修景施設として存続させる。

区分	施　設	内　　容
	回転展望台	回転展望台は、公園のシンボルとして存続させる。
	手柄山交流ステーション	手柄山交流ステーションは、手柄山周辺施設の拠点施設として存続させる。
	園内駐車場	第１立体駐車場等の園内駐車場は存続させる。
全面改修	市民プール	市民プールを全面改修し、新たに全天候型屋内プール、レジャープールを整備する。
園内移設	温室植物園	温室植物園は、文化センター移転後の跡地に移転させ、緑の相談所・温室植物園の機能を統合させた、新たな植物園を整備する。
新設	体育館	新たに体育館を整備する。
	ちびっこ広場	新たに「ちびっこ広場」を整備する。
	レストハウス	緑の相談所の機能移転後、建物やその周辺をレストハウスとして整備する。
その他	防災拠点	備蓄倉庫の設置や災害時の物資運搬車や給水車等の進入経路の確保等を検討し、防災機能の向上を図る。
	利便性を高める整備	ＪＲ新駅から姫路球場までの連絡通路や施設間に移動動線、情報提供機能の充実、飲食機能の導入等を検討する。また、駐車場整備等を含む交通計画も検討する。

２　監査の結果

記載すべき事項はない。

３　意見

（1）回転展望台について

回転展望台は、回転式の展望喫茶店として営業（民間業者への使用許可による）されていたが、老朽化に伴い営業が廃止された。

手柄山中央公園整備基本計画では、回転展望台は、公園のシンボルとして存続される方針で、「回転展望台は、姫路大博覧会のテーマ塔として建設された本公園のシンボル的施設である。施設の老朽化が進んでいるが、姫路市にとって過去と現在を結ぶ貴重な施設となっている。今後、公園のシンボルとして存続させるが、施設の改修

や利活用方策について検討を行う。」という結論となっている。

しかし、今後の施設の改修や利活用方策については、検討が進んでおらず、まだ白紙に近い状況である。利活用方策をどのようなものに決め、それに合わせて施設の改修をどのように行うかは難しい検討課題であるが、コンクリート部分の劣化が進んでおり、検討を先送りせず早期に結論を出すことが望まれる。【意見5-17】

第７節　公園緑地課及び公園整備課の所管する業務

１　概要

（1）管理の概要

手柄山中央公園では、清掃、除草、溝・水路の浚渫、樹木の剪定などの管理業務を公園整備課が担当し、電気工作物の保安管理、排水管の清掃、一部施設の改修工事などの業務を公園緑地課が担当している。特に、清掃業務は、手柄山中央公園の多くの場所が対象となっており、委託金額も大きい。

（2）清掃の概要

清掃作業場所	面積など
園路及び周辺	約1,900㎡
平和資料館周辺	約2,000㎡
慰霊塔周辺	約5,200㎡
ロックガーデン周辺	約5,000㎡
ツツジ園周辺	約4,000㎡
ふれあい広場周辺	約5,000㎡
山頂駐車場周辺	約2,000㎡
県立武道館周辺	約2,000㎡
旧修景池周辺	約1,500㎡
旧テニスコート跡周辺	約1,200㎡
野球場東駐車場周辺	約4,500㎡
道路側溝周辺	約3,800㎡
多目的広場周辺	約11,000㎡
野球場西駐車場周辺	約6,350㎡
旧養寿園跡周辺	約1,640㎡
旧青年の家跡周辺	約1,080㎡
植物園周辺道路（パーキング含む）	約2,300㎡
ちぎり橋以北道路	約5,000㎡
植物園周辺（植込み）	約3,700㎡
芝生広場	約2,400㎡
日本庭園	約1,300㎡
芝生広場西側	約7,500㎡
芝生広場東側	約3,000㎡
相談所周辺	約2,200㎡
サンクガーデン南側広場	約4,000㎡
カスケード周辺	約5,260㎡
便所	４か所
便所（カスケード下）	１か所
連絡通路	約1,100㎡
エレベータ	２基

２　監査の結果

記載すべき事項はない。

３　意見

（1）夏季の人件費の割増率について

手柄山中央公園管理作業委託契約の予定価格は、所管課が独自に積算したものではなく、受託者であるシルバー人材センターの見積書が、積算根拠資料として代用されている。

当該見積書を予定価格の積算根拠資料として使用することについては、改善を検討すべき事項が二つある。

まず、第一に、当該見積書では、酷暑期である夏期の人件費について、夏期配分金という名目で、通常時期の配分金より割り増しして算定されているが、その割増率が男性女性で異なっていることが検討課題である。割増率は、男性が1.25倍で女性が1.1倍となっている。通常時期の配分金は、男性女性同額であり、夏期だけ男性女性の配分金が異なっている。

同一の作業に対しては、同一の配分金とするのが基本であり、配分金に差をつける場合は、作業負担や作業能力などに基づいて行うべきである。男性女性という性別の違いに基づくべきではない。シルバー人材センターに対して、配分金を全員同一にするか、あるいは、配分金に差をつける場合は合理的な基準に基づいて行うよう改善指導することを検討するべきである。【意見5-18】

第二に、当該見積書では、材料費が2,390,692円と記載されているが、その内訳や明細が記載されていないことが検討課題である。材料費の金額は、僅少ではなく、重要性がある。

シルバー人材センターに対して、材料費の積算根拠を明らかにするよう改善指導することを検討するべきである。【意見5-19】

第６章　名古山霊苑

第１節　名古山霊苑

１　概要

（1）仏舎利塔の概要

所管部局	名古山霊苑管理事務所
設置目的	市民及び一般観光客の観光に資するために、姫路市名古山霊苑内に設置する。
所在地	姫路市名古山町14番１号
建築年月	昭和35年３月
延床面積	936㎡
建設事業費	180,898千円（納骨堂などを含む）
縦覧期間及び時間	１月１日から12月28日 午前８時40分から午後４時30分まで
縦覧料	大人（13歳以上）210円 小人（満５歳以上満13歳未満）100円

（2）仏舎利塔の利用状況

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
縦覧者数（人）	3,704	3,975	4,084

２　監査の結果

（1）縦覧料の不徴収手続について

名古山霊苑仏舎利塔の縦覧料は有料であるが、一定の者については、条例の規定により徴収しないことになっている。姫路市名古山霊苑仏舎利塔条例によれば、「満５歳未満の者」及び「その他市長が特に指定した者」は、縦覧料を徴収しないと規定されている。そして、姫路市名古山霊苑仏舎利塔条例施行規則において、「その他市長が特

に指定した者」は、「公務視察者」及び「その他市長が特に必要と認めた者」と定められている。

「その他市長が特に必要と認めた者」については、その都度決裁を受けて対応するのでは実務的に間に合わないため、事前に該当者を定めておいて、名古山霊苑仏舎利塔出改札業務委託契約の契約相手方である名古山霊苑協会に対して予め該当者を提示しておく方法が採られている。所管部署である名古山霊苑管理事務所によれば、現在の該当者は、障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者、どんぐりカード又は高齢者福祉優待カードの交付対象者､並びにふるさと大使招待券持参者となっている。

しかし、これらの該当者が、本当に「その他市長が特に必要と認めた者」であるかについては、基準や要綱などの決裁済み文書がないため、適正に決裁を受けて決められたものであるか確認することができなかった。「その他市長が特に必要と認めた者」の該当者については、決裁を受けて基準化する必要がある。【結果6-1】

【姫路市名古山霊苑仏舎利塔条例】
・・・略・・・
（縦覧料の不徴収）
第６条　次に掲げる者については、縦覧料を徴収しない。
（1）満５歳未満の者
（2）その他市長が特に指定した者
・・・略・・・

【姫路市名古山霊苑仏舎利塔条例施行規則】
・・・略・・・
（縦覧料の不徴収）
第６条　条例第６条第２号の縦覧料を徴収しない者は、次のとおりとする。
（1）公務視察者
（2）その他市長が特に必要と認めた者
・・・略・・・

（2）作業工程表の未提出について

名古山霊苑内低木剪定業務委託仕様書によれば、委託を受けた事業者は、作業工程表を提出することになっている。

しかし、委託を受けた事業者は、作業工程表を提出しておらず、工事完了後に、工事写真帳を提出している。工事写真帳は、作業前と作業後を写したものであるが、委託業務完了報告書の添付資料の位置づけであり、作業工程表とは言えない。委託を受けた事業者に対し、事前に作業工程表を提出するよう指導することが必要である。【結果6-2】

【名古山霊苑内低木剪定業務委託仕様書】
・・・略・・・
４　実施方法
・・・略・・・
（8）作業工程表を提出すること。

３　意見

（1）縦覧料の不徴収手続に関する仕様書について

令和４年度において、姫路市は、名古山霊苑仏舎利塔出改札業務を、契約金額5,696,700円で業務委託している。業務委託仕様書では、縦覧料の徴収について、「姫路市名古山霊苑仏舎利塔条例及び同施行規則に基づき、縦覧者から縦覧料を徴収し、受領印（領収印）を押印した縦覧券を交付すること。」と規定されており、徴収する場合の手続が記載されている。しかし、徴収しない場合の手続については、仕様書では説明が不足している。

姫路市名古山霊苑仏舎利塔条例施行規則では、縦覧料を徴収しない者として、「その他市長が特に必要と認めた者」という規定が設けられており、具体的にどのような者を指すのか分からない文言となっている。その説明不足を補うため、所管部署である名古山霊苑管理事務所は、名古山霊苑仏舎利塔出改札業務委託契約の受託者に対し、「その他市長が特に必要と認めた者」が、障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者、どんぐりカード又は高齢者福祉優待カードの交付対象者、並びにふるさと大使招待券持参者であることを書面で提示している。

しかし、縦覧料の不徴収手続は、出改札業務における重要な契約事項である。仕様書で説明不足のまま運用面の工夫として書面提示するのではなく、仕様書（又は仕様書の別紙）に具体的に規定することを検討する必要がある。【意見6-1】

【名古山霊苑仏舎利塔出改札業務委託仕様書】
・・・略・・・
２　実施方法等
（出改札業務）
（1）姫路市名古山霊苑仏舎利塔条例及び同施行規則に基づき、縦覧者から縦覧料を徴収し、受領印（領収印）を押印した縦覧券を交付すること。ただし、団体（30人以上）の縦覧料を徴収したときは、領収書に縦覧年月日、団体代表者住所・氏名、金額、内訳（縦覧人員）を記入し、交付すること。
・・・略・・・
（4）縦覧料の徴収に当っては、法令及び姫路市会計規則（昭和42年姫路市規則第24号）その他市が別に定めるところにより行うものとする。
・・・略・・・

（2）納骨堂に関する業務内容について

名古山霊苑仏舎利塔出改札業務委託仕様書によれば、委託業務の対象施設は、仏舎利塔及び周辺施設と記載されており、また、施設管理業務については、電気設備の点灯確認、美観確認、清掃等などが記載されている。所管部署である名古山霊苑管理事務所によれば、周辺施設には納骨堂が含まれており、施設管理業務には納骨堂における供花並びに線香及びローソクの入れ替えなどの業務も含まれるとのことであった。

しかし、仏舎利塔は、姫路市名古山霊苑仏舎利塔条例に基づく施設であり、納骨堂は、姫路市名古山霊苑納骨堂条例に基づく施設である。それぞれ別の条例に基づく施設であり、納骨堂が仏舎利塔の周辺施設という位置づけとはなっていない。また、供花並びに線香及びローソクの入れ替えなどの業務を清掃等と表記するのは仕様書の文

言としては具体性に欠けている。
仕様書は、業務内容を曖昧に記載するべきではないので、対象施設として納骨堂を明示し、納骨堂における業務内容も具体的に記載することを検討するべきである。【意見6-2】

【名古山霊苑仏舎利塔出改札業務委託仕様書】
1　実施内容
仏舎利塔及び周辺施設（以下「施設」という。）の管理及び運営に係る次の業務（以下「業務」という。）
2　実施方法等
（出改札業務）
・・・略・・・
（案内・施設管理業務）
(1) 縦覧者にパンフレットを配布し、案内アナウンスを放送すること。
また、入場者からの問合せに対し丁寧に説明等の対応をすること。
(2) 施設内の電気設備が正常に点灯し美観が保たれているかを確認すること。
(3) 施設内の清掃等に努め、縦覧者等が快く利用できるように努めること。
・・・略・・・

(3) 一者随意契約の随意契約理由について

名古山霊苑仏舎利塔出改札業務委託契約は、名古山霊苑協会との一者随意契約である。随意契約理由については、業務委託随意契約理由書において、契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号）のうち、「その他契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。」に該当し、具体的には、「名古山霊苑で利用者の便益を図る唯一の非営利団体である名古山霊苑協会は、名古山霊苑内の墓地・納骨堂など設立当初から清掃等を行っているため。」と記載されている。
しかし、この理由の文言では、納骨堂における供花並びに線香及びローソクの入れ替えや清掃等の業務に係る一者随意契約理由を示しているだけで、主たる業務である仏舎利塔の出改札業務に係る一者随意契約理由を示しているとは言えない。
競争入札や複数見積随意契約によらず、一者随意契約を継続するのであれば、仏舎利塔の出改札業務を名古山霊苑協会に委託しなければならない理由をもっと具体的に記載するよう検討する必要がある。【意見6-3】
なお、納骨堂に係る業務を一者随意契約とし、仏舎利塔に係る業務を競争入札にする方法も検討するべきである。

(4) 契約相手方の見積金額での契約について

名古山霊苑仏舎利塔出改札業務委託契約の契約金額は、契約相手方である名古山霊苑協会の見積金額と同額である、予定価格や予算金額も見積金額と同額である。予定価格は、所管部署である名古山霊苑管理事務所で別途積算されたものではない。また、名古山霊苑協会の見積書における見積金額は、内訳や明細の記載がない総額の表示のみとなっている。

名古山霊苑仏舎利塔出改札業務委託契約は、一者随意契約であり、競争入札により契約金額が決まったわけではない。契約金額は5,696,700円と比較的大きく、契約金額の妥当性の検証は重要である。見積金額の内訳や明細を入手するなどして、（さらに、予定価格の積算根拠を明らかにするなどして、）契約金額の妥当性チェックを強化するよう検討する必要がある。【意見6-4】

（5）作業工程表の不備について

令和４年度において、姫路市は、名古山霊苑えい地除草業務を、契約金額13,090,000円で業務委託している。業務委託仕様書によれば、委託を受けた事業者は、作業工程表を提出することになっている。

作業は、名古山霊苑えい地除草業務委託仕様書に従い、４回行われており、１回目から４回目まで、各作業が終わる度ごとに、着工前、作業中、完了後の写真を載せた工事写真帳が提出されている。工事写真帳を見れば、事後的には、作業工程が分かるようになっているが、本来の作業工程表とは言えない。

委託を受けた事業者に対し、事前に作業工程表を提出するよう指導することが望まれる。【意見6-5】

【名古山霊苑えい地除草業務委託仕様書】
・・・略・・・
４　実施方法
・・・略・・・
（８）　作業工程表を提出すること。

（6）施設の有効活用について（西宝塔跡地駐車場）

西宝塔跡地は、西宝塔の建設が予定されていた場所であるが、頓挫により小高い丘だけが残り、そこに草木が繁茂して見栄えが悪かったため、平地に戻して舗装し駐車場となったものである。この西宝塔跡地駐車場については、仏舎利塔、楠谷池、桜並木、いちょう並木又は東宝塔跡地などから離れた所に位置するため、駐車場利用者は、主として、墓地の利用者が想定されている。

しかし、墓地の利用者は、自分（の先祖）の墓近くの路上に車を止めて墓掃除や墓参りをすることが多く、西宝塔跡地駐車場に隣接する場所に墓がある人を除けば、西宝塔跡地駐車場に車を止める人は少ない。西宝塔跡地駐車場には、64台分も駐車区画があり、稼働率が低くなっている。なお、工事があるときは、工事車両が駐車場の一部を利用することがあるが、駐車場は広く、その場合でも利用区画は一部にとどまる。このように西宝塔跡地駐車場は、駐車場としての利用頻度が少ないため、有効活用できていない。西宝塔跡地駐車場の活用方法を再検討することが望まれる。【意見6-6】

（7）施設の有効活用について（講和館）

講和館は、仏舎利塔から道を挟んで東側に位置する宗教美術館である。講和館においては、名古山霊苑協会及び姫路市連合仏教会による、４月８日の全山（全ての寺院）霊位（死んだ人の魂）への合同慰霊法要（名古山まつり大法要）及び毎月８日（４月

８日を除く）の霊苑内各霊位の追善供養（月例法要）が執り行われている。毎月８日には、宗教講和も行われ、誰でも参加できることになっている。政教分離の観点から、宗教行事は、名古山霊苑協会及び姫路市連合仏教会が執り行っており、講和館は、そのための施設として使われている。

また、講和館北隣の駐車場兼広場については、人は自由に入れるが、自動車用の出入口は普段施錠されている。自動車用の出入口が開錠されるのは毎月８日の月例法要（４月８日は名古山まつり大法要）のほか、臨時行事等の時であり、駐車場としての利用は少ない。

講和館には、設置条例がなく、設置目的や活用方法が曖昧になりがちである。そして、使用されるのが年12回プラスアルファ程度と、市の公共施設としては使用頻度が少なく有効活用できていないことが課題として挙げられる。講和館の活用方法を再検討することが望まれる。【意見6-7】

第７章　全般的意見

第１節　監査対象部署に共通する意見

この報告書の第３章から第６章までにおいて、姫路市の公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する事務について、各所管において個別に監査の結果及び意見について記載してきた。

これ以外に、姫路市の公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する事務のみに関わる意見だけではなく、監査対象部署共通の意見がある。内容については、下記のとおりである。

１　再委託先の暴力団排除に関する誓約書の徴取について

「姫路市暴力団排除条例」を平成24年12月に制定し、姫路市は、「条例の趣旨にのっとり、市民及び事業者の協力を得るとともに、兵庫県等との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする」と姫路市の責務を定めている。

平成31年４月に建設工事業者に向けて、財政局財務部契約課は「工事請負契約における暴力団排除に関する誓約書の提出について」において、平成25年４月以降、すべての市の登録業者から「暴力団排除に関する誓約書」を提出させていることに加えて、平成26年１月より工事請負契約毎に元請業者及び当該契約に係る下請業者から暴排誓約書の徴収を義務づけさせる方針を周知している。

上記文書には「予定価格が130万円以下の場合を除く。」と記載されている。この除外規定の設定の理由は、契約事務の簡便化ということであるが、予定価格が130万円以下の契約業務を行う業者が暴力団等に該当しても問題ないとはいえないはずである。

このことから、予定価格が130万円以下でも、すべての事業者から誓約書の提出を求めるべきと考える。

これに関して、姫路市では、２年ごとに更新される業者登録時に必ず業者に誓約書の提出を求めていることから、姫路市の登録業者であれば、予定価格が130万円以下であっても、既に誓約書を提出していることになっている。

ただ、下請業者が姫路市の登録業者でなく、誓約書を提出していない場合も考えられるため、事務負担の増加との十分な比較考量する必要はあるものの、誓約書の提出を検討することが望ましい。【意見7-1】

【姫路市暴力団排除条例】
（目的）
第１条　この条例は、本市における暴力団の排除の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団による不当な影響の排除を推進し、もって安全で安心な市民生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

平成31年４月

建設工事業者の皆様へ

姫路市財政局財務部契約課

工事請負契約における暴力団排除に関する誓約書の提出について

平成25年４月１日以降、姫路市へ業者登録をしているすべての業者の方から暴力団排除に関する誓約書を提出していただいておりますが、平成26年１月より契約課が公告又は入札（見積）案内する工事請負契約については、工事請負契約毎に暴力団排除に関する誓約書を提出していただくこととしております。対象者及び提出方法等については次のとおりです。

記

１　概要

工事請負契約締結時に契約の相手方に対して暴力団排除に関する誓約書の提出を義務付けするとともに、当該契約に係る下請業者から暴力団排除に関する誓約書を徴取します。

２　対象者

工事請負契約（予定価格が130万円以下の場合を除く。）の元請業者及びその下請業者

・・・(略)・・・

第２節　公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する事務の今後の課題

今回の監査において、姫路市の公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する事務について、以下のような課題が明らかになっている。

１　公園のあり方について

姫路市パークマネジメントプラン（令和２年６月）にも記載があるように、姫路市の市立公園のうち開設から20年以上経過した公園の数は、全公園数の４分の３に上ろうとしている。そのため、施設の老朽化や魅力の低下、安全面の不安が生じている上、維持管理費が年々増加している。このような状況に対応するため、姫路市では、本報告書の『第２章　監査対象の概要　第２節　姫路市の公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等の施策』に記載の「姫路市都市計画マスタープラン」や「姫路市緑の基本計画」において、その施策として、既存公園の質の向上を目的とした再整備や維持管理のあり方について検討を進め、公園のリニューアルを進めていくことが挙げられている。公園は、市民の憩いの場だけでなく、災害時の避難場所としても重要な場所でもあり、様々な用途があると考えられる。そのため、公園のリニューアルにあたり、公園利用者のニーズを捉え、個々の公園の状況に応じて、将来の公園のあり方・公園の維持管理を考慮に入れ、整備及び設備更新を実施していく必要がある。

姫路市が市立公園に対する市民意識の把握のため、公園の課題・公園への要望に関

して実施したアンケート（調査）結果は、下記のとおりである。

＜公園の課題に関するアンケート結果の抜粋＞

調　査　対　象	市立公園の利用者
調　査　期　間	平成30年11月14日（水）から平成31年1月24日（木）まで
調　査　内　容	公園の課題
調査結果の内容	多かった回答（上位３つ） ①　駐車場がないまたは、狭い。 ②　トイレがないまたは、汚い。 ③　マナーを守らない人が多い。 【コメント】 ・　回答結果のうち、課題として最も挙がった意見は「駐車場がないまたは狭い」であった。アンケートの回答者には小さな子どもを持つ女性や高齢者が多く、自動車による移動が必要となる中で、公園に訪れたときに駐車ができないことが課題として挙げられている。一方、規模の大きい駐車場が整備されている公園への利用が集中してしまい、混雑しているという意見もあった。 ・　「マナーを守らない人が多い」「トイレがない又は汚い」など公園利用における快適性に対して課題を感じている声も多く挙がっている。

＜公園への要望に関するアンケート結果の抜粋＞

調　査　対　象	市立公園の利用者
調　査　期　間	平成30年11月14日（水）から平成31年1月24日（木）まで
調　査　内　容	公園への課題
調査結果の内容	多かった回答（上位の４回答） ①　公園内のカフェなどでゆったりと飲食を楽しむことができる。 ②　公園で地域のイベントやバザー、ミニ講演会など様々なイベントを開催できる。 ③　公園でバーベキューや花火ができる ④　子どもたちが火遊びや穴掘り、木登りなど通常の公園ではできないような遊びができる 【コメント】 ・　「公園での様々なイベント」「バーベキューや花火」は、これまでの公園では禁止されていたことである。また、「自然を使った通常の公園ではできないような遊び」「公園内のカフェなどで飲食」は、これまでの公園ではされていなかったこと、あるいは、施設としてなかったことである。これらの回答から、公園利用の幅を広げることや、新たな施設導入への期待があることが分かる。

２　公園愛護会について

姫路市の公園は広範囲に渡るため、公園の維持・管理に公園部だけでは、対応できないため、本報告書の『第２章　監査対象の概要　第１節　姫路市の市立公園等　９姫路市の市立公園その他の状況（「姫路市の公園緑地」より）』に記載のとおり、全公園のうち９割程度の公園で公園愛護会が結成されており、清掃や除草等の業務を担っている。この公園愛護会のほとんどが自治会や子ども会などの地域住民で構成されている。昨今、自治会や子ども会に入らない住民もおり、活動人数が減少している。また、活動の担い手の高齢化も問題となっている。

これについては、姫路市が市立公園に対する市民意識の把握のため、公園愛護会活

動に関して実施したアンケート（調査）結果からも明らかである。

＜アンケート結果の抜粋＞

調　査　対　象	公園愛護会の代表者
調　査　期　間	平成30年７月31日（火）から同年８月19日（日）まで
調　査　内　容	公園愛護会活動で困っていること・課題
調査結果の内容	最も多かった回答は「活動人数の減少」で、理由としては、高齢化による参加者の減少や子ども会へ加入者の減少などが挙げられていた。

公園の維持・管理においては、将来的にも公園愛護会は欠かせない存在であり、公園愛護会を存続させるためには、どうすればよいか、公園愛護会活動を活性化させるためには、どうすればよいか等について、公園愛護会と密にコミュニケーションをとり、公園愛護会活動を有効かつ効率的にバックアップし、どのようにすればより良い公園の維持管理ができるかを考えていく必要がある。

３　業務委託について

委託業務については、業務委託仕様書に基づいて、業務が遂行される。業務仕様書に関しては、①業務仕様書の記載文言の誤り、②契約約款と業務仕様書の不整合、③業務仕様書にない報告書の使用の問題点が散見された。

また、業務委託の履行確認に関しては、履行確認書類（業務完了届、業務日誌等）の記載の不備により業務仕様書どおりの履行確認ができていないという問題点が散見された。

業務仕様書は、業務内容を明示する重要なものであり、一言一句記載誤りのないように作成する必要がある。また、問題があった業務委託は、主に清掃に関するものであり、数回で作業が完了するものもあるが、ほぼ毎日作業が行われているものもある。作業完了確認は手間のかかる業務ではあるが、かといって手を抜いてもよいという業務ではない。履行確認は債務の発生にかかる重要な行為であるため、適切に履行確認をすることが必要である。

４　備品、薬品及び書籍管理について

過年度の包括外部監査においても指摘されているとおり、備品、薬品及び書籍の管理が不十分である。発見された問題は下記のとおりである。

①　備品、薬品及び書籍リストと現物が不整合であった。
②　備品リストに適切な「所在」の登録がなされていなかった。
③　備品リストに適切な「品名」「規格」の登録がなされていなかった。
④　備品リストに登録がないものが、備品として登録されていると誤認させる表示がなされていた。
⑥　不用となっている備品、薬品が放置されていた。
⑦　車両について、備品リストに車番の登録がなされていなかった。

備品は、その多くの購入価格は大きいものではないが、数量が多く、保管場所も様々な場所に点在している。このため、備品については、日頃から整理整頓し、現物

確認を行う必要がある。

薬品は、劇薬に指定されているものもあるため、紛失したとなると大きな問題となる。意図しない紛失・盗難を絶対発生させてはならない。そのためには、入出庫時に必ず台帳に記録し、年度末には実地棚卸を実施し、入出庫記録の正確性を検証する必要がある。これだけではなく、日頃から個人が備品管理の重要性を意識することが重要である。

書籍は、主に販売することを目的として、購入している。購入に際して、１回あたりの数量単位が大きいことから、予想した販売数量を読み間違えたときに、多くの在庫をかかえることになる。一部多くの在庫が残っているが、そのなかには、教育的な内容の書籍もあり、図書館や小学校で利用できるものもある。そういったものについては、他部署で利用することも有用であると考える。

備品の管理は対象件数も多く、管理に非常に手間がかかる事務であるが、備品は適切に管理していなければ、その機能を十分に発揮できない。また、備品の現物管理は台帳で行われるが、台帳の記載内容が不十分であると備品の現物と台帳の紐付けができないことになる。一般的に地方公共団体においては不要品の移管・売却・廃棄等が適切な時期に行われないことが多く、姫路市においても同様のことがいえる。当該部署にとって不要な備品を他部署への移管、売却及び廃棄等を適切に行うことは、管理する物品の数が減少して管理の手間が減少するとともに、不要備品を受け入れる部署にとっては予算を計上することなしに備品を活用できるメリットがある。

以上のように備品を適切に管理することは非常に手間がかかるものの、備品を一定水準で管理する必要がある。姫路市全体として、再度備品管理のルールの徹底を図ることが有用である。

第８章　監査の結果及び意見の総括

第１節　監査の結果及び意見のまとめ

今回の包括外部監査における監査の結果は全部で85件、意見は全部で62件であった。これらを章ごとに区分し、件数をカウントしたのが次の表である。

区分	件数	内　　訳	件数
監査の結果	38	第３章　公園部（公園緑地課及び公園整備課）	―
		第１節　公園緑地課	16
		第２節　ふれあいの館	4
		第３節　地域コミュニティ施設	3
		第４節　自然観察の森及び桜山公園	12
		第５節　公園整備課	3
	21	第４章　姫路城及び周辺公園	―
		第１節　姫路城総合管理室	4
		第２節　姫路城管理事務所	11
		第３節　動物園	6
	24	第５章　手柄山中央公園	―
		第１節　体育施設	2
		第２節　平和資料館	3
		第３節　水族館	10
		第４節　緑の相談所	5
		第５節　温室植物園	4
		第６節　手柄山中央公園整備室	0
		第７節　公園緑地課及び公園整備課の所管する業務	0
	2	第６章　名古山霊苑	―
		第１節　名古山霊苑	2
		（合計）	**85**
意見	27	第３章　公園部（公園緑地課及び公園整備課）	―
		第１節　公園緑地課	16
		第２節　ふれあいの館	6
		第３節　地域コミュニティ施設	1
		第４節　自然観察の森及び桜山公園	3
		第５節　公園整備課	1
	8	第４章　姫路城及び周辺公園	―
		第１節　姫路城総合管理室	2
		第２節　姫路城管理事務所	3
		第３節　動物園	3
	19	第５章　手柄山中央公園	―
		第１節　体育施設	1
		第２節　平和資料館	5
		第３節　水族館	3
		第４節　緑の相談所	5
		第５節　温室植物園	2
		第６節　手柄山中央公園整備室	1
		第７節　公園緑地課及び公園整備課の所管する業務	2

区分	件数	内　　訳	件数
	7	第６章　名古山霊苑	―
		第１節　名古山霊苑	7
	1	第７章　全般的意見	―
		第１節　監査対象部署に共通する意見	1
		（合計）	**62**

第２節　監査の結果のあらまし

今回の包括外部監査における監査の結果のあらましは次のとおりである。なお、報告書の章の順に記載している。

整理番号	内　　容
第３章　公園部（公園緑地課及び公園整備課）	
第１節	公園緑地課
結果3-1	業務委託の執行伺書及び支出負担行為書の記載について 公園緑地課は、執行伺書、支出負担行為書の概要欄において、契約金額にかかわらず、根拠条文についても適切なものが記載されているか確認の上で承認を行う必要がある。
結果3-2	耐圧試験業務委託における試験内容の不備について 消防用ホースの法定点検に関して、空気圧による試験は、契約に係る仕様書の要件を満たしていないのみならず、消防法に定める法定点検の点検要領にも沿っていないものであるため、法令及び契約内容に従った点検業務の実施を徹底させる必要がある。
結果3-3	地域緑化用配布資材購入費について 公園緑地課は、市長が地域緑化用資材を配布する意思決定を行った後に、配布する地域緑化用資材の調達についての予算の執行の手続きを開始することを徹底する必要がある。
結果3-4	保存樹管理補助金の補助の対象について 補助の対象である「保存樹の管理に通常要する経費」とはどのような経費であるかについては、取扱い要綱には具体的に示されていないことから、保存樹の管理者に対して提出を求める書類の様式に記載するのみでなく、取扱い要綱の規定に取り込む必要がある。
結果3-5	保存樹管理補助金の補助の対象について 「令和　年度　保存樹管理票」を保存樹の管理者に対して提出を求める根拠は、書面等により明確には認められなかった。当該管理票が、姫路市の保存樹の管理に関する事務上必要であり、かつ、保存樹の管理者に対して提出を求める必要のあるものであるならば、当該管理票の提出についても取扱い要綱に規定しておくとともに、「令和　年度保存樹管理票」を同要綱において制定しておく必要がある。
結果3-6	保存樹管理補助金の交付手続について 保存樹管理補助金を交付する保存樹の管理者に対し、交付規則に定める交付手続に従って、補助事業着手届、補助事業完了届及び補助事業実績報告書を提出させる必要がある。
結果3-7	保存樹管理補助金の管理業務の確認について 各保存樹の管理状況について、単なる令和４年７月から令和５年２月にかけて現地確認したことを述べた文書以外に、誰が現地確認したのかを明確に記載した一覧表や、個別の確認票などを添付する必要がある。
結果3-8	照明設備使用料の徴収について 公園緑地課が主管する都市公園内の運動施設における夜間使用の際の照明使用料については、徴収の根拠となる定めを、条例・規則・要綱等の何らかの規程類により定める必要がある。
結果3-9	公園緑地課の倉庫における備品管理について（車両について） 備品台帳は、財務会計システム上の備品台帳のデータを基に作成されたリストであり、車両の品名は記載されていたが、規格の記載がない（空欄）ものがあった。システム上の備品台帳には規格を入力する必要がある。
結果3-10	公園緑地課の倉庫における備品管理について（備品リストと現物の不整合について） 現物は存在し、備品番号が表示されているが、備品リストには記載されていないものがある。現状を調査し、誤入力であれば登録情報を適正に是正し、基準金額の変更により、備品から除外されたものは、備品番号の貼付を外すか、又は備品番号を抹消する必

整理番号	内　　容
	要がある。
結果3-11	公園緑地課の倉庫における備品管理について（適切な「所在」の登録） 　備品リストの設置場所と異なっている場所に設置されているものがあるが、財務会計システム上の備品台帳の「保管場所」は正しく入力する必要がある。
結果3-12	公園緑地課の倉庫における備品管理について（適切な「品名」「規格」の登録） 　一部の備品について、「品名」又は「規格」が明確なものではないため、財務会計システム上の備品台帳の「品名」又は「規格」を明確なものに修正する必要がある。
結果3-13	公園緑地課の倉庫における備品管理について（備品として登録されていると誤認させる表示の是正） 　中島東倉庫に備え置かれている機械について、廃棄処分がなされているにもかかわらず、備品番号が表示されているため、備品として登録されていると誤認する可能性がある。備品番号の貼付を外すか、備品番号を抹消しておく必要がある。
結果3-14	公園敷地内に設置されている掲示板の広告について 　無許可の公園施設の設置あるいは公園の占用、又は無許可の広告掲出が発生しているが、これは都市公園法、姫路市立公園条例等に違反しているので、姫路市は実態を把握し、それに応じた措置を行う必要がある。
結果3-15	公園に設置されている金属製倉庫・物置について 　市立公園の敷地内に、設置許可を受けていない倉庫や物置が存在していることは、都市公園法、姫路市立公園条例等に違反している状態となるので、姫路市は実態を把握し、それに応じた措置を行う必要がある。
結果3-16	市立公園に掲出されている表示板に記載されている使用条件について 　船津公園グラウンドの表示板にある「このグランドは無断では使用できません。必ず使用許可を受けてください。」という文言は、本来の使用条件に沿った表現（例：このグラウンドを使用するには使用申込が必要です。トラブルの防止のため必ず使用申込書を提出してください、等）に改める必要がある。
第２節	ふれあいの館
結果3-17	ふれあいの館における領収書の発行について 　船津公園ふれあいの館は、適格請求書の記載事項のすべてを記載した領収書を、施設専用使用料等を納付した人の求めに応じて発行する必要がある。
結果3-18	ふれあいの館における領収書の発行について 　公園緑地課は、所管する出先機関である姫路市ふれあいの館に対し、消費税適格請求書等保存方式（インボイス制度）についての各種の情報の連絡、令和５年10月以降に使用すべきインボイス用の領収書綴りの送付、令和５年10月以降に従来の領収書の様式を引き続いて使用する場合の補正の仕方の連絡等を早急に行う必要がある。
結果3-19	備品の管理について（船津公園ふれあいの館） 　現在、預かっている機材は、今後の対応方針について速やかに検討を行い、相手方との合意内容を書面により残しておくことが必要である。また、今後同様の事象が生じないよう、市職員側でのルールの整備・確認を行うとともに、利用者に対しても私物管理に関するルールの周知を行うことが求められる。
結果3-20	姫路市ふれあいの館専用許可申請書について 　専用許可申請書において指令番号（専用許可番号）を明確に記載したうえで、専用使用許可の審査及び専用使用料の算定結果の決裁を行い、申請書の記載内容が許可書に複写されるようにする必要がある。
第３節	地域コミュニティ施設
結果3-21	地域コミュニティ施設における備品の取り扱いについて 　地域コミュニティ施設条例施行規則第８条の定めに従った職員の配置ができないのであれば、現在の実態に合わせて、ふれあい体育館の使用者が備品の使用を終わったときの備品の取り扱いの方法を見直すとともに、施行規則第８条の規定を改定する必要がある。
結果3-22	姫路市地域コミュニティ施設使用許可申請書について 　姫路市は使用許可番号の使用許可申請書への記入は必ず行う必要がある。

整理番号	内　　容
結果3-23	姫路市地域コミュニティ施設使用許可申請書について 　夢前事務所の職員に公園緑地課長の許可権限の代理をさせる必要が生じるケースもあると考えられるため、これについてのルールを文書化して明確にしておく必要がある。
第４節	自然観察の森及び桜山公園
結果3-24	自主事業の許可について 　姫路市は、自主事業に対する実施の許可、不許可及び条件等についての意思決定を決裁書により行い、適切な決裁権者による決裁を受ける必要があるとともに、自主事業に関する事業計画に係る指示書により、実施の許可、不許可及び条件等の指示を指定管理者に対して行う必要がある。
結果3-25	自主事業の許可について 　いつ、誰が、誰に対して指示したのかを明瞭に表示するため、自主事業に関する事業計画に係る指示書には、指示の日付、指示をする人及び指示を受ける人を記載する必要がある。
結果3-26	自主事業としての自動販売機の設置について 　姫路市は、自動販売機の設置について、他の自主事業と同様に、「姫路市自然観察の森指定管理者業務仕様書」及び「桜山公園指定管理者業務仕様書」に基づいて、姫路市との間で合意した自主事業に関する事業計画書及び自主事業実施報告書を提出させる必要がある。
結果3-27	公園内行為許可申請書について 　公園緑地課は、姫路市立公園条例や桜山公園指定管理者業務仕様書に従い、桜山公園の指定管理者に対し、宛先を指定管理者とした公園内行為許可申請書の様式を使用させる必要がある。
結果3-28	公園内行為許可申請書について 　公園緑地課は、姫路市立公園条例や桜山公園指定管理者業務仕様書に従い、指定管理者に対し、発行者を指定管理者とした公園内行為許可申請書の様式を使用させる必要がある。
結果3-29	使用料の減免申請書について 　公園緑地課は、桜山公園の指定管理者業務仕様書の規定を見直し、「公園使用料減免申請書のあて名は、姫路市長とすること」とする必要がある。
結果3-30	自主事業に関する仕様書の記載内容について 　公園緑地課は、「姫路市自然観察の森指定管理者業務仕様書」の11及び「桜山公園指定管理者業務仕様書」の16に、指定期間途中に提案された自主事業については自主事業に関する事業計画に係る指示書により実施の許可、不許可及び条件等を指示する旨の定めを入れる必要がある。
結果3-31	自主事業に関する仕様書の記載内容について 　姫路市が、【様式例】１(1)④「指定管理者業務仕様書」の「16　自主事業の実施」の規定を改定し、現行の(2)規定に「申請時に提案された自主事業と同様、様式例に示す自主事業に関する事業計画に係る指示書により実施の許可、不許可及び条件等を指示する」旨を追加する必要がある。
結果3-32	自主事業実施報告について 　公園緑地課は、指定管理者に対し、まず仕様書に従って自主事業についての報告書を提出させる必要がある。
結果3-33	自然観察の森・桜山公園の姫路市が所有する物品について(その１)（所在不明の備品） 　公園緑地課は、姫路市の備品を適切に管理するよう指定管理者に指示する必要がある。
結果3-34	自然観察の森・桜山公園の姫路市が所有する物品について(その１)（実態不明の物品） 　公園緑地課は、指定管理者とともに、北山管理棟に保管されている３台のスライド映写機について、誰の所有物であるかを始めとする実態を調査し、当該調査の結果に従って適切な取り扱いを行う必要がある。
結果3-35	自然観察の森・桜山公園の姫路市が所有する物品について(その１)（所定の事務処理を行うべき物品について）

整理番号	内　　容
	公園緑地課は、一部の物品について、指定管理者に姫路市の物品に関する所定の事務処理を行うよう指示する必要がある。
第５節	公園整備課
結果3-36	網干南公園管理作業契約書における作業範囲の誤りについて 公園管理作業を委託するにあたっては作業範囲を正しく記載する必要がある。
結果3-37	網干南公園管理作業契約書における作業範囲の誤りについて 契約金額の変更が不要であっても、業務範囲の修正が必要な場合においては、変更契約を締結する必要がある。
結果3-38	入札経過調書の記載について 入札書比較金額は消費税抜きの金額で記載することについて、調書起票担当者に周知するともに、承認者は決定金額又は落札価格、予定価格、入札書比較金額のチェックを行い、誤りがないかどうかの確認を行う必要がある。
第４章　姫路城及び周辺公園	
第１節	姫路城総合管理室
結果4-1	再委託の事前承諾について（その１） 砥堀本町線西側歩道樹木剪定業務において再委託をおこなっているにも関わらず、書面による事前の承諾を得ていなかった。業務委託契約約款及び仕様書に基づき、警備を同社に委託する場合は事前に文書で承諾を得るように契約者を指導する必要がある。
結果4-2	再委託の事前承諾について（その２） 西部中濠石垣草木除去清掃・南勢隠門石垣草木伐採業務委託に再委託をおこなっているにも関わらず、再委託申請がなされていなかった。
結果4-3	業務日誌の記載について 三九公園清掃除草業務委託の施設外就労実施報告書の一部において従事者欄及び職員欄の氏名にチェックマークが付けられておらず、使用袋数欄の記入がなされていなかった。姫路市としては履行確認時に確実にチェックを行い、適切な履行確認を行う必要がある。
結果4-4	自主事業に関する事業計画に係る指示書について 指定管理者施設である好古園事業の指定管理者が提出した姫路城西屋敷跡庭園好古園自主事業に関する事業計画書に対して、自主事業に関する事業計画に係る指示書には許可した主体及び日付の記載が欠落している。同指示書の発行に当たっては、指示した所管課決裁者及び日付を記載する必要がある。
第２節	姫路城管理事務所
結果4-5	勤務実績表について 姫路城建造物清掃業務において、委託業務進捗届と清掃勤務予定表が出されているが、実績表とのことである。業務の履行の状況にあたり、予定表ではなく清掃勤務実績表として提出するように求めるべきである。
結果4-6	仕様書の記載内容について 姫路城建造物清掃業務の仕様書の「５提出書類　(1)着手届・事業計画書　」において、『ただし、本仕様書中「４対象業務　(2)業務実施にあたり、・・・」』と記載がしている。しかしながら、同仕様書は「4　対象業務　イ　業務内容　」となっており、整合していない。仕様書は慎重に作成する必要がある。
結果4-7	清掃箇所一覧表の契約書類への綴じ込みについて 姫路城建造物清掃の契約書類には清掃箇所一覧表は綴じ込まれていなかった。清掃箇所一覧表には、清掃箇所及び清掃頻度が記載されており、契約の履行上重要な項目が含まれているので契約書類に綴じ込む必要がある。
結果4-8	機器明細表の契約書類への綴じ込みについて 姫路城券売機保守業務委託仕様書別紙の機器明細表が契約書に綴じられていない。機器明細表には保守対象となる機器名が記載されており、契約の履行上重要な項目が含まれているので契約書類に綴じ込む必要がある。
結果4-9	履行確認書類について

整理番号	内　　容
	姫路城建造物清掃業務は、提出物は業務委託契約約款にある委託業務完了報告書ではなく、委託者は委託業務進捗届及び姫路城清掃勤務予定表を姫路市に提出して履行確認を行っている。所管課に確認したところ、表題は予定表となっているものの清掃実績表となっているとのことであった。提出物の名称を業務委託契約約款の文言と整合性をとるとともに実績として提出される「姫路城清掃勤務予定表」の名称を変更するよう指導する必要がある。
結果4-10	委託業務完了報告書について 姫路城運営事務所機械警備業務委託契約約款の第10条（完了報告）において、「委託業務が完了時に委託業務完了報告書することになっている。しかしながら、実際の運用は、四半期の支払ごとに委託業務進捗届が提出され、支払いがなされている。支払い回数は重要な契約項目であるので、契約約款との整合性をとる必要があり、契約約款にない委託業務進捗届という名称についても、契約約款との整合性をとる必要がある。
結果4-11	委託業務完了報告書について 年度末に提出された第４四半期の委託業務進捗届は第４期分にもかかわらず、「第３期の業務が完了したことを報告します。」となっている。業務の完了報告の確認にあたっては慎重に行う必要がある。
結果4-12	委託業務進捗届について 姫路城建造物清掃業務の仕様書では、業務委託契約約款では、第10条１項において、「乙は、毎月の委託業務が完了したときは、遅滞なく、委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。」となっているが、提出されたものは、委託業務進捗届となっており、また、完了欄に日付がない。仕様書との整合性を図るため、毎月の委託業務進捗届の表記を月次の「委託業務完了届」とし、現状の記載内容を維持するならば、「完了」欄には当該月の完了日の記載を求めるべきである。
結果4-13	年間管理工程表の契約書添付について 千姫ぼたん園管理業務の年間管理工程表が契約書に綴じ込まれていない。年間管理工程表には作業内容、実施時期及び実施回数が記載されており、これなくしては業務ができないものとなっているので、年間管理工程表を契約書に綴じ込む必要がある。
結果4-14	完了報告書について 姫路城自家用電気工作物保安管理業務委託において、四半期ごとに提出された書類は、第１期から第３期までは「委託業務進捗届」となっており、契約約款にある委託業務完了報告書とはなっていない。また、完了日付の記載がない。四半期ごとに提出を受ける書類の名称は業務委託契約約款と統一する必要がある。
結果4-15	履行確認資料について 千姫ぼたん園管理業務契約の仕様書において、作業項目の写真(日付必要)の提出することになっているが、提出された「工事用アルバム」綴りには、表紙及び掲載写真にすべて日付がない。業務の履行確認にあたっては、仕様書において明記した項目は確実に確認する必要がある。
第３節	動物園
結果4-16	遊戯施設の券売機設置部分の使用許可について 遊戯施設の券売機を設置している部分について、使用許可申請書の図面に記載がなかったため、使用許可の範囲に含めていることを図面に記載して明確にしたうえで、条例に従い使用料を徴収するか、減免事由がある場合は減免扱いとして取り扱うべきである。
結果4-17	遊具土地の使用許可の条件及びマニュアル作成について 遊具業者に対して使用許可を出す際には、一定額以上の補償がある保険に加入していることを条件にしたうえで、資料を提出させて保険の内容を確認しておくべきである。
結果4-18	遊戯施設の営業主体の明記について 姫路市が遊戯施設の営業主体であると誤認されないように、営業主体が遊具業者であることを遊戯施設の入り口に掲示するなどして利用者に明示しておくべきである。
結果4-19	薬品管理について 動物に処方する薬品について、薬品台帳上の残量と実際の在庫に差異がある、台帳への記録がされていない、台帳上の残量が不明となっているなど、管理が不適切であっ

整理番号	内　　容
	た。定期的に残量確認を行い、薬品台帳への記録方法に関するルール作りと職員への周知徹底が必要である。
結果4-20	出改札等業務委託契約の名札の着用について 　仕様書に従い、業務従事者については、委託業者名の記載のある制服や名札を着用して、客観的に地位を明確にするよう指導するべきである。
結果4-21	出改札等業務委託契約の業務完了報告書の誤記について 　委託業務完了届に誤記があった。業者より委託業務完了届の提出を受けた場合、完了した業務の内容を確認し、不備がある場合には業者に対し、訂正を求めるべきである。
第５章　手柄山中央公園	
第１節	体育施設
結果5-1	建築物環境衛生管理の年間計画について 　姫路市立総合スポーツ会館他11体育施設指定管理者業務仕様書によれば、指定管理者は、建築物環境衛生管理の年間計画を作成して姫路市の承認を得ることとされているが、令和３年度（協定期間の初年度）及び令和４年度については、指定管理者は、建築物環境衛生管理の年間計画を提出していない。仕様書に従った対応ができていないので、指定管理者に対し改善指導をする必要がある。
結果5-2	警備計画書について 　姫路市立総合スポーツ会館他11体育施設指定管理者業務仕様書によれば、指定管理者は、警備計画書を作成し提出することになっているが、令和３年度（協定期間の初年度）及び令和４年度については、指定管理者は、警備計画書を提出していない。仕様書に従った対応ができていないので、指定管理者に対し改善指導をする必要がある。
第２節	平和資料館
結果5-3	領収書の連番管理について 　領収書に管理番号（通し番号）が付されておらず、連番管理がなされていなかったため、今後は、領収書に管理番号（通し番号）を付すよう委託者に指導する必要がある。
結果5-4	姫路市平和資料館条例施行規則第11条について 　姫路市平和資料館条例施行規則第１項に観覧料又は使用料を減免することができる場合及び金額が第１号から第７号までしか規定されていないにもかかわらず、第２項での必要な書類の規定は、第１号から第８号となっており、明らかに不整合であるため、早急に修正する必要がある。
結果5-5	観覧料について（２階の多目的展示室のみを観覧する場合の観覧料について） 　平和資料館には、常設展示室と多目的展示室がある。姫路市平和資料館条例第４条で観覧料が規定されているが、常設展示室の観覧のみ適用されており、多目的展示室の観覧には適用がない。姫路市平和資料館条例第４条の観覧料を、常設展示室の観覧料のみとする拡大解釈をすべきではない。
第３節	水族館
結果5-6	潜水清掃業務委託契約の業務完了届の不備について 　委託業務完了届に記載漏れや誤記などの不備があった。業者より委託業務完了届の提出を受けた場合、完了した業務の内容を確認し、不備がある場合には業者に対し、訂正を求めるべきである。
結果5-7	潜水清掃業務委託契約の潜水士免許保有の確認について 　仕様書では、潜水士免許の保有が必要資格となっているため、委託業者から潜水士免許の写しの提出を求めるなどして、有資格者であることを事前に確認するべきである。
結果5-8	海水搬入業務委託契約の業務完了届の不備について 　委託業務完了届に、記載漏れや誤記が散見されたため、業者に対し、不備のないものを提出するよう指導を徹底するべきである。
結果5-9	施設保守及び飼育補助業務委託契約の契約形態について 　水族館の職員の補助係として、職員が都度指揮命令する必要のある「一般作業」という業務を委託業者の従事者に行わせているのであれば、業務委託という契約形態になじまないため、仕様書で業務を具体的に特定するか、契約形態自体の見直しを検討する必要がある。

整理番号	内　　容
結果5-10	施設保守及び飼育補助業務委託契約の業務従事者の名簿について 　仕様書に従い、業務従事者の氏名、年齢、住所を名簿などの提出を求めるべきである。
結果5-11	窓口受付案内業務及び入館料等徴収業務委託の制服・名札の記載について 　仕様書に従い、業務従事者については、委託業者名の記載のある制服や名札を着用して、客観的に地位を明確にするよう指導するべきである。
結果5-12	入場券の管理について 　水族館の入場券には、連番を付して管理する必要がある。
結果5-13	書籍の残高管理について 　書籍について、帳簿残高と実在庫に差異が生じていた。有償刊行物については年２回程度の定期的な実地棚卸が必要であり、特に年度末には必ず棚卸し記録を残すべきである。
結果5-14	薬品管理について 　近年全く使用していない薬品があり、中には劇薬に分類されるが、処分費用が高額となるため処分できていないものがある。不要な劇薬等を保管することは紛失等のリスクを伴うため、早急に処分するべきである。
結果5-15	薬品管理について 　薬品の残量確認を定期的に行っていないため、年度末には棚卸を実施し、その記録を残す必要があるほか、帳簿残高と実施棚卸残高に大きな差がある場合は、その差異の原因を調査するべきである。
第４節	緑の相談所
結果5-16	モノレール展示室警備業務委託契約の提出書類について 　仕様書に従い、委託業者に対して、委託業者に警備員の経歴書、資格者証の写し、雇用関係証明書類などの提出を求めるべきである。
結果5-17	使用許可申請書の減免申請欄について 　使用料が減免されているにもかかわらず減免申請欄のチェックが漏れているものがあった。減免申請はどの減免事由に該当するかが重要であるため書類上明確にするべきであり、書類に不備がないよう精査に努める必要がある。
結果5-18	多目的ホール等の割増使用料について（その１） 　使用許可申請書には、使用区分として「営利事業」「非営利事業」をチェックする項目しかなく、姫路市立公園条例上の割増使用料を加算する事由と一致していないため、条例上の加算事由と一致するチェック項目を設けることが必要である。
結果5-19	多目的ホール等の割増使用料について（その２） 　姫路市公園条例をそのまま適用すれば、営利事業か非営利事業かに関わらず、外形的に「入場料その他これに類する料金」を徴収していると判断できる場合には、一律に割増使用料を加算するべきであって、現在の運営基準は条例の規定と整合していない。割増使用料の加算の運営基準について、見直す必要がある。
結果5-20	使用料の領収証の書き損じの処理について 　書き損じた領収証については、バツ印などをつけて書き損じであることを明らかにしておく必要がある。
第５節	温室植物園
結果5-21	仕様書の規定の根拠規則号番号誤りについて 　姫路市手柄山温室植物園指定管理者業務仕様書の入園料の減免にかかわる規則の引用条文が誤っているので、訂正する必要がある。
結果5-22	市長が特別の理由があると認めるときの減免に係る決裁について 　手柄山温室植物園条例施行規則によれば、市長が特別の理由があると認めるときは、相当額を減免できるとされている。当該減免事由を含む減免事務全般は、指定管理者に対し、「手柄山温室植物園出改札マニュアル」内の「手柄山温室植物園減免対象者一覧」を提示することにより、実行されているが、当該減免基準は現在の担当者には引き継がれておらず、所管課に提出を求めても、直ちには提出できない状態であった。 　その後の調査によると、入園料減免基準の平成１８年４月の改正に係る決裁が確認で

整理番号	内　　容
	きたが、指定管理者に提示された「減免対象者一覧」とは一部合致していない。最新の改正について決裁を受けていないのであれば、決裁手続を実施する必要がある。（なお、決裁を受けていたのであれば、最新の入園料減免基準が現在の担当者に引き継がれるよう改善する必要がある。）
結果5-23	清掃について定期作業の業務報告書について 　手柄山温室植物園の指定管理者から提出された事業報告書及び月例報告に含まれる清掃業務（定期作業）報告書と作業日誌の記録を照合した結果、不一致が３日間あり、年２回の定期作業が当初の計画書とは異なる年度末の２月と３月にまとめて実施したという報告になっていた。清掃業務（定期作業）報告書は、不正確かつ不適切な内容であったため、指定管理者に対し改善指導をする必要がある。
結果5-24	警備計画書の提出もれについて 　手柄山温室植物園指定管理者業務仕様書によれば、指定管理者は、警備計画書を作成し提出することになっているが、令和３年度（協定期間の初年度）及び令和４年度については、指定管理者は、警備計画書を提出していないので、改善指導をする必要がある。
第６節	手柄山中央公園整備室
	なし
第７節	公園緑地課及び公園整備課の所管する業務
	なし
第６章　名古山霊苑	
第１節	名古山霊苑
結果6-1	縦覧料の不徴収手続について 　姫路市名古山霊苑仏舎利塔条例施行規則第６条における「その他市長が特に必要と認めた者」の該当者については、決裁を受けて基準化する必要がある。
結果6-2	作業工程表の未提出について 　名古山霊苑内低木剪定業務委託仕様書によれば、委託を受けた事業者は、作業工程表を提出することになっているが、作業工程表を提出していないので、委託を受けた事業者に対し、事前に作業工程表を提出するよう指導することが必要である。

第３節　意見のあらまし

今回の包括外部監査における意見のあらましは次のとおりである。なお、報告書の章の順に記載している。

通し番号	内　　容
第３章　公園部（公園緑地課及び公園整備課）	
第１節	公園緑地課
意見3-1	保存樹管理補助金の管理業務の確認について 今後において、マンパワーの不足により市職員による全ての保存樹の管理状況の現地確認の実施が困難となる場合に備え、保存樹の管理状況の確認方法について再検討をすることが望ましい。
意見3-2	公園緑地課の倉庫における備品管理について（車両について） 車両について、リストと現物の突合を効率的に行うため、情報システムの「規格」の項目に車番についての情報を入力しておくことが望ましい。
意見3-3	公園緑地課の倉庫における備品管理について（備品リストと現物の不整合について） 備品リストと現物の不整合について、その要因が、過去に備品として取扱う購入単価の基準が10,000円以上から20,000円以上に改定された際、購入単価が20,000円未満であったため消耗品とした物品であるが、備品番号の貼付を外さなかったため、現物に備品番号の表示が残っている場合は、消耗品であることを明確にするため、備品から消耗品に変更した旨を表示しておくことが望ましい。
意見3-4	公園緑地課の倉庫における備品管理について（不用となっている備品） 現在使用されていない備品について、公園緑地課は、まず、これらの備品について、今後使用するか否かを再度検討する必要がある。そのうえで、今後使用する見込みがない場合には、備品を廃棄するにあたっての所定の手続をすることが望ましい。
意見3-5	公園敷地内に設置されている掲示板の広告について 市立公園に設置されている掲示板等に広告を掲示し、その広告料を徴収することが制度的に可能なものであるかどうかについても、他の自治体における事例などを調査のうえ検討することが望ましい。
意見3-6	公園に設置されている金属製倉庫・物置について 設置許可を受けていないにもかかわらず市立公園に設置されている倉庫や物置について、公園施設の設置許可（都市公園法第５条）または準公園施設の設置許可（姫路市立公園条例第36条第１項）を与え、その使用料を徴収することが制度的に可能なものであるかどうかについても、他の自治体における事例などを調査のうえ検討することが望ましい。
意見3-7	市立公園に掲出されている表示板に記載されている使用条件について 公園緑地課は、船津公園グラウンド以外にも本件の表示板のような本来の使用条件とは異なる使用条件が記載されているものがないかを調査し、そのような表示板があれば上記と同様に表現を改めることが望ましい。
意見3-8	市立公園に掲出されている表示板に記載されている使用条件について 船津公園グラウンドの表示板の表示をした人を示す「公園管理課／公園愛護会」のうち、「公園管理課」は、姫路市役所の組織改正により現在は存在しない課である。組織改正が行われた際は、できるだけ表示物の組織の表示も修正することが望ましい。
意見3-9	公園愛護会に対する委託料の振込口座について 公園緑地課は、公園愛護会の委託料の支払いにあたっては、できる限り委託契約の相手方である公園愛護会に関連していることが明確な名義の口座に振り込みをすることが望まれる。
意見3-10	保存樹管理補助金及び保存樹せんてい等補助金について 現状の保存樹管理補助金及び保存樹せんてい等補助金の交付について日本国憲法第89条の規定に照らして問題はないということを検討した結果は、文書としては確認できないということであるが、検討した内容については文書化し、適切な権限者による決裁を

通し番号	内　　容
	得ておくことが望ましい。
意見3-11	保存樹管理補助金及び保存樹せんてい等補助金について 　公園緑地課は、保存樹のうち、宗教的意味合いが高いと推定されるようなものについては、個別に補助金の支出が日本国憲法第89条の規定に照らして問題がないかどうかをより慎重に検討するとともに、検討の内容を文書化し、適切な権限者による決裁を得ておくことが望ましい。
意見3-12	公園緑地課所管のテニスコートの使用料について 　公園緑地課は、所管するテニスコートについて、使用料を徴収することを検討することが望ましい。
意見3-13	遊休状態となっている公園施設について（船津公園テニスコート） 　公園緑地課は、船津公園の二つのテニスコートについて、テニスコートとしての機能を復活させるのか、させないのかを早い時期に決め、テニスコートの区域の遊休状態を解消させることが望まれる。また、テニスコートとしての機能を復活させないのであれば、テニスコートの区域の活用方法を検討する必要がある。さらに、他の姫路市立の公園において、船津公園テニスコートのように遊休状態となっている区域があるところがあれば、上記と同様の対処をすることが望ましい。
意見3-14	姫路市公園条例の別表の改善について 　別表(4)についても、別表(3)及び別表(6)と同じように、野外ステージが姫路公園内のものであることが特定できるような条例の改正案を立案することが望ましい。
意見3-15	姫路市公園条例の別表の改善について 　条例の別表(7)の定めが「手柄山交流ステーション」のものであると特定できるような条例の改正案を立案することが望ましい。
意見3-16	公園緑地課が所管しているスポーツ施設について 　姫路市は、すべての市立のスポーツ施設を一つの部局において所管することを検討することが望ましい。
第２節	ふれあいの館
意見3-17	ふれあいの館における領収書の発行について 　姫路市役所全体としても、出先機関等を所管する本庁の各部署に対し、再度上記の連絡を徹底させることが望まれる。加えて、今回のような財務事務に関連する大きな制度変更があった場合、財務事務を総括する部署が、市役所内の他の各部署に対して、早い時期から、庁内イントラネットや文書による新しい制度についての情報連絡を逐次行うように努めるとともに、説明会や研修会を適時に開催することにより、新しい制度についての情報を充実・補完するように努めることが望ましい。
意見3-18	姫路市ふれあいの館専用許可申請書について 　許可年月日についても専用使用許可の審査及び専用使用料の算定結果の決裁を特定する事項として、申請書に記載することを検討されたい。
意見3-19	冷暖房設備使用料の見直しについて（船津公園ふれあいの館） 　船津公園ふれあいの館の冷暖房設備使用料について、今後、物価変動の状況を見つつ、施設側が負担する電気料金に照らして適正な使用料となるように、検討を進めることが必要である。
意見3-20	照明設備使用料受領における不正防止体制について（網干南公園ふれあいの館） 　公園緑地課は、網干南公園ふれあいの館の照明設備使用料受領に関する不正防止のしくみを適切に整備できるよう検討を進める必要がある。
意見3-21	照明カードの棚卸しに関するルールについて（網干南公園ふれあいの館） 　網干南公園ふれあいの館側で紛失に気付き、利用者へ問い合わせ出来るよう、照明カードの棚卸しについてのマニュアル等を作成し、すべてのカードについてその時点でどこにあるのかが分かるようにしておくことが望ましい。
意見3-22	利用者によるカード紛失時のルールについて（網干南公園ふれあいの館） 　公園緑地課は、利用者がカードを紛失した場合のルールを明確にし、その際の費用について利用者から徴収できるよう規則等を整備することが望ましい。
第３節	地域コミュニティ施設

通し番号	内　　容
意見3-23	利用頻度の低い地域コミュニティ施設（運動広場）について 　公園緑地課は、山之内運動広場及び寺運動広場について利用促進策を検討することが望ましい。そのうえで、稼働状況が改善しないようであれば、夢前町内の運動広場の立地についても検討することが望ましい。
第４節	自然観察の森及び桜山公園
意見3-24	自主事業実施報告について 　公園緑地課は、指定管理者に対し、「指定管理者制度導入マニュアル６業務監督編」の事業報告書の様式例の別紙６にある「平成○○年度　自主事業実施報告書」の例示を参考としてフォーマットを用意し、自主事業実施報告書を作成させるなどの指導対応を行うことが望ましい。
意見3-25	自然観察の森・桜山公園の姫路市が所有する物品について(その１)（映写室及び倉庫） 　公園緑地課は、映写室及び倉庫内の整理整頓を推進するよう指示することが望ましい。また、指定管理者とともに「要修理」と表示された備品について、修理の要否を検討し、代替品があるようなものについては廃棄の手続きを進めることが望ましい。
意見3-26	自然観察の森・桜山公園の姫路市が所有する物品について(その２) 　売却できる可能性のあるものは売却を行い、たとえ少額でも姫路市の収入の増加に結びつけるとともに、備品の再利用あるいは資源のリサイクルにも貢献できるよう検討することが望ましい。
第５節	公園整備課
意見3-27	見積書の徴収におけるルールについて 　今後において、業者からの見積書を徴収する際には、見積書の内訳についても合わせて提示させることを徹底させることが必要である。
第４章　姫路城及び周辺公園	
第１節	姫路城総合管理室
意見4-1	指名競争入札の範囲について 　シロトピア記念公園花壇等管理業務委託における業者選定は、「姫路公園内の植物管理の実績がある業者」となっている。姫路公園における実績にとらわれず、同等の植物管理能力のある業者に対しても、門戸を開くように検討する必要がある。
意見4-2	清掃業務等の履行確認について 　姫路城公園清掃除草業務委託の清掃等の実績は、毎月、就業記録実績を姫路市に提出しているが、履行確認は日々実施するのが原則である。職員が他の業務等で作業や立会があった際にあわせてトイレの清掃状況の確認を随時行っているとのことであるが、記録を一切残していない。チェックをした場合は、必ず記録を残すようにするとともに、チェックの頻度を増加させる方策を検討されたい。
第２節	姫路城管理事務所
意見4-3	作業回数の協議資料について 　姫山公園清掃除草業務委託仕様書において、「月ごとの作業回数については姫路市と協議する。」となっているが、協議内容の記録が残されていない。実施時期及び実施回数は重要な要素であるので、協議した内容は文書として保存すべきである。
意見4-4	随意契約理由書について 　国宝姫路城夜間照明イベント用プログラム作成他業務委託の契約の方法は、一者随意契約である。「随意契約理由書(チェックリスト)」には、その理由が記載されているが、単に、実績がある・熟練しているという理由にみえるため、当該業務を行うことができる唯一の業者であるという理由としては十分な記載内容とはいえない。もっと明確な随意契約理由を記載すべきである。
意見4-5	詳細な見積内訳書の入手について 　姫路城カの櫓等耐震診断業務委託契約の見積書は、作業工程ごとの内訳になっているものの、各作業工程でどのような費用が発生するかの内訳書が添付されていないので、見積書の妥当性が検証できない。随意契約であっても、金額の妥当性を検討するため、詳細な内訳書の提出を求めるべきである。
第３節	動物園

通し番号	内　　容
意見4-6	遊具土地の使用許可の条件及びマニュアル作成について 　遊戯施設での事故など緊急時の対応について、姫路市側と遊具業者側との役割分担や情報共有などに関する統一的なマニュアルを作成し、各業者と共有して、迅速かつ適切に対応できる体制を整備しておくことが望まれる。
意見4-7	備品台帳の整備について 　備品台帳による管理について、備品の現物と紐づけて特定できるように、備品台帳を整備することが望ましい。
意見4-8	動物標本の所管について 　科学館に設置されている「動物標本」については動物園の所管となっているが、管理の効率性の観点から、科学館への所管替えを検討することが望ましい。
第５章　手柄山中央公園	
第１節	体育施設
意見5-1	清掃作業計画について（定期作業等） 　姫路市立総合スポーツ会館他11体育施設指定管理者業務仕様書によれば、指定管理者は、毎月ごとの清掃作業計画（定期作業等）を提出し、承認を受けることになっているが、清掃作業計画を書面で姫路市に提出していない。姫路市は指定管理者との毎月の打ち合わせにおいて詳細を確認し承認している。当該運用方法で問題ないと判断しているのであれば、仕様書の規定の文言を当該運用方法に合わせた表現に改定するよう検討する必要がある。（但し、口頭でのやり取りでは証跡が残らないため、現行の仕様書の規定の通り、清掃作業計画を書面で提出させ、承認する方法に改めることも検討する必要がある。）
第２節	平和資料館
意見5-2	観覧料について（観覧料の無料化について） 　観覧料徴収業務にはそれなりの人員及び時間を要していると考えられるため、観覧料徴収業務に関わる委託金額は小さくないと考えられる。観覧料徴収業務にかかわる委託料を明確にし、観覧料収入との比較考量を行い、観覧料徴収業務の委託コストが同収入を著しく上回っている場合には観覧料収入を無料化することを検討することが望ましい。
意見5-3	防火対象物及び消防用設備等保守点検業務委託について 　平和資料館防火対象物及び消防用設備等保守点検業務委託の仕様書には、点検者は、有資格者による点検が必要とされている。しかしながら、この免状の記載が正確であるかの確認がなされていない。今後は、免状のコピー等を入手し、事前に有資格者である旨の確認をする必要がある。
意見5-4	常設展示室保守点検業務委託について（設備等の設置業者の選定について） 　常設展示室に限らず、設備等の設置後に発生する保守点検業務について、設備等の設置業者と一者随意契約とせざるを得ないと想定される場合、設備等の設置業者を選定する際に保守点検費用も考慮に入れることを検討することが望ましい。
意見5-5	常設展示室保守点検業務委託について（仕様書の記載内容について） 　仕様書によると、保守点検業務委託の目的、点検項目・内容等が定められてはいるものの、上記の点検の時期、回数が定められていない。 　何をもって、保守点検業務が完了したといえるのかが明確ではなく、仕様書の目的に、計画的な予防保全を実施する旨の記載があることから、点検の時期、回数は仕様書にて明確に明示すべきと考える。
意見5-6	企画展開催業務委託（学芸員）について 　平和資料館における学芸員の設置の有無について、再度検討すべきと考える。また、検討する際には、今後の参考とするため、議事録等の資料を残しておくことが望ましい。
第３節	水族館
意見5-7	海水搬入業務委託契約の業務完了届の不備について 　業務の完了日から委託業務完了届の提出日まで最長で25日もの期間が経過しているものがあったが、業務委託契約約款では「遅滞なく」提出することが求められていること

通し番号	内　　容
	や、時間が経過すると適切な検収が困難になるおそれがあることから、業務完了後速やかな提出を求めることが望ましい。
意見5-8	清掃等業務委託契約の業務報告書の書式について 　仕様書別紙「主な清掃内容と実施回数」記載の具体的業務が業務報告書の項目と一致していない部分が散見されるため、両者の項目が一致するように、業務報告書の書式を見直すことが望ましい。
意見5-9	清掃等業務委託契約の「ゴミの搬出・巡回清掃」の業務日報の記載方法について 　現在の業務日報の記入方法では、巡回清掃を実施したもののゴミ袋を搬出する必要がなかった場合は、「ゴミの搬出・巡回清掃」欄が「空欄」となり、巡回清掃が実施されたのか否かが判別できないため、業務日報の記入方法を変更することが望ましい。
第４節	緑の相談所
意見5-10	使用許可申請書の減免申請欄について 　来年度に申請書の変更を予定しているとのことであるが、減免申請欄に減免事由の一つである姫路市立公園条例施行規則第10条（２）に該当する項目を加筆する必要がある。
意見5-11	多目的ホール等の割増使用料について（その１） 　利用者に分かるように、ホームページやパンフレットに割増使用料を徴収する場合を記載しておくことが望ましい。
意見5-12	多目的ホール等の稼働率について 　手柄山交流ステーションを開設した時点の利用率は32％程度と予測していたものの、コロナ禍前の4年間でも平均30％に満たず、当初見込んでいた利用率よりも低い水準である。このため、稼働率が低い原因を分析したうえで、稼働率を上げるための方策を検討することが望ましい。当初見込んでいた需要がなくなったということであれば、有効活用のため、別の使途を検討することも必要である。
意見5-13	多目的ホール等における通信環境の改善について 　多目的ホール内の一部において発生する電波障害の解消のための対策を検討することが望ましい。また、利用者に対しては、通信環境が悪いことを事前に説明しておいた方がよいと思われる。
意見5-14	備品管理について 　多目的ホール等に設置されている多数のイスについては、備品管理調書による管理の必要がなくなった後も、数量・品名・設置場所などを記録して管理することが望ましい。
第５節	温室植物園
意見5-15	手柄山温室植物園出改札マニュアルの保管及び取扱いについて 　「手柄山温室植物園減免対象者一覧」を含む「手柄山温室植物園出改札マニュアル」については、基本協定書に添付するなどして、契約文書として取り扱うことが望まれる。
意見5-16	指定管理者からの月例報告書類の保管方法について 　月例報告書類の保管については、量が多く、ファイリングしないとバラバラになりやすく、また、事後的なチェックも行いにくい。「利用状況及び収納事務の実施状況」だけでなく「管理業務の実施状況」及び「自主事業実施報告書」についても、ファイリングした上で、インデックスシールを貼るなどして何月分かすぐ分かるようなかたちで整理することが望まれる。
第６節	手柄山中央公園整備室
意見5-17	回転展望台について 　今後の施設の改修や利活用方策については、検討が進んでおらず、まだ白紙に近い状況である。利活用方策をどのようなものに決め、それに合わせて施設の改修をどのように行うかは難しい検討課題であるが、コンクリート部分の劣化が進んでおり、検討を先送りせず早期に結論を出すことが望まれる。
第７節	公園緑地課及び公園整備課の所管する業務
意見5-18	夏季の人件費の割増率について

通し番号	内　　容
	酷暑期である夏期の人件費について、夏期配分金という名目で、通常時期の配分金より割り増しして算定されているが、その割増率が男性女性で異なっている。 同一の作業に対しては、同一の配分金とするのが基本であり、配分金に差をつける場合は、作業負担や作業能力などに基づいて行うべきである。男性女性という性別の違いに基づくべきではない。シルバー人材センターに対して、配分金を全員同一にするか、あるいは、配分金に差をつける場合は合理的な基準に基づいて行うよう改善指導することを検討するべきである。
意見5-19	夏季の人件費の割増率について シルバー人材センターに対して、手柄山中央公園管理作業委託契約の見積書における材料費の積算根拠を明らかにするよう改善指導することを検討するべきである。
第６章　名古山霊苑	
第１節	名古山霊苑
意見6-1	縦覧料の不徴収手続に関する仕様書について 縦覧料の不徴収手続は、出改札業務における重要な契約事項である。仕様書で説明不足のまま運用面の工夫として書面提示するのではなく、仕様書（又は仕様書の別紙）に具体的に規定することを検討する必要がある。
意見6-2	納骨堂に関する業務内容について 仕様書は、業務内容を曖昧に記載するべきではないので、対象施設として納骨堂を明示し、納骨堂における業務内容も具体的に記載することを検討するべきである。
意見6-3	一者随意契約の随意契約理由について 競争入札や複数見積随意契約によらず、一者随意契約を継続するのであれば、仏舎利塔の出改札業務を名古山霊苑協会に委託しなければならない理由をもっと具体的に記載するよう検討する必要がある。
意見6-4	契約相手方の見積金額での契約について 名古山霊苑仏舎利塔出改札業務委託契約は、一者随意契約であり、競争入札により契約金額が決まったわけではない。契約金額は5,696,700円と比較的大きく、契約金額の妥当性の検証は重要である。見積金額の内訳や明細を入手するなどして、（さらに、予定価格の積算根拠を明らかにするなどして、）契約金額の妥当性チェックを強化するよう検討する必要がある。
意見6-5	作業工程表の不備について 名古山霊苑えい地除草業務委託を受けた事業者に対し、仕様書に従い、事前に作業工程表を提出するよう指導することが望まれる。
意見6-6	施設の有効活用について（西宝塔跡地駐車場） 西宝塔跡地駐車場は、駐車場としての利用頻度が少ないため、有効活用できていない。西宝塔跡地駐車場の活用方法を再検討することが望まれる。
意見6-7	施設の有効活用について（講和館） 講和館には、設置条例がなく、設置目的や活用方法が曖昧になりがちである。そして、使用されるのが年12回プラスアルファ程度と、市の公共施設としては使用頻度が少なく有効活用できていないことが課題として挙げられる。講和館の活用方法を再検討することが望まれる。
第７章　全般的意見	
第１節	監査対象部署に共通する意見
意見7-1	再委託先の暴力団排除に関する誓約書の徴取について 下請業者が姫路市の登録業者でなく、誓約書を提出していない場合も考えられるため、事務負担の増加との十分な比較考量する必要はあるものの、誓約書の提出を検討することが望ましい。